

総室発第80号

平成27年11月5日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区神田美土代町1番地1

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり保安規定の変更の認可を申請いたします。

記

1. 変更内容

昭和44年9月19日付44原第4931号をもって認可を受け、別紙のとおり変更認可を受けた敦賀発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉）の変更後欄のとおり変更する。（ただし、下線及び変更箇所表示部は含まない。）

2. 変更の理由

(1) 2号炉の重大事故等対処設備の設置及び体制の整備等に伴う変更

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、2号炉の重大事故等対処設備の設置及び体制の整備等を行うため、関連する原子炉施設保安規定条文の変更及び新規条文を追加する。

- ・第203条（品質保証計画）
- ・第205条（保安に関する職務）
- ・第207条（原子炉施設保安運営委員会）
- ・第209条（原子炉主任技術者の職務等）
- ・第211条（構成及び定義）
- ・第212条（原子炉の運転員等の確保）【条文名称変更含む】
- ・第213条（巡視点検）
- ・第214条（手順の作成）
- ・第217条（火災発生時の体制の整備）【条文名称変更含む】
- ・第217条の2（内部溢水発生時の体制の整備）【条文名称変更含む】
- ・第217条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）【新規追加】
- ・第217条の4（資機材等の整備）【新規追加】
- ・第217条の5（重大事故等発生時の体制の整備）【新規追加】
- ・第217条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）【新規追加】
- ・第218条の2（原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁の施錠管理）
【新規追加】
- ・第222条（制御棒動作機能）
- ・第227条（化学体積制御系（ほう酸濃縮機能））
- ・第233条（計測及び制御設備）
- ・第237条（1次冷却系－モード4－）
- ・第238条（1次冷却系－モード5（1次冷却系満水）－）
- ・第239条（1次冷却系－モード5（1次冷却系非満水）－）
- ・第240条（1次冷却系－モード6（キャビティ高水位）－）
- ・第241条（1次冷却系－モード6（キャビティ低水位）－）

- ・第243条（加圧器安全弁）
- ・第244条（加圧器逃がし弁）
- ・第246条（1次冷却材漏えい率）
- ・第250条（蓄圧タンク）
- ・第251条（非常用炉心冷却系－モード1，2及び3－）
- ・第252条（非常用炉心冷却系－モード4－）
- ・第253条（燃料取替用水タンク）
- ・第254条（ほう酸注入タンク）
- ・第256条（原子炉格納容器スプレイ系）
- ・第257条（アニュラス空気浄化系）
- ・第259条（主蒸気安全弁）
- ・第260条（主蒸気隔離弁）
- ・第262条（主蒸気逃がし弁）
- ・第263条（補助給水系）
- ・第264条（復水タンク）
- ・第265条（原子炉補機冷却水系）
- ・第266条（原子炉補機冷却海水系）
- ・第266条の2（放水ピット逆流防止設備）【新規追加】
- ・第267条（制御用空気系）【新規追加】
- ・第268条（中央制御室非常用循環系）【条番号変更含む】
- ・第269条（安全補機室空気浄化系）【条番号変更含む】
- ・第270条（燃料取扱棟空気浄化系）【条番号変更含む】
- ・第271条（外部電源）【新規追加】
- ・第272条（ディーゼル発電機－モード1，2，3及び4－）
- ・第273条（ディーゼル発電機－モード1，2，3及び4以外－）
- ・第274条（ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油及び始動用空気）
- ・第275条（非常用直流電源－モード1，2，3及び4－）
- ・第276条（非常用直流電源－モード5，6及び照射済燃料移動中－）
- ・第280条（原子炉キャビティ水位）【条文名称変更含む】

- ・第281条（原子炉格納容器貫通部）【条文名称変更含む】
- ・第283条（重大事故等対処設備）【新規追加】
- ・第284条（1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施）【条番号変更含む】
- ・第285条（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施）【条番号変更含む】
- ・第286条（運転上の制限の確認）【条番号変更含む】
- ・第287条（運転上の制限を満足しない場合）【条番号変更含む】
- ・第288条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）
【条番号変更含む】
- ・第289条（運転上の制限に関する記録）【条番号変更】
- ・第290条（異常時の基本的な対応）【条番号変更】
- ・第291条（異常時の措置）【条番号変更】
- ・第292条（異常収束後の措置）【条番号変更含む】
- ・第301条（新燃料の貯蔵）
- ・第302条（燃料の検査）
- ・第303条（燃料の取替等）
- ・第306条（使用済燃料の貯蔵）
- ・第307条（使用済燃料の運搬）
- ・第313条（管理区域の設定及び解除）
- ・第314条（管理区域内における区域区分）
- ・第318条（保全区域）
- ・第328条（保守管理計画）
- ・第328条の2（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針）
- ・第329条（原子力防災組織）
- ・第339条（所員への保安教育）
- ・第340条（協力企業従業員への保安教育）
- ・第341条（記録）
- ・第342条（報告）
- ・添付2－1 異常時の運転操作基準（第291条関連）

- ・添付 2－2 火災，内部溢水及び自然災害対応等に係る実施基準（第 2 1 7 条，第 2 1 7 条の 2 及び第 2 1 7 条の 3 関連）【新規追加】
- ・添付 2－3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準（第 2 1 7 条の 5 及び第 2 1 7 条の 6 関連）【新規追加】
- ・添付 2－4 管理区域図（第 3 1 3 条及び第 3 1 4 条関連）
【添付番号変更】
- ・添付 2－5 保全区域図（第 3 1 8 条関連）【添付番号変更】

（2）記載の適正化に伴う変更

2 号炉の重大事故等対処設備の設置及び体制の整備等に伴う保安規定の変更に合わせて，記載の適正化を行う。

- ・第 2 1 1 条の 2（原子炉の運転期間）
- ・第 2 5 5 条（原子炉格納容器）
- ・第 2 5 6 条（原子炉格納容器スプレイ系）
- ・第 2 7 2 条（ディーゼル発電機－モード 1， 2， 3 及び 4－）
- ・第 2 8 1 条（原子炉格納容器貫通部）
- ・第 2 8 5 条（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施）
- ・第 3 2 8 条（保守管理計画）
- ・第 3 2 9 条（原子力防災組織）
- ・第 3 3 5 条（非常事態の宣言）
- ・第 3 4 0 条（協力企業従業員への保安教育）
- ・添付 2－1 異常時の運転操作基準（第 2 9 1 条関連）

3. 施行期日

（1）この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。

（2）本規定施行の際，使用前検査の対象となる規定（第 3 項を除く。）については，原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。

- (3) 第283条（重大事故等対処設備）のうち、原子炉下部キャビティ水位監視装置に係る規定については、原子炉の運転モード5の期間における使用前検査終了日から適用する。
- (4) 第212条（原子炉の運転員等の確保）、第217条（火災発生時の体制の整備）、第217条の2（内部溢水発生時の体制の整備）、第217条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第217条の5（重大事故等発生時の体制の整備）及び第217条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）については、原子炉に燃料を装荷するまでに、各体制が整備されたことを所長が確認した日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- (5) 本規定施行後、2号炉の初回の原子炉起動前までに、第217条の5（重大事故等発生時の体制の整備）第4項(2)に定める成立性の確認訓練を実施する。

以 上

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	昭和45年 5月18日	45原第2737号
2	昭和45年 9月26日	45原第6196号
3	昭和47年12月28日	47原第11580号
4	昭和48年 5月17日	48原第4871号
5	昭和48年 7月 6日	48原第5832号
6	昭和50年 3月13日	50原第1800号
7	昭和50年12月27日	50原第10334号
8	昭和51年 5月28日	51安第3237号
9	昭和52年 5月31日	52安(原規)第127号
10	昭和52年10月27日	52安(原規)第281号
11	昭和53年 1月26日	53安(原規)第15号
12	昭和53年 3月15日	53安(原規)第97号
13	昭和53年10月 6日	53安(原規)第249号
14	昭和53年12月 8日	53安(原規)第353号
15	昭和54年 7月10日	54資庁第8348号
16	昭和54年11月20日	54資庁第14817号
17	昭和55年 5月22日	55資庁第6428号
18	昭和55年 8月29日	55資庁第10600号
19	昭和56年 8月20日	56資庁第10448号
20	昭和56年11月24日	56資庁第13059号
21	昭和57年 4月24日	57資庁第5464号
22	昭和57年 7月31日	57資庁第10881号
23	昭和57年11月 8日	57資庁第15754号
24	昭和58年 3月 2日	58資庁第3085号
25	昭和58年 6月20日	58資庁第7949号
26	昭和58年 8月29日	58資庁第11324号
27	昭和58年12月14日	58資庁第15522号
28	昭和59年 6月27日	59資庁第7901号
29	昭和60年 3月13日	60資庁第2088号
30	昭和60年 6月24日	60資庁第8545号
31	昭和61年 4月11日	61資庁第3471号
32	昭和61年 6月19日	61資庁第8018号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
33	昭和62年 1月23日	61資庁第17799号
34	昭和62年 2月14日	62資庁第1075号
35	昭和62年 5月26日	62資庁第5273号
36	昭和63年 2月 4日	62資庁第16314号
37	昭和63年12月26日	63資庁第13123号
38	平成元年 3月31日	元資庁第3499号
39	平成 2年 3月23日	2資庁第1878号
40	平成 3年 6月25日	3資庁第6923号
41	平成 3年12月 6日	3資庁第11370号
42	平成 4年10月19日	4資庁第9741号
43	平成 6年 6月14日	6資庁第6373号
44	平成 8年 1月19日	7資庁第14351号
45	平成 8年 5月21日	8資庁第3206号
46	平成 8年 6月25日	8資庁第6663号
47	平成 8年12月20日	8資庁第11659号
48	平成 9年 3月 3日	平成09・02・14資第 9号
49	平成 9年11月18日	平成09・10・07資第 7号
50	平成12年 6月26日	平成12・06・12資第 8号
51	平成13年 1月 5日	平成12・08・31資第12号
52	平成13年 2月23日	平成13・02・15原第14号
53	平成13年 3月30日	平成13・03・23原第24号
54	平成13年 6月28日	平成13・05・31原第31号
55	平成13年10月29日	平成13・09・26原第 7号
56	平成14年 2月14日	平成14・01・18原第19号
57	平成14年 5月27日	平成14・04・25原第 2号
58	平成14年 9月17日	平成14・08・05原第13号
59	平成15年 2月19日	平成15・01・16原第11号
60	平成15年 4月24日	平成15・04・10原第 5号
61	平成15年 6月 4日	平成15・05・29原第 5号
62	平成15年10月20日	平成15・09・17原第 5号
63	平成16年 5月20日	平成15・12・19原第43号
64	平成16年 6月 7日	平成16・05・24原第13号
65	平成17年 3月30日	平成17・03・04原第 5号
66	平成17年 4月21日	平成17・04・04原第15号
67	平成17年 8月25日	平成17・08・11原第10号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
68	平成18年 2月22日	平成18・01・27原第19号
69	平成18年 6月30日	平成18・06・12原第22号
70	平成18年12月12日	平成18・11・22原第 9号
71	平成19年 9月 6日	平成19・07・31原第24号
72	平成19年 9月 7日	平成19・07・31原第22号
73	平成19年12月13日	平成19・09・28原第42号 平成19・11・30原第 6号
74	平成20年 8月22日	平成20・07・11原第16号
75	平成20年12月12日	平成20・10・31原第19号
76	平成21年 3月26日	平成21・03・13原第32号
77	平成21年 5月13日	平成21・04・16原第52号
78	平成21年 6月29日	平成21・06・08原第 2号
79	平成21年 9月 3日	平成21・02・19原第18号
80	平成21年10月 5日	平成21・08・21原第18号
81	平成21年11月16日	平成21・10・15原第22号
82	平成22年 2月 8日	平成22・01・05原第 7号
83	平成22年 5月20日	平成22・04・12原第 1号
84	平成23年 5月 6日	平成23・04・08原第38号
85	平成23年 5月11日	平成23・04・21原第13号
86	平成24年 1月30日	平成23・12・14原第 4号
87	平成24年 6月21日	平成24・05・28原第 1号
88	平成24年 9月 6日	20120725原第14号
89	平成25年 6月28日	原管 B 収第130107002号
90	平成26年 1月28日	原管 B 発第1401283号
91	平成26年 6月24日	原規規発第1406243号
92	平成27年 6月22日	原規規発第1506225号

別添

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表
(第2編2号炉及び添付(第2編2号炉))

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																																																																																																																																																																																								
<p>(品質保証計画) 第203条 第202条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>表203-1 品質マネジメントシステムの文書</p> <p>(1) 一次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>文書名</th> <th>所管箇所</th> <th>関連条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第203条 関連項</td> <td>品質保証計画</td> <td>安全室</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>4.2.1</td> <td>品質保証規程</td> <td>安全室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>文書名</th> <th>所管箇所</th> <th>関連条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第203条 関連項</td> <td>文書名</td> <td>所管箇所</td> <td>関連条</td> </tr> <tr> <td>4.2.3</td> <td>文書取扱要項</td> <td>総務室(本店)</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>品質記録管理要項</td> <td>発電管理室</td> <td>第203,341条</td> </tr> <tr> <td>8.2.2</td> <td>内部監査要項</td> <td>検査・品質監査室</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td>不適合管理要項</td> <td>安全室</td> <td>第203,328条</td> </tr> <tr> <td>8.5.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2</td> <td>根本原因分析実施要項</td> <td>安全室</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>8.5.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>文書名</th> <th>所管箇所</th> <th>関連条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第203条 関連項</td> <td>原子力施設の重要度分類基準要項</td> <td>発電管理室</td> <td>第203,328条</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>品質管理要項</td> <td>安全室</td> <td>第203,204,205条</td> </tr> <tr> <td>5.4.1</td> <td>品質目標及び品質保証計画管理要項</td> <td>安全室</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>5.5.3</td> <td>品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項</td> <td>安全室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.6</td> <td>マネジメントレビュー要項</td> <td>安全室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.2.2</td> <td>力量設定管理要項</td> <td>総務室(本店)</td> <td>第203,339,340条</td> </tr> <tr> <td>6.3</td> <td>運転責任者の合否判定等業務等に關する要項</td> <td>発電管理室</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>6.3</td> <td>原子炉主任技術者の選任及び職務要項</td> <td>総務室(本店)</td> <td>第203,208,209条</td> </tr> <tr> <td>6.4</td> <td>保守管理業務要項</td> <td>発電管理室</td> <td>第203,328条,328条の2</td> </tr> <tr> <td>6.4</td> <td>作業環境測定管理要項</td> <td>総務室(本店)</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>7.1</td> <td>運転管理業務要項</td> <td>発電管理室</td> <td>第203,211-291条</td> </tr> <tr> <td>QM軟質:7-1-3</td> <td>燃料管理業務要項</td> <td>経理・資材室</td> <td>第203,300-303,306,307条</td> </tr> <tr> <td>QM共通:7-1-5</td> <td>放射性廃棄物管理業務要項</td> <td>発電管理室</td> <td>第203,308-312条</td> </tr> </tbody> </table>	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第203条 関連項	品質保証計画	安全室	第203条	4.2.1	品質保証規程	安全室		管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第203条 関連項	文書名	所管箇所	関連条	4.2.3	文書取扱要項	総務室(本店)	第203条	4.2.4	品質記録管理要項	発電管理室	第203,341条	8.2.2	内部監査要項	検査・品質監査室	第203条	8.3	不適合管理要項	安全室	第203,328条	8.5.2				8.5.3				8.5.2	根本原因分析実施要項	安全室	第203条	8.5.3				管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第203条 関連項	原子力施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第203,328条	4.1	品質管理要項	安全室	第203,204,205条	5.4.1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第203条	5.5.3	品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項	安全室		5.6	マネジメントレビュー要項	安全室		6.2.2	力量設定管理要項	総務室(本店)	第203,339,340条	6.3	運転責任者の合否判定等業務等に關する要項	発電管理室	第203条	6.3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)	第203,208,209条	6.4	保守管理業務要項	発電管理室	第203,328条,328条の2	6.4	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第203条	7.1	運転管理業務要項	発電管理室	第203,211-291条	QM軟質:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室	第203,300-303,306,307条	QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第203,308-312条	<p>(品質保証計画) 第203条 第202条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>表203-1 品質マネジメントシステムの文書</p> <p>(1) 一次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>文書名</th> <th>所管箇所</th> <th>関連条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第203条 関連項</td> <td>品質保証計画</td> <td>安全室</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>4.2.1</td> <td>品質保証規程</td> <td>安全室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>文書名</th> <th>所管箇所</th> <th>関連条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第203条 関連項</td> <td>文書名</td> <td>所管箇所</td> <td>関連条</td> </tr> <tr> <td>4.2.3</td> <td>文書取扱要項</td> <td>総務室(本店)</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>品質記録管理要項</td> <td>発電管理室</td> <td>第203,341条</td> </tr> <tr> <td>8.2.2</td> <td>内部監査要項</td> <td>検査・品質監査室</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td>不適合管理要項</td> <td>安全室</td> <td>第203,328条</td> </tr> <tr> <td>8.5.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2</td> <td>根本原因分析実施要項</td> <td>安全室</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>8.5.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>文書名</th> <th>所管箇所</th> <th>関連条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第203条 関連項</td> <td>原子力施設の重要度分類基準要項</td> <td>発電管理室</td> <td>第203,328条</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>品質管理要項</td> <td>安全室</td> <td>第203,204,205条</td> </tr> <tr> <td>5.4.1</td> <td>品質目標及び品質保証計画管理要項</td> <td>安全室</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>5.5.3</td> <td>品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項</td> <td>安全室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.6</td> <td>マネジメントレビュー要項</td> <td>安全室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.2.2</td> <td>力量設定管理要項</td> <td>総務室(本店)</td> <td>第203,339,340条</td> </tr> <tr> <td>6.3</td> <td>運転責任者の合否判定等業務等に關する要項</td> <td>発電管理室</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>6.3</td> <td>原子炉主任技術者の選任及び職務要項</td> <td>総務室(本店)</td> <td>第203,208,209条</td> </tr> <tr> <td>6.4</td> <td>保守管理業務要項</td> <td>発電管理室</td> <td>第203,328条,328条の2</td> </tr> <tr> <td>6.4</td> <td>作業環境測定管理要項</td> <td>総務室(本店)</td> <td>第203条</td> </tr> <tr> <td>7.1</td> <td>運転管理業務要項</td> <td>発電管理室</td> <td>第203,211-291条</td> </tr> <tr> <td>QM軟質:7-1-3</td> <td>燃料管理業務要項</td> <td>経理・資材室</td> <td>第203,300-303,306,307条</td> </tr> <tr> <td>QM共通:7-1-5</td> <td>放射性廃棄物管理業務要項</td> <td>発電管理室</td> <td>第203,308-312条</td> </tr> </tbody> </table>	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第203条 関連項	品質保証計画	安全室	第203条	4.2.1	品質保証規程	安全室		管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第203条 関連項	文書名	所管箇所	関連条	4.2.3	文書取扱要項	総務室(本店)	第203条	4.2.4	品質記録管理要項	発電管理室	第203,341条	8.2.2	内部監査要項	検査・品質監査室	第203条	8.3	不適合管理要項	安全室	第203,328条	8.5.2				8.5.3				8.5.2	根本原因分析実施要項	安全室	第203条	8.5.3				管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第203条 関連項	原子力施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第203,328条	4.1	品質管理要項	安全室	第203,204,205条	5.4.1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第203条	5.5.3	品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項	安全室		5.6	マネジメントレビュー要項	安全室		6.2.2	力量設定管理要項	総務室(本店)	第203,339,340条	6.3	運転責任者の合否判定等業務等に關する要項	発電管理室	第203条	6.3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)	第203,208,209条	6.4	保守管理業務要項	発電管理室	第203,328条,328条の2	6.4	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第203条	7.1	運転管理業務要項	発電管理室	第203,211-291条	QM軟質:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室	第203,300-303,306,307条	QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第203,308-312条	<p>備考</p>
管理番号	文書名	所管箇所	関連条																																																																																																																																																																																																																							
第203条 関連項	品質保証計画	安全室	第203条																																																																																																																																																																																																																							
4.2.1	品質保証規程	安全室																																																																																																																																																																																																																								
管理番号	文書名	所管箇所	関連条																																																																																																																																																																																																																							
第203条 関連項	文書名	所管箇所	関連条																																																																																																																																																																																																																							
4.2.3	文書取扱要項	総務室(本店)	第203条																																																																																																																																																																																																																							
4.2.4	品質記録管理要項	発電管理室	第203,341条																																																																																																																																																																																																																							
8.2.2	内部監査要項	検査・品質監査室	第203条																																																																																																																																																																																																																							
8.3	不適合管理要項	安全室	第203,328条																																																																																																																																																																																																																							
8.5.2																																																																																																																																																																																																																										
8.5.3																																																																																																																																																																																																																										
8.5.2	根本原因分析実施要項	安全室	第203条																																																																																																																																																																																																																							
8.5.3																																																																																																																																																																																																																										
管理番号	文書名	所管箇所	関連条																																																																																																																																																																																																																							
第203条 関連項	原子力施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第203,328条																																																																																																																																																																																																																							
4.1	品質管理要項	安全室	第203,204,205条																																																																																																																																																																																																																							
5.4.1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第203条																																																																																																																																																																																																																							
5.5.3	品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項	安全室																																																																																																																																																																																																																								
5.6	マネジメントレビュー要項	安全室																																																																																																																																																																																																																								
6.2.2	力量設定管理要項	総務室(本店)	第203,339,340条																																																																																																																																																																																																																							
6.3	運転責任者の合否判定等業務等に關する要項	発電管理室	第203条																																																																																																																																																																																																																							
6.3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)	第203,208,209条																																																																																																																																																																																																																							
6.4	保守管理業務要項	発電管理室	第203,328条,328条の2																																																																																																																																																																																																																							
6.4	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第203条																																																																																																																																																																																																																							
7.1	運転管理業務要項	発電管理室	第203,211-291条																																																																																																																																																																																																																							
QM軟質:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室	第203,300-303,306,307条																																																																																																																																																																																																																							
QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第203,308-312条																																																																																																																																																																																																																							
管理番号	文書名	所管箇所	関連条																																																																																																																																																																																																																							
第203条 関連項	品質保証計画	安全室	第203条																																																																																																																																																																																																																							
4.2.1	品質保証規程	安全室																																																																																																																																																																																																																								
管理番号	文書名	所管箇所	関連条																																																																																																																																																																																																																							
第203条 関連項	文書名	所管箇所	関連条																																																																																																																																																																																																																							
4.2.3	文書取扱要項	総務室(本店)	第203条																																																																																																																																																																																																																							
4.2.4	品質記録管理要項	発電管理室	第203,341条																																																																																																																																																																																																																							
8.2.2	内部監査要項	検査・品質監査室	第203条																																																																																																																																																																																																																							
8.3	不適合管理要項	安全室	第203,328条																																																																																																																																																																																																																							
8.5.2																																																																																																																																																																																																																										
8.5.3																																																																																																																																																																																																																										
8.5.2	根本原因分析実施要項	安全室	第203条																																																																																																																																																																																																																							
8.5.3																																																																																																																																																																																																																										
管理番号	文書名	所管箇所	関連条																																																																																																																																																																																																																							
第203条 関連項	原子力施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第203,328条																																																																																																																																																																																																																							
4.1	品質管理要項	安全室	第203,204,205条																																																																																																																																																																																																																							
5.4.1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第203条																																																																																																																																																																																																																							
5.5.3	品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項	安全室																																																																																																																																																																																																																								
5.6	マネジメントレビュー要項	安全室																																																																																																																																																																																																																								
6.2.2	力量設定管理要項	総務室(本店)	第203,339,340条																																																																																																																																																																																																																							
6.3	運転責任者の合否判定等業務等に關する要項	発電管理室	第203条																																																																																																																																																																																																																							
6.3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)	第203,208,209条																																																																																																																																																																																																																							
6.4	保守管理業務要項	発電管理室	第203,328条,328条の2																																																																																																																																																																																																																							
6.4	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第203条																																																																																																																																																																																																																							
7.1	運転管理業務要項	発電管理室	第203,211-291条																																																																																																																																																																																																																							
QM軟質:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室	第203,300-303,306,307条																																																																																																																																																																																																																							
QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第203,308-312条																																																																																																																																																																																																																							
<p>注) 下線は改正事項に含まない。</p>																																																																																																																																																																																																																										

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

第203条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
7.1	QM共通:7-1-6 QM散策:7-1-1 QM共通:7-1-4 QM共通:7-1-7	放射線管理業務要項 保守管理業務要項 原子力災害対策業務要項 コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	発電管理室 発電管理室 発電管理室 安全室	第203、313-327条 第203、328条、328条の2 第203、329-338条 第202条の2、第202条の3、第203条
7.2.1	QM共通:7-2-1 QM共通:7-2-2 QM共通:7-2-3	官庁申請手続取扱要項 対外約束事項管理要項 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	総務室(本店) 発電管理室 発電管理室	第203条 第203、206、207条 第203条
7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	第203条
7.3	QM散策:7-2-5	事故・故障時等対応要項	発電管理室	第203、205、342条
7.4	QM共通:7-3-1 QM共通:7-4-1 QM共通:7-4-2	設計管理要項 調達管理要項 重要設備取引先登録要項	発電管理室 発電管理室 総理・資材室 発電管理室	第203、328条 第203条
7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	
7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	総理・資材室 発電管理室	
8.2.1	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	
8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	
8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	発電管理室	第203、328条
8.3	QM共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニュース」登録管理要項	発電管理室	第203条
8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第203、210条

(以下、省略)

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

第203条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
7.1	QM共通:7-1-6 QM散策:7-1-1 QM共通:7-1-4 QM共通:7-1-7	放射線管理業務要項 保守管理業務要項 原子力災害対策業務要項 コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	発電管理室 発電管理室 発電管理室 安全室	第203、313-327条 第203、328条、328条の2 第203、329-338条 第202条の2、第202条の3、第203条
7.2.1	QM散策:7-1-8 QM共通:7-2-1 QM共通:7-2-2 QM共通:7-2-3	火災防護計画要項 官庁申請手続取扱要項 対外約束事項管理要項 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	発電管理室 総務室(本店) 発電管理室 発電管理室	第217条 第203条 第203、206、207条 第203条
7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	第203条
7.3	QM散策:7-2-5	事故・故障時等対応要項	発電管理室	第203、205、342条
7.4	QM共通:7-3-1 QM共通:7-4-1 QM共通:7-4-2	設計管理要項 調達管理要項 重要設備取引先登録要項	発電管理室 発電管理室 総理・資材室 発電管理室	第203、328条 第203条
7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	
7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	総理・資材室 発電管理室	
8.2.1	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	
8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	
8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	発電管理室	第203、328条
8.3	QM共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニュース」登録管理要項	発電管理室	第203条
8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第203、210条

(以下、省略)

備考

新規制基準を踏まえ制定する社内規程の反映

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

備考	
	<p style="text-align: center;">敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）</p> <p>（保安に関する職務） 第205条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下、本編において「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下、本編において「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。 (2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を統括する。 (3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内 部監査活動を統括する。 (4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を推進する。 (5) 考査・品質監査室は、品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。 (6) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る発電管理及び非常時の措置の総括に関 する業務を行う。並びに原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻及び火山事 象」等）をいう。以下、本編において同じ。）が発生した場合（以下、本編におい て「その他自然災害発生時」という。）等、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が 発生した場合（以下、本編において「重大事故等発生時」という。）及び大規模な自然災害又 は故意による大規模な空機衝突、その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な破壊が発生 した場合（以下、本編において「大規模破壊等発生時」という。）の体制の整備に関する業務を 行う。 (7) (1)から(6)の職務の他、本店には次の職務がある。 イ、地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに係る安全文化醸成活動におけるコ ミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。 ロ、総務室（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及 び文書管理の総括に関する業務を行う。 ハ、経理・資材室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託 の契約に関する業務を行う。 ニ、開発計画室は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関す る業務を行う。 (8) 発電管理室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、 経理・資材室長及び開発計画室長は、室長を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員 は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、原子炉主任技術者の意見を尊重したうえで、発電所における保安に関する業務を統 括する。 (2) 発電直（2号炉担当）は、2号炉の原子炉施設の運転及び燃料取扱い（1号炉との共用設備 のうち、発電直（1号炉担当）が所管する業務を除く。）に関する当直業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）</p> <p>（保安に関する職務） 第205条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下、本編において「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下、本編において「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。 (2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を統括する。 (3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内 部監査活動を統括する。 (4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を推進する。 (5) 考査・品質監査室は、品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。 (6) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る発電管理及び非常時の措置の総括に関 する業務を行う。並びに原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻及び火山事 象」等）をいう。以下、本編において同じ。）が発生した場合（以下、本編におい て「その他自然災害発生時」という。）等、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が 発生した場合（以下、本編において「重大事故等発生時」という。）及び大規模な自然災害又 は故意による大規模な空機衝突、その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な破壊が発生 した場合（以下、本編において「大規模破壊等発生時」という。）の体制の整備に関する業務を 行う。 (7) (1)から(6)の職務の他、本店には次の職務がある。 イ、地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに係る安全文化醸成活動におけるコ ミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。 ロ、総務室（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及 び文書管理の総括に関する業務を行う。 ハ、経理・資材室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託 の契約に関する業務を行う。 ニ、開発計画室は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関す る業務を行う。 (8) 発電管理室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、 経理・資材室長及び開発計画室長は、室長を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員 は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、原子炉主任技術者の意見を尊重したうえで、発電所における保安に関する業務を統 括する。 (2) 発電直（2号炉担当）は、2号炉の原子炉施設の運転及び燃料取扱い（1号炉との共用設備 のうち、発電直（1号炉担当）が所管する業務を除く。）に関する当直業務を行う。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(3) 発電運営グループは、発電室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) 運転管理グループは、原子炉施設の運転の計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 運転支援グループは、当直業務の支援に関する業務を行う。</p> <p>(6) 炉心・燃料グループは、燃料の管理（発電直所管業務を除く。）に関する業務及び安全管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 放射線・化学管理グループは、放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 保守運営グループは、保守室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 保守総括グループは、原子炉施設の保守管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 電気・制御グループは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械グループは、原子炉施設のうち機械関係設備（建物、構築物を含む。）の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(12) 工務・設備診断グループは、電気・制御グループ又は機械グループと協議して定める原子炉施設の保全のうち設備診断の実施に関する業務及び技術センターの運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 直営電気・制御グループは、電気・制御グループと協議して定める原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) 直営機械グループは、機械グループと協議して定める原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(15) 総務グループは、保安教育の総括、文書管理及び総務室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 渉外・報道グループは、地方自治体とのコミュニケーションに関する業務を行う。</p> <p>(17) 経理グループは、資材業務に関する業務を行う。</p> <p>(18) 施設防護グループは、警備及び安全・防災室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 安全・防災グループは、非常時の措置、初期消火活動のための体制の整備及び労働安全衛生管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 品質保証グループは、品質保証活動の管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 保安運営グループは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) プラント管理グループは、原子炉施設の運転保守計画及び管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(23) 技術管理グループは、原子炉施設の技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(24) 各室長（以下、本編において「各室長」は技術センター長を含む。）は、第204条の定めのとおり、当該室（以下、本編において「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。</p> <p>(25) 各グループのマネージャー（以下、本編において「各マネージャー」という。発電直においてでは、マネージャーを発電長という。以下、本編において同じ。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(26) 各マネージャーは、グループ員（発電長のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下、本編</p>	<p>(3) 発電運営グループは、発電室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) 運転管理グループは、原子炉施設の運転の計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 運転支援グループは、当直業務の支援に関する業務を行う。</p> <p>(6) 炉心・燃料グループは、燃料の管理（発電直所管業務を除く。）に関する業務及び安全管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 放射線・化学管理グループは、放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 保守運営グループは、保守室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 保守総括グループは、原子炉施設の保守管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 電気・制御グループは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械グループは、原子炉施設のうち機械関係設備（建物、構築物を含む。）の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(12) 工務・設備診断グループは、電気・制御グループ又は機械グループと協議して定める原子炉施設の保全のうち設備診断の実施に関する業務及び技術センターの運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 直営電気・制御グループは、電気・制御グループと協議して定める原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) 直営機械グループは、機械グループと協議して定める原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(15) 総務グループは、保安教育の総括、文書管理及び総務室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 渉外・報道グループは、地方自治体とのコミュニケーションに関する業務を行う。</p> <p>(17) 経理グループは、資材業務に関する業務を行う。</p> <p>(18) 施設防護グループは、警備及び安全・防災室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 安全・防災グループは、火災が発生した場合（以下、本編において「火災発生時」という。）<u>、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、本編において「内部溢水発生時」という。）</u>、その他自然災害発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務、並びに非常時の措置及び労働安全衛生管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 品質保証グループは、品質保証活動の管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 保安運営グループは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) プラント管理グループは、原子炉施設の運転保守計画及び管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(23) 技術管理グループは、原子炉施設の技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(24) 各室長（以下、本編において「各室長」は技術センター長を含む。）は、第204条の定めのとおり、当該室（以下、本編において「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。</p> <p>(25) 各グループのマネージャー（以下、本編において「各マネージャー」という。発電直においては、マネージャーを発電長という。以下、本編において同じ。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(26) 各マネージャーは、グループ員（発電長のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下、本編</p>	<p>新規制基準を踏まえた職務の追加</p>
<p>3. その他関係する部門の長は、別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。</p>	<p>3. その他関係する部門の長は、別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。</p>	<p>注) 下線は改正事項に含まない。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

備考	備考
<p>(原子炉施設保安運営委員会) 第207条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する手順の制定及び改正 イ. 運転員の構成人員に関する事項 ロ. 当直の引継方法に関する事項 ハ. 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 ニ. 巡視点検に関する事項 ホ. 異常時の操作に関する事項 ヘ. 警報発生時の措置に関する事項 ト. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 チ. 定期試験に関する事項 川. 定期試験の防止に関する事項 コ. 火災発生時、内部漏水発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 セ. 重大事故等発生時及び大規模損傷発生時の体制の整備に関する事項 (2) 燃料管理に関する手順の制定及び改正 イ. 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項 ロ. 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項 ハ. 燃料の検査及び取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正 イ. 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項 ロ. 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ハ. 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ニ. 放出管理用計測器の管理に関する事項 (4) 放射線管理に関する手順の制定及び改正 イ. 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項 ロ. 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項 ハ. 保全区域に関する事項 ニ. 周辺監視区域に関する事項 ホ. 線量の評価に関する事項 ヘ. 除染に関する事項 ト. 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 チ. 放射線計測器類の管理に関する事項 リ. 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項 (5) 保守管理に関する手順の制定及び改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第210条（原子炉施設の定期的な評価）） (8) 非常時における運転操作に関する手順の制定及び改正（第331条（原子力防災資機材等）） (9) 保安教育実施計画の策定（第339条（所員への保安教育））に関する事項 (10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び各室長に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子炉施設保安運営委員会) 第207条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する手順の制定及び改正 イ. 運転員の構成人員に関する事項 ロ. 当直の引継方法に関する事項 ハ. 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 ニ. 巡視点検に関する事項 ホ. 異常時の操作に関する事項 ヘ. 警報発生時の措置に関する事項 ト. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 チ. 定期試験に関する事項 (2) 燃料管理に関する手順の制定及び改正 イ. 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項 ロ. 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項 ハ. 燃料の検査及び取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正 イ. 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項 ロ. 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ハ. 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ニ. 放出管理用計測器の管理に関する事項 (4) 放射線管理に関する手順の制定及び改正 イ. 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項 ロ. 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項 ハ. 保全区域に関する事項 ニ. 周辺監視区域に関する事項 ホ. 線量の評価に関する事項 ヘ. 除染に関する事項 ト. 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 チ. 放射線計測器類の管理に関する事項 リ. 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項 (5) 保守管理に関する手順の制定及び改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第210条（原子炉施設の定期的な評価）） (8) 非常時における運転操作に関する手順の制定及び改正（第331条（原子力防災資機材等）） (9) 保安教育実施計画の策定（第339条（所員への保安教育））に関する事項 (10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び各室長に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>
<p>(原子炉施設保安運営委員会) 第207条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する手順の制定及び改正 イ. 運転員の構成人員に関する事項 ロ. 当直の引継方法に関する事項 ハ. 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 ニ. 巡視点検に関する事項 ホ. 異常時の操作に関する事項 ヘ. 警報発生時の措置に関する事項 ト. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 チ. 定期試験に関する事項 川. 定期試験の防止に関する事項 コ. 火災発生時、内部漏水発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 セ. 重大事故等発生時及び大規模損傷発生時の体制の整備に関する事項 (2) 燃料管理に関する手順の制定及び改正 イ. 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項 ロ. 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項 ハ. 燃料の検査及び取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正 イ. 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項 ロ. 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ハ. 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ニ. 放出管理用計測器の管理に関する事項 (4) 放射線管理に関する手順の制定及び改正 イ. 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項 ロ. 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項 ハ. 保全区域に関する事項 ニ. 周辺監視区域に関する事項 ホ. 線量の評価に関する事項 ヘ. 除染に関する事項 ト. 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 チ. 放射線計測器類の管理に関する事項 リ. 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項 (5) 保守管理に関する手順の制定及び改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第210条（原子炉施設の定期的な評価）） (8) 非常時における運転操作に関する手順の制定及び改正（第331条（原子力防災資機材等）） (9) 保安教育実施計画の策定（第339条（所員への保安教育））に関する事項 (10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び各室長に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>新規制基準を踏まえた設備管理、運用管理の反映</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

備考	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）																																														
<p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更 項番号の変更</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第209条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「原子炉主任技術者の選任及び職務要項」の定めるところにより次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合には、運転に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表209-1に定める事項を、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表209-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表209-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第286条（運転上の制限の確認）第1項の確認のうち、発電長（2号炉担当）が定期的にを行う機器の機能・性能を確認する試験（以下、本編において「定期試験」という。）の判定に用いる計器が正しい校正に基づいて設定されていることを第286条（運転上の制限の確認）第10項及び第11項により確認する。</p> <p>(6) 第342条（報告）第1項の報告を受け事態を確認し、その確認した正確な情報を自らの責任において社長に直接報告する。</p> <p>(7) 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(8) 保安委員会及び運営委員会に必ず出席する。</p> <p>(9) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第209条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「原子炉主任技術者の選任及び職務要項」の定めるところにより次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合には、運転に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表209-1に定める事項を、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表209-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表209-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第285条（運転上の制限の確認）第1項の確認のうち、発電長（2号炉担当）が定期的にを行う機器の機能・性能を確認する試験（以下、本編において「定期試験」という。）の判定に用いる計器が正しい校正に基づいて設定されていることを第285条（運転上の制限の確認）第10項及び第11項により確認する。</p> <p>(6) 第342条（報告）第1項の報告を受け事態を確認し、その確認した正確な情報を自らの責任において社長に直接報告する。</p> <p>(7) 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(8) 保安委員会及び運営委員会に必ず出席する。</p> <p>(9) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>																																														
<p>新規制基準を踏まえた原子炉主任技術者の確認項目の追加</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p>	<p>表209-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第212条（原子炉の運転員等の確保）</td> <td>第5項及び第7項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第217条（重入事故等発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める成り立性の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第217条（大規模損壊発生時の体制の整備）</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第223条（制御棒の挿入限界）</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第231条（軸方向中性子束偏差）</td> <td>軸方向中性子束偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第235条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）</td> <td>1次冷却材の温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第270条（燃料取扱棟空気浄化系）</td> <td>照射終了後の所定期間</td> </tr> <tr> <td>第292条（異常収束後の措置）</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第303条（燃料の取替等）</td> <td>燃料装荷実施計画</td> </tr> <tr> <td>第313条（管理区域の設定及び解除）</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第339条（所員への保安教育）</td> <td>第7項に定める管理区域の設定及び解除 所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第340条（協力企業従業員への保安教育）</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第212条（原子炉の運転員等の確保）	第5項及び第7項に定める体制の構築	第217条（重入事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成り立性の確認訓練の実施計画	第217条（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画	第223条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界	第231条（軸方向中性子束偏差）	軸方向中性子束偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲	第235条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）	1次冷却材の温度・圧力の制限範囲	第270条（燃料取扱棟空気浄化系）	照射終了後の所定期間	第292条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	第303条（燃料の取替等）	燃料装荷実施計画	第313条（管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第339条（所員への保安教育）	第7項に定める管理区域の設定及び解除 所員への保安教育実施計画	第340条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員への保安教育実施計画	<p>表209-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第223条（制御棒の挿入限界）</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第231条（軸方向中性子束偏差）</td> <td>軸方向中性子束偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第235条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）</td> <td>1次冷却材の温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第269条（燃料取扱棟空気浄化系）</td> <td>照射終了後の所定期間</td> </tr> <tr> <td>第291条（異常収束後の措置）</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第303条（燃料の取替等）</td> <td>燃料装荷実施計画</td> </tr> <tr> <td>第313条（管理区域の設定及び解除）</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第339条（所員への保安教育）</td> <td>第7項に定める管理区域の設定及び解除 所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第340条（協力企業従業員への保安教育）</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第223条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界	第231条（軸方向中性子束偏差）	軸方向中性子束偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲	第235条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）	1次冷却材の温度・圧力の制限範囲	第269条（燃料取扱棟空気浄化系）	照射終了後の所定期間	第291条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	第303条（燃料の取替等）	燃料装荷実施計画	第313条（管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第339条（所員への保安教育）	第7項に定める管理区域の設定及び解除 所員への保安教育実施計画	第340条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員への保安教育実施計画
条文	内容																																															
第212条（原子炉の運転員等の確保）	第5項及び第7項に定める体制の構築																																															
第217条（重入事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成り立性の確認訓練の実施計画																																															
第217条（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画																																															
第223条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界																																															
第231条（軸方向中性子束偏差）	軸方向中性子束偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲																																															
第235条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）	1次冷却材の温度・圧力の制限範囲																																															
第270条（燃料取扱棟空気浄化系）	照射終了後の所定期間																																															
第292条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動																																															
第303条（燃料の取替等）	燃料装荷実施計画																																															
第313条（管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																																															
第339条（所員への保安教育）	第7項に定める管理区域の設定及び解除 所員への保安教育実施計画																																															
第340条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員への保安教育実施計画																																															
条文	内容																																															
第223条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界																																															
第231条（軸方向中性子束偏差）	軸方向中性子束偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲																																															
第235条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）	1次冷却材の温度・圧力の制限範囲																																															
第269条（燃料取扱棟空気浄化系）	照射終了後の所定期間																																															
第291条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動																																															
第303条（燃料の取替等）	燃料装荷実施計画																																															
第313条（管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																																															
第339条（所員への保安教育）	第7項に定める管理区域の設定及び解除 所員への保安教育実施計画																																															
第340条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員への保安教育実施計画																																															

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）		敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）		備考																														
表209-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第217条 （地震・火災等発生時の対応）</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第217条 （地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	表209-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第217条 （火災発生時の体制の整備）</td> <td>火災発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第217条の2 （内部溢水発生時の体制の整備）</td> <td>内部溢水発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第217条の3 （その他自然災害発生時等の体制の整備）</td> <td>その他自然災害発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第217条の5 （重大事故等発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める成り立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第217条の6 （大規模損壊発生時の体制の整備）</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第283条 （重大事故等対応設備）</td> <td>要求される代替措置の確認</td> </tr> <tr> <td>第287条 （運転上の制限を満足しない場合）</td> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合 原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</td> </tr> <tr> <td>第288条 （予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）</td> <td>必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第289条 （異常時の基本的な対応）</td> <td>異常又は第2項に該当する事態が発生した場合 の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td>第290条 （異常時の措置）</td> <td>異常又は第290条（異常時の基本的な対応） 第2項に該当する事態の収束</td> </tr> <tr> <td>第303条 （燃料の取替等）</td> <td>第4項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td> </tr> <tr> <td>第342条 （報告）</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について 放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 （以下、本編において「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事態が生じた場合 第289条（異常時の基本的な対応）第1項又は 第290条（異常時の基本的な対応）第1項又は 第2項に定める異常が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第217条 （火災発生時の体制の整備）	火災発生時に講じた措置の結果	第217条の2 （内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水発生時に講じた措置の結果	第217条の3 （その他自然災害発生時等の体制の整備）	その他自然災害発生時に講じた措置の結果	第217条の5 （重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成り立性の確認訓練の結果	第217条の6 （大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第283条 （重大事故等対応設備）	要求される代替措置の確認	第287条 （運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していると判断した場合 原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第288条 （予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）	必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第289条 （異常時の基本的な対応）	異常又は第2項に該当する事態が発生した場合 の原因調査及び対応措置	第290条 （異常時の措置）	異常又は第290条（異常時の基本的な対応） 第2項に該当する事態の収束	第303条 （燃料の取替等）	第4項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第342条 （報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について 放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 （以下、本編において「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事態が生じた場合 第289条（異常時の基本的な対応）第1項又は 第290条（異常時の基本的な対応）第1項又は 第2項に定める異常が発生した場合	<p>新体制基準を踏まえた原子炉主任技術者の確認項目の追加</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p>
条文	内容																																	
第217条 （地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																																	
条文	内容																																	
第217条 （火災発生時の体制の整備）	火災発生時に講じた措置の結果																																	
第217条の2 （内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水発生時に講じた措置の結果																																	
第217条の3 （その他自然災害発生時等の体制の整備）	その他自然災害発生時に講じた措置の結果																																	
第217条の5 （重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成り立性の確認訓練の結果																																	
第217条の6 （大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果																																	
第283条 （重大事故等対応設備）	要求される代替措置の確認																																	
第287条 （運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していると判断した場合 原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行																																	
第288条 （予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）	必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合																																	
第289条 （異常時の基本的な対応）	異常又は第2項に該当する事態が発生した場合 の原因調査及び対応措置																																	
第290条 （異常時の措置）	異常又は第290条（異常時の基本的な対応） 第2項に該当する事態の収束																																	
第303条 （燃料の取替等）	第4項に定める取替炉心の安全性の評価結果																																	
第342条 （報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について 放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 （以下、本編において「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事態が生じた場合 第289条（異常時の基本的な対応）第1項又は 第290条（異常時の基本的な対応）第1項又は 第2項に定める異常が発生した場合																																	

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

表209-3

記 録 項 目
1. 運転記録等 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量
2. 燃料に係る記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果
3. 点検報告書 (1) 運転開始前の点検結果 (2) 運転停止後の点検結果
4. 運転日誌等
5. 放射線管理に係る記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況
6. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路
7. 原子炉施設の巡回又は点検の結果
8. 保安教育の実施報告書

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

表209-3

記 録 項 目
1. 運転記録等 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 再結合装置内の温度 (10) 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量
2. 燃料に係る記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果
3. 点検報告書 (1) 運転開始前の点検結果 (2) 運転停止後の点検結果
4. 運転日誌等
5. 放射線管理に係る記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況
6. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路
7. 原子炉施設の巡回又は点検の結果
8. 保安教育の実施報告書

新規制基準を踏まえた原子炉主任技術者の確認記録の追加番号の変更

備考

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>第4章 運転管理 第1節 通則 （構成及び定義） 第211条 本章における原子炉の運転モード（以下、本編において「モード」という。）は、表211のとおりとする。</p> <p>2. 第3節（運転上の制限）（第285条（運転上の制限の確認）から第288条（運転上の制限に関する記録）を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：運転上の制限 (2) 第2項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※1に要求される措置</p> <p>3. 本章における用語の定義は、各条文中特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変えることをいう。 (2) 「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記趣旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い、次挙行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 場合 (1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各マナージャーが判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかつた場合 (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各マナージャーが判断した場合 ※2：要求される措置を組織的に実施する準備とは、関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うことをいう。</p>	<p>第4章 運転管理 第1節 通則 （構成及び定義） 第211条 本章における原子炉の運転モード（以下、本編において「モード」という。）は、表211のとおりとする。</p> <p>2. 第3節（運転上の制限）（第285条（運転上の制限の確認）から第288条（運転上の制限に関する記録）を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：運転上の制限 (2) 第2項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※1に要求される措置</p> <p>3. 本章における用語の定義は、各条文中特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変えることをいう。 (2) 「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記趣旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い、次挙行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。 (3) 「重大事故」とは、実用炉規則第4条にて掲げる炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいう。</p> <p>※1：運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各マナージャーが判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかつた場合 (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各マナージャーが判断した場合 ※2：要求される措置を組織的に実施する準備とは、関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うことをいう。</p>	<p>新規制基準を踏まえた定義の追加</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																
<p>表211</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モード</th> <th>原子炉の運転状態</th> <th>原子炉容器スタック トポルトの状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>出力運転（出力領域中性子束指示値5%超）</td> <td>全ボルト縮付</td> </tr> <tr> <td>2（停止時）</td> <td>出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下） ～ 制御グループバンク全挿入^{※3}による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始</td> <td>全ボルト縮付</td> </tr> <tr> <td>2（起動時）</td> <td>出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下）</td> <td>全ボルト縮付</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1次冷却材温度 177℃以上</td> <td>全ボルト縮付</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1次冷却材温度 93℃超 177℃未満</td> <td>全ボルト縮付</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1次冷却材温度 93℃以下</td> <td>全ボルト縮付</td> </tr> <tr> <td>6^{※4}</td> <td></td> <td>1本以上が緩められている</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：挿入不能な制御棒を除く。 ※4：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。</p> <p>（原子炉の運転期間） 第211条の2 所長は、表211の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第49条第1項第2号に基づき、原子炉規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：「原子炉の運転期間」とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p>	モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタック トポルトの状態	1	出力運転（出力領域中性子束指示値5%超）	全ボルト縮付	2（停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下） ～ 制御グループバンク全挿入 ^{※3} による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始	全ボルト縮付	2（起動時）	出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下）	全ボルト縮付	3	1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト縮付	4	1次冷却材温度 93℃超 177℃未満	全ボルト縮付	5	1次冷却材温度 93℃以下	全ボルト縮付	6 ^{※4}		1本以上が緩められている	<p>表211</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モード</th> <th>原子炉の運転状態</th> <th>原子炉容器スタック トポルトの状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>出力運転（出力領域中性子束指示値5%超）</td> <td>全ボルト縮付</td> </tr> <tr> <td>2（停止時）</td> <td>出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下） ～ 制御グループバンク全挿入^{※3}による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始</td> <td>全ボルト縮付</td> </tr> <tr> <td>2（起動時）</td> <td>出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下）</td> <td>全ボルト縮付</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1次冷却材温度 177℃以上</td> <td>全ボルト縮付</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1次冷却材温度 93℃超 177℃未満</td> <td>全ボルト縮付</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1次冷却材温度 93℃以下</td> <td>全ボルト縮付</td> </tr> <tr> <td>6^{※4}</td> <td></td> <td>1本以上が緩められている</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：挿入不能な制御棒を除く。 ※4：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。</p> <p>（原子炉の運転期間） 第211条の2 所長は、表211の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第49条第1項第2号に基づき、原子炉規制委員会が施設定期検査（以下、本編において「定期検査」という。）を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：「原子炉の運転期間」とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p>	モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタック トポルトの状態	1	出力運転（出力領域中性子束指示値5%超）	全ボルト縮付	2（停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下） ～ 制御グループバンク全挿入 ^{※3} による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始	全ボルト縮付	2（起動時）	出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下）	全ボルト縮付	3	1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト縮付	4	1次冷却材温度 93℃超 177℃未満	全ボルト縮付	5	1次冷却材温度 93℃以下	全ボルト縮付	6 ^{※4}		1本以上が緩められている	<p>記載の適正化（読替を追加）</p>
モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタック トポルトの状態																																																
1	出力運転（出力領域中性子束指示値5%超）	全ボルト縮付																																																
2（停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下） ～ 制御グループバンク全挿入 ^{※3} による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始	全ボルト縮付																																																
2（起動時）	出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下）	全ボルト縮付																																																
3	1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト縮付																																																
4	1次冷却材温度 93℃超 177℃未満	全ボルト縮付																																																
5	1次冷却材温度 93℃以下	全ボルト縮付																																																
6 ^{※4}		1本以上が緩められている																																																
モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタック トポルトの状態																																																
1	出力運転（出力領域中性子束指示値5%超）	全ボルト縮付																																																
2（停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下） ～ 制御グループバンク全挿入 ^{※3} による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始	全ボルト縮付																																																
2（起動時）	出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下）	全ボルト縮付																																																
3	1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト縮付																																																
4	1次冷却材温度 93℃超 177℃未満	全ボルト縮付																																																
5	1次冷却材温度 93℃以下	全ボルト縮付																																																
6 ^{※4}		1本以上が緩められている																																																
<p>表211の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉の運転期間</th> <th>2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の運転期間	2号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	<p>表211の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉の運転期間</th> <th>2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の運転期間	2号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	<p>注) 下線は改正事項に含まない。</p>																																								
原子炉の運転期間	2号炉																																																	
原子炉の運転期間	13ヶ月																																																	
原子炉の運転期間	2号炉																																																	
原子炉の運転期間	13ヶ月																																																	

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(原子炉の運転員の確保)</p> <p>第212条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する業務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉の運転にあたって第1項で定める者の中から、1班あたり表212-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員には連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212-1に定める人数のうち、1名は発電長（2号炉担当）とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、表212-1に定める人数のうち、表212-2に定める人数の者を運転員1以上の中から常時中央制御室に確保する。なお、表212-2に定める人数のうち、原子炉の状態がモード1、2、3又は4の場合においては、1名は発電長（2号炉担当）又は副発電長（2号炉担当）とする。</p>	<p>(原子炉の運転員等の確保)</p> <p>第212条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する業務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉の運転にあたって第1項で定める者の中から、1班あたり表212-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員には連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212-1に定める人数のうち、1名は発電長（2号炉担当）とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、表212-1に定める人数のうち、表212-2に定める人数の者を発電長（2号炉担当）又は副発電長を含む運転員1以上の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4. 安全・防災グループリーダーは、重大事故等発生時の対応のための力量を有する者を確保する。また、それらの対策を行う要員として、表212-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 発電室長及び安全・防災室長は、第217条の5第4項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていると判断した場合は、速やかに、表212-1及び表212-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性評価において、除外された者と同一役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>7. 発電室長及び安全・防災室長は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表212-1及び表212-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 発電室長及び安全・防災室長は、第5項以外の事象が生じ、表212-1及び表212-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め補充を行う。また、所長は、表212-1及び表212-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>9. 所長は、第6項及び第8項の判断をした場合、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p>	<p>条文名称の変更</p> <p>新規制基準を踏まえた運用の明確化</p> <p>重大事故等対応要員の管理について記載</p> <p>重大事故等対応要員の成立性確認訓練に関する運用を記載</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																							
<p>表212-1</p> <table border="1"> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td></td> <td>7名以上</td> </tr> </table> <p>表212-2</p> <table border="1"> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td></td> <td>2名以上</td> </tr> </table> <p>表212-3</p> <table border="1"> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>初動本部要員</td> <td>4名以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重大事故等対策要員</td> <td>4名以上</td> </tr> </table>	原子炉の状態	中央制御室名	2号炉	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間		7名以上	原子炉の状態	中央制御室名	2号炉	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間		2名以上	原子炉の状態	中央制御室名	2号炉	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	初動本部要員	4名以上		重大事故等対策要員	4名以上	<p>表212-1</p> <table border="1"> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4の場合</td> <td></td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び照射済燃料移動中の場合</td> <td></td> <td>2名以上</td> </tr> </table> <p>表212-2</p> <table border="1"> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4の場合</td> <td></td> <td>2名以上</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び照射済燃料移動中の場合</td> <td></td> <td>1名以上</td> </tr> </table>	原子炉の状態	中央制御室名	2号炉	モード1、2、3及び4の場合		3名以上	モード5、6及び照射済燃料移動中の場合		2名以上	原子炉の状態	中央制御室名	2号炉	モード1、2、3及び4の場合		2名以上	モード5、6及び照射済燃料移動中の場合		1名以上	<p>重大事故等の対応に伴う通用期間及び要員数の変更</p> <p>重大事故等の対応に伴う通用期間の変更</p> <p>重大事故等の対応に伴う重大事故等対策要員の常時確保する人数を反映</p>
原子炉の状態	中央制御室名	2号炉																																							
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間		7名以上																																							
原子炉の状態	中央制御室名	2号炉																																							
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間		2名以上																																							
原子炉の状態	中央制御室名	2号炉																																							
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	初動本部要員	4名以上																																							
	重大事故等対策要員	4名以上																																							
原子炉の状態	中央制御室名	2号炉																																							
モード1、2、3及び4の場合		3名以上																																							
モード5、6及び照射済燃料移動中の場合		2名以上																																							
原子炉の状態	中央制御室名	2号炉																																							
モード1、2、3及び4の場合		2名以上																																							
モード5、6及び照射済燃料移動中の場合		1名以上																																							

注) 下線及び変更箇所表示部は改正事項に含まれない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(巡視点検)</p> <p>第213条 発電長（2号炉担当）は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内及び第315条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系施設</p> <p>(2) 制御棒駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 発電長（2号炉担当）は、「運転管理業務要項」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内及び第315条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域）の巡視を行う。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第213条 発電長（2号炉担当）は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内及び第315条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域及び系統から切離されている施設^{※1}を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系施設</p> <p>(2) 制御棒駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 発電長（2号炉担当）は、「運転管理業務要項」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内及び第315条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域）の巡視を行う。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。</p> <p>3. 各マナージャーは、系統から切離されている施設^{※1}について一定期間毎^{※2}に巡視し点検を行う。</p> <p>※1. 系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等という。</p> <p>※2. 一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができ、ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期検査時となる施設については、定期検査毎とする。</p>	<p>重大事故等対処設備の巡視点検について運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の巡視点検について運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の巡視点検について運用の明確化</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(手順の作成)</p> <p>第214条 運転支援グループマネージャは、次の各号に掲げる発遣長（2号炉担当）が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項の手順を作成し、制定・改正にあたり、第207条（原子炉施設保安運営委員会）第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の操作に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期試験に関する事項 	<p>(手順の作成)</p> <p>第214条 全マネージャは、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する事項の手順を作成し、制定・改正にあたり、第207条（原子炉施設保安運営委員会）第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の操作に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期試験に関する事項 (7) <u>脱操作の防止に関する事項</u> (8) <u>火災発生時、内部溢水発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</u> (9) <u>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</u> 	<p>新規制基準を踏まえた主語の変更</p> <p>新規制基準を踏まえた運用の追加</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考						
<p><u>（地震・火災等発生時の対応）</u></p> <p>第217条 各マネージャは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 総務グループマネージャは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する。^{※2}</p> <p>(2) 安全・防災グループマネージャは、初期消火活動を行う発電所の要員として、11名以上を常駐させるとともに、この要員に對する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 安全・防災グループマネージャは、初期消火活動を行うため、表217に示す化学消防自動車及び消防薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、第213条（巡視点検）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各マネージャは、震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後発電所内^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(6) 安全・防災グループマネージャは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性がある^{※4}と判断した場合は、発電所長に報告する。発電所長は、所長、原子炉主任技術者及び各室長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p><u>（火災発生時の体制の整備）</u></p> <p>第217条 安全・防災グループマネージャは、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画の策定に当たっては、添付2-2「火災、内部漏水及び自然災害対応等に係る実施基準」に依り実施する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備の中央制御室への設置^{※2}</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物（可燃物）の管理</p> <p>2. 各室長及び各マネージャは、第1項の計画に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 各室長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備のうち教育及び手順の整備を実施する。</p> <p>(2) 各マネージャは、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備（教育及び手順の整備を除く。）を実施する。</p> <p>3. 各室長及び各マネージャは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災グループマネージャに報告する。</p> <p>4. 安全・防災グループマネージャは、第3項の各室長及び各マネージャの報告内容を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各マネージャは、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある^{※4}と判断した場合は、所屬室長に報告する。報告を受けた所屬室長は、所長、原子炉主任技術者及び関係する各室長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火又は延焼の防止、消防機関が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む。以下、本条において同じ。</p> <p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は異状なく復旧させる。</p>	<p>条文名称の変更 新規則基礎要件要求事項の保安規定への反映</p>						
<p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 総務グループマネージャは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する。^{※2}</p> <p>(2) 安全・防災グループマネージャは、初期消火活動を行う発電所の要員として、11名以上を常駐させるとともに、この要員に對する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 安全・防災グループマネージャは、初期消火活動を行うため、表217に示す化学消防自動車及び消防薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、第213条（巡視点検）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各マネージャは、震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後発電所内^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(6) 安全・防災グループマネージャは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性がある^{※4}と判断した場合は、発電所長に報告する。発電所長は、所長、原子炉主任技術者及び各室長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定められた測陸所等の震度をいう。</p> <p>※2：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は異状なく復旧させる。</p> <p>※3：重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する構造物、系統及び機器とする。</p>	<p>※1：消防機関への通報、消火又は延焼の防止、消防機関が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む。以下、本条において同じ。</p> <p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は異状なく復旧させる。</p>	<p>表217</p> <table border="1" data-bbox="1077 1384 1181 2027"> <thead> <tr> <th>設 備^{※1}</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※5}</td> <td>1台^{※6}</td> </tr> <tr> <td>消防薬剤 (化学消防自動車庫有分を含む)</td> <td>1,500L以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：1号及び2号炉共用。</p> <p>※5：400L毎分の油放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p>※6：化学消防自動車、点検又は故障の場合には、※5に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p>	設 備 ^{※1}	数 量	化学消防自動車 ^{※5}	1台 ^{※6}	消防薬剤 (化学消防自動車庫有分を含む)	1,500L以上
設 備 ^{※1}	数 量							
化学消防自動車 ^{※5}	1台 ^{※6}							
消防薬剤 (化学消防自動車庫有分を含む)	1,500L以上							

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p><u>（電源機能等喪失時の体制の整備）</u></p> <p>第217条の2 安全・防災グループマネージャは、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下、本編において「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項の計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車^{※1}、ポンプ^{※2}、ホース^{※3}及びその他資機材^{※2}の配備</p> <p>2. 各マネージャは、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3. 各マネージャは、前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災グループマネージャに報告する。安全・防災グループマネージャは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。</p> <p>※2：1号及び2号炉共用。</p> <p>※3：ポンプとは、化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は可搬式動力ポンプ設備をいう。</p>	<p><u>（内部溢水発生時の体制の整備）</u></p> <p>第217条の2 安全・防災グループマネージャは、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画の策定に当たっては、添付2-2「火災、内部溢水及び自然災害対応等に係る実施基準」に従い実施する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各室長及び各マネージャは、第1項の計画に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 各室長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備のうち教育及び手順の整備を実施する。</p> <p>(2) 各マネージャは、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備（教育及び手順の整備を除く。）を実施する。</p> <p>3. 各室長及び各マネージャは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災グループマネージャに報告する。</p> <p>4. 安全・防災グループマネージャは、第3項の各室長及び各マネージャの報告内容を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各マネージャは、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所属室長に報告する。報告を受けた所属室長は、所長、原子炉主任技術者及び関係する各室長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>条文名称の変更 新規則基礎要件要求事項の保安規定への反映</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>（その他自然災害発生時等の体制の整備）</u> 第2.1.7条の3 安全・防災グループマネージャーは、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、計画の策定に当たっては、添付2-2「火災、内部漏水及び自然災害対応等に係る実施基準」に使い実施する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各室長及び各マネージャーは、第1項の計画に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 各室長は、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備のうち教育及び手順の整備を実施する。</p> <p>(2) 各マネージャーは、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備（教育及び手順の整備を除く。）を実施する。</p> <p>3. 各室長及び各マネージャーは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災グループマネージャーに報告する。</p> <p>4. 安全・防災グループマネージャーは、第3項の各室長及び各マネージャーの報告内容を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各マネージャーは、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所属室長に報告する。報告を受けた所属室長は、所長、原子炉主任技術者及び関係する各室長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 発電管理室長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) その他自然災害に係る新たな知見等の定期的な収集、反映等 (2) その他自然災害のうち地震に関する新たな波及的影響の観点の抽出 (3) 地震観測及び影響確認に関する活動</p> <p>7. 発電管理室長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断した場合は、関係箇所へ必要な防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む。以下、本条において同じ。</p>	<p>新規制基準要求事項の保安規定への反映</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>（資機材等の整備）</u> 第217条の4 各マニージャは、次の各号の資機材等を配置又は整備、維持管理する。 (1) 各マニージャは、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。 (2) 各マニージャは、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡設備を整備し、警報装置及び通信連絡設備の操作に関する手順並びに専用通信回線及びビデオ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>新規制基準要求事項の保安規定への反映</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>（重大事故等発生時の体制の整備）</u> 第2.17条の5 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 2. 総務室長（本店）及び発電管理室長は、添付2-3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「原子炉主任技術者の選任及び職務要項」に定める。 3. 原子炉主任技術者は、第2項に定める「原子炉主任技術者の選任及び職務要項」に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を識見、かつ、最優先に行うことを任務とする。 4. 安全・防災グループマネージャーは、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む事項の計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画の策定に当たっては、添付2-3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い実施する。 (1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項 4. 要員の役割分担及び責任者の配置に関すること (2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項 4. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること 5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること 6. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること 7. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること (3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスレートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること 5. 各室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付2-3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)の役割に応じた内容とする。 (1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 (2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 (3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 (4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>新規制基準要求事項の保安規定への反映</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(なし)</p>	<p>6. 各室長及び各マネージャーは、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各室長及び各マネージャーは、第6項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災グループマネージャーに報告する。</p> <p>8. 安全・防災グループマネージャーは、第7項の各室長及び各マネージャーの報告内容を取りまとめ、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>9. 発電管理室長は第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画の策定に当たっては、添付2-3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い実施する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配置に関すること</p> <p>10. 発電管理室長は、第9項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>11. 発電管理室長は、第10項の実施結果を踏まえ、第9項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>新規制基準要求事項の保安規定への反映</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(なし)</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第2.1.7条の6 安全・防災グループマネージャーは、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む事項の計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画の策定に当たっては、添付2-3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>ロ. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>ハ. 0項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配置に関すること</p> <p>2. 各室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付2-3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</p> <p>3. 各室長及び各マネージャーは、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各室長及び各マネージャーは、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災グループマネージャーに報告する。</p> <p>5. 安全・防災グループマネージャーは、第4項の各室長及び各マネージャーの報告内容を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>6. 発電管理室長は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画の策定に当たっては、添付2-3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>7. 発電管理室長は、第6項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>8. 発電管理室長は、第7項の実施内容を踏まえ、第6項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>新規制基準要求事項の保安規定への反映</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																		
<p>第2節 運転上の留意事項 (水質管理)</p> <p>第218条 放射線・化学管理グループマネージャは、モード1において、1ヶ月に1回、表218に定める1次冷却材及び蒸気発生器内水の水质が基準値の範囲にあることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>2. 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材又は蒸気発生器内水の水质が基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復するよう努める。</p> <p>表218</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1次冷却材</td> <td>導電率</td> <td>1~40 μS/cm (温度25℃)</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>4~11 (温度25℃)</td> </tr> <tr> <td>塩素イオン</td> <td>0.15ppm以下</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素</td> <td>0.1ppm以下</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器内水</td> <td>カチオン導電率</td> <td>15~50 μS/cm²-STP/kg-H₂O (温度25℃)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>pH</td> <td>30 μS/cm以下 (温度25℃) 8以上 (温度25℃)</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔原子炉冷却材圧カバウダンダリ隔離弁の施設管理〕 第218条の2 発電長は、定期検査時に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧カバウダンダリ隔離弁（原子炉側からみた第1弁）について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	項目	基準値	1次冷却材	導電率	1~40 μ S/cm (温度25℃)	pH	4~11 (温度25℃)	塩素イオン	0.15ppm以下	溶存酸素	0.1ppm以下	蒸気発生器内水	カチオン導電率	15~50 μ S/cm ² -STP/kg-H ₂ O (温度25℃)		pH	30 μ S/cm以下 (温度25℃) 8以上 (温度25℃)	<p>第2節 運転上の留意事項 (水質管理)</p> <p>第218条 放射線・化学管理グループマネージャは、モード1において、1ヶ月に1回、表218に定める1次冷却材及び蒸気発生器内水の水质が基準値の範囲にあることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>2. 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材又は蒸気発生器内水の水质が基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復するよう努める。</p> <p>表218</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1次冷却材</td> <td>導電率</td> <td>1~40 μS/cm (温度25℃)</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>4~11 (温度25℃)</td> </tr> <tr> <td>塩素イオン</td> <td>0.15ppm以下</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素</td> <td>0.1ppm以下</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器内水</td> <td>カチオン導電率</td> <td>15~50 μS/cm²-STP/kg-H₂O (温度25℃)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>pH</td> <td>30 μS/cm以下 (温度25℃) 8以上 (温度25℃)</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔原子炉冷却材圧カバウダンダリ隔離弁の施設管理〕 第218条の2 発電長は、定期検査時に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧カバウダンダリ隔離弁（原子炉側からみた第1弁）について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	項目	基準値	1次冷却材	導電率	1~40 μ S/cm (温度25℃)	pH	4~11 (温度25℃)	塩素イオン	0.15ppm以下	溶存酸素	0.1ppm以下	蒸気発生器内水	カチオン導電率	15~50 μ S/cm ² -STP/kg-H ₂ O (温度25℃)		pH	30 μ S/cm以下 (温度25℃) 8以上 (温度25℃)	<p>新規制基準を踏まえた運用の明確化</p>
項目	基準値																																			
1次冷却材	導電率	1~40 μ S/cm (温度25℃)																																		
	pH	4~11 (温度25℃)																																		
	塩素イオン	0.15ppm以下																																		
	溶存酸素	0.1ppm以下																																		
蒸気発生器内水	カチオン導電率	15~50 μ S/cm ² -STP/kg-H ₂ O (温度25℃)																																		
	pH	30 μ S/cm以下 (温度25℃) 8以上 (温度25℃)																																		
項目	基準値																																			
1次冷却材	導電率	1~40 μ S/cm (温度25℃)																																		
	pH	4~11 (温度25℃)																																		
	塩素イオン	0.15ppm以下																																		
	溶存酸素	0.1ppm以下																																		
蒸気発生器内水	カチオン導電率	15~50 μ S/cm ² -STP/kg-H ₂ O (温度25℃)																																		
	pH	30 μ S/cm以下 (温度25℃) 8以上 (温度25℃)																																		

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考								
<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第2.2.2.2条 モード1及び2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表2.2.2.2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間）が2.5秒以下であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、モード1及び2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 発電長（2号炉担当）は、モード1及び2（臨界状態）において、1.2時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±1.2ステップ以内であることを確認する。</p> <p>また、発電長（2号炉担当）は、モード1及び2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステッピングカウンタの表示値の±1.2ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない^{※1}と判断した場合、表2.2.2-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は炉心・燃料グループマネージャに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャは、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置又はステッピングカウンタの動作不良により、制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±1.2ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>	<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第2.2.2.2条 モード1及び2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表2.2.2.2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間）が2.5秒以下であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、モード1及び2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 発電長（2号炉担当）は、モード1及び2（臨界状態）において、1.2時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±1.2ステップ以内であることを確認する。</p> <p>また、発電長（2号炉担当）は、モード1及び2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステッピングカウンタの表示値の±1.2ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない^{※1}と判断した場合、表2.2.2-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は炉心・燃料グループマネージャに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャは、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置又はステッピングカウンタの動作不良により、制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±1.2ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>									
<p>表2.2.2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能^{※2}</td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能^{※3}でないこと (2) 全ての制御棒が不整合^{※3}でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：制御棒動作機能のうち制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※4：不整合とは、制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±1.2ステップ以内でない場合をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※3} でないこと	<p>表2.2.2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能^{※2}</td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能^{※3}でないこと (2) 全ての制御棒が不整合^{※3}でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：制御棒動作機能のうち制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※4：不整合とは、制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±1.2ステップ以内でない場合をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※3} でないこと	<p>注釈番号の変更 重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>注釈番号の変更 重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>注釈番号の変更 注釈番号の変更</p>
項目	運転上の制限									
制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※3} でないこと									
項目	運転上の制限									
制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※3} でないこと									

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(化学体積制御系(ほう酸濃縮機能)) 第227条 モード1及び2において、化学体積制御系は、表227-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 化学体積制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電長(2号炉担当)は、モード1及び2において、1ヶ月に1回、1台以上の充てんポンプ又は充てん/高圧注入ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。 (2) 発電長(2号炉担当)は、モード1及び2において、1ヶ月に1回、1台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) 発電長(2号炉担当)は、モード1及び2において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度を表227-2で定める頻度で確認する。 3. 発電長(2号炉担当)は、化学体積制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表227-3の措置を講じる。この規定の他の条文の定めにかかわらず、充てんポンプ又は充てん/高圧注入ポンプ及びほう酸ポンプ1系統が復旧するまでは、モード3からモード4への移行を行ってはならない。 ※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p>	<p>(化学体積制御系(ほう酸濃縮機能)) 第227条 モード1及び2において、化学体積制御系は、表227-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 化学体積制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電長(2号炉担当)は、モード1及び2において、1ヶ月に1回、1台以上の充てんポンプ又は充てん/高圧注入ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。 (2) 発電長(2号炉担当)は、モード1及び2において、1ヶ月に1回、1台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) 発電長(2号炉担当)は、モード1及び2において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度を表227-2で定める頻度で確認する。 (4) 運転管理ゾルナーマナーは、定期検査時に、急速ほう酸補給が開始できることを確認する。 3. 発電長(2号炉担当)は、化学体積制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表227-3の措置を講じる。この規定の他の条文の定めにかかわらず、充てんポンプ又は充てん/高圧注入ポンプ及びほう酸ポンプ1系統が復旧するまでは、モード3からモード4への移行を行ってはならない。 ※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p>	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化 重大事故等対処設備の運用の明確化</p>
<p>表227-1 化学体積制御系^{※2} (1)ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2)ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度が表227-2で定める制限値内にあること</p>	<p>表227-1 化学体積制御系^{※2} (1)ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2)ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度が表227-2で定める制限値内にあること</p>	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>
<p>表227-2 ほう酸濃度 ほう酸水量^{※3} (有効水量) ほう酸水温度</p>	<p>表227-2 ほう酸濃度 ほう酸水量^{※3} (有効水量) ほう酸水温度</p>	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>
<p>※2：全ほう酸タンクの合計水量をいう。 (以下、省略)</p>	<p>※3：全ほう酸タンクの合計水量をいう。 (以下、省略)</p>	<p>注釈番号の変更 注釈番号の変更</p>

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考								
<p>(計測及び制御設備)</p> <p>第233条 次の計測及び制御設備は、表233-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉保護系計装 (2) 工学的安全施設等作動計装 (3) 事故時監視計装 (4) ディーゼル発電機起動計装 (5) 中央制御室非常用循環系計装 (6) 中央制御室外原子炉停止装置 (7) 燃料落下及び燃料取扱機排気浄化系計装 <p>2. 計測及び制御設備が、第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 発電長（2号炉担当）、炉心・燃料グループマナージャー及び電気・制御グループマナージャー は、表233-2から表233-8に定める確認事項を実施する。また、炉心・燃料グループマナージャー及び電気・制御グループマナージャーは、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 <p>3. 発電長（2号炉担当）は、計測及び制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表233-2から表233-8の措置を講じるとともに必要に応じて炉心・燃料グループマナージャー又は電気・制御グループマナージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマナージャー又は電気・制御グループマナージャーは、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>(計測及び制御設備)</p> <p>第233条 次の計測及び制御設備は、表233-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉保護系計装 (2) 工学的安全施設等作動計装 (3) 事故時監視計装 (4) ディーゼル発電機起動計装 (5) 中央制御室非常用循環系計装 (6) 中央制御室外原子炉停止装置 (7) 燃料落下及び燃料取扱機排気浄化系計装 <p>2. 計測及び制御設備が、第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 発電長（2号炉担当）、炉心・燃料グループマナージャー及び電気・制御グループマナージャー は、表233-2から表233-8に定める確認事項を実施する。また、炉心・燃料グループマナージャー及び電気・制御グループマナージャーは、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 <p>3. 発電長（2号炉担当）は、計測及び制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表233-2から表233-8の措置を講じるとともに必要に応じて炉心・燃料グループマナージャー又は電気・制御グループマナージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマナージャー又は電気・制御グループマナージャーは、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>(変更なし)</p>								
<p>表233-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測及び制御設備</td> <td>表233-2から表233-8に定める所要チャンネル系統数及び機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能なこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合は動作不能をいう。動作信号を出力させている状態又は誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測及び制御設備	表233-2から表233-8に定める所要チャンネル系統数及び機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能なこと	<p>表233-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測及び制御設備</td> <td>表233-2から表233-8に定める所要チャンネル系統数及び機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能なこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合は動作不能をいう。動作信号を出力させている状態又は誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測及び制御設備	表233-2から表233-8に定める所要チャンネル系統数及び機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能なこと	
項目	運転上の制限									
第1項で定める計測及び制御設備	表233-2から表233-8に定める所要チャンネル系統数及び機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能なこと									
項目	運転上の制限									
第1項で定める計測及び制御設備	表233-2から表233-8に定める所要チャンネル系統数及び機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能なこと									

注) 下線は改正事項に含まない。

注釈番号の変更
重大事故等対処設備の運用の明確化

重大事故等対処設備の運用の明確化

注釈番号の変更

表233-2 原子炉保護系計装

【凡例】

- (a) 原子炉トリップしゃ断部閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
- (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未調
- (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
- (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未調
- (e) 原子炉トリップしゃ断部開放されている場合
- (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
- (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上
- (h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未調

- (i) P-13 (タービン第1段圧力) インターロック以上
- (j) 原子炉格納容器内での燃料移動中ではない場合
- (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 原子炉保護系論理回路※3	-	モード1 及び2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認※4のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態において、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回 (交互に1系統ずつ)	発電長(2号炉担当)
				B. 原子炉トリップしゃ断部1系統が動作不能である場合	B.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認※4のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間			
				C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
		モード3(a), 4(a)及び5(a)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認※4のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				B. 原子炉トリップしゃ断部1系統が動作不能である場合	B.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認※4のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長(2号炉担当)は、原子炉トリップしゃ断部を開く。	1時間			

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。
 ※3：モード1及び2における原子炉トリップしゃ断部は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 ※4：「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認及び運転中に作業を実施した場合は、その復旧状態の確認を行うことをいう。以下、本条において同じ。
 ※5：モード1及び2における手動原子炉トリップは、重大事故等対処設備を兼ねる。

表233-2 原子炉保護系計装

【凡例】

- (a) 原子炉トリップしゃ断部閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
- (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未調
- (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
- (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未調
- (e) 原子炉トリップしゃ断部開放されている場合
- (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
- (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上
- (h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未調

- (i) P-13 (タービン第1段圧力) インターロック以上
- (j) 原子炉格納容器内での燃料移動中ではない場合
- (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 原子炉保護系論理回路	-	モード1 及び2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認※4のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態において、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回 (交互に1系統ずつ)	発電長(2号炉担当)
				B. 原子炉トリップしゃ断部1系統が動作不能である場合	B.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認※4のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間			
				C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
		モード3(a), 4(a)及び5(a)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認※4のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				B. 原子炉トリップしゃ断部1系統が動作不能である場合	B.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認※4のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長(2号炉担当)は、原子炉トリップしゃ断部を開く。	1時間			

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。
 ※3：「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認及び運転中に作業を実施した場合は、その復旧状態の確認を行うことをいう。以下、本条において同じ。

注) 下線は改正事項に含まれない。

備考

注釈番号の変更

注釈番号の変更

注釈番号の変更

注釈番号の変更

敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更後)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の11%以下	モード1及び2	4 ^{※1}	A 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差が±2%を超える場合は、出力領域中性子束計装の指示値を校正する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内のその後の毎日1回	発電長(2号炉担当)及び炉心・燃料グループマネージャ
	低設定	定格出力の2%以下	モード1(b)及び2	4 ^{※1}	B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
4. 出力領域中性子束 変化率高	増加率高	1%定格出力スツア以下	モード1及び2	4 ^{※1}	A 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
					B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
	減少率高	-1%定格出力スツア以上	モード1及び2	4 ^{※1}	A 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
					B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
5. 中間領域中性子束高	高設定	定格出力の3%以下	モード1(b)及び2(c)	2 ^{※1}	A 1チャンネルが動作不能である場合	A 1 発電長(2号炉担当)は、P-6未満にする。 又は A 2 発電長(2号炉担当)は、P-10以上にする。	2時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
					B 2チャンネルが動作不能である場合	B 1 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒引抜き操作を全て中止する。 及び B 2 発電長(2号炉担当)は、P-6未満にする。	連やかに 2時間			
	低設定	定格出力の3%以下	モード2(d)	2	A 1又は2チャンネルが動作不能である場合	A 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)

※1: 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時又はモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
 ※2: 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時又はモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。
 ※3: 「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること。また、可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、指示値の確認を行う必要はない。以下、本条において同じ。
 ※4: 制御棒引抜き阻止の設定又は中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更前)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の11%以下	モード1及び2	4 ^{※1}	A 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差が±2%を超える場合は、出力領域中性子束計装の指示値を校正する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内のその後の毎日1回	発電長(2号炉担当)及び炉心・燃料グループマネージャ
	低設定	定格出力の2%以下	モード1(b)及び2	4 ^{※1}	B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
4. 出力領域中性子束 変化率高	増加率高	1%定格出力スツア以下	モード1及び2	4 ^{※1}	A 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
					B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
	減少率高	-1%定格出力スツア以上	モード1及び2	4 ^{※1}	A 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
					B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
5. 中間領域中性子束高	高設定	定格出力の3%以下	モード1(b)及び2(c)	2 ^{※1}	A 1チャンネルが動作不能である場合	A 1 発電長(2号炉担当)は、P-6未満にする。 又は A 2 発電長(2号炉担当)は、P-10以上にする。	2時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
					B 2チャンネルが動作不能である場合	B 1 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒引抜き操作を全て中止する。 及び B 2 発電長(2号炉担当)は、P-6未満にする。	連やかに 2時間			
	低設定	定格出力の3%以下	モード2(d)	2	A 1又は2チャンネルが動作不能である場合	A 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)

※1: 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時又はモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
 ※2: 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時又はモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。
 ※3: 「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること。また、可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、指示値の確認を行う必要はない。以下、本条において同じ。
 ※4: 制御棒引抜き阻止の設定又は中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

備考

注釈番号の変更

注釈番号の変更

注釈番号の変更

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項						
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
6. 中性子監視域中性子系高	2×10 ⁵ cps以下	モード2 (d)	2 ^{※10}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒引戻操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー				
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに							
		モード3 (a), 4 (a)及び5 (a)	2 ^{※10}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	4.8時間							
				B. 条件Aの措置を完了期限内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間							
		モード3 (a), 4 (a)及び5 (a)	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに				動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	ただし、適用モード6 (a)の場合は、1.2時間に1回	発電長（2号炉担当）
					及び	A. 2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が第219条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。							
モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	ただし、適用モード6 (a)の場合は、1.2時間に1回	発電長（2号炉担当）					
及び	A. 2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が第219条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の12時間に1回											
モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 ^{※10}	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	ただし、適用モード6 (a)の場合は、1.2時間に1回	発電長（2号炉担当）					
			及び	A. 2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。					速やかに				
モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	B. 2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 ^{※10}	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	ただし、適用モード6 (a)の場合は、1.2時間に1回	発電長（2号炉担当）					
			及び	B. 2 電気・制御グループマネージャーは、1チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。					速やかに				
モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	B. 3チャンネルが動作不能である場合	A. 3 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	ただし、適用モード6 (a)の場合は、1.2時間に1回	発電長（2号炉担当）					
			及び	A. 4 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が第219条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。					4時間 その後の12時間に1回				

※1.0: 「中間領域中性子系高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、F-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※1.1: 「中性子監視域が停止時中性子系高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※1.2: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※1.3: A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第219条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。
※1.4: B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第219条で定める運転上の制限を満足していることを1.2時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項						
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
6. 中性子監視域中性子系高	2×10 ⁵ cps以下	モード2 (d)	2 ^{※10}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒引戻操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー				
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに							
		モード3 (a), 4 (a)及び5 (a)	2 ^{※10}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	4.8時間							
				B. 条件Aの措置を完了期限内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間							
		モード3 (a), 4 (a)及び5 (a)	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに				動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	ただし、適用モード6 (a)の場合は、1.2時間に1回	発電長（2号炉担当）
					及び	A. 2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が第219条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。							
モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	ただし、適用モード6 (a)の場合は、1.2時間に1回	発電長（2号炉担当）					
及び	A. 2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が第219条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の12時間に1回											
モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 ^{※10}	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	ただし、適用モード6 (a)の場合は、1.2時間に1回	発電長（2号炉担当）					
			及び	A. 2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。					速やかに				
モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	B. 2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 ^{※10}	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	ただし、適用モード6 (a)の場合は、1.2時間に1回	発電長（2号炉担当）					
			及び	B. 2 電気・制御グループマネージャーは、1チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。					速やかに				
モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	B. 3チャンネルが動作不能である場合	A. 3 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	ただし、適用モード6 (a)の場合は、1.2時間に1回	発電長（2号炉担当）					
			及び	A. 4 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が第219条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。					4時間 その後の12時間に1回				

※1.0: 「中間領域中性子系高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、F-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※1.1: 「中性子監視域が停止時中性子系高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※1.2: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※1.3: A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第219条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。
※1.4: B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第219条で定める運転上の制限を満足していることを1.2時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更後) 敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更前)

備考

注釈番号の変更

注釈番号の変更

注釈番号の変更

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 過大温度△T高	第2,3,4条の 設定範囲内	モード1 及び2	4 ^{※1}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	炉内外核圧監視台校正を実施する。	燃料取替後の原子炉出力が50%以上となつて48時間以内に1回	炉心・燃料グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
8. 過大出力△T高	第2,3,4条の 設定範囲内	モード1 及び2	4 ^{※1}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核圧監視台校正を実施する。	1ヶ月に1回	炉心・燃料グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
9. 原子炉圧力低	12.73MPa(10atm)以上	モード1(f)	4 ^{※1}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未満にする。	12時間			
10. 原子炉圧力高	16.61MPa(10atm)以下	モード1 及び2	4 ^{※1}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
11. 加圧器水位高	許容スパンの94%以下	モード1(f)	4 ^{※1}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未満にする。	12時間			
12. 1次冷却材流量低	1ループ 定格流量の87%以上	モード1(g)	1ループ あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未満にする。	12時間			
	2ループ 定格流量の87%以上	モード1(h)	1ループ あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未満にする。	12時間			

※1.5: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※1.6: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 過大温度△T高	第2,3,4条の 設定範囲内	モード1 及び2	4 ^{※1}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	炉内外核圧監視台校正を実施する。	燃料取替後の原子炉出力が50%以上となつて48時間以内に1回	炉心・燃料グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
8. 過大出力△T高	第2,3,4条の 設定範囲内	モード1 及び2	4 ^{※1}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核圧監視台校正を実施する。	1ヶ月に1回	炉心・燃料グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
9. 原子炉圧力低	12.73MPa(10atm)以上	モード1(f)	4 ^{※1}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未満にする。	12時間			
10. 原子炉圧力高	16.61MPa(10atm)以下	モード1 及び2	4 ^{※1}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
11. 加圧器水位高	許容スパンの94%以下	モード1(f)	4 ^{※1}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未満にする。	12時間			
12. 1次冷却材流量低	1ループ 定格流量の87%以上	モード1(g)	1ループ あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未満にする。	12時間			
	2ループ 定格流量の87%以上	モード1(h)	1ループ あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未満にする。	12時間			

※1.5: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※1.6: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

(注) 下線は改正事項に含まれない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定(変更前)

備考

敦賀発電所原子炉施設保安規定(変更後)

機能	設定値	通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
13. 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上	モード1(f)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未済にする。	12時間				
14. 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57.0Hz以上	モード1(f)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未済にする。	12時間				
15. 主蒸気-給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致	84t/h以下	モード1及び2	1A-Aあたり2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間				
	蒸気発生器水位低	計器スパンの23%以上	モード1及び2	1基あたり4 ^{※11}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
16. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11%以上	モード1及び2	1基あたり4 ^{※11}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間				
17. タービントリップ	非常しゃ断油圧低 6.0MPa(gage)以上	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未済にする。	12時間				
	主蒸気止め弁閉	-	モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未済にする。	12時間			
18. 非常用心冷却系作動	表2.3.3-3機能1.非常用心冷却系を参照	モード1及び2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間				

注釈番号の変更

注釈番号の変更

機能	設定値	通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
13. 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上	モード1(f)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未済にする。	12時間				
14. 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57.0Hz以上	モード1(f)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未済にする。	12時間				
15. 主蒸気-給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致	84t/h以下	モード1及び2	1A-Aあたり2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間				
	蒸気発生器水位低	計器スパンの23%以上	モード1及び2	1基あたり4 ^{※11}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	発電長(2号炉担当)
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間			
16. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11%以上	モード1及び2	1基あたり4 ^{※11}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間				
17. タービントリップ	非常しゃ断油圧低 6.0MPa(gage)以上	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未済にする。	12時間				
	主蒸気止め弁閉	-	モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、P-7未済にする。	12時間			
18. 非常用心冷却系作動	表2.3.3-3機能1.非常用心冷却系を参照	モード1及び2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間				

敦賀発電所原子炉施設保安規定(変更後)

注) 下線は改正事項に含まない。

備考

注釈番号の変更

注釈番号の変更

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

機能	設定値	通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
19. 地震加速度大	水平方向 原子炉建屋1階床 (EL7.3a) 500gal以下 原子炉建屋地下2階床 (EL-9.2a) 160gal以下 鉛直方向 原子炉建屋地下2階床 (EL-9.2a) 80Gal以下	モード1及び2	3	A 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間			
20. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 0.37×10 ¹⁰ ~ 2.72×10 ¹⁰ A	モード2 (d)	2	A 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A 1 発電長（2号炉担当）は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間			
b. P-7	d. 項及びe. 項参照	モード1 (f)	2	A 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A 1 発電長（2号炉担当）は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長（2号炉担当）は、P-7未済にする。	12時間			
c. P-8	出力領域中性子束定常出力の 35.0±1.0%	モード1 (g)	4	A 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A 1 発電長（2号炉担当）は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長（2号炉担当）は、P-8未済にする。	12時間			
d. P-10	出力領域中性子束定常出力の 10.0±1.0%	モード1 (h)及び2	4	A 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A 1 発電長（2号炉担当）は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間			
e. P-13	タービン1段圧力定常出力の 10.0±2.0%	モード1 (i)	3	A 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A 1 発電長（2号炉担当）は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長（2号炉担当）は、P-13未済にする。	12時間			

※1.7: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

機能	設定値	通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
19. 地震加速度大	水平方向 原子炉建屋1階床 (EL7.3a) 500gal以下 原子炉建屋地下2階床 (EL-9.2a) 160gal以下 鉛直方向 原子炉建屋地下2階床 (EL-9.2a) 80Gal以下	モード1及び2	3	A 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間			
20. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 0.37×10 ¹⁰ ~ 2.72×10 ¹⁰ A	モード2 (d)	2	A 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A 1 発電長（2号炉担当）は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間			
b. P-7	d. 項及びe. 項参照	モード1 (f)	2	A 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A 1 発電長（2号炉担当）は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長（2号炉担当）は、P-7未済にする。	12時間			
c. P-8	出力領域中性子束定常出力の 35.0±1.0%	モード1 (g)	4	A 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A 1 発電長（2号炉担当）は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長（2号炉担当）は、P-8未済にする。	12時間			
d. P-10	出力領域中性子束定常出力の 10.0±1.0%	モード1 (h)及び2	4	A 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A 1 発電長（2号炉担当）は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間			
e. P-13	タービン1段圧力定常出力の 10.0±2.0%	モード1 (i)	3	A 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A 1 発電長（2号炉担当）は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 発電長（2号炉担当）は、P-13未済にする。	12時間			

※1.5: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

備考

注釈番号の変更

注釈番号の変更

注釈番号の変更

表233-3 工学的安全施設等作動計表

【凡例】

- (a) P-11（加圧器圧力）インターロック以上
- (b) P-11（加圧器圧力）インターロック未満
- (c) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く
- (d) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
I. 非常用炉心冷却系									
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	-	モード1, 2, 3, 及び4	2系統 ^{※1}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電止（2号炉担当）は、モード3にする。及び B. 2 発電止（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	-	モード1, 2, 3, 及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電止（2号炉担当）は、モード3にする。及び B. 2 発電止（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 原子炉格納容器圧力高	4kPa [gase] 以下	モード1, 2及び3	4 ^{※1}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電止（2号炉担当）は、モード3にする。及び B. 2 発電止（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			

※1.8：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間以内に、1系統をバイパスにすることができる。この場合は、バイパス状態にした系統を動作不能とはみなさない。

表233-3 工学的安全施設等作動計表

【凡例】

- (a) P-11（加圧器圧力）インターロック以上
- (b) P-11（加圧器圧力）インターロック未満
- (c) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く
- (d) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
I. 非常用炉心冷却系									
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	-	モード1, 2, 3, 及び4	2系統 ^{※1}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電止（2号炉担当）は、モード3にする。及び B. 2 発電止（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	-	モード1, 2, 3, 及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電止（2号炉担当）は、モード3にする。及び B. 2 発電止（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 原子炉格納容器圧力高	4kPa [gase] 以下	モード1, 2及び3	4 ^{※1}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電止（2号炉担当）は、モード3にする。及び B. 2 発電止（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			

※1.6：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間以内に、1系統をバイパスにすることができる。この場合は、バイパス状態にした系統を動作不能とはみなさない。

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

備考

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
d. 原子炉圧力低	12.05MPa [stage] 以上	モード1, 2及び3 (a)	4 ^{※13}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号が担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号が担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			
e. 主蒸気ライン圧力低	3.36MPa [stage] 以上	モード1, 2及び3 (a)	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号が担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号が担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
d. 原子炉圧力低	12.05MPa [stage] 以上	モード1, 2及び3 (a)	4 ^{※13}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※14}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号が担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号が担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			
e. 主蒸気ライン圧力低	3.36MPa [stage] 以上	モード1, 2及び3 (a)	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号が担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号が担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			

注釈番号の変更

注釈番号の変更

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

備考

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

注釈番号の変更

注釈番号の変更

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
2. 原子炉格納容器スプレイ系										
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{※1}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間				
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3及び4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間				
c. 原子炉格納容器圧力異常高	204kPa [gauge] 以下	モード1, 2, 及び3	4 ^{※1}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間				
							動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	発電長（2号炉担当）	

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 原子炉格納容器スプレイ系									
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{※1}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3及び4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高	204kPa [gauge] 以下	モード1, 2, 及び3	4 ^{※1}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※1}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			
							動作不能でないことを指示値により確認する。	毎日1回	発電長（2号炉担当）

注) 下線は改正事項に含まない。

備考

注釈番号の変更

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{注1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 原子炉格納容器隔離									
a. 原子炉格納容器隔離A									
(1) 原子炉格納容器隔離A作動論理回路	-	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{注1a}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	-	モード1, 2, 3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能 1. 非常用炉心冷却系を参照。								

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{注1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 原子炉格納容器隔離									
a. 原子炉格納容器隔離A									
(1) 原子炉格納容器隔離A作動論理回路	-	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{注1a}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	-	モード1, 2, 3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能 1. 非常用炉心冷却系を参照。								

注) 下線は改正事項に含まない。

備考

注釈番号の変更

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{注2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
b. 原子炉格納容器隔離B									
(1) 原子炉格納容器隔離B作動論理回路	-	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{注1}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする、及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする、	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スレイ系 b. 手動起動を参照。								
(3) 原子炉格納容器圧力異常高	機能2. 原子炉格納容器スレイ系 c. 原子炉格納容器圧力異常高を参照。								
c. 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離									
(1) 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動論理回路	-	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{注1}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする、及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする、	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
(2) 原子炉格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離Aを参照。								
(3) 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の9.0%以上	モード1, 2, 3, 及び4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする、及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする、	6時間 12時間 56時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{注2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
b. 原子炉格納容器隔離B									
(1) 原子炉格納容器隔離B作動論理回路	-	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{注1}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする、及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする、	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スレイ系 b. 手動起動を参照。								
(3) 原子炉格納容器圧力異常高	機能2. 原子炉格納容器スレイ系 c. 原子炉格納容器圧力異常高を参照。								
c. 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離									
(1) 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動論理回路	-	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{注1}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする、及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする、	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
(2) 原子炉格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離Aを参照。								
(3) 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の9.0%以上	モード1, 2, 3, 及び4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする、及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする、	6時間 12時間 56時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

備考

注釈番号の変更

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{注2}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
d. 原子炉格納容器換気空調系隔離										
(1) 原子炉格納容器換気空調系隔離作動論理回路	—	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{注1}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
			B. 条件Aの措置を完了時間に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間					
(2) 手動起動	原子炉格納容器スプレイ手動起動 原子炉格納容器隔離A手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照。 機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離A (2) 手動起動を参照。								
(3) 非常用が心冷却系作動	機能1. 非常用が心冷却系を参照									
4. 主蒸気ライン隔離										
a. 主蒸気ライン隔離系作動論理回路	—	モード1, 2(c)及び3(c)	2系統 ^{注1}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
			B. 条件Aの措置を完了時間に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間					

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{注2}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
d. 原子炉格納容器換気空調系隔離										
(1) 原子炉格納容器換気空調系隔離作動論理回路	—	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{注1}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
			B. 条件Aの措置を完了時間に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間					
(2) 手動起動	原子炉格納容器スプレイ手動起動 原子炉格納容器隔離A手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照。 機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離A (2) 手動起動を参照。								
(3) 非常用が心冷却系作動	機能1. 非常用が心冷却系を参照									
4. 主蒸気ライン隔離										
a. 主蒸気ライン隔離系作動論理回路	—	モード1, 2(c)及び3(c)	2系統 ^{注1}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
			B. 条件Aの措置を完了時間に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間					

注) 下線は改正事項に含まない。

備考

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

注釈番号の変更

注釈番号の変更

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{注1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
b. 手動起動	-	モード1, 2(c)及び3(c)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高	138kPa (gage) 以下	モード1, 2(c)及び3(c)	4 ^{注13}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{注14}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			
d. 主蒸気ライン圧力低	3.36MPa (gage) 以上	モード1, 2(c), 3(a)及び3(c)	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87MPa (gage) 以上	モード3(b)及び3(c)	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{注14}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{注1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
b. 手動起動	-	モード1, 2(c)及び3(c)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高	138kPa (gage) 以下	モード1, 2(c)及び3(c)	4 ^{注13}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{注14}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			
d. 主蒸気ライン圧力低	3.36MPa (gage) 以上	モード1, 2(c), 3(a)及び3(c)	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87MPa (gage) 以上	モード3(b)及び3(c)	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{注14}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			

注) 下線は改正事項に含まない。

備考

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
5. 給水漏洩										
a. 給水漏洩作動論理回路	—	モード1, 2 (d) 及び 3 (d)	2系統 ^{※11}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間				
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの77.0%以下	モード1, 2 (d) 及び 3 (d)	1基あたり4 ^{※11}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※11}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。
c. 非常用炉心冷却系作動										
機能1. 非常用炉心冷却系を参照。										
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	294.5℃以上	モード1, 2 (d) 及び 3 (d)	4 ^{※11}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※11}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			
原子炉トリップ 表2333-2 原子炉保護系計装を参照										

注釈番号の変更

注釈番号の変更

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
5. 給水漏洩										
a. 給水漏洩作動論理回路	—	モード1, 2 (d) 及び 3 (d)	2系統 ^{※11}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間				
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの77.0%以下	モード1, 2 (d) 及び 3 (d)	1基あたり4 ^{※11}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※11}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。
c. 非常用炉心冷却系作動										
機能1. 非常用炉心冷却系を参照。										
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	294.5℃以上	モード1, 2 (d) 及び 3 (d)	4 ^{※11}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 電気・制御グループマネージャーは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※11}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			
原子炉トリップ 表2333-2 原子炉保護系計装を参照										

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

備考

注釈番号の変更

注釈番号の変更

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-11	加圧器圧力 13.24±0.12 MPa (gage)	モード1, 2 及び3 (a)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A. 1 発電長（2号炉担当）は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			

※1.9：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-11	加圧器圧力 13.24±0.12 MPa (gage)	モード1, 2 及び3 (a)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※1}	A. 1 発電長（2号炉担当）は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B. 2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間 36時間			

※1.7：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

備考	注釈番号の変更 重大事故等対処設備の運用の明確化 重大事故等対処設備の運用の明確化 重大事故等対処設備の運用の明確化
----	---

注釈番号の変更

表2.3.3-4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャンネル	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※10}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装 ^{※11}	1次冷却材圧力	モード1、2及び3	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
	加圧器水位		2						
	1次冷却材温度（広域）（高温側）		4						
	1次冷却材温度（広域）（低温側）		4						
化学体積制御系計装 ^{※11}	ほう酸タンク水位	4	各3台 ²	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	蒸気発生器圧力	2							
	復水タンク水位	4							
	蒸気発生器水位（広域）	4							
	蒸気発生器水位（狭域）	4							
主蒸気及び給水、補助給水系計装 ^{※11}	補助給水流量	4	各SG ²	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	燃料取替用水タンク水位	2							
原子炉格納容器関連計装 ^{※11}	格納容器再循環サンプ水位（広域）	2	2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。及び D.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	格納容器再循環サンプ水位（狭域）	2							
	格納容器内圧力	2							
	格納容器内温度	2							
原子炉補機冷却系計装 ^{※11}	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	2	2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。及び D.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2							
原子炉補機冷却系計装 ^{※11}	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2	2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。及び D.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
制御用空気系計装	計器用空気ヘッド圧力	2	2						
安全注入系計装 ^{※11}	高圧注入流量	4	4	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。及び D.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	低圧注入流量	4							

※2.0：チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。
 ※2.1：各計装が動作不能時は、第2.8.3条（表2.8.3-1.6）の運転上の制限も確認する。

表2.3.3-4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャンネル	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※10}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装	1次冷却材圧力	モード1、2及び3	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
	加圧器水位		2						
	1次冷却材温度（広域）（高温側）		4						
	1次冷却材温度（広域）（低温側）		4						
化学体積制御系計装	ほう酸タンク水位	4	各3台 ²	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	蒸気発生器圧力	2							
	復水タンク水位	4							
	蒸気発生器水位（広域）	4							
	蒸気発生器水位（狭域）	4							
主蒸気及び給水、補助給水系計装	補助給水流量	4	各SG ²	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	燃料取替用水タンク水位	2							
原子炉格納容器関連計装	格納容器再循環サンプ水位（広域）	2	2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。及び D.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	格納容器再循環サンプ水位（狭域）	2							
	格納容器内圧力	2							
	格納容器内温度	2							
原子炉補機冷却系計装	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	2	2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。及び D.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2							
原子炉補機冷却系計装	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2	2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。及び D.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
制御用空気系計装	計器用空気ヘッド圧力	2	2						
安全注入系計装	高圧注入流量	4	4	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。及び D.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	低圧注入流量	4							

※1.8：チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。

注釈番号の変更

表 2.3.3-5 ディーゼル発電機起動計表

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{注1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. ディーゼル発電機起動論理回路	—	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{注14}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
		モード5, 6及び照射済燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
2. 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69.0%以上	モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び照射済燃料移動中	所要の母線あたり3	A. 1母線あたり1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合	B.1 電気・制御グループマネージャは、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間			
				C. 条件A.又は条件B.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長（2号炉担当）は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
3. 非常用炉心冷却系作動	表 2.3.3-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照。								

表 2.3.3-5 ディーゼル発電機起動計表

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{注1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. ディーゼル発電機起動論理回路	—	モード1, 2, 3及び4	2系統 ^{注14}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
		モード5, 6及び照射済燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
2. 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69.0%以上	モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び照射済燃料移動中	所要の母線あたり3	A. 1母線あたり1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
				B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合	B.1 電気・制御グループマネージャは、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間			
				C. 条件A.又は条件B.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長（2号炉担当）は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
3. 非常用炉心冷却系作動	表 2.3.3-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照。								

注) 下線は改正事項に含まない。

備考

注釈番号の変更

注釈番号の変更

注釈番号の変更

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

表2.3.3-6 中央制御室非常用循環系仕様

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	-	モード1, 2, 3, 4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	2系統 ^{※1}	A. 1系統又は1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統又はチャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 2系統又は2チャンネルが動作不能である場合	B.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統又はチャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
2. 手動起動	-		2	C. モード1, 2, 3及び4において条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長（2号炉担当）は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャーは、照射済燃料の移動を中止する。 ^{※2}	速やかに			
3. 非常用炉心冷却系作動	表2.3.3-3	機能1.非常用炉心冷却系を参照。							

※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

表2.3.3-6 中央制御室非常用循環系仕様

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	-	モード1, 2, 3, 4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	2系統 ^{※1}	A. 1系統又は1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統又はチャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				B. 2系統又は2チャンネルが動作不能である場合	B.1 電気・制御グループマネージャーは、当該系統又はチャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
2. 手動起動	-		2	C. モード1, 2, 3及び4において条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長（2号炉担当）は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャーは、照射済燃料の移動を中止する。 ^{※1}	速やかに			
3. 非常用炉心冷却系作動	表2.3.3-3	機能1.非常用炉心冷却系を参照。							

※1.9：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

備考

注釈番号の変更
変更箇所表示部：設置許可基準の改正に伴う機能項目の追加

設置許可基準の改正に伴う適用モードの追加

注釈番号の変更

表2.3.3-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※23}			確認事項		
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
ほう酸ポンプ	モード1, 2, 及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
充てん/高圧注入ポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス出口第1隔離弁 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2, 3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	30日 12時間 5.6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	30日 5.6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
加圧器圧力計	モード1, 2, 及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。 動作不能ではないことを指示値により確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ 発電長（2号炉担当）
加圧器水位計 蒸気発生器水位計（広域） 主蒸気圧力計	モード1, 2, 3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	30日 12時間 5.6時間	機能検査を実施する。 動作不能ではないことを指示値により確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ 発電長（2号炉担当）
中性子源領域中性子束	モード2（P-617-07が未滿）、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	30日 12時間 5.6時間	機能検査を実施する。 動作不能ではないことを指示値により確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ 発電長（2号炉担当）
1次冷却材圧力 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	30日 5.6時間	機能検査を実施する。 動作不能ではないことを指示値により確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ 発電長（2号炉担当）

※2.3：機能毎に個別の条件が適用される。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

表2.3.3-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項		
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
充てん/高圧注入ポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス出口第1隔離弁 ほう酸ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2, 及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
加圧器水位計 加圧器圧力計 蒸気発生器水位計（広域） 主蒸気圧力計	モード1, 2, 及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ 発電長（2号炉担当）

※2.0：機能毎に個別の条件が適用される。

注) 下線及び変更箇所表示部は改正事項に含まれない。

備考

注釈番号の変更

注釈番号の変更

注釈番号の変更

注釈番号の変更

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

表2.3.3-8 燃料落下及び燃料取扱棟空気浄化系計表

機能	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. アニュラス空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動中 ^{※1}	2系統	A. 1チャンネル又は1系統が動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、アニュラス空気浄化ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
2. 手動起動		2	B. 2チャンネル又は2系統が動作不能である場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、アニュラス空気浄化ファン1台を運転状態とする。	速やかに			
3. 燃料落下検知		2	又は 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合	又は B. 2 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャーは、照射済燃料の移動を中上する。 ^{※2}	速やかに			

※2.1：照射終了後の所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は、適用を除外する。
 ※2.2：機能毎に個別の条件が適用される。
 ※2.3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

表2.3.3-8 燃料落下及び燃料取扱棟空気浄化系計表

機能	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. アニュラス空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動中 ^{※1}	2系統	A. 1チャンネル又は1系統が動作不能である場合	A. 1 発電長（2号炉担当）は、アニュラス空気浄化ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
2. 手動起動		2	B. 2チャンネル又は2系統が動作不能である場合	B. 1 発電長（2号炉担当）は、アニュラス空気浄化ファン1台を運転状態とする。	速やかに			
3. 燃料落下検知		2	又は 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合	又は B. 2 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャーは、照射済燃料の移動を中上する。 ^{※2}	速やかに			

※2.1：照射終了後の所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は、適用を除外する。
 ※2.2：機能毎に個別の条件が適用される。
 ※2.3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

- (1次冷却系—モード4—)
- 第237条** モード4において、1次冷却系は、表237-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - 発電長（2号炉担当）は、モード4において、毎日1回、余熱除去ポンプ又は1次冷却材ポンプのうち1台が運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。
 - 発電長（2号炉担当）は、モード4において、毎日1回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプ又は1次冷却材ポンプのうち、1台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。
 - 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表237-2の措置を講じる。

表237-1

項目	運転上の制限
1次冷却系	余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること

表237-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 及び 蒸気発生器による熱除去系が全て動作不能である場合	A.1 モード5にする。	20時間
B. 余熱除去系が全て動作不能である場合 及び 動作可能な蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	B.1 余熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。 又は B.2 他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。	速やかに
C. 余熱除去系が全て運転中でない場合 及び 蒸気発生器による熱除去系が全て運転でない場合	C.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び C.2.1 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。 又は C.2.2 蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。	速やかに

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

- (1次冷却系—モード4—)
- 第237条** モード4において、1次冷却系は、表237-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - 発電長（2号炉担当）は、モード4において、毎日1回、余熱除去ポンプ又は1次冷却材ポンプのうち1台が運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。
 - 発電長（2号炉担当）は、モード4において、毎日1回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプ又は1次冷却材ポンプのうち、1台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。
 - 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表237-2の措置を講じる。

表237-1

項目	運転上の制限
1次冷却系	余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること

※1：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。

表237-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 及び 蒸気発生器による熱除去系が全て動作不能である場合	A.1 モード5にする。	20時間
B. 余熱除去系が全て動作不能である場合 又は 動作可能な蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	B.1 余熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。 又は B.2 他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。	速やかに
C. 余熱除去系が全て運転中でない場合 及び 蒸気発生器による熱除去系が全て運転でない場合	C.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び C.2.1 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。 又は C.2.2 蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。	速やかに

備考

重大事故等対処設備の運用の明確化

重大事故等対処設備の運用の明確化

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(1次冷却系—モード5（1次冷却系満水）—) 第238条 モード5（1次冷却系満水）において、1次冷却系は、表238-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系満水）において、毎日1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系満水）において、以下のいずれか1.の事項を確認する。 4. 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること。 5. 2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。 3. 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表238-2の措置を講じる。</p> <p>表238-1 項目 運転上の制限 1次冷却系 (1)余熱除去系1系統が運転中であること※1 (2)他の余熱除去系が動作可能又は運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること※1</p> <p>※1：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを条件に、全ての余熱除去系を隔離することと許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>(1次冷却系—モード5（1次冷却系満水）—) 第238条 モード5（1次冷却系満水）において、1次冷却系は、表238-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系満水）において、毎日1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系満水）において、以下のいずれか1.の事項を確認する。 4. 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること。 5. 2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。 3. 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表238-2の措置を講じる。</p> <p>表238-1 項目 運転上の制限 1次冷却系 (1)余熱除去系1系統が運転中であること※2 (2)他の余熱除去系が動作可能又は運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること※2</p> <p>※1：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを条件に、全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更</p>
<p>表238-2 条件 要求される措置 完了時間 A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合及び計器スパンの5%以上の水位（狭域）を有する蒸気発生器が1基以下である場合 B. 余熱除去系が全て運転中でない場合 A.1 当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 A.2 2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。 B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</p>	<p>表238-2 条件 要求される措置 完了時間 A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合及び計器スパンの5%以上の水位（狭域）を有する蒸気発生器が1基以下である場合 B. 余熱除去系が全て運転中でない場合 A.1 当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 A.2 2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。 B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</p>	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																		
<p>(1次冷却系—モード5（1次冷却系非満水）—)</p> <p>第239条 モード5（1次冷却系非満水^{※1}）において、1次冷却系は、表239-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）において、毎日1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）において、毎日1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表239-2の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、及びモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>(1次冷却系—モード5（1次冷却系非満水）—)</p> <p>第239条 モード5（1次冷却系非満水^{※1}）において、1次冷却系は、表239-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）において、毎日1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）において、毎日1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表239-2の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、及びモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更 注釈番号の変更</p>																		
<p>表239-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系^{※2}2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること^{※3,※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は、2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※4：ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、15分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3,※4}	<p>表239-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系^{※2}2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること^{※3,※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は、2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※4：ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、15分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3,※4}	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更</p>										
項目	運転上の制限																			
1次冷却系	余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3,※4}																			
項目	運転上の制限																			
1次冷却系	余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3,※4}																			
<p>表239-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の真空脱気運転を行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること及び他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	<p>表239-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の真空脱気運転を行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること及び他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	<p>注釈番号の変更</p>
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに																		
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに																		
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																		
<p>表239-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。</p> <p>(1) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。</p> <p>(2) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。</p> <p>(3) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。</p> <p>※7：余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の真空脱気運転を行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること及び他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	<p>表239-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。</p> <p>(1) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。</p> <p>(2) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。</p> <p>(3) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。</p> <p>※7：余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の真空脱気運転を行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること及び他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	<p>注釈番号の変更</p>
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに																		
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに																		
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																		

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

- (1次冷却系—モード6（キャビティ高水位）—)
第240条 モード6（キャビティ高水位^{※1}）において、1次冷却系は、表240-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 (1) 発電長（2号炉担当）は、モード6（キャビティ高水位）において、毎日1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。
 (2) 発電長（2号炉担当）は、モード6（キャビティ高水位）において、毎日1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。
 3. 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表240-2の措置を講じる。

※1：キャビティ高水位とは、原子炉キャビティ水位がEL6.78m以上である場合をいう。以下、本条において同じ。

表240-1

項目	運転上の制限
1次冷却系	(1) 余熱除去系1系統以上が運転中であること ^{※2} (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること

※2：1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表240-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系が全て運転中でない場合	A.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.2 炉心への照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。 及び A.3 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 炉心への照射済燃料の移動を中止する。 及び B.3 1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 及び B.4 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間

※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。以下、本条において同じ。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

- (1次冷却系—モード6（キャビティ高水位）—)
第240条 モード6（キャビティ高水位^{※1}）において、1次冷却系は、表240-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 (1) 発電長（2号炉担当）は、モード6（キャビティ高水位）において、毎日1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。
 (2) 発電長（2号炉担当）は、モード6（キャビティ高水位）において、毎日1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。
 3. 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表240-2の措置を講じる。

※1：キャビティ高水位とは、原子炉キャビティ水位がEL6.78m以上である場合をいう。以下、本条において同じ。

表240-1

項目	運転上の制限
1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 1系統以上が運転中であること ^{※2} (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること

※2：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※3：1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表240-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系が全て運転中でない場合	A.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.2 炉心への照射済燃料の移動を中止する ^{※4} 。 及び A.3 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 炉心への照射済燃料の移動を中止する。 及び B.3 1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 及び B.4 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間

※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。以下、本条において同じ。

備考

重大事故等対処設備の運用の明確化
 注釈番号の変更
 重大事故等対処設備の運用の明確化
 注釈番号の変更

注釈番号の変更

注釈番号の変更

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																					
<p>(1次冷却系—モード6（キャビティ低水位）—)</p> <p>第2.4.1条 モード6（キャビティ低水位*1）において、1次冷却系は、表2.4.1-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード6（キャビティ低水位）において、毎日1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、モード6（キャビティ低水位）において、毎日1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>(3) 発電長（2号炉担当）は、モード6（キャビティ低水位）において、毎日1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表2.4.1-2の措置を講じる。</p> <p>※1：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL.6.78 m未満である場合をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>(1次冷却系—モード6（キャビティ低水位）—)</p> <p>第2.4.1条 モード6（キャビティ低水位*1）において、1次冷却系は、表2.4.1-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード6（キャビティ低水位）において、毎日1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、モード6（キャビティ低水位）において、毎日1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>(3) 発電長（2号炉担当）は、モード6（キャビティ低水位）において、毎日1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表2.4.1-2の措置を講じる。</p> <p>※1：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL.6.78 m未満である場合をいう。以下、本条において同じ。</p>																						
<p>表2.4.1-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること*2 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：キャビティ水張り及び水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること及び他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること*2 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>表2.4.1-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること*2 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：余熱除去系は、重大事故等対応設備を兼ねる。</p> <p>※3：キャビティ水張り及び水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること及び他の1系統が運転中であることを条件に、1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること*2 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>重大事故等対応設備の運用の明確化 注釈番号の変更</p> <p>重大事故等対応設備の運用の明確化 注釈番号の変更</p>													
項目	運転上の制限																						
1次冷却系	(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること*2 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること																						
項目	運転上の制限																						
1次冷却系	(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること*2 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること																						
<p>表2.4.1-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。 又は A.2 原子炉キャビティ水位を高水位にする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合</td> <td>C.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び C.2 1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 及び C.3 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。</td> <td>速やかに 4時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。 又は A.2 原子炉キャビティ水位を高水位にする措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	C. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	C.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び C.2 1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 及び C.3 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4時間	<p>表2.4.1-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。 又は A.2 原子炉キャビティ水位を高水位にする措置を開始する。 B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合</td> <td>C.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び C.2 1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 及び C.3 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。</td> <td>速やかに 4時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。 又は A.2 原子炉キャビティ水位を高水位にする措置を開始する。 B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	C. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	C.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び C.2 1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 及び C.3 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4時間	
条件	要求される措置	完了時間																					
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。 又は A.2 原子炉キャビティ水位を高水位にする措置を開始する。	速やかに																					
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																					
C. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	C.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び C.2 1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 及び C.3 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4時間																					
条件	要求される措置	完了時間																					
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を復旧する措置を開始する。 又は A.2 原子炉キャビティ水位を高水位にする措置を開始する。 B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び B.2 余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																					
C. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	C.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び C.2 1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 及び C.3 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4時間																					

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																		
<p>(加圧器安全弁) 第243条 モード1, 2, 3及び4（1次冷却材温度が130℃を超える）において、加圧器安全弁は、表243-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表243-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 3. 発電長（2号炉担当）は、加圧器安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表243-3の措置を講じる。</p> <p>表243-1</p> <table border="1" data-bbox="582 817 662 929"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表243-2</p> <table border="1" data-bbox="758 1064 837 1176"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>17.16MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表243-3</p> <table border="1" data-bbox="885 1243 981 1377"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器安全弁1台以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>及び A.2 モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器安全弁	全てが動作可能であること	項目	設定値	加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁1台以上が動作不能である場合	A.1 モード3にする。	12時間		及び A.2 モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間	<p>(加圧器安全弁) 第243条 モード1, 2, 3及び4（1次冷却材温度が130℃を超える）において、加圧器安全弁は、表243-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表243-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 3. 発電長（2号炉担当）は、加圧器安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表243-3の措置を講じる。</p> <p>表243-1</p> <table border="1" data-bbox="582 1489 662 1601"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表243-2</p> <table border="1" data-bbox="758 1489 837 1601"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>17.16MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表243-3</p> <table border="1" data-bbox="885 1489 981 1601"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器安全弁1台以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>及び A.2 モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器安全弁	全てが動作可能であること	項目	設定値	加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁1台以上が動作不能である場合	A.1 モード3にする。	12時間		及び A.2 モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>
項目	運転上の制限																																			
加圧器安全弁	全てが動作可能であること																																			
項目	設定値																																			
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 加圧器安全弁1台以上が動作不能である場合	A.1 モード3にする。	12時間																																		
	及び A.2 モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間																																		
項目	運転上の制限																																			
加圧器安全弁	全てが動作可能であること																																			
項目	設定値																																			
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 加圧器安全弁1台以上が動作不能である場合	A.1 モード3にする。	12時間																																		
	及び A.2 モード4にし、1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間																																		

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																														
<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第244条 モード1、2及び3において、加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁弁弁は、表244-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁弁弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力及び吹止まり圧力が表244-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、加圧器逃がし弁弁弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、加圧器逃がし弁又は加圧器逃がし弁弁弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表244-3の措置を講じる。</p>	<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第244条 モード1、2及び3において、加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁弁弁は、表244-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁弁弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力及び吹止まり圧力が表244-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、加圧器逃がし弁弁弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、加圧器逃がし弁又は加圧器逃がし弁弁弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表244-3の措置を講じる。</p>	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>																														
<p>表244-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁弁弁</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁弁弁	全てが動作可能であること	<p>表244-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁弁弁</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁弁弁	全てが動作可能であること	<p>注釈番号の変更</p>																						
項目	運転上の制限																															
加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁弁弁	全てが動作可能であること																															
項目	運転上の制限																															
加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁弁弁	全てが動作可能であること																															
<p>表244-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力 16.10MPa[gage]以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吹止まり圧力 15.97MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定値	加圧器逃がし弁	吹出し圧力 16.10MPa[gage]以下		吹止まり圧力 15.97MPa[gage]以上	<p>表244-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力 16.10MPa[gage]以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吹止まり圧力 15.97MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定値	加圧器逃がし弁	吹出し圧力 16.10MPa[gage]以下		吹止まり圧力 15.97MPa[gage]以上	<p>注釈番号の変更</p>																		
項目	設定値																															
加圧器逃がし弁	吹出し圧力 16.10MPa[gage]以下																															
	吹止まり圧力 15.97MPa[gage]以上																															
項目	設定値																															
加圧器逃がし弁	吹出し圧力 16.10MPa[gage]以下																															
	吹止まり圧力 15.97MPa[gage]以上																															
<p>表244-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※1</td> <td>A.1 当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉止する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開又は全閉ができない場合</td> <td>B.1 当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉止する。 及び B.2 当該加圧器逃がし弁の全閉操作が可能な状態に復旧する。</td> <td>1時間 7.2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 加圧器逃がし弁弁弁1台の全閉操作ができない場合</td> <td>C.1 当該加圧器逃がし弁弁弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉弁できないようにする。 及び C.2 当該加圧器逃がし弁弁弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1時間 7.2時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、B、又はCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 モード3にする。 及び D.2 モード4にする。</td> <td>1.2時間 3.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※1	A.1 当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉止する。	1時間	B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開又は全閉ができない場合	B.1 当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉止する。 及び B.2 当該加圧器逃がし弁の全閉操作が可能な状態に復旧する。	1時間 7.2時間	C. 加圧器逃がし弁弁弁1台の全閉操作ができない場合	C.1 当該加圧器逃がし弁弁弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉弁できないようにする。 及び C.2 当該加圧器逃がし弁弁弁を動作可能な状態に復旧する。	1時間 7.2時間	D. 条件A、B、又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 モード3にする。 及び D.2 モード4にする。	1.2時間 3.6時間	<p>表244-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※1</td> <td>A.1 当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉止する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開又は全閉ができない場合</td> <td>B.1 当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉止する。 及び B.2 当該加圧器逃がし弁の全閉操作が可能な状態に復旧する。</td> <td>1時間 7.2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 加圧器逃がし弁弁弁1台の全閉操作ができない場合</td> <td>C.1 当該加圧器逃がし弁弁弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉弁できないようにする。 及び C.2 当該加圧器逃がし弁弁弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1時間 7.2時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、B、又はCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 モード3にする。 及び D.2 モード4にする。</td> <td>1.2時間 3.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※1	A.1 当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉止する。	1時間	B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開又は全閉ができない場合	B.1 当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉止する。 及び B.2 当該加圧器逃がし弁の全閉操作が可能な状態に復旧する。	1時間 7.2時間	C. 加圧器逃がし弁弁弁1台の全閉操作ができない場合	C.1 当該加圧器逃がし弁弁弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉弁できないようにする。 及び C.2 当該加圧器逃がし弁弁弁を動作可能な状態に復旧する。	1時間 7.2時間	D. 条件A、B、又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 モード3にする。 及び D.2 モード4にする。	1.2時間 3.6時間	<p>注釈番号の変更</p>
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※1	A.1 当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉止する。	1時間																														
B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開又は全閉ができない場合	B.1 当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉止する。 及び B.2 当該加圧器逃がし弁の全閉操作が可能な状態に復旧する。	1時間 7.2時間																														
C. 加圧器逃がし弁弁弁1台の全閉操作ができない場合	C.1 当該加圧器逃がし弁弁弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉弁できないようにする。 及び C.2 当該加圧器逃がし弁弁弁を動作可能な状態に復旧する。	1時間 7.2時間																														
D. 条件A、B、又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 モード3にする。 及び D.2 モード4にする。	1.2時間 3.6時間																														
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開及び全閉操作は可能である場合※1	A.1 当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉止する。	1時間																														
B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開又は全閉ができない場合	B.1 当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉止する。 及び B.2 当該加圧器逃がし弁の全閉操作が可能な状態に復旧する。	1時間 7.2時間																														
C. 加圧器逃がし弁弁弁1台の全閉操作ができない場合	C.1 当該加圧器逃がし弁弁弁のあるラインの加圧器逃がし弁弁弁を閉弁できないようにする。 及び C.2 当該加圧器逃がし弁弁弁を動作可能な状態に復旧する。	1時間 7.2時間																														
D. 条件A、B、又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 モード3にする。 及び D.2 モード4にする。	1.2時間 3.6時間																														
<p>※1：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。</p>	<p>※1：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。</p>	<p>注釈番号の変更</p>																														
<p>※2：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。</p>	<p>※2：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。</p>	<p>注釈番号の変更</p>																														

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

- (1次冷却材漏えい率)
- 第246条** モード1, 2, 3及び4において、原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表246-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置が、第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 電気・制御グループメンバーは、定期検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計及び凝縮液量測定装置の健全性を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。
- (2) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、毎日1回、原子炉格納容器サンプ水位計及び凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{※1}。なお、原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置のどちらかが動作不能である場合、発電長（2号炉担当）は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。
3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内への漏えい率又は原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表246-2の措置を講じる。

※1：原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23 m³/hを上回っている状態で運転を継続する場合は、毎日1回、1次冷却材のインベントリ取支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならぬ。

表246-1

項目	運転上の制限
原子炉格納容器内への漏えい率	(1) 原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、本編において「未確認の漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること (2) 原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい率のうち、1次冷却系からの漏えいでないことが確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、本編において「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が2.3m ³ /h以下であること
原子炉格納容器内漏えい監視装置	原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置 ^{※2} が動作可能であること

※2：凝縮液量測定装置の点検又は洗浄中は除く。

(以下、省略)

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

- (1次冷却材漏えい率)
- 第246条** モード1, 2, 3及び4において、原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表246-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置が、第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 電気・制御グループメンバーは、定期検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計及び凝縮液量測定装置の健全性を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。
- (2) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、毎日1回、原子炉格納容器サンプ水位計及び凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{※1}。なお、原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置のどちらかが動作不能である場合、発電長（2号炉担当）は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。
3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内への漏えい率又は原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表246-2の措置を講じる。

※1：原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23 m³/hを上回っている状態で運転を継続する場合は、毎日1回、1次冷却材のインベントリ取支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならぬ。

表246-1

項目	運転上の制限
原子炉格納容器内への漏えい率	(1) 原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、本編において「未確認の漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること (2) 原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい率のうち、1次冷却系からの漏えいでないことが確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、本編において「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が2.3m ³ /h以下であること
原子炉格納容器内漏えい監視装置	原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置 ^{※2} が動作可能であること

※2：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検又は洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合は除く。

(以下、省略)

新規制基準を踏まえた運用の明確化

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																
<p>(蓄圧タンク) 第250条 モード1、2及び3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）^{※1}において、蓄圧タンクは、表250-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量及び圧力を表250-2で定める頻度で確認する。 なお、燃料取替用水タンクからの補給又は1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、計器スパンの3%以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。 (2) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、毎日1回、蓄圧タンクの全ての出口隔離弁が全開であることを確認する。 3. 発電長（2号炉担当）は、蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表250-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]を超えた時点）から、全ての出口隔離弁が全開となるまでの間は除く。以下、本条において同じ。</p> <p>表250-1</p> <table border="1" data-bbox="805 78 869 1008"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク</td> <td>(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表250-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	蓄圧タンク	(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表250-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること	<p>(蓄圧タンク) 第250条 モード1、2及び3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）^{※1}において、蓄圧タンクは、表250-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量及び圧力を表250-2で定める頻度で確認する。 なお、燃料取替用水タンクからの補給又は1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、計器スパンの3%以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。 (2) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、毎日1回、蓄圧タンクの全ての出口隔離弁が全開であることを確認する。 3. 発電長（2号炉担当）は、蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表250-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]を超えた時点）から、全ての出口隔離弁が全開となるまでの間は除く。以下、本条において同じ。</p> <p>表250-1</p> <table border="1" data-bbox="805 1008 869 2128"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク</td> <td>(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表250-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	蓄圧タンク	(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表250-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること																																									
項目	運転上の制限																																																	
蓄圧タンク	(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表250-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること																																																	
項目	運転上の制限																																																	
蓄圧タンク	(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表250-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること																																																	
<p>表250-2</p> <table border="1" data-bbox="1045 78 1157 1008"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,500ppm以上</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>26.9m³以上</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>4.0MPa[gage]以上</td> <td>毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：蓄圧タンク及び出口隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※3：蓄圧タンクのほう酸水量（有効水量）及び圧力は、第283条（表283-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表250-2</p> <table border="1" data-bbox="1045 1008 1157 2128"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,500ppm以上</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>26.9m³以上</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>4.0MPa[gage]以上</td> <td>毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	項目	制限値	確認頻度	ほう素濃度	2,500ppm以上	3ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	26.9m ³ 以上	毎日1回	圧力	4.0MPa[gage]以上	毎日1回	項目	制限値	確認頻度	ほう素濃度	2,500ppm以上	3ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	26.9m ³ 以上	毎日1回	圧力	4.0MPa[gage]以上	毎日1回	<p>表250-1</p> <table border="1" data-bbox="1045 1008 1157 2128"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,500ppm以上</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>26.9m³以上</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>4.0MPa[gage]以上</td> <td>毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：蓄圧タンク及び出口隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※3：蓄圧タンクのほう酸水量（有効水量）及び圧力は、第283条（表283-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表250-2</p> <table border="1" data-bbox="1045 2128 1157 2228"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,500ppm以上</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>26.9m³以上</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>4.0MPa[gage]以上</td> <td>毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	項目	制限値	確認頻度	ほう素濃度	2,500ppm以上	3ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	26.9m ³ 以上	毎日1回	圧力	4.0MPa[gage]以上	毎日1回	項目	制限値	確認頻度	ほう素濃度	2,500ppm以上	3ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	26.9m ³ 以上	毎日1回	圧力	4.0MPa[gage]以上	毎日1回	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化 重大事故等対処設備の運用の明確化 重大事故等対処設備の運用の明確化</p>
項目	制限値	確認頻度																																																
ほう素濃度	2,500ppm以上	3ヶ月に1回																																																
ほう酸水量 (有効水量)	26.9m ³ 以上	毎日1回																																																
圧力	4.0MPa[gage]以上	毎日1回																																																
項目	制限値	確認頻度																																																
ほう素濃度	2,500ppm以上	3ヶ月に1回																																																
ほう酸水量 (有効水量)	26.9m ³ 以上	毎日1回																																																
圧力	4.0MPa[gage]以上	毎日1回																																																
項目	制限値	確認頻度																																																
ほう素濃度	2,500ppm以上	3ヶ月に1回																																																
ほう酸水量 (有効水量)	26.9m ³ 以上	毎日1回																																																
圧力	4.0MPa[gage]以上	毎日1回																																																
項目	制限値	確認頻度																																																
ほう素濃度	2,500ppm以上	3ヶ月に1回																																																
ほう酸水量 (有効水量)	26.9m ³ 以上	毎日1回																																																
圧力	4.0MPa[gage]以上	毎日1回																																																

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考								
<p>(非常用炉心冷却系—モード1、2及び3—) 第251条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表251-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表251-2で定める事項を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、高圧注入系及び低圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、定期検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 機械グループマネージャは、定期検査時に、原子炉格納容器再循環リンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(6) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプ、2台の充てん/高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表251-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p>	<p>(非常用炉心冷却系—モード1、2及び3—) 第251条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表251-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表251-2で定める事項を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、高圧注入系及び低圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、定期検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 機械グループマネージャは、定期検査時に、原子炉格納容器再循環リンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(6) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプ、2台の充てん/高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表251-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p>	<p>注釈番号の変更 重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化 重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更 注釈番号の変更</p>								
<p>表251-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系 2.2.3.3.1</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*1*2*3 (2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること*3 (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：高圧注入系が動作不能時は、第283条（表283-3及び表283-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：充てん/高圧注入系が動作不能時は、第283条（表283-3及び表283-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：低圧注入系が動作不能時は、第283条（表283-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※6：高圧注入ポンプを用いて蓄タンクの水取りを行っている場合は、高圧注入系の切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とみなさない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 2.2.3.3.1	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*1*2*3 (2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること*3 (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*3	<p>表251-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系 2.2.3.3.1</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*1*2*3 (2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること*2 (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：高圧注入ポンプを用いて蓄タンクの水取りを行っている場合は、高圧注入系の切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とみなさない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 2.2.3.3.1	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*1*2*3 (2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること*2 (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*2	<p>注) 下線は改正事項に含まない。</p>
項目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系 2.2.3.3.1	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*1*2*3 (2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること*3 (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*3									
項目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系 2.2.3.3.1	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*1*2*3 (2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること*2 (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*2									

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

- (非常用炉心冷却系—モード4—)
第252条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表252-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 発電長（2号炉担当）は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプ、1台以上の充てん/高圧注入ポンプ又は1台の充てんポンプ及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。
 3. 発電長（2号炉担当）は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表252-2の措置を講じる。

表252-1

項目	運転上の制限
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん/高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること ^{※1} (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること ^{※1,※2}

- ※1：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。
 ※2：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に動作不能とはみなさない。

表252-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに
B. 高圧注入系、充てん/高圧注入系及び充てん系の全てが動作不能である場合	B.1 高圧注入系、充てん/高圧注入系又は充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。	1時間
C. 条件B.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード5にする。	20時間

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

- (非常用炉心冷却系—モード4—)
第252条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表252-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 発電長（2号炉担当）は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプ、1台以上の充てん/高圧注入ポンプ又は1台の充てんポンプ及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。
 3. 発電長（2号炉担当）は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表252-2の措置を講じる。

表252-1

項目	運転上の制限
非常用炉心冷却系 ^{※1,※2}	(1) 高圧注入系、充てん/高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること ^{※2} (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること ^{※2,※3}

- ※1：高圧注入系又は充てん/高圧注入系が動作不能時は、第283条（表283-3及び表283-4）の運転上の制限も確認する。
 ※2：低圧注入系が動作不能時は、第283条（表283-4及び表283-6）の運転上の制限も確認する。
 ※3：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。
 ※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に動作不能とはみなさない。

表252-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに
B. 高圧注入系、充てん/高圧注入系及び充てん系の全てが動作不能である場合	B.1 高圧注入系、充てん/高圧注入系又は充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。	1時間
C. 条件B.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード5にする。	20時間

備考

重大事故等対処設備の運用の明確化
 注釈番号の変更

重大事故等対処設備の運用の明確化
 重大事故等対処設備の運用の明確化

注釈番号の変更
 注釈番号の変更

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																		
<p>(燃料取替用水タンク)</p> <p>第253条 モード1, 2, 3及び4において、燃料取替用水タンクは、表253-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 燃料取替用水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、燃料取替用水タンクのほう素濃度及びほう酸水量を表253-2で定める頻度で確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、燃料取替用水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表253-3の措置を講じる。</p> <p>表253-1</p> <table border="1" data-bbox="582 817 646 1108"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>ほう素濃度及びほう酸水量が表253-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表253-2</p> <table border="1" data-bbox="694 817 790 1108"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,500ppm以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量（有効水量）</td> <td>1,860m³以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表253-3</p> <table border="1" data-bbox="901 817 1077 1108"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 ほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 ほう酸水量を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料取替用水タンク	ほう素濃度及びほう酸水量が表253-2で定める制限値内にあること	項目	制限値	確認頻度	ほう素濃度	2,500ppm以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量（有効水量）	1,860m ³ 以上	1週間に1回	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間	B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間	<p>(燃料取替用水タンク)</p> <p>第253条 モード1, 2, 3及び4において、燃料取替用水タンクは、表253-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 燃料取替用水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、燃料取替用水タンクのほう素濃度及びほう酸水量を表253-2で定める頻度で確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、燃料取替用水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表253-3の措置を講じる。</p> <p>表253-1</p> <table border="1" data-bbox="582 1422 646 2027"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>ほう素濃度及びほう酸水量が表253-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表253-2</p> <table border="1" data-bbox="694 1422 790 2027"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,500ppm以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量（有効水量）</td> <td>1,860m³以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表253-3</p> <table border="1" data-bbox="901 1422 1077 2027"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 ほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 ほう酸水量を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料取替用水タンク	ほう素濃度及びほう酸水量が表253-2で定める制限値内にあること	項目	制限値	確認頻度	ほう素濃度	2,500ppm以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量（有効水量）	1,860m ³ 以上	1週間に1回	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間	B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>
項目	運転上の制限																																																			
燃料取替用水タンク	ほう素濃度及びほう酸水量が表253-2で定める制限値内にあること																																																			
項目	制限値	確認頻度																																																		
ほう素濃度	2,500ppm以上	1ヶ月に1回																																																		
ほう酸水量（有効水量）	1,860m ³ 以上	1週間に1回																																																		
条件	要求される措置	完了時間																																																		
A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間																																																		
B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間																																																		
C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間																																																		
項目	運転上の制限																																																			
燃料取替用水タンク	ほう素濃度及びほう酸水量が表253-2で定める制限値内にあること																																																			
項目	制限値	確認頻度																																																		
ほう素濃度	2,500ppm以上	1ヶ月に1回																																																		
ほう酸水量（有効水量）	1,860m ³ 以上	1週間に1回																																																		
条件	要求される措置	完了時間																																																		
A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間																																																		
B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間																																																		
C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間																																																		

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

(ほう酸注入タンク)
第254条 モード1、2及び3において、ほう酸注入タンクは、表254-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. ほう酸注入タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3において、ほう酸注入タンクのほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度を表254-2で定める頻度で確認する。
 3. 発電長（2号炉担当）は、ほう酸注入タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表254-3の措置を講じる。

表254-1

項目	運転上の制限
ほう酸注入タンク	ほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度が表254-2で定める制限値内にあること

表254-2

項目	制限値	確認頻度
ほう酸濃度	21,000ppm以上	1ヶ月に1回
ほう酸水量(有効水量)	3.4m ³ 以上	1週間に1回
ほう酸水温度	65℃以上	毎日1回

表254-3

条件	要求される措置	完了時間
A. ほう酸注入タンクのほう酸濃度、ほう酸水量又はほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 制限値内に回復させる。	1時間
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 1次冷却系ほう酸濃度を、93℃における停止余裕1.0%Δk/kに相当するほう酸濃度まで、濃縮する。 及び B.3 制限値内に回復させる。	12時間 12時間
C. 条件B.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード4にする。	7日 24時間

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

(ほう酸注入タンク)
第254条 モード1、2及び3において、ほう酸注入タンクは、表254-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. ほう酸注入タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3において、ほう酸注入タンクのほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度を表254-2で定める頻度で確認する。
 3. 発電長（2号炉担当）は、ほう酸注入タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表254-3の措置を講じる。

表254-1

項目	ほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度が表254-2で定める制限値内にあること	運転上の制限
ほう酸注入タンク	ほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度が表254-2で定める制限値内にあること	ほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度が表254-2で定める制限値内にあること

※1：ほう酸注入タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。

表254-2

項目	制限値	確認頻度
ほう酸濃度	21,000ppm以上	1ヶ月に1回
ほう酸水量(有効水量)	3.4m ³ 以上	1週間に1回
ほう酸水温度	65℃以上	毎日1回

表254-3

条件	要求される措置	完了時間
A. ほう酸注入タンクのほう酸濃度、ほう酸水量又はほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 制限値内に回復させる。	1時間
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 1次冷却系ほう酸濃度を、93℃における停止余裕1.0%Δk/kに相当するほう酸濃度まで、濃縮する。 及び B.3 制限値内に回復させる。	12時間 12時間
C. 条件B.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード4にする。	7日 24時間

備考

重大事故等対処設備の運用の明確化

重大事故等対処設備の運用の明確化

敦賀発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表 (第2編 2号炉及び添付 (第2編 2号炉))

敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更前)	敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更後)	備考
<p>(原子炉格納容器) 第255条 モード1, 2, 3及び4において、原子炉格納容器は、表255-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械グループマナージャーは、定期検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表255-3で定められているいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。 (2) 機械グループマナージャーは、定期検査時に、エアロロックインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。 (3) 運転管理グループマナージャーは、定期検査時に、表255-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認し、その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。 (4) 発電長(2号炉担当)は、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作又は閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている原子炉格納容器隔離弁(前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む)を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。 (5) 機械グループマナージャーは、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器閉止フランジが閉止状態であることを確認し、その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。なお、原子炉格納容器閉止フランジの閉止状態については、至近検査の記録、区域管理の実施等により確認を行うことができる。 (6) 機械グループマナージャーは、定期検査時に、原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張材の緊張力確認検査等により確認し、その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。 (7) 発電長(2号炉担当)は、モード1, 2, 3及び4において、12時間に1回、原子炉格納容器器圧力を確認する。 3. 発電長(2号炉担当)は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。 (1) エアロロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表255-4の措置を講じる。 (2) エアロロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表255-5の措置を講じるとともに、同表の条件Dに該当する場合は機械グループマナージャーに通知する。通知を受けた機械グループマナージャーは、同表の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器) 第255条 モード1, 2, 3及び4において、原子炉格納容器は、表255-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械グループマナージャーは、定期検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表255-3で定められているいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。 (2) 機械グループマナージャーは、定期検査時に、エアロロックインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。 (3) 運転管理グループマナージャーは、定期検査時に、表255-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認し、その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。 (4) 発電長(2号炉担当)は、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作又は閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている原子炉格納容器隔離弁(前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む)を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。 (5) 機械グループマナージャーは、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器閉止フランジが閉止状態であることを確認し、その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。なお、原子炉格納容器閉止フランジの閉止状態については、至近検査の記録、区域管理の実施等により確認を行うことができる。 (6) 機械グループマナージャーは、定期検査時に、原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張材の緊張力確認検査等により確認し、その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。 (7) 発電長(2号炉担当)は、モード1, 2, 3及び4において、12時間に1回、原子炉格納容器器圧力を確認する。 3. 発電長(2号炉担当)は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。 (1) エアロロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表255-4の措置を講じる。 (2) エアロロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表255-5の措置を講じるとともに、同表の条件Dに該当する場合は機械グループマナージャーに通知する。通知を受けた機械グループマナージャーは、同表の措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																
<p>表255-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表255-2で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※1※2 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能であることは、エアロックのインターロック機構が健全であること、及びエアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。 ※2：モード4の原子炉格納容器バーージ後、直ちに閉止できることを条件にエアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。 ※3：動作可能であることは、閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。</p> <p>表255-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>9.8kPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表255-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種設計圧力検査</td> <td>0.08%/日以下</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>0.04%/日以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.04%/日以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表255-2で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※1※2 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※3	項目	制限値	原子炉格納容器圧力	9.8kPa[gage]以下	項目	漏えい率	A種設計圧力検査	0.08%/日以下	検査	0.04%/日以下	B・C種検査	0.04%/日以下	<p>表255-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表255-2で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※1※2 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能であることは、エアロックのインターロック機構が健全であること、及びエアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。 ※2：モード4の原子炉格納容器バーージ後、直ちに閉止できることを条件にエアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。 ※3：動作可能であることは、閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。</p> <p>表255-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>9.8kPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表255-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種設計圧力検査</td> <td>0.08%/日以下</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>0.04%/日以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.04%/日以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表255-2で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※1※2 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※3	項目	制限値	原子炉格納容器圧力	9.8kPa[gage]以下	項目	漏えい率	A種設計圧力検査	0.08%/日以下	検査	0.04%/日以下	B・C種検査	0.04%/日以下	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
項目	運転上の制限																																	
原子炉格納容器	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表255-2で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※1※2 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※3																																	
項目	制限値																																	
原子炉格納容器圧力	9.8kPa[gage]以下																																	
項目	漏えい率																																	
A種設計圧力検査	0.08%/日以下																																	
検査	0.04%/日以下																																	
B・C種検査	0.04%/日以下																																	
項目	運転上の制限																																	
原子炉格納容器	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表255-2で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※1※2 (4)原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※3																																	
項目	制限値																																	
原子炉格納容器圧力	9.8kPa[gage]以下																																	
項目	漏えい率																																	
A種設計圧力検査	0.08%/日以下																																	
検査	0.04%/日以下																																	
B・C種検査	0.04%/日以下																																	

(以下、省略)

(以下、省略)

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																		
<p>(原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第256条 モード1, 2, 3及び4において、原子炉格納容器スプレイスは、表256-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイスが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、原子炉格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表256-3に定める事項を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、原子炉格納容器スプレイポンプが、概観信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、原子炉格納容器スプレイスの自動作動弁が、概観信号により正しい位置へ作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイスの流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電長（2号炉担当）は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量を表256-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、1ヶ月に1回、2台の原子炉格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器スプレイスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表256-4の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第256条 モード1, 2, 3及び4において、原子炉格納容器スプレイスは、表256-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイスが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表256-3に定める事項を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、格納容器スプレイポンプが、概観信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、原子炉格納容器スプレイスの自動作動弁が、概観信号により正しい位置へ作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイスの流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電長（2号炉担当）は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量を表256-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、1ヶ月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器スプレイスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表256-4の措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>																		
<p>表256-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイス^{※1}</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表256-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイス ^{※1}	(1) 2系統が動作可能であること ^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表256-2に定める制限値内にあること	<p>表256-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30%(質量)以上</td> <td>定期検査時</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量(有効水量)</td> <td>14.0m³以上</td> <td>モード1, 2, 3及び4において6ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	確認頻度	苛性ソーダ濃度	30%(質量)以上	定期検査時	苛性ソーダ溶液量(有効水量)	14.0m ³ 以上	モード1, 2, 3及び4において6ヶ月に1回	<p>注釈番号の変更 重大事故等対処設備の運用の明確化</p>					
項目	運転上の制限																			
原子炉格納容器スプレイス ^{※1}	(1) 2系統が動作可能であること ^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表256-2に定める制限値内にあること																			
項目	制限値	確認頻度																		
苛性ソーダ濃度	30%(質量)以上	定期検査時																		
苛性ソーダ溶液量(有効水量)	14.0m ³ 以上	モード1, 2, 3及び4において6ヶ月に1回																		
<p>※1：原子炉格納容器スプレイスの弁閉閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※2：原子炉格納容器スプレイスの弁閉閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p>	<p>※1：原子炉格納容器スプレイスが動作不能時は、第283条(表283-4及び表283-6)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：原子炉格納容器スプレイスの弁閉閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p>	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更</p>																		
<p>表256-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30%(質量)以上</td> <td>定期検査時</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量(有効水量)</td> <td>14.0m³以上</td> <td>モード1, 2, 3及び4において6ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	確認頻度	苛性ソーダ濃度	30%(質量)以上	定期検査時	苛性ソーダ溶液量(有効水量)	14.0m ³ 以上	モード1, 2, 3及び4において6ヶ月に1回	<p>表256-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30%(質量)以上</td> <td>定期検査時</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量(有効水量)</td> <td>14.0m³以上</td> <td>モード1, 2, 3及び4において6ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	確認頻度	苛性ソーダ濃度	30%(質量)以上	定期検査時	苛性ソーダ溶液量(有効水量)	14.0m ³ 以上	モード1, 2, 3及び4において6ヶ月に1回	
項目	制限値	確認頻度																		
苛性ソーダ濃度	30%(質量)以上	定期検査時																		
苛性ソーダ溶液量(有効水量)	14.0m ³ 以上	モード1, 2, 3及び4において6ヶ月に1回																		
項目	制限値	確認頻度																		
苛性ソーダ濃度	30%(質量)以上	定期検査時																		
苛性ソーダ溶液量(有効水量)	14.0m ³ 以上	モード1, 2, 3及び4において6ヶ月に1回																		

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																
<p>表256-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が175 m以上、容量が1,200m³/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表256-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間、その後の8時間 に1回</td> </tr> <tr> <td>B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度又は苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 制限値内に回復させる。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	原子炉格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が175 m以上、容量が1,200m ³ /h以上であることを確認する。	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間、その後の8時間 に1回	B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度又は苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 制限値内に回復させる。	72時間	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	12時間 56時間	<p>表256-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が175 m以上、容量が1,200m³/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表256-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間、その後の8時間 に1回</td> </tr> <tr> <td>B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度又は苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 制限値内に回復させる。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載の適正化</p>	項目	確認事項	格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が175 m以上、容量が1,200m ³ /h以上であることを確認する。	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間、その後の8時間 に1回	B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度又は苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 制限値内に回復させる。	72時間	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	12時間 56時間	
項目	確認事項																																	
原子炉格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が175 m以上、容量が1,200m ³ /h以上であることを確認する。																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間、その後の8時間 に1回																																
B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度又は苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 制限値内に回復させる。	72時間																																
C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	12時間 56時間																																
項目	確認事項																																	
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が175 m以上、容量が1,200m ³ /h以上であることを確認する。																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間、その後の8時間 に1回																																
B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度又は苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 制限値内に回復させる。	72時間																																
C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	12時間 56時間																																

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																														
<p>(アニュウラス空気浄化系)</p> <p>第257条 モード1, 2, 3及び4において、アニュウラス空気浄化系は、表257-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュウラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャは、定期検査時に、アニュウラス空気浄化系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表257-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、アニュウラス空気浄化ファンが機械信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、アニュウラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、1ヶ月に1回、2台のアニュウラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、アニュウラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表257-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p>	<p>(アニュウラス空気浄化系)</p> <p>第257条 モード1, 2, 3及び4において、アニュウラス空気浄化系は、表257-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュウラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャは、定期検査時に、アニュウラス空気浄化系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表257-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、アニュウラス空気浄化ファンが機械信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、アニュウラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、1ヶ月に1回、2台のアニュウラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、アニュウラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表257-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p>	<p>備考</p>																														
<p>表257-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュウラス空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アニュウラス空気浄化系	2系統が動作可能であること	<p>表257-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュウラス空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アニュウラス空気浄化系	2系統が動作可能であること	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>																						
項目	運転上の制限																															
アニュウラス空気浄化系	2系統が動作可能であること																															
項目	運転上の制限																															
アニュウラス空気浄化系	2系統が動作可能であること																															
<p>表257-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュウラス空気浄化系フィルタ</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	アニュウラス空気浄化系フィルタ	95%以上	<p>表257-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュウラス空気浄化系フィルタ</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	アニュウラス空気浄化系フィルタ	95%以上	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>																						
項目	よう素除去効率（総合除去効率）																															
アニュウラス空気浄化系フィルタ	95%以上																															
項目	よう素除去効率（総合除去効率）																															
アニュウラス空気浄化系フィルタ	95%以上																															
<p>表257-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニュウラス空気浄化系1系統が動作不能である場合及びA.2 残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合及びB.2 モード5にする。</td> <td>B.1 モード3にする。</td> <td>4時間、その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B.2 モード5にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュウラス空気浄化系1系統が動作不能である場合及びA.2 残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合及びB.2 モード5にする。	B.1 モード3にする。	4時間、その後の8時間に1回		B.2 モード5にする。	12時間			56時間	<p>表257-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニュウラス空気浄化系1系統が動作不能である場合及びA.2 残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合及びB.2 モード5にする。</td> <td>B.1 モード3にする。</td> <td>4時間、その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B.2 モード5にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュウラス空気浄化系1系統が動作不能である場合及びA.2 残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合及びB.2 モード5にする。	B.1 モード3にする。	4時間、その後の8時間に1回		B.2 モード5にする。	12時間			56時間	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>
条件	要求される措置	完了時間																														
A. アニュウラス空気浄化系1系統が動作不能である場合及びA.2 残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合及びB.2 モード5にする。	B.1 モード3にする。	4時間、その後の8時間に1回																														
	B.2 モード5にする。	12時間																														
		56時間																														
条件	要求される措置	完了時間																														
A. アニュウラス空気浄化系1系統が動作不能である場合及びA.2 残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合及びB.2 モード5にする。	B.1 モード3にする。	4時間、その後の8時間に1回																														
	B.2 モード5にする。	12時間																														
		56時間																														

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																						
<p>(主蒸気安全弁) 第259条 モード1、2及び3において*1、主蒸気安全弁は、表259-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 機械グループマネージャは、定期検査時に、主蒸気安全弁設定値が表259-3に定める値であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 3. 発電長（2号炉担当）は、主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表259-4の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p>	<p>(主蒸気安全弁) 第259条 モード1、2及び3において*1、主蒸気安全弁は、表259-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 機械グループマネージャは、定期検査時に、主蒸気安全弁設定値が表259-3に定める値であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 3. 発電長（2号炉担当）は、主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表259-4の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p>																																																							
<p>表259-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁</td> <td>蒸気発生器毎に表259-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表259-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>60%超で、かつ80%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>40%超で、かつ60%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>40%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table> <p>表259-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において5個のうち1個は8.16MPa[gage]以下 他の4個は8.37MPa[gage]以下 残り3個は8.58MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表259-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 表259-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合又は蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合</td> <td>B.1 モード3にする。及び B.2 モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁	蒸気発生器毎に表259-2で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個数	80%超	5個	60%超で、かつ80%以下	4個	40%超で、かつ60%以下	3個	40%以下	2個	項目	設定値	主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は8.16MPa[gage]以下 他の4個は8.37MPa[gage]以下 残り3個は8.58MPa[gage]以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 表259-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合又は蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 モード3にする。及び B.2 モード4にする。	12時間 36時間	<p>表259-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁</td> <td>蒸気発生器毎に表259-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表259-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>60%超で、かつ80%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>40%超で、かつ60%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>40%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table> <p>表259-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において5個のうち1個は8.16MPa[gage]以下 他の4個は8.37MPa[gage]以下 残り3個は8.58MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表259-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 表259-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合又は蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合</td> <td>B.1 モード3にする。及び B.2 モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁	蒸気発生器毎に表259-2で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個数	80%超	5個	60%超で、かつ80%以下	4個	40%超で、かつ60%以下	3個	40%以下	2個	項目	設定値	主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は8.16MPa[gage]以下 他の4個は8.37MPa[gage]以下 残り3個は8.58MPa[gage]以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 表259-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合又は蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 モード3にする。及び B.2 モード4にする。	12時間 36時間	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>
項目	運転上の制限																																																							
主蒸気安全弁	蒸気発生器毎に表259-2で定める個数以上が動作可能であること																																																							
原子炉熱出力	個数																																																							
80%超	5個																																																							
60%超で、かつ80%以下	4個																																																							
40%超で、かつ60%以下	3個																																																							
40%以下	2個																																																							
項目	設定値																																																							
主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は8.16MPa[gage]以下 他の4個は8.37MPa[gage]以下 残り3個は8.58MPa[gage]以下																																																							
条件	要求される措置	完了時間																																																						
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 表259-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間																																																						
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合又は蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 モード3にする。及び B.2 モード4にする。	12時間 36時間																																																						
項目	運転上の制限																																																							
主蒸気安全弁	蒸気発生器毎に表259-2で定める個数以上が動作可能であること																																																							
原子炉熱出力	個数																																																							
80%超	5個																																																							
60%超で、かつ80%以下	4個																																																							
40%超で、かつ60%以下	3個																																																							
40%以下	2個																																																							
項目	設定値																																																							
主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は8.16MPa[gage]以下 他の4個は8.37MPa[gage]以下 残り3個は8.58MPa[gage]以下																																																							
条件	要求される措置	完了時間																																																						
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 表259-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間																																																						
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合又は蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 モード3にする。及び B.2 モード4にする。	12時間 36時間																																																						

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																														
<p>（主蒸気隔離弁） 第260条 モード1、2及び3において、主蒸気隔離弁は、表260-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、主蒸気隔離弁が検察信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 3. 発電長（2号炉担当）は、主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表260-2の措置を講じる。</p> <p>表260-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>閉止可能であること*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	主蒸気隔離弁	閉止可能であること*1	<p>（主蒸気隔離弁） 第260条 モード1、2及び3において、主蒸気隔離弁は、表260-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、主蒸気隔離弁が検察信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 3. 発電長（2号炉担当）は、主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表260-2の措置を講じる。</p> <p>表260-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>閉止可能であること*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	主蒸気隔離弁	閉止可能であること*2	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更 重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更</p>																						
項目	運転上の制限																															
主蒸気隔離弁	閉止可能であること*1																															
項目	運転上の制限																															
主蒸気隔離弁	閉止可能であること*2																															
<p>表260-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1及び2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合</td> <td>A.1 当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内</td> <td>B.1 モード3にする。</td> <td>1.2時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合</td> <td>C.1 当該主蒸気隔離弁を閉止する。 及び C.2 当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。</td> <td>8時間 閉止後の1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>D. 条件C.の措置を完了時間内</td> <td>D.1 モード4にする。</td> <td>2.4時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1及び2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間	B. 条件A.の措置を完了時間内	B.1 モード3にする。	1.2時間	C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当該主蒸気隔離弁を閉止する。 及び C.2 当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回	D. 条件C.の措置を完了時間内	D.1 モード4にする。	2.4時間	<p>表260-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1及び2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合</td> <td>A.1 当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内</td> <td>B.1 モード3にする。</td> <td>1.2時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合</td> <td>C.1 当該主蒸気隔離弁を閉止する。 及び C.2 当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。</td> <td>8時間 閉止後の1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>D. 条件C.の措置を完了時間内</td> <td>D.1 モード4にする。</td> <td>2.4時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1及び2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間	B. 条件A.の措置を完了時間内	B.1 モード3にする。	1.2時間	C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当該主蒸気隔離弁を閉止する。 及び C.2 当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回	D. 条件C.の措置を完了時間内	D.1 モード4にする。	2.4時間	
条件	要求される措置	完了時間																														
A. モード1及び2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間																														
B. 条件A.の措置を完了時間内	B.1 モード3にする。	1.2時間																														
C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当該主蒸気隔離弁を閉止する。 及び C.2 当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回																														
D. 条件C.の措置を完了時間内	D.1 モード4にする。	2.4時間																														
条件	要求される措置	完了時間																														
A. モード1及び2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間																														
B. 条件A.の措置を完了時間内	B.1 モード3にする。	1.2時間																														
C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当該主蒸気隔離弁を閉止する。 及び C.2 当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回																														
D. 条件C.の措置を完了時間内	D.1 モード4にする。	2.4時間																														

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）																																
<p>（主蒸気逃がし弁） 第262条 モード1, 2, 3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主蒸気逃がし弁は、表262-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、主蒸気逃がし弁が手で開弁できることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 3. 発電長（2号炉担当）は、主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表262-2の措置を講じる。</p> <p>表262-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表262-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合</td> <td>B.1 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるよう復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A.又はB.の措置を完了できない場合</td> <td>C.1 モード3にする。 及び C.2 モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されない場合）にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁	手動での開弁ができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるよう復旧する。	24時間	C. 条件A.又はB.の措置を完了できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されない場合）にする。	12時間 36時間	<p>（主蒸気逃がし弁） 第262条 モード1, 2, 3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主蒸気逃がし弁は、表262-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、主蒸気逃がし弁が手で開弁できることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 3. 発電長（2号炉担当）は、主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表262-2の措置を講じる。</p> <p>表262-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表262-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合</td> <td>B.1 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるよう復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A.又はB.の措置を完了できない場合</td> <td>C.1 モード3にする。 及び C.2 モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されない場合）にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁	手動での開弁ができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるよう復旧する。	24時間	C. 条件A.又はB.の措置を完了できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されない場合）にする。	12時間 36時間
項目	運転上の制限																																
主蒸気逃がし弁	手動での開弁ができること																																
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																															
B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるよう復旧する。	24時間																															
C. 条件A.又はB.の措置を完了できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されない場合）にする。	12時間 36時間																															
項目	運転上の制限																																
主蒸気逃がし弁	手動での開弁ができること																																
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																															
B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるよう復旧する。	24時間																															
C. 条件A.又はB.の措置を完了できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されない場合）にする。	12時間 36時間																															
<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>																																

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(補助給水系)</p> <p>第263条 モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水系は、表263-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、定期検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、タービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表263-2に定める事項を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、電動補助給水ポンプが機操信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、タービン動補助給水ポンプの起動弁が機操信号により動作することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(5) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表263-3に定める事項を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(6) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3において、1ヶ月に1回、2台の電動補助給水ポンプ及び1台のタービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電長（2号炉担当）は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、1ヶ月に1回、1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表263-4の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。なお、モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができ、以下、本条において同じ。</p>	<p>(補助給水系)</p> <p>第263条 モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水系は、表263-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、定期検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、タービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表263-2に定める事項を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、電動補助給水ポンプが機操信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、タービン動補助給水ポンプの起動弁が機操信号により動作することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(5) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表263-3に定める事項を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(6) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3において、1ヶ月に1回、2台の電動補助給水ポンプ及び1台のタービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電長（2号炉担当）は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、1ヶ月に1回、1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表263-4の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。なお、モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができ、以下、本条において同じ。</p>	<p>注) 下線は改正事項に含まない。</p>
<p>(以下、省略)</p>	<p>(以下、省略)</p>	<p>注釈番号の変更 重大事故等対処設備の運用の明確化 重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更</p>

表263-1

項目	運転上の制限
補助給水系*2	(1)モード1、2及び3において、電動補助給水ポンプによる2系統及びタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること*3 (2)モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること

※2：補助給水系が動作不能時は、第283条（表283-8）の運転上の制限も確認する。

※3：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。

(以下、省略)

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																		
<p>(復水タンク)</p> <p>第264条 モード1, 2, 3及び4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、復水タンクは表264-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 復水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、毎日1回、復水タンク水量を確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、復水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表264-2の措置を講じる。</p>	<p>(復水タンク)</p> <p>第264条 モード1, 2, 3及び4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、復水タンクは表264-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 復水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、毎日1回、復水タンク水量を確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、復水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表264-2の措置を講じる。</p>	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>																		
<p>表264-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク水量（有効水量）^{注1}</td> <td>930 m³以上であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	復水タンク水量（有効水量） ^{注1}	930 m ³ 以上であること	<p>表264-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク水量（有効水量）^{注1}</td> <td>930 m³以上であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	復水タンク水量（有効水量） ^{注1}	930 m ³ 以上であること	<p>※1：復水タンク水量（有効水量）を確認する場合は、第283条（表283-14）の運転上の制限も確認する。</p>										
項目	運転上の制限																			
復水タンク水量（有効水量） ^{注1}	930 m ³ 以上であること																			
項目	運転上の制限																			
復水タンク水量（有効水量） ^{注1}	930 m ³ 以上であること																			
<p>表264-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 代替水源である2次系統純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 及び A.2 復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>4時間、 その後の 1.2時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 モード3にする。 及び B.2 モード4（蒸気発生器が熱除去のため使用されていない場合）にする。</td> <td>7日 1.2時間 3.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 代替水源である2次系統純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 及び A.2 復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間、 その後の 1.2時間に1回	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード4（蒸気発生器が熱除去のため使用されていない場合）にする。	7日 1.2時間 3.6時間	<p>表264-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 代替水源である2次系統純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 及び A.2 復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>4時間、 その後の 1.2時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 モード3にする。 及び B.2 モード4（蒸気発生器が熱除去のため使用されていない場合）にする。</td> <td>7日 1.2時間 3.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 代替水源である2次系統純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 及び A.2 復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間、 その後の 1.2時間に1回	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード4（蒸気発生器が熱除去のため使用されていない場合）にする。	7日 1.2時間 3.6時間	<p>注) 下線は改正事項に含まない。</p>
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 代替水源である2次系統純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 及び A.2 復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間、 その後の 1.2時間に1回																		
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード4（蒸気発生器が熱除去のため使用されていない場合）にする。	7日 1.2時間 3.6時間																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 代替水源である2次系統純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 及び A.2 復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間、 その後の 1.2時間に1回																		
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード4（蒸気発生器が熱除去のため使用されていない場合）にする。	7日 1.2時間 3.6時間																		

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																		
<p>(原子炉補機冷却水系)</p> <p>第265条 モード1, 2, 3及び4において、原子炉補機冷却水系は、表265-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、原子炉補機冷却水ポンプが機械信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、機械信号により原子炉補機冷却水系自動起動弁が正しい位置に作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、原子炉補機冷却水ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表265-2の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉補機冷却水系)</p> <p>第265条 モード1, 2, 3及び4において、原子炉補機冷却水系は、表265-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、原子炉補機冷却水ポンプが機械信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャは、定期検査時に、機械信号により原子炉補機冷却水系自動起動弁が正しい位置に作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、原子炉補機冷却水ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表265-2の措置を講じる。</p>	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>注釈番号の変更</p> <p>注釈番号の変更</p>																		
<p>表265-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系^{※1}</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補機冷却水系（A, B 原子炉補機冷却水ポンプ）が動作不能時は、第283条（表283-7）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系 ^{※1}	2 系統が動作可能であること	<p>表265-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系^{※1}</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補機冷却水系（A, B 原子炉補機冷却水ポンプ）が動作不能時は、第283条（表283-7）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系 ^{※1}	2 系統が動作可能であること											
項目	運転上の制限																			
原子炉補機冷却水系 ^{※1}	2 系統が動作可能であること																			
項目	運転上の制限																			
原子炉補機冷却水系 ^{※1}	2 系統が動作可能であること																			
<p>表265-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※2}。</td> <td>10日 4時間、 その後の8時間 間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A. の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※2} 。	10日 4時間、 その後の8時間 間に1回	B. 条件 A. の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。	12時間 56時間	<p>表265-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※2}。</td> <td>10日 4時間、 その後の8時間 間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A. の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※2} 。	10日 4時間、 その後の8時間 間に1回	B. 条件 A. の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。	12時間 56時間	
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※2} 。	10日 4時間、 その後の8時間 間に1回																		
B. 条件 A. の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。	12時間 56時間																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※2} 。	10日 4時間、 その後の8時間 間に1回																		
B. 条件 A. の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。	12時間 56時間																		

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																		
<p>(原子炉補機冷却海水系) 第266条 モード1, 2, 3及び4において、原子炉補機冷却海水系は、表266-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電長（2号炉担当）は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、原子炉補機冷却海水ポンプが振動信号により起動することを確認し、発電長（2号炉担当）に通知する。 (3) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表266-2の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉補機冷却海水系) 第266条 モード1, 2, 3及び4において、原子炉補機冷却海水系は、表266-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電長（2号炉担当）は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、原子炉補機冷却海水ポンプが振動信号により起動することを確認し、発電長（2号炉担当）に通知する。 (3) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表266-2の措置を講じる。</p>																			
<p>表266-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系	2系統が動作可能であること	<p>表266-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系	2系統が動作可能であること	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>										
項目	運転上の制限																			
原子炉補機冷却海水系	2系統が動作可能であること																			
項目	運転上の制限																			
原子炉補機冷却海水系	2系統が動作可能であること																			
<p>表266-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</td> <td>10日 4時間、 その後の8時間 間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※1} 。	10日 4時間、 その後の8時間 間に1回	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。	12時間 56時間	<p>表266-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※2}。</td> <td>10日 4時間、 その後の8時間 間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※2} 。	10日 4時間、 その後の8時間 間に1回	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。	12時間 56時間	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※1} 。	10日 4時間、 その後の8時間 間に1回																		
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。	12時間 56時間																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※2} 。	10日 4時間、 その後の8時間 間に1回																		
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。	12時間 56時間																		
<p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>※1：原子炉補機冷却海水系（A、B原子炉補機冷却海水ポンプ）が動作不能時は、第283条（表283-7及び表283-8）の運転上の制限も確認する。</p>	<p>注釈番号の変更</p>																		
<p>※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>注釈番号の変更</p>																		

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																
<p>(なし)</p>	<p>(放水ビレット逆流防止設備)</p> <p>第266条の2 モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間において、放水ビレット逆流防止設備は、表266の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 放水ビレット逆流防止設備が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間において、毎日1回、ゲート閉止機構の電源系及び外観に異常がないことを確認する。</p> <p>(2) 機械グループマネージャは、定期検査時に、放水ビレット逆流防止設備が閉止することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、放水ビレット逆流防止設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表266の2-2の措置を講じる。</p> <p>表266の2-1</p> <table border="1" data-bbox="670 414 742 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放水ビレット逆流防止設備</td> <td>放水ビレット逆流防止設備がゲート閉止機構2系統により閉止可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放水ビレット逆流防止設備が閉止状態にある場合は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表266の2-2</p> <table border="1" data-bbox="821 414 1276 1120"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 放水ビレット逆流防止設備のゲート閉止機構1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のゲート閉止機構の電源系及び外観に異常がないことを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. モード1、2、3又は4において、条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間において、条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャは、照射済燃料の移動を中止する等。 及び C.2 発電長（2号炉担当）は、1水垢中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び C.3 発電長（2号炉担当）は、1水垢系の本抜き操作を行っている場合は、本抜きを中止する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	放水ビレット逆流防止設備	放水ビレット逆流防止設備がゲート閉止機構2系統により閉止可能であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. 放水ビレット逆流防止設備のゲート閉止機構1系統が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のゲート閉止機構の電源系及び外観に異常がないことを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. モード1、2、3又は4において、条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間	C. モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間において、条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャは、照射済燃料の移動を中止する等。 及び C.2 発電長（2号炉担当）は、1水垢中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び C.3 発電長（2号炉担当）は、1水垢系の本抜き操作を行っている場合は、本抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>津波対策設備の設置に伴い運転上の制限等を追加</p>
項目	運転上の制限																	
放水ビレット逆流防止設備	放水ビレット逆流防止設備がゲート閉止機構2系統により閉止可能であること※1																	
条件	要求される措置	完了時間																
A. 放水ビレット逆流防止設備のゲート閉止機構1系統が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のゲート閉止機構の電源系及び外観に異常がないことを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																
B. モード1、2、3又は4において、条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間																
C. モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間において、条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャは、照射済燃料の移動を中止する等。 及び C.2 発電長（2号炉担当）は、1水垢中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び C.3 発電長（2号炉担当）は、1水垢系の本抜き操作を行っている場合は、本抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに																

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																	
<p>(なし)</p>	<p><u>（制御用空気系）</u> 第267条 モード1, 2, 3及び4において、制御用空気系は、表267-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電機（2号炉相当）は、モード1, 2, 3及び4において、毎日1回、表267-2の制御用空気圧を確認する。 3. 発電機（2号炉相当）は、制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表267-3の措置を講じる。</p> <p>表267-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気系</td> <td>制御用空気圧力が表267-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表267-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気圧力</td> <td>560kPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表267-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御用空気圧力が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	制御用空気系	制御用空気圧力が表267-2に定める制限値内にあること	項目	制限値	制御用空気圧力	560kPa[gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御用空気圧力が制限値を満足していない場合	A.1 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1時間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限対象機器の見直しによる追加</p>
項目	運転上の制限																		
制御用空気系	制御用空気圧力が表267-2に定める制限値内にあること																		
項目	制限値																		
制御用空気圧力	560kPa[gage]以上																		
条件	要求される措置	完了時間																	
A. 制御用空気圧力が制限値を満足していない場合	A.1 当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1時間																	
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 モード3にする。 及び B.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間																	

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考								
<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第2.6.7条 モード1, 2, 3, 4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表2.6.7-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グルーブマナーは、定期検査時に、中央制御室非常用循環系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表2.6.7-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 運転管理グルーブマナーは、定期検査時に、中央制御室非常用循環ファンが機械信号により起動すること、及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3, 4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、中央制御室あたり2台の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表2.6.7-3の措置を講じるとともに、炉心・燃料グルーブマナーによる使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、炉心・燃料グルーブマナーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グルーブマナーは、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第2.6.8条 モード1, 2, 3, 4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表2.6.8-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グルーブマナーは、定期検査時に、中央制御室非常用循環系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表2.6.8-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 運転管理グルーブマナーは、定期検査時に、中央制御室非常用循環ファンが機械信号により起動すること、及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3, 4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、中央制御室あたり2台の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表2.6.8-3の措置を講じるとともに、炉心・燃料グルーブマナーによる使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、炉心・燃料グルーブマナーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グルーブマナーは、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	<p>条番号の変更 表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>表番号の変更</p>								
<p>表2.6.7-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系</td> <td>中央制御室あたり2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系	中央制御室あたり2系統が動作可能であること	<p>表2.6.8-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系※2</td> <td>中央制御室あたり2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第2.8.3条（表2.8.3-1.7）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系※2	中央制御室あたり2系統が動作可能であること	<p>表番号の変更</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>表番号の変更</p>
項目	運転上の制限									
中央制御室非常用循環系	中央制御室あたり2系統が動作可能であること									
項目	運転上の制限									
中央制御室非常用循環系※2	中央制御室あたり2系統が動作可能であること									
<p>表2.6.7-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系フィルタ</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	中央制御室非常用循環系フィルタ	95%以上	<p>表2.6.8-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系フィルタ</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	中央制御室非常用循環系フィルタ	95%以上	
項目	よう素除去効率（総合除去効率）									
中央制御室非常用循環系フィルタ	95%以上									
項目	よう素除去効率（総合除去効率）									
中央制御室非常用循環系フィルタ	95%以上									

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																														
<p>表2.6.7-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合</td> <td>A.1 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 発電長（2号炉担当）は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>C. モード1、2、3及び4において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合</td> <td>C.1 発電長（2号炉担当）は、モード3に及び C.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合</td> <td>D.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料サイクル移動中において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合 D.2 照射済燃料の移動を中止する^{※2}。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系を動作可能な状態に復旧する。	30日	B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	C. モード1、2、3及び4において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合	C.1 発電長（2号炉担当）は、モード3に及び C.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料サイクル移動中において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合 D.2 照射済燃料の移動を中止する ^{※2} 。	速やかに	<p>表2.6.8-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合</td> <td>A.1 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 発電長（2号炉担当）は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>C. モード1、2、3及び4において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合</td> <td>C.1 発電長（2号炉担当）は、モード3に及び C.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合</td> <td>D.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料サイクル移動中において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合 D.2 照射済燃料の移動を中止する^{※3}。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系を動作可能な状態に復旧する。	30日	B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	C. モード1、2、3及び4において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合	C.1 発電長（2号炉担当）は、モード3に及び C.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料サイクル移動中において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合 D.2 照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	<p>表番号の変更</p> <p>注釈番号の変更</p> <p>注釈番号の変更</p>
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系を動作可能な状態に復旧する。	30日																														
B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																														
C. モード1、2、3及び4において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合	C.1 発電長（2号炉担当）は、モード3に及び C.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間																														
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料サイクル移動中において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合 D.2 照射済燃料の移動を中止する ^{※2} 。	速やかに																														
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系を動作可能な状態に復旧する。	30日																														
B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																														
C. モード1、2、3及び4において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合	C.1 発電長（2号炉担当）は、モード3に及び C.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間																														
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料サイクル移動中において、条件A.又はB.の措置を完了できない場合 D.2 照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに																														
<p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	<p>※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>																															

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考								
<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第2.6.8条 モード1, 2, 3及び4において、安全補機室空気浄化系は、表2.6.8-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャは、定期検査時に、安全補機室空気浄化系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表2.6.8-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、安全補機室空気浄化ファンが機械信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 発電長（2号炉担当）は、定期検査時に、安全補機室空気浄化ファンを起動させ、異常な振動、異音がないこと、及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 機械グループマネージャは、定期検査時に、安全補機室空気浄化ファンを起動させ、安全補機室内の圧力が1.0分以内に負圧になることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(5) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、1ヶ月に1回、2台の安全補機室空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表2.6.8-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p>	<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第2.6.9条 モード1, 2, 3及び4において、安全補機室空気浄化系は、表2.6.9-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャは、定期検査時に、安全補機室空気浄化系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表2.6.9-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、安全補機室空気浄化ファンが機械信号により起動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 発電長（2号炉担当）は、定期検査時に、安全補機室空気浄化ファンを起動させ、異常な振動、異音がないこと、及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 機械グループマネージャは、定期検査時に、安全補機室空気浄化ファンを起動させ、安全補機室内の圧力が1.0分以内に負圧になることを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(6) 発電長（2号炉担当）は、モード1, 2, 3及び4において、1ヶ月に1回、2台の安全補機室空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表2.6.9-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p>	<p>条番号及び表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p>								
<p>表2.6.8-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること	<p>表2.6.9-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること	<p>表番号の変更</p>
項目	運転上の制限									
安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること									
項目	運転上の制限									
安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること									
<p>表2.6.8-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>総合除去効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系フィルタ</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	総合除去効率	安全補機室空気浄化系フィルタ	95%以上	<p>表2.6.9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系フィルタ</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	安全補機室空気浄化系フィルタ	95%以上	<p>表番号の変更</p>
項目	総合除去効率									
安全補機室空気浄化系フィルタ	95%以上									
項目	よう素除去効率（総合除去効率）									
安全補機室空気浄化系フィルタ	95%以上									

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																								
<p>表2.6.8-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 安全補機室空気浄化系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1.0日 4時間、 その後の 8時間に 1回</td> </tr> <tr> <td>B. 安全補機室空気浄化系の全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</td> <td>7.2時間 2.4時間、 その後の 毎日1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 安全補機室空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1.0日 4時間、 その後の 8時間に 1回	B. 安全補機室空気浄化系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	7.2時間 2.4時間、 その後の 毎日1回	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間	<p>表2.6.9-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 安全補機室空気浄化系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1.0日 4時間、 その後の 8時間に 1回</td> </tr> <tr> <td>B. 安全補機室空気浄化系の全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</td> <td>7.2時間 2.4時間、 その後の 毎日1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>表番号の変更</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 安全補機室空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1.0日 4時間、 その後の 8時間に 1回	B. 安全補機室空気浄化系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	7.2時間 2.4時間、 その後の 毎日1回	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間	
条 件	要求される措置	完了時間																								
A. 安全補機室空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1.0日 4時間、 その後の 8時間に 1回																								
B. 安全補機室空気浄化系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	7.2時間 2.4時間、 その後の 毎日1回																								
C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間																								
条 件	要求される措置	完了時間																								
A. 安全補機室空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1.0日 4時間、 その後の 8時間に 1回																								
B. 安全補機室空気浄化系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	7.2時間 2.4時間、 その後の 毎日1回																								
C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間																								

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考								
<p>(燃料取扱棟空気浄化系)</p> <p>第2.6.9条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、燃料取扱棟空気浄化系は表2.6.9-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 燃料取扱棟空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、アニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動すること、及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、2台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、燃料取扱棟空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表2.6.9-2の措置を講じるとともに、炉心・燃料グループマネージャによる使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、炉心・燃料グループマネージャに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャは、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p> <table border="1" data-bbox="758 1415 821 2033"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>燃料取扱棟空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること*2</td> </tr> </table> <p>※2：燃料取扱棟空気浄化系については、照射終了後の所定の期間を経過した照射済燃料を採取する場合、運転上の制限を適用しない。なお、所定の期間については、炉心・燃料グループマネージャがあらかじめ定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る</p>	項目	運転上の制限	燃料取扱棟空気浄化系	2系統が動作可能であること*2	<p>(燃料取扱棟空気浄化系)</p> <p>第2.7.0条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、燃料取扱棟空気浄化系は表2.7.0-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 燃料取扱棟空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、アニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動すること、及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、2台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、燃料取扱棟空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表2.7.0-2の措置を講じるとともに、炉心・燃料グループマネージャによる使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、炉心・燃料グループマネージャに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャは、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。以下、本条において同じ。</p> <table border="1" data-bbox="758 443 821 1131"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>燃料取扱棟空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること*2</td> </tr> </table> <p>※2：燃料取扱棟空気浄化系については、照射終了後の所定の期間を経過した照射済燃料を採取場合、運転上の制限を適用しない。なお、所定の期間については、炉心・燃料グループマネージャがあらかじめ定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る</p>	項目	運転上の制限	燃料取扱棟空気浄化系	2系統が動作可能であること*2	<p>条番号及び表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p>
項目	運転上の制限									
燃料取扱棟空気浄化系	2系統が動作可能であること*2									
項目	運転上の制限									
燃料取扱棟空気浄化系	2系統が動作可能であること*2									

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）		敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）		備考
表2.6.9-2				
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置
A. 燃料取扱種空気浄化系1系が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間、その後の8時間に1回	A. 燃料取扱種空気浄化系1系が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 系統のファンを運転状態にする。 及び B.1.2 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 又は B.2 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマナージャーカーは、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに 8時間に1回	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のファンを運転状態にする。 及び B.1.2 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 又は B.2 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマナージャーカーは、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。
C. 燃料取扱種空気浄化系の全場合	C.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマナージャーカーは、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	速やかに	C. 燃料取扱種空気浄化系の全場合	C.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマナージャーカーは、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。
<p>※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。以下、本条において同じ。</p>				
表2.7.0-2				
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置
A. 燃料取扱種空気浄化系1系が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間、その後の8時間に1回	A. 燃料取扱種空気浄化系1系が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 系統のファンを運転状態にする。 及び B.1.2 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 又は B.2 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマナージャーカーは、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに 8時間に1回	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のファンを運転状態にする。 及び B.1.2 発電長（2号炉担当）は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 又は B.2 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマナージャーカーは、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。
C. 燃料取扱種空気浄化系の全場合	C.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマナージャーカーは、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	速やかに	C. 燃料取扱種空気浄化系の全場合	C.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマナージャーカーは、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。
<p>※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。以下、本条において同じ。</p>				
表番号の変更				

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考				
<p>(外部電源—モード1、2、3及び4—)</p> <p>第270条 モード1、2、3及び4において、外部電源^{※1}は表270-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長(2号炉担当)は、モード1、2、3及び4において、1週間に1回、非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源2系列以上の電圧が確立していることを確認する。</p> <p>3. 発電長(2号炉担当)は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表270-2の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統又は主発電機（当該原子炉の主発電機を除く。）からの電力を算277条(所内非常用母線—モード1、2、3及び4—)及び第278条(所内非常用母線—モード5、6及び照射済燃料移動中—)で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。</p> <p>以下、第271条(外部電源—モード5、6及び照射済燃料移動中—)及び第272条(ディーゼル発電機—モード1、2、3及び4—)において同じ。</p> <p>表270-1</p> <table border="1" data-bbox="699 1417 785 2033"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>2系列^{※2}以上が動作可能であること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の系列数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる装置可外からの送電線の回数と主発電機数の合計数とする。以下、第271条(外部電源—モード5、6及び照射済燃料移動中—)及び第272条(ディーゼル発電機—モード1、2、3及び4—)において同じ。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	2系列 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3}	<p>(削除)</p>	<p>通用モードの統合に伴う変更(削除)</p>
項目	運転上の制限					
外部電源	2系列 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3}					

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																		
<p>表2.7.0-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な外部電源が1系列である場合</td> <td>A.1 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>及び</td> <td>A.2 動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>毎日1回 10日</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が1系列である場合及びディーゼル発電機1基が動作不能である場合</td> <td>B.1 動作不能となっている外部電源1系列又はディーゼル発電機1基を復旧する。</td> <td>1.2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>C.1 動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2.4時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件 A., B. 又は C. の措置を完了時間内及び D.2 モード5 に達成できない場合</td> <td>D.1 モード3にする。 及び D.2 モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な外部電源が1系列である場合	A.1 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	4時間	及び	A.2 動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	毎日1回 10日	B. 動作可能な外部電源が1系列である場合及びディーゼル発電機1基が動作不能である場合	B.1 動作不能となっている外部電源1系列又はディーゼル発電機1基を復旧する。	1.2時間	C. 全ての外部電源が動作不能である場合	C.1 動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	2.4時間	D. 条件 A., B. 又は C. の措置を完了時間内及び D.2 モード5 に達成できない場合	D.1 モード3にする。 及び D.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間	<p>(削除)</p>	<p>通用モードの統合に伴う変更(削除)</p>
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 動作可能な外部電源が1系列である場合	A.1 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	4時間																		
及び	A.2 動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	毎日1回 10日																		
B. 動作可能な外部電源が1系列である場合及びディーゼル発電機1基が動作不能である場合	B.1 動作不能となっている外部電源1系列又はディーゼル発電機1基を復旧する。	1.2時間																		
C. 全ての外部電源が動作不能である場合	C.1 動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	2.4時間																		
D. 条件 A., B. 又は C. の措置を完了時間内及び D.2 モード5 に達成できない場合	D.1 モード3にする。 及び D.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間																		

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考										
<p>(外部電源-モード5、6及び照射済燃料移動中-) 第271条 モード5、6及び照射済燃料移動中において、外部電源は表271-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電機長(2号炉担当)は、モード5、6及び照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給が可能か外部電源1系列以上の電圧が確立していることを確認する。 3. 発電機長(2号炉担当)は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表271-2の措置を講じるとともに、炉心・燃料グループマネージャーによる照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、炉心・燃料グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャーは、同表の措置を講じる。</p> <p>表271-1</p> <table border="1" data-bbox="606 1433 670 2038"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>所要の非常用高圧母線に電力供給が可能か外部電源1系列以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：送電線事故の瞬移時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表271-2</p> <table border="1" data-bbox="766 1433 1037 2038"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電機長(2号炉担当)及び炉心・燃料グループマネージャーは、照射済燃料の移動を中止する※2。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	所要の非常用高圧母線に電力供給が可能か外部電源1系列以上が動作可能であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が動作不能である場合	A.1 発電機長(2号炉担当)及び炉心・燃料グループマネージャーは、照射済燃料の移動を中止する※2。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>(削除)</p>	<p>適用モードの統合に伴う変更(削除)</p>
項目	運転上の制限											
外部電源	所要の非常用高圧母線に電力供給が可能か外部電源1系列以上が動作可能であること※1											
条件	要求される措置	完了時間										
A. 全ての外部電源が動作不能である場合	A.1 発電機長(2号炉担当)及び炉心・燃料グループマネージャーは、照射済燃料の移動を中止する※2。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに										

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考				
<p>(なし)</p>	<p>〔外部電源〕 第271条 モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間において、外部電源^{*1}は表271-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源2回線以上の電圧が確立していること、及び1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。 3. 発電長（2号炉担当）は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表271-2の措置を講じるとともに、炉心・燃料グループマネージャによる照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、炉心・燃料グループマネージャに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャは、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第277条（所内非常用母線モード1、2、3及び4-1）及び第278条（所内非常用母線モード5、6及び照射済燃料移動中-1）で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。以下、第272条（ディーゼル発電機モード1、2、3及び4-1）において同じ。</p> <p>表271-1</p> <table border="1" data-bbox="778 443 863 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 2回線^{*2}以上が動作可能であること^{*3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{*4*}^{*5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができるとする。以下、第272条（ディーゼル発電機モード1、2、3及び4-1）において同じ。 ※3：送電線事故の瞬停時は運転上の制限を適用しない。 ※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所又は開閉所のみに関連しないこと」という。 ※5：1つの変電所又は開閉所のルートにより供給又は受電している場合であっても、設備構成として、別ルートでの連系が可能ならば、独立性を有しているとみなすことができる。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 2回線 ^{*2} 以上が動作可能であること ^{*3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{*4*} ^{*5}	<p>新規制基準を踏まえた変更前条文第270条及び第271条の統合</p>
項目	運転上の制限					
外部電源	(1) 2回線 ^{*2} 以上が動作可能であること ^{*3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{*4*} ^{*5}					

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																					
	<p>表271-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 外部電源1回線以上が、他の回線に対して独立性を有していない場合</td> <td>A.1 発電長（2号炉担当）は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>4時間、 その後の毎日1回 3.0日</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が1回線である場合</td> <td>B.1 発電長（2号炉担当）は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間、 その後の毎日1回 1.0日</td> </tr> <tr> <td>C. 動作可能な外部電源が1回線である場合 ディーゼル発電機1基が動作不能である場合※6</td> <td>C.1 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている外部電源1基を復旧する。</td> <td>1.2時間</td> </tr> <tr> <td>D. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>D.1 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2.4時間</td> </tr> <tr> <td>E. モード1、2、3又は4において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び E.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> <tr> <td>F. モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>F.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャは、照射済燃料の移動を中止する※7。 及び F.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び F.3 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 外部電源1回線以上が、他の回線に対して独立性を有していない場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間、 その後の毎日1回 3.0日	B. 動作可能な外部電源が1回線である場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間、 その後の毎日1回 1.0日	C. 動作可能な外部電源が1回線である場合 ディーゼル発電機1基が動作不能である場合※6	C.1 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている外部電源1基を復旧する。	1.2時間	D. 全ての外部電源が動作不能である場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	2.4時間	E. モード1、2、3又は4において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び E.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	F. モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャは、照射済燃料の移動を中止する※7。 及び F.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び F.3 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>新機軸基準を踏まえた変更前条文第270条及び第271条の統合</p>
条 件	要求される措置	完了時間																					
A. 外部電源1回線以上が、他の回線に対して独立性を有していない場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間、 その後の毎日1回 3.0日																					
B. 動作可能な外部電源が1回線である場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間、 その後の毎日1回 1.0日																					
C. 動作可能な外部電源が1回線である場合 ディーゼル発電機1基が動作不能である場合※6	C.1 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている外部電源1基を復旧する。	1.2時間																					
D. 全ての外部電源が動作不能である場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	2.4時間																					
E. モード1、2、3又は4において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び E.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間																					
F. モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャは、照射済燃料の移動を中止する※7。 及び F.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び F.3 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに																					

※6：モード1、2、3及び4以外においては、ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。

※7：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考								
<p>(ディーゼル発電機—モード1、2、3及び4—)</p> <p>第272条 モード1、2、3及び4において、ディーゼル発電機は、表272-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、次の事項を確認し、その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>イ. 概観信号によりディーゼル発電機が起動し、10秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。</p> <p>ロ. ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。</p> <p>ハ. における所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧6,900±345V及び周波数60±3Hzで運転可能であること。</p> <p>(2) 発電長(2号炉担当)は、モード1、2、3及び4において、1ヶ月に1回、2基のディーゼル発電機について、待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が60±3Hzであること並びに引き継ぎ非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</p> <p>(3) 発電長(2号炉担当)は、モード1、2、3及び4において、1ヶ月に1回、燃料油サービスタンク貯油量を確認する。</p> <p>3. 発電長(2号炉担当)は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表272-3の措置を講じる。</p>	<p>(ディーゼル発電機—モード1、2、3及び4—)</p> <p>第272条 モード1、2、3及び4において、ディーゼル発電機は、表272-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、次の事項を確認し、その結果を発電長(2号炉担当)に通知する。</p> <p>イ. 概観信号によりディーゼル発電機が起動し、10秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。</p> <p>ロ. ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。</p> <p>ハ. における所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧6,900±345V及び周波数60±3Hzで運転可能であること。</p> <p>(2) 発電長(2号炉担当)は、モード1、2、3及び4において、1ヶ月に1回、2基のディーゼル発電機について、待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が60±3Hzであること並びに引き継ぎ非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</p> <p>(3) 発電長(2号炉担当)は、モード1、2、3及び4において、1ヶ月に1回、燃料油サービスタンク貯油量を確認する。</p> <p>3. 発電長(2号炉担当)は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表272-3の措置を講じる。</p>	<p>注釈番号の変更 重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更 注釈番号の変更</p>								
<p>表272-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機^{※1}</td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること^{※2} (2) 燃料油サービスタンクの貯油量が表272-2に定める制限値内にあること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機 ^{※1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※2} (2) 燃料油サービスタンクの貯油量が表272-2に定める制限値内にあること ^{※3}	<p>表272-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機^{※1}</td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること^{※2} (2) 燃料油サービスタンクの貯油量が表272-2に定める制限値内にあること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機 ^{※1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※2} (2) 燃料油サービスタンクの貯油量が表272-2に定める制限値内にあること ^{※3}	<p>注1: ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 注2: 予備滑潤転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 注3: ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>
項目	運転上の制限									
ディーゼル発電機 ^{※1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※2} (2) 燃料油サービスタンクの貯油量が表272-2に定める制限値内にあること ^{※3}									
項目	運転上の制限									
ディーゼル発電機 ^{※1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※2} (2) 燃料油サービスタンクの貯油量が表272-2に定める制限値内にあること ^{※3}									
<p>表272-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量(保有油量)</td> <td>1,118L以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	燃料油サービスタンク貯油量(保有油量)	1,118L以上	<p>表272-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量(保有油量)</td> <td>1,118L以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	燃料油サービスタンク貯油量(保有油量)	1,118L以上	<p>注1: 予備滑潤転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 注2: ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>
項目	制限値									
燃料油サービスタンク貯油量(保有油量)	1,118L以上									
項目	制限値									
燃料油サービスタンク貯油量(保有油量)	1,118L以上									

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																														
<p>表272-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機1基が動作不能^{※2}である場合</td> <td>A.1 当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の毎日1回 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 及び B.2 当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 及び 動作可能な外部電源が1系列である場合</td> <td>C.1 動作不能となっているディーゼル発電機1基又は外部電源1回線を復旧する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件B.又はC.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 モード3にする。 及び D.2 モード5にする。</td> <td>12時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：燃料油サービスタングの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。以下、本条において同じ。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機1基が動作不能 ^{※2} である場合	A.1 当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の毎日1回 速やかに	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 及び B.2 当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	30日	C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 及び 動作可能な外部電源が1系列である場合	C.1 動作不能となっているディーゼル発電機1基又は外部電源1回線を復旧する。	12時間	D. 条件B.又はC.の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 モード3にする。 及び D.2 モード5にする。	12時間 5.6時間	<p>表272-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機1基が動作不能^{※2}である場合</td> <td>A.1 当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の毎日1回 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 及び B.2 当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 及び 動作可能な外部電源が1系列である場合</td> <td>C.1 動作不能となっているディーゼル発電機1基又は外部電源1回線を復旧する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件B.又はC.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 モード3にする。 及び D.2 モード5にする。</td> <td>12時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：燃料油サービスタングの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。以下、本条において同じ。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機1基が動作不能 ^{※2} である場合	A.1 当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の毎日1回 速やかに	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 及び B.2 当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	30日	C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 及び 動作可能な外部電源が1系列である場合	C.1 動作不能となっているディーゼル発電機1基又は外部電源1回線を復旧する。	12時間	D. 条件B.又はC.の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 モード3にする。 及び D.2 モード5にする。	12時間 5.6時間	<p>注釈番号の変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>注釈番号の変更</p>
条件	要求される措置	完了時間																														
A. ディーゼル発電機1基が動作不能 ^{※2} である場合	A.1 当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の毎日1回 速やかに																														
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 及び B.2 当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	30日																														
C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 及び 動作可能な外部電源が1系列である場合	C.1 動作不能となっているディーゼル発電機1基又は外部電源1回線を復旧する。	12時間																														
D. 条件B.又はC.の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 モード3にする。 及び D.2 モード5にする。	12時間 5.6時間																														
条件	要求される措置	完了時間																														
A. ディーゼル発電機1基が動作不能 ^{※2} である場合	A.1 当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の毎日1回 速やかに																														
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 及び B.2 当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	30日																														
C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 及び 動作可能な外部電源が1系列である場合	C.1 動作不能となっているディーゼル発電機1基又は外部電源1回線を復旧する。	12時間																														
D. 条件B.又はC.の措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 モード3にする。 及び D.2 モード5にする。	12時間 5.6時間																														

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(ディーゼル発電機—モード1、2、3及び4以外—)</p> <p>第273条 モード1、2、3及び4以外において、ディーゼル発電機は、表273-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長(2号炉担当)は、モード1、2、3及び4以外において、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。</p> <p>イ. ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345 V及び周波数が60±3 Hzであることを確認する。</p> <p>ロ. 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。</p> <p>3. 発電長(2号炉担当)は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表273-3の措置を講じるとともに、炉心・燃料グループマネージャーによる照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、炉心・燃料グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャーは、同表の措置を講じる。</p>	<p>(ディーゼル発電機—モード1、2、3及び4以外—)</p> <p>第273条 モード1、2、3及び4以外において、ディーゼル発電機は、表273-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長(2号炉担当)は、モード1、2、3及び4以外において、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。</p> <p>イ. ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345 V及び周波数が60±3 Hzであることを確認する。</p> <p>ロ. 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。</p> <p>3. 発電長(2号炉担当)は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表273-3の措置を講じるとともに、炉心・燃料グループマネージャーによる照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、炉心・燃料グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャーは、同表の措置を講じる。</p>	<p>注釈番号の変更 重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更 重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更 注釈番号の変更 注釈番号の変更</p>												
<p>表273-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること^{※1}、^{※2} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表273-2に定める制限値内にあること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※2：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なるものをいう。なお、非常用発電機は、複数の号炉で共用することができる。</p> <p>※3：ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の2.4時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※1} 、 ^{※2} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表273-2に定める制限値内にあること ^{※3}	<p>表273-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機¹</td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること^{※1}、^{※2} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表273-2に定める制限値内にあること^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2：ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なるものをいう。なお、非常用発電機は、複数の号炉で共用することができる。</p> <p>※4：ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の2.4時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機 ¹	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※1} 、 ^{※2} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表273-2に定める制限値内にあること ^{※1}	<p>表273-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td>1,118 L以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	1,118 L以上
項目	運転上の制限													
ディーゼル発電機	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※1} 、 ^{※2} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表273-2に定める制限値内にあること ^{※3}													
項目	運転上の制限													
ディーゼル発電機 ¹	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※1} 、 ^{※2} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表273-2に定める制限値内にあること ^{※1}													
項目	制限値													
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	1,118 L以上													

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>表273-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能^{※4}である場合</td> <td>A.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャは、照射済燃料の移動を中止する^{※5}。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能 ^{※4} である場合	A.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャは、照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>表273-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能^{※5}である場合</td> <td>A.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャは、照射済燃料の移動を中止する^{※6}。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。 ※6：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能 ^{※5} である場合	A.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャは、照射済燃料の移動を中止する ^{※6} 。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>注釈番号の変更 注釈番号の変更</p> <p>注釈番号の変更 注釈番号の変更</p>
条 件	要求される措置	完了時間												
A. ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能 ^{※4} である場合	A.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャは、照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに												
条 件	要求される措置	完了時間												
A. ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能 ^{※5} である場合	A.1 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャは、照射済燃料の移動を中止する ^{※6} 。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに												

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																										
<p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気) 第274条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気は、表274-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電機長（2号炉担当）は、1ヶ月に1回、所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気の圧力を確認する。</p> <p>3. 発電機長（2号炉担当）は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油又は始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表274-3の措置を講じる。</p> <p>表274-1</p> <table border="1" data-bbox="582 817 686 963"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気の圧力</td> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）[*]1の油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気の圧力が表274-2に定める制限値以内にあること^{※1,※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）の油量は、第283条（表283-1 1.5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：予備潤滑運転（クレーニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表274-2</p> <table border="1" data-bbox="869 817 973 963"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）</td> <td>53 kl以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量（保有油量）</td> <td>4,480 L以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気の圧力</td> <td>2.45MPa [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表274-3</p> <table border="1" data-bbox="1013 817 1133 963"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量又は始動用空気の圧力が制限値を満足していない場合^{※1}</td> <td>A.1 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量又は始動用空気の圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気の圧力の制限値は個別に適用される。</p>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気の圧力	所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用） [*] 1の油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気の圧力が表274-2に定める制限値以内にあること ^{※1,※2}	項目	制限値	燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）	53 kl以上	潤滑油タンクの油量（保有油量）	4,480 L以上	始動用空気の圧力	2.45MPa [gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量又は始動用空気の圧力が制限値を満足していない場合 ^{※1}	A.1 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量又は始動用空気の圧力を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気) 第274条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気は、表274-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電機長（2号炉担当）は、1ヶ月に1回、所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気の圧力を確認する。</p> <p>3. 発電機長（2号炉担当）は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油又は始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表274-3の措置を講じる。</p> <p>表274-1</p> <table border="1" data-bbox="582 1422 686 1568"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気の圧力</td> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）[*]1の油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気の圧力が表274-2に定める制限値以内にあること^{※1,※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）の油量は、第283条（表283-1 1.5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：予備潤滑運転（クレーニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表274-2</p> <table border="1" data-bbox="869 1422 973 1568"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）</td> <td>53 kl以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量（保有油量）</td> <td>4,480 L以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気の圧力</td> <td>2.45MPa [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表274-3</p> <table border="1" data-bbox="1013 1422 1133 1568"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量又は始動用空気の圧力が制限値を満足していない場合^{※1}</td> <td>A.1 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量又は始動用空気の圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気の圧力の制限値は個別に適用される。</p>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気の圧力	所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用） [*] 1の油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気の圧力が表274-2に定める制限値以内にあること ^{※1,※2}	項目	制限値	燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）	53 kl以上	潤滑油タンクの油量（保有油量）	4,480 L以上	始動用空気の圧力	2.45MPa [gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量又は始動用空気の圧力が制限値を満足していない場合 ^{※1}	A.1 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量又は始動用空気の圧力を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>重大事故等対処設備の設置に伴う変更</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>注釈番号の変更</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>注釈番号の変更</p> <p>注釈番号の変更</p> <p>項目は重大事故等対処設備の設置に伴う変更 制限値は新規制基準を踏まえた変更</p> <p>重大事故等対処設備の設置に伴う変更</p> <p>注釈番号の変更及び重大事故等対処設備の設置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																											
所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気の圧力	所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用） [*] 1の油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気の圧力が表274-2に定める制限値以内にあること ^{※1,※2}																																											
項目	制限値																																											
燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）	53 kl以上																																											
潤滑油タンクの油量（保有油量）	4,480 L以上																																											
始動用空気の圧力	2.45MPa [gage]以上																																											
条件	要求される措置	完了時間																																										
A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量又は始動用空気の圧力が制限値を満足していない場合 ^{※1}	A.1 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量又は始動用空気の圧力を制限値内に回復させる。	48時間																																										
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																																										
項目	運転上の制限																																											
所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気の圧力	所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用） [*] 1の油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気の圧力が表274-2に定める制限値以内にあること ^{※1,※2}																																											
項目	制限値																																											
燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）	53 kl以上																																											
潤滑油タンクの油量（保有油量）	4,480 L以上																																											
始動用空気の圧力	2.45MPa [gage]以上																																											
条件	要求される措置	完了時間																																										
A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量又は始動用空気の圧力が制限値を満足していない場合 ^{※1}	A.1 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量又は始動用空気の圧力を制限値内に回復させる。	48時間																																										
B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																																										

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																
<p>(非常用直流通電源—モード1、2、3及び4—)</p> <p>第275条 モード1、2、3及び4において、非常用直流通電源（蓄電池及び充電器）は、表275-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用直流通電源が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、非常用直流通電源の健全性を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2、3及び4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が126V以上であることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、非常用直流通電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表275-2の措置を講じる。</p>	<p>(非常用直流通電源—モード1、2、3及び4—)</p> <p>第275条 モード1、2、3及び4において、非常用直流通電源（蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び充電器）は、表275-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用直流通電源が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、定期検査時に、非常用直流通電源の健全性を確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2、3及び4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が126V以上であることを確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、非常用直流通電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表275-2の措置を講じる。</p>	<p>重大事故等対処設備の設置に伴う変更</p>																
<p>表275-1</p> <table border="1" data-bbox="710 436 790 996"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流通電源</td> <td>2系統（蓄電池及安全上重要な設備に供給する蓄電池）*1及び充電器*2）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）が動作不能時は、第283条（表283-1.5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす。以下、本条において同じ。</p>	項目	運転上の制限	非常用直流通電源	2系統（蓄電池及安全上重要な設備に供給する蓄電池）*1及び充電器*2）が動作可能であること	<p>表275-2</p> <table border="1" data-bbox="710 436 805 996"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用直流通電源1系統の蓄電池又は充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの非常用直流通電源が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流通電源1系統の蓄電池及び充電器が動作不能である場合</td> <td>B.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用直流通電源1系統の蓄電池又は充電器が動作不能である場合	A.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの非常用直流通電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに	B. 非常用直流通電源1系統の蓄電池及び充電器が動作不能である場合	B.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間	<p>重大事故等対処設備の設置に伴う変更及び運用の明確化 注釈番号の変更</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更</p>
項目	運転上の制限																	
非常用直流通電源	2系統（蓄電池及安全上重要な設備に供給する蓄電池）*1及び充電器*2）が動作可能であること																	
条件	要求される措置	完了時間																
A. 非常用直流通電源1系統の蓄電池又は充電器が動作不能である場合	A.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの非常用直流通電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに																
B. 非常用直流通電源1系統の蓄電池及び充電器が動作不能である場合	B.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間																
C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間																
<p>表275-1</p> <table border="1" data-bbox="869 436 965 996"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流通電源</td> <td>2系統（蓄電池及安全上重要な設備に供給する蓄電池）*1及び充電器*2）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）が動作不能時は、第283条（表283-1.5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす。以下、本条において同じ。</p>	項目	運転上の制限	非常用直流通電源	2系統（蓄電池及安全上重要な設備に供給する蓄電池）*1及び充電器*2）が動作可能であること	<p>表275-2</p> <table border="1" data-bbox="869 436 965 996"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用直流通電源1系統の蓄電池又は充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの非常用直流通電源が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流通電源1系統の蓄電池及び充電器が動作不能である場合</td> <td>B.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用直流通電源1系統の蓄電池又は充電器が動作不能である場合	A.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの非常用直流通電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに	B. 非常用直流通電源1系統の蓄電池及び充電器が動作不能である場合	B.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間	<p>重大事故等対処設備の設置に伴う変更</p> <p>重大事故等対処設備の設置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																	
非常用直流通電源	2系統（蓄電池及安全上重要な設備に供給する蓄電池）*1及び充電器*2）が動作可能であること																	
条件	要求される措置	完了時間																
A. 非常用直流通電源1系統の蓄電池又は充電器が動作不能である場合	A.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの非常用直流通電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに																
B. 非常用直流通電源1系統の蓄電池及び充電器が動作不能である場合	B.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間																
C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間																
<p>表275-1</p> <table border="1" data-bbox="1029 436 1125 996"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流通電源</td> <td>2系統（蓄電池及安全上重要な設備に供給する蓄電池）*1及び充電器*2）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）が動作不能時は、第283条（表283-1.5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす。以下、本条において同じ。</p>	項目	運転上の制限	非常用直流通電源	2系統（蓄電池及安全上重要な設備に供給する蓄電池）*1及び充電器*2）が動作可能であること	<p>表275-2</p> <table border="1" data-bbox="1029 436 1125 996"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用直流通電源1系統の蓄電池又は充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの非常用直流通電源が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流通電源1系統の蓄電池及び充電器が動作不能である場合</td> <td>B.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用直流通電源1系統の蓄電池又は充電器が動作不能である場合	A.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの非常用直流通電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに	B. 非常用直流通電源1系統の蓄電池及び充電器が動作不能である場合	B.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間	<p>重大事故等対処設備の設置に伴う変更</p> <p>重大事故等対処設備の設置に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																	
非常用直流通電源	2系統（蓄電池及安全上重要な設備に供給する蓄電池）*1及び充電器*2）が動作可能であること																	
条件	要求される措置	完了時間																
A. 非常用直流通電源1系統の蓄電池又は充電器が動作不能である場合	A.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 残りの非常用直流通電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに																
B. 非常用直流通電源1系統の蓄電池及び充電器が動作不能である場合	B.1 当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間																
C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 モード3にする。 及び C.2 モード5にする。	1.2時間 5.6時間																

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(非常用直流通電源—モード5、6及び照射済燃料移動中—) 第276条 モード5、6及び照射済燃料移動中において、非常用直流通電源(蓄電池及び充電器)は、表276-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用直流通電源が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長(2号炉担当)は、モード5、6及び照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が126V以上であることを確認する。</p> <p>3. 発電長(2号炉担当)は、非常用直流通電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表276-2の措置を講じるとともに、炉心・燃料グループマナージャーによる照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、炉心・燃料グループマナージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマナージャーは、同表の措置を講じる。</p>	<p>(非常用直流通電源—モード5、6及び照射済燃料移動中—) 第276条 モード5、6及び照射済燃料移動中において、非常用直流通電源(蓄電池) (安全上重要な設備に供給する蓄電池) 及び充電器) は、表276-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用直流通電源が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長(2号炉担当)は、モード5、6及び照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が126V以上であることを確認する。</p> <p>3. 発電長(2号炉担当)は、非常用直流通電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表276-2の措置を講じるとともに、炉心・燃料グループマナージャーによる照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、炉心・燃料グループマナージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマナージャーは、同表の措置を講じる。</p>	<p>重大事故等対処設備の設置に伴う変更</p>												
<p>表276-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流通電源</td> <td>所要の設備の維持に必要な非常用直流通電源に接続する系統(蓄電池^{※1})及び充電器^{※2})が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用直流通電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流通電源に接続する系統(蓄電池 ^{※1})及び充電器 ^{※2})が動作可能であること	<p>表276-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流通電源</td> <td>所要の設備の維持に必要な非常用直流通電源に接続する系統(蓄電池^{※1})及び充電器^{※2})が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用直流通電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流通電源に接続する系統(蓄電池 ^{※1})及び充電器 ^{※2})が動作可能であること	<p>重大事故等対処設備の設置に伴う変更及び運用の明確化 注釈番号の変更</p>				
項目	運転上の制限													
非常用直流通電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流通電源に接続する系統(蓄電池 ^{※1})及び充電器 ^{※2})が動作可能であること													
項目	運転上の制限													
非常用直流通電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流通電源に接続する系統(蓄電池 ^{※1})及び充電器 ^{※2})が動作可能であること													
<p>※1: 充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす。以下、本条において同じ。</p>	<p>※1: 蓄電池(安全上重要な設備に供給する蓄電池)が動作不能時は、第283条(表283-1.5)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2: 充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす。以下、本条において同じ。</p>	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化 注釈番号の変更</p>												
<p>表276-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の非常用直流通電源の蓄電池又は充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電長(2号炉担当)及び炉心・燃料グループマナージャーは、照射済燃料の移動を中止する^{※3}。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電長(2号炉担当)は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の非常用直流通電源の蓄電池又は充電器が動作不能である場合	A.1 発電長(2号炉担当)及び炉心・燃料グループマナージャーは、照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電長(2号炉担当)は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>表276-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の非常用直流通電源の蓄電池(安全上重要な設備に供給する蓄電池)又は充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電長(2号炉担当)及び炉心・燃料グループマナージャーは、照射済燃料の移動を中止する^{※3}。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電長(2号炉担当)は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の非常用直流通電源の蓄電池(安全上重要な設備に供給する蓄電池)又は充電器が動作不能である場合	A.1 発電長(2号炉担当)及び炉心・燃料グループマナージャーは、照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電長(2号炉担当)は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>注釈番号の変更 重大事故等対処設備の設置に伴う変更</p>
条件	要求される措置	完了時間												
A. 所要の非常用直流通電源の蓄電池又は充電器が動作不能である場合	A.1 発電長(2号炉担当)及び炉心・燃料グループマナージャーは、照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電長(2号炉担当)は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに												
条件	要求される措置	完了時間												
A. 所要の非常用直流通電源の蓄電池(安全上重要な設備に供給する蓄電池)又は充電器が動作不能である場合	A.1 発電長(2号炉担当)及び炉心・燃料グループマナージャーは、照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て停止する。 及び A.3 発電長(2号炉担当)は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに												
<p>※2: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	<p>※3: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	<p>注釈番号の変更</p>												

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
<p>(原子炉キャビティ水位＝燃料移動中)</p> <p>第280条 原子炉格納容器内の燃料移動中において、原子炉キャビティ水位は、表280-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉キャビティ水位が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内での燃料の移動中、毎日1回、原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉キャビティ水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表280-2の措置を講じる。</p> <p>表280-1</p> <table border="1" data-bbox="606 851 686 963"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 6.78m以上であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 6.78m以上であること	<p>(原子炉キャビティ水位)</p> <p>第280条 モード6（キャビティ高水位）において燃料が装着されている期間及び原子炉格納容器内での燃料移動中において、原子炉キャビティ水位は、表280-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉キャビティ水位が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、モード6（キャビティ高水位）において燃料が装着されている期間及び原子炉格納容器内での燃料の移動中、毎日1回、原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉キャビティ水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表280-2の措置を講じる。</p> <p>表280-1</p> <table border="1" data-bbox="606 851 686 963"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 6.78m以上であること*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内での燃料の移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水位抜きによりモード6（キャビティ低水位）に移行する場合は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表280-2</p> <table border="1" data-bbox="798 1120 925 1299"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。*1 及び A.2 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 6.78m以上であること*1	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。*1 及び A.2 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>条文明称の変更 新規制基準を踏まえた適用期間の変更</p> <p>新規制基準を踏まえた適用期間の変更</p> <p>適用期間変更に伴う運用の明確化</p> <p>適用期間変更に伴う運用の明確化</p> <p>注釈番号の変更</p> <p>注釈番号の変更</p>						
項目	運転上の制限																					
原子炉キャビティ水位	EL 6.78m以上であること																					
項目	運転上の制限																					
原子炉キャビティ水位	EL 6.78m以上であること*1																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。*1 及び A.2 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに																				
<p>表280-1</p> <table border="1" data-bbox="1037 851 1117 963"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 6.78m以上であること*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内での燃料の移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水位抜きによりモード6（キャビティ低水位）に移行する場合は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表280-2</p> <table border="1" data-bbox="1197 1120 1324 1299"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。*2 及び A.2 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 6.78m以上であること*1	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。*2 及び A.2 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>表280-1</p> <table border="1" data-bbox="1037 1456 1117 1568"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 6.78m以上であること*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内での燃料の移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水位抜きによりモード6（キャビティ低水位）に移行する場合は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表280-2</p> <table border="1" data-bbox="1197 1680 1324 1859"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。*2 及び A.2 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 6.78m以上であること*1	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。*2 及び A.2 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>注) 下線は改正事項に含まない。</p>
項目	運転上の制限																					
原子炉キャビティ水位	EL 6.78m以上であること*1																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。*2 及び A.2 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに																				
項目	運転上の制限																					
原子炉キャビティ水位	EL 6.78m以上であること*1																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。*2 及び A.2 原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに																				

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考										
<p>(原子炉格納容器-燃料移動中一)</p> <p>第281条 原子炉格納容器内での燃料移動中にあって、原子炉格納容器貫通部は、表281-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）及び機械グループマネージャーは、原子炉格納容器内での燃料装荷及び燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認し、機械グループマネージャーは、所管分については、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表281-2の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器貫通部)</p> <p>第281条 5-1及び6において、原子炉格納容器貫通部は、表281-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）及び機械グループマネージャーは、原子炉格納容器内での燃料装荷及び燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認し、機械グループマネージャーは、所管分については、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表281-2の措置を講じるとともに、機械グループマネージャーへ通知する。</p>	<p>条文明称の変更 新規制基準を踏まえた適用期間の変更</p> <p>新規制基準を踏まえた運用の見直し 注釈番号の変更 新規制基準を踏まえた運用の見直し 新規制基準を踏まえた運用の見直し</p>										
<p>表281-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること^{※1} (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること^{※2} (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること^{※2}。隔離弁以外については閉止フランジ又は同等なものによって閉じられていること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(1) 1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時であって、加圧器安全弁が健全であり、かつ加圧器水位が10%から30%である場合</p> <p>(2) 原子炉キャビティ水位がEL. 6.78m以上である場合</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること ^{※1} (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること ^{※2} (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること ^{※2} 。隔離弁以外については閉止フランジ又は同等なものによって閉じられていること ^{※3}	<p>表281-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。^{※1}及び A.2 機械グループマネージャーは、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認^{※5}する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：閉止可能であることとは、閉止状態であることを含む。</p> <p>※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 ^{※1} 及び A.2 機械グループマネージャーは、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認 ^{※5} する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>注釈番号の変更 新規制基準を踏まえた運用の見直し</p> <p>記載の適正化（主語の追加） 注釈番号の変更 新規制基準を踏まえた運用の見直し 新規制基準を踏まえた運用の見直し</p>
項目	運転上の制限											
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること ^{※1} (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること ^{※2} (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること ^{※2} 。隔離弁以外については閉止フランジ又は同等なものによって閉じられていること ^{※3}											
条件	要求される措置	完了時間										
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 ^{※1} 及び A.2 機械グループマネージャーは、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認 ^{※5} する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに										
<p>表281-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1) 機器ハッチが1つ以上のボルトで閉じられていること^{※1} (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること^{※2} (3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直連の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器送排気系については隔離弁で閉止可能であること^{※1}。その他については隔離弁、閉止フランジ又は同等なものによって閉じられていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：閉止可能であることとは、閉止状態であることを含む。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが1つ以上のボルトで閉じられていること ^{※1} (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること ^{※2} (3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直連の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器送排気系については隔離弁で閉止可能であること ^{※1} 。その他については隔離弁、閉止フランジ又は同等なものによって閉じられていること	<p>表281-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。^{※2}</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p> <p>※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 ^{※2}	速やかに	<p>注釈番号の変更 新規制基準を踏まえた運用の見直し</p>
項目	運転上の制限											
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが1つ以上のボルトで閉じられていること ^{※1} (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること ^{※2} (3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直連の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器送排気系については隔離弁で閉止可能であること ^{※1} 。その他については隔離弁、閉止フランジ又は同等なものによって閉じられていること											
条件	要求される措置	完了時間										
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 ^{※2}	速やかに										

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>(重大事故等対処設備)</u> 第283条 次の各号の重大事故等対処設備は、表283-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止未取時に原子炉を未降格にするための設備 (2) 1次冷却系のアイードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1次冷却系統の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイをするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）をするための設備 (8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各マネージャは、表283-2から表283-21に定める確認事項を実施する。また、各マネージャは、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。 <p>3. 各マネージャは、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表283-2から表283-21の措置を講じるとともに必要に応じて関係各マネージャ一へ通知する。通知を受けた関係各マネージャは、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>

表283-1

項目	運転上の制限
重大事故等対処設備	(1) 表283-2、表283-12*1、表283-16、表283-18及び表283-20に定める機能、系統数及び所要数がそれぞれ適用モードにおいて動作可能であること (2) 表283-3から表283-15*2、表283-17、表283-19及び表283-21については、各表内に定める*3

※1：283-12-3が該当

※2：表283-3から表283-15のうち、表283-12については283-12-1、283-12-2が該当

※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

備考	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）																																																																																					
<p>新技術基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>	<p>表2.8.3-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>2.8.3-2-1 原子炉出力抑制（自動）^{※1}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="2">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th rowspan="2">完了時間</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">1. 多様化自動作動装置（ATWS 緩和設備）</td> </tr> <tr> <td colspan="10">a. 多様化自動作動装置（ATWS 緩和設備）論理回路</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>モード1及び2</td> <td>1系統</td> <td>A. 多様化自動作動装置（ATWS緩和設備）が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電長（2号炉担当）は、重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する。^{※4}及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>電気・制御グループマネージャ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">b. 蒸気発生器水位異常低</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計器スパンの7%以上</td> <td>モード1及び2</td> <td>4^{※5}</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A.1 発電長（2号炉担当）は、重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する。^{※4}及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>電気・制御グループマネージャ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> <td>動作不能でないことを指示線により確認する。</td> <td>毎日1回</td> <td>発電長（2号炉担当）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本表における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合又は不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態又は誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p> <p>※2：チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。</p> <p>※3：原子炉出力抑制（手動）機能（原子炉手動トリップ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ）をいう。</p> <p>※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>※5：多様化自動作動装置（ATWS 緩和設備）に使用するチャンネルに限る。</p>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}		完了時間	確認事項			条件	措置	項目	頻度	担当	1. 多様化自動作動装置（ATWS 緩和設備）										a. 多様化自動作動装置（ATWS 緩和設備）論理回路											—	モード1及び2	1系統	A. 多様化自動作動装置（ATWS緩和設備）が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。 ^{※4} 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ					B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間				b. 蒸気発生器水位異常低											計器スパンの7%以上	モード1及び2	4 ^{※5}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。 ^{※4} 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ					B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示線により確認する。	毎日1回	発電長（2号炉担当）	<p>(なし)</p>
機能	設定値					適用モード	所要チャンネル・系統数		所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}		完了時間	確認事項																																																																											
		条件	措置	項目	頻度			担当																																																																															
1. 多様化自動作動装置（ATWS 緩和設備）																																																																																							
a. 多様化自動作動装置（ATWS 緩和設備）論理回路																																																																																							
	—	モード1及び2	1系統	A. 多様化自動作動装置（ATWS緩和設備）が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。 ^{※4} 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ																																																																														
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間																																																																																	
b. 蒸気発生器水位異常低																																																																																							
	計器スパンの7%以上	モード1及び2	4 ^{※5}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。 ^{※4} 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ																																																																														
				B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示線により確認する。	毎日1回	発電長（2号炉担当）																																																																														

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
<p>(なし)</p>	<p>表283-3-3 1次冷却系のフリードアンドブリードをするための設備</p> <p>283-3-1 1次冷却系のフリードアンドブリード</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="375 421 606 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系のフリードアンドブリードによる炉心冷却系*1</td> <td></td> <td>(1)充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること*2 (2)高圧注入系の2系統が動作可能であること*2 (3)加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3及び4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)</td> <td>充てん/高圧注入ポンプ 高圧注入ポンプ 加圧器逃がし弁 燃料取替用水タンク</td> <td>所要 2台 2台 3台 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：充てん/高圧注入系、高圧注入系による炉心注水及び加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧系をいう。</p> <p>※2：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む。)できること、又は運転中であることをいう。</p> <p>※3：「283-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="790 430 1133 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びストライクにおける揚程が840m以上、容量が125m³/h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1, 2及び3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する*4。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。 (4)モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1ヶ月に1回</td> <td>運転管理グループマネージャ ※2 発電長 (2号炉担当) 発電長 (2号炉担当) 発電長 (2号炉担当)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備	運転上の制限	1次冷却系のフリードアンドブリードによる炉心冷却系*1		(1)充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること*2 (2)高圧注入系の2系統が動作可能であること*2 (3)加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること	適用モード			モード1, 2, 3及び4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	充てん/高圧注入ポンプ 高圧注入ポンプ 加圧器逃がし弁 燃料取替用水タンク	所要 2台 2台 3台 ※3	項目	確認事項	頻度	担当	充てん/高圧注入ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びストライクにおける揚程が840m以上、容量が125m ³ /h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1, 2及び3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する*4。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。 (4)モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	運転管理グループマネージャ ※2 発電長 (2号炉担当) 発電長 (2号炉担当) 発電長 (2号炉担当)	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	設備	運転上の制限																				
1次冷却系のフリードアンドブリードによる炉心冷却系*1		(1)充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること*2 (2)高圧注入系の2系統が動作可能であること*2 (3)加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること																				
適用モード																						
モード1, 2, 3及び4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	充てん/高圧注入ポンプ 高圧注入ポンプ 加圧器逃がし弁 燃料取替用水タンク	所要 2台 2台 3台 ※3																				
項目	確認事項	頻度	担当																			
充てん/高圧注入ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びストライクにおける揚程が840m以上、容量が125m ³ /h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1, 2及び3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する*4。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。 (4)モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	運転管理グループマネージャ ※2 発電長 (2号炉担当) 発電長 (2号炉担当) 発電長 (2号炉担当)																			

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考								
<p>(なし)</p>	<p>(2)確認事項（続き）</p> <table border="1" data-bbox="287 425 694 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td> (1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が482mm以上、容量が147m³/h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の配管中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1、2及び3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4)モード4（蒸気発生器が蒸除去のために使用されている場合）において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。 加圧器逃がし弁が空開及び空閉することを確認する。 </td> <td> 定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回 定期検査時 </td> <td> 運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当） 電気・制御グループマネージャ </td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	項目	確認事項	頻度	担当	高圧注入ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が482mm以上、容量が147m ³ /h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の配管中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1、2及び3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4)モード4（蒸気発生器が蒸除去のために使用されている場合）において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。 加圧器逃がし弁が空開及び空閉することを確認する。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回 定期検査時	運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当） 電気・制御グループマネージャ	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	確認事項	頻度	担当							
高圧注入ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が482mm以上、容量が147m ³ /h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の配管中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1、2及び3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4)モード4（蒸気発生器が蒸除去のために使用されている場合）において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。 加圧器逃がし弁が空開及び空閉することを確認する。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回 定期検査時	運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当） 電気・制御グループマネージャ							

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																												
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 80 303 324">適用モード</th> <th data-bbox="231 324 303 672">条件</th> <th data-bbox="231 672 303 1120">要求される措置</th> <th data-bbox="231 1120 303 2130">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="303 80 383 324">モード1、2及び3</td> <td data-bbox="303 324 383 672">A. 充てん/高圧注入系又は高圧注入系の1系統が動作不能である場合</td> <td data-bbox="303 672 383 1120">A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="303 1120 383 2130">表251-3 B.2又はA.2の初回確認完了後 4時間 10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 80 462 324">モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td> <td data-bbox="383 324 462 672">B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合</td> <td data-bbox="383 672 462 1120">B.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="383 1120 462 2130">表244-3 B.1の初回確認完了後 4時間 7.2時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="462 80 542 324"></td> <td data-bbox="462 324 542 672">C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="462 672 542 1120">C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード4にする。</td> <td data-bbox="462 1120 542 2130">1.2時間 3.6時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="542 80 622 324"></td> <td data-bbox="542 324 622 672">A. 充てん/高圧注入系又は高圧注入系の1系統が動作不能である場合</td> <td data-bbox="542 672 622 1120">A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="542 1120 622 2130">4時間 10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 80 702 324"></td> <td data-bbox="622 324 702 672">B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合</td> <td data-bbox="622 672 702 1120">B.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="622 1120 702 2130">4時間 7.2時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="702 80 782 324"></td> <td data-bbox="702 324 782 672">C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="702 672 782 1120">C.1 発電機長（2号炉担当）は、余熱除去系1系統以上の熱除去のための操作を開始する。</td> <td data-bbox="702 1120 782 2130">速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2及び3	A. 充てん/高圧注入系又は高圧注入系の1系統が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表251-3 B.2又はA.2の初回確認完了後 4時間 10日	モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表244-3 B.1の初回確認完了後 4時間 7.2時間		C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード4にする。	1.2時間 3.6時間		A. 充てん/高圧注入系又は高圧注入系の1系統が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日		B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間		C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電機長（2号炉担当）は、余熱除去系1系統以上の熱除去のための操作を開始する。	速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																											
モード1、2及び3	A. 充てん/高圧注入系又は高圧注入系の1系統が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表251-3 B.2又はA.2の初回確認完了後 4時間 10日																											
モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表244-3 B.1の初回確認完了後 4時間 7.2時間																											
	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード4にする。	1.2時間 3.6時間																											
	A. 充てん/高圧注入系又は高圧注入系の1系統が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日																											
	B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間																											
	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電機長（2号炉担当）は、余熱除去系1系統以上の熱除去のための操作を開始する。	速やかに																											

※5：残りの電動補助給水ポンプ1台、タービン電動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁4個については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※6：残りの電動補助給水ポンプ1台及び主蒸気逃がし弁4個については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
<p>(なし)</p>	<p>表2833-4 炉心注水をするための設備</p> <p>283-4-1 炉心注水</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="422 425 678 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系蓄圧タンク</td> <td>(1) 充てん/高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 高圧注入系の1系統が動作可能であること※1 (3) 低圧注入系の1系統が動作可能であること※1 (4) 蓄圧タンク4基※2が動作可能であること※3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>充てん/高圧注入ポンプ 高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 蓄圧タンク 燃料取扱替用水タンク</td> <td></td> <td>1台 1台 1台 4基※2 ※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む。）できること、又は運転中であることをいう。</p> <p>※2：モード3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5及び6において、所要数は3基。</p> <p>※3：動作可能とは、蓄圧タンクのほう酸水量（有効水量）が26.9m³以上（1基あたり）及び圧力が4.04MPa[gage]以上あり、モード3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5及び6において、手動により炉心注水可能であること。</p> <p>※4：「283-1.4-3 燃料取扱替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="941 425 1260 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>(1) ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びステアラインにおける揚程が840m以上、容量が125m³/h以上であることを確認する。 (2) 換気室により閉じられていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3) モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4) モード4、5及び6において、1台のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1回 定期検査時 1ヶ月に1回</td> <td>運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備	運転上の制限	所要数	非常用炉心冷却系蓄圧タンク	(1) 充てん/高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 高圧注入系の1系統が動作可能であること※1 (3) 低圧注入系の1系統が動作可能であること※1 (4) 蓄圧タンク4基※2が動作可能であること※3			適用モード	充てん/高圧注入ポンプ 高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 蓄圧タンク 燃料取扱替用水タンク		1台 1台 1台 4基※2 ※4	項目	確認事項	頻度	担当	充てん/高圧注入ポンプ	(1) ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びステアラインにおける揚程が840m以上、容量が125m ³ /h以上であることを確認する。 (2) 換気室により閉じられていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3) モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4) モード4、5及び6において、1台のポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 1回 定期検査時 1ヶ月に1回	運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当）	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	設備	運転上の制限	所要数																			
非常用炉心冷却系蓄圧タンク	(1) 充てん/高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 高圧注入系の1系統が動作可能であること※1 (3) 低圧注入系の1系統が動作可能であること※1 (4) 蓄圧タンク4基※2が動作可能であること※3																					
適用モード	充てん/高圧注入ポンプ 高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 蓄圧タンク 燃料取扱替用水タンク		1台 1台 1台 4基※2 ※4																			
項目	確認事項	頻度	担当																			
充てん/高圧注入ポンプ	(1) ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びステアラインにおける揚程が840m以上、容量が125m ³ /h以上であることを確認する。 (2) 換気室により閉じられていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3) モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4) モード4、5及び6において、1台のポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 1回 定期検査時 1ヶ月に1回	運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当）																			

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前） 敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

備考

(なし)

(2)確認事項（続き）

項目	確認事項	頻度	担当
高圧注入ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が482m以上、容量が147m ³ /h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されている非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4)モード4、5及び6において、1台のポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時	運転管理グループマネージャ ヤニ
余熱除去ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が107m以上、容量が681m ³ /h以上であることを確認する。 (2)余熱除去ポンプ入口弁が閉止可能であることを確認する。 (3)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (4)モード1、2及び3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (5)モード4、5及び6において、1台のポンプが手動起動可能であることを確認する。 [※]	定期検査時 1ヶ月に1回	運転管理グループマネージャ ヤニ
蓄圧タンク	(1)蓄圧タンク出口弁が全開及び全閉することを確認する。 (2)モード1、2、3、4、5及び6において、蓄圧タンクの高ろ水量（有効水量）が26.9m ³ 以上、圧力が4.04 MPa[gage]以上であることを確認する。 (3)モード1、2及び3（1次冷却系圧力が6.80MPa[gage]を超える場合）において、蓄圧タンクの全ての出口隔離弁が全開であることを確認する。	定期検査時 毎日1回 毎日1回	運転管理グループマネージャ ヤニ 運転管理グループマネージャ ヤニ

※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																												
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 80 295 324">適用モード</th> <th data-bbox="231 324 295 548">条件</th> <th data-bbox="231 548 295 996">要求される措置</th> <th data-bbox="231 996 295 1220">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 80 391 324">モード1、2及び3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）</td> <td data-bbox="295 324 391 548"> A. 動作可能な蓄圧注入系が4基未満である場合 B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 </td> <td data-bbox="295 548 391 996"> A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系圧力6.89MPa[gage]以下に下げる。 </td> <td data-bbox="295 996 391 1220">1時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 80 486 324">モード1、2及び3</td> <td data-bbox="391 324 486 548"> A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合 </td> <td data-bbox="391 548 486 996"> A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード4にする。 </td> <td data-bbox="391 996 486 1220">速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 80 582 324">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="486 324 582 548"> A. 充てん/高圧注入系の全てが動作不能である場合 又は 高圧注入系の全てが動作不能である場合 </td> <td data-bbox="486 548 582 996"> A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 </td> <td data-bbox="486 996 582 1220">速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 80 678 324">モード3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5及び6</td> <td data-bbox="582 324 678 548"> A. 動作可能な蓄圧注入系が3基未満である場合 </td> <td data-bbox="582 548 678 996"> A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水^(*)）又はモード6（キャピタリ低水位^(*)）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 </td> <td data-bbox="582 996 678 1220">速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 80 774 324">モード4、5及び6</td> <td data-bbox="678 324 774 548"> A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合 </td> <td data-bbox="678 548 774 996"> A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを中止する。 </td> <td data-bbox="678 996 774 1220">速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="774 80 869 324"></td> <td data-bbox="774 324 869 548"></td> <td data-bbox="774 548 869 996"> A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水^(*)）又はモード6（キャピタリ低水位^(*)）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 </td> <td data-bbox="774 996 869 1220">速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2及び3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）	A. 動作可能な蓄圧注入系が4基未満である場合 B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系圧力6.89MPa[gage]以下に下げる。	1時間	モード1、2及び3	A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード4にする。	速やかに	モード1、2、3及び4	A. 充てん/高圧注入系の全てが動作不能である場合 又は 高圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	速やかに	モード3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5及び6	A. 動作可能な蓄圧注入系が3基未満である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水 ^(*) ）又はモード6（キャピタリ低水位 ^(*) ）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	モード4、5及び6	A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを中止する。	速やかに			A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水 ^(*) ）又はモード6（キャピタリ低水位 ^(*) ）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																											
モード1、2及び3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）	A. 動作可能な蓄圧注入系が4基未満である場合 B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系圧力6.89MPa[gage]以下に下げる。	1時間																											
モード1、2及び3	A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード4にする。	速やかに																											
モード1、2、3及び4	A. 充てん/高圧注入系の全てが動作不能である場合 又は 高圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	速やかに																											
モード3（1次冷却系圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5及び6	A. 動作可能な蓄圧注入系が3基未満である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水 ^(*) ）又はモード6（キャピタリ低水位 ^(*) ）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。	速やかに																											
モード4、5及び6	A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを中止する。	速やかに																											
		A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水 ^(*) ）又はモード6（キャピタリ低水位 ^(*) ）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。	速やかに																											

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考								
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置（続き）</p> <table border="1" data-bbox="288 427 547 1126"> <thead> <tr> <th data-bbox="288 1021 320 1126">適用モード</th> <th data-bbox="288 875 320 1021">条件</th> <th data-bbox="288 539 320 875">要求される措置</th> <th data-bbox="288 427 320 539">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1021 352 1126">モード5及び6</td> <td data-bbox="320 875 547 1021"> <p>A. 充てん/高圧注入系の全てが動作不能である場合又は高圧注入系の全てが動作不能である場合</p> </td> <td data-bbox="320 539 547 875"> <p>A.1 警鐘長（2号炉相当）は、当務系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。及び A.2 警鐘長（2号炉相当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。及び A.3 警鐘長（2号炉相当）は、モード5（1次冷却系非満水時）又はモード6（キャビティ低水位時）の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。</p> </td> <td data-bbox="320 427 547 539"> <p>速やかに 速やかに 速やかに</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6に至るまで、及びモード5到達から1次冷却系水張り終了までの期間をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※7：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL.6.78m未満である場合をいう。以下、本条において同じ。</p>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード5及び6	<p>A. 充てん/高圧注入系の全てが動作不能である場合又は高圧注入系の全てが動作不能である場合</p>	<p>A.1 警鐘長（2号炉相当）は、当務系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。及び A.2 警鐘長（2号炉相当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。及び A.3 警鐘長（2号炉相当）は、モード5（1次冷却系非満水時）又はモード6（キャビティ低水位時）の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。</p>	<p>速やかに 速やかに 速やかに</p>	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間							
モード5及び6	<p>A. 充てん/高圧注入系の全てが動作不能である場合又は高圧注入系の全てが動作不能である場合</p>	<p>A.1 警鐘長（2号炉相当）は、当務系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。及び A.2 警鐘長（2号炉相当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。及び A.3 警鐘長（2号炉相当）は、モード5（1次冷却系非満水時）又はモード6（キャビティ低水位時）の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。</p>	<p>速やかに 速やかに 速やかに</p>							

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																				
<p>(なし)</p>	<p>283-4-2 代替炉心注水 - B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 -</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="343 425 558 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん注入系</td> <td>B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること※1</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取扱用電源</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型燃料給油ポンプ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む。）できること、又は運転中であること、及び自己冷却に使用する系統構成が使用可能であることをいう。</p> <p>※2：「283-14-3 燃料取扱用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>※3：「283-15-1 空冷式非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="742 425 1061 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びストライクにかけられる機程が840m以上、容量が125m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>運転管理グループマネージャ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)施設等により固定されていない充てん注入系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電長（2号炉担当）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※4。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電長（2号炉担当）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※4。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電長（2号炉担当）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	項目	運転上の制限	充てん注入系	B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること※1	適用モード	設備		B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）		燃料取扱用電源		空冷式非常用発電機		燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）		可搬型燃料給油ポンプ	項目	確認事項	頻度	担当	B 充てん/高圧注入ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びストライクにかけられる機程が840m以上、容量が125m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	運転管理グループマネージャ		(2)施設等により固定されていない充てん注入系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電長（2号炉担当）		(3)モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※4。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）		(4)モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※4。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																																					
充てん注入系	B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること※1																																					
適用モード	設備																																					
	B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）																																					
	燃料取扱用電源																																					
	空冷式非常用発電機																																					
	燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）																																					
	可搬型燃料給油ポンプ																																					
項目	確認事項	頻度	担当																																			
B 充てん/高圧注入ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びストライクにかけられる機程が840m以上、容量が125m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	運転管理グループマネージャ																																			
	(2)施設等により固定されていない充てん注入系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電長（2号炉担当）																																			
	(3)モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※4。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）																																			
	(4)モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※4。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）																																			

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 425 319 526">適用モード</th> <th data-bbox="295 526 319 873">条件</th> <th data-bbox="295 873 319 1220">要求される措置</th> <th data-bbox="295 1220 319 1344">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="319 425 375 526">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="319 526 375 873">A. B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作不能である場合</td> <td data-bbox="319 873 375 1220">A.1 発電機長（2号炉担当）は、1 基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※5。 及び A.2 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="319 1220 375 1344">表251-3 B.2 の初回確認完了後 4時間 7.2時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 425 430 526">モード5及び6</td> <td data-bbox="375 526 430 873">B. 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合 A. B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作不能である場合</td> <td data-bbox="375 873 430 1220">B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピライ低水位）の場合、1 次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。</td> <td data-bbox="375 1220 430 1344">1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1 基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※5。 及び A.2 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表251-3 B.2 の初回確認完了後 4時間 7.2時間	モード5及び6	B. 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合 A. B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピライ低水位）の場合、1 次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。	1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	A. B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1 基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※5。 及び A.2 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表251-3 B.2 の初回確認完了後 4時間 7.2時間											
モード5及び6	B. 条件A. の措置を完了時間内に達成できない場合 A. B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピライ低水位）の場合、1 次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。	1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに											
<p>※5：残りのディーゼル発電機1基及び原子炉補機冷却水ポンプ4台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：中間受槽を水源とした可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。</p> <p>※7：「動作可能であること」の確認は、対集設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する補充措置が完了していることを含む。</p>														

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																						
<p>(なし)</p>	<p>2.8.3-4-3 代替炉心注水 ー可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水ー</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="343 430 513 1126"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替炉心注水系</td> <td>可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5及び6</td> <td>可搬型低圧代替注水ポンプ 燃料油貯蔵タンク（北側） タンクローリ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数 1台×2 ※2 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、可搬型低圧代替注水ポンプ1台をいう。 ※2：「2.8.3-2.1-2 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="675 430 871 1126"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型低圧代替注水ポンプ</td> <td>(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び1次始動圧力0.7MPaにおいて炉心注水（流量30m³/h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、可搬型低圧代替注水ポンプのうち、2台以上を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>機械グループ マネージャー</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>機械グループ マネージャー</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替炉心注水系	可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること	適用モード	設備	モード1, 2, 3, 4, 5及び6	可搬型低圧代替注水ポンプ 燃料油貯蔵タンク（北側） タンクローリ		所要数 1台×2 ※2 ※2	項目	確認事項	頻度	担当	可搬型低圧代替注水ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び1次始動圧力0.7MPaにおいて炉心注水（流量30m ³ /h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、可搬型低圧代替注水ポンプのうち、2台以上を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャー			3ヶ月に1回	機械グループ マネージャー	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																							
代替炉心注水系	可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること																							
適用モード	設備																							
モード1, 2, 3, 4, 5及び6	可搬型低圧代替注水ポンプ 燃料油貯蔵タンク（北側） タンクローリ																							
	所要数 1台×2 ※2 ※2																							
項目	確認事項	頻度	担当																					
可搬型低圧代替注水ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び1次始動圧力0.7MPaにおいて炉心注水（流量30m ³ /h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、可搬型低圧代替注水ポンプのうち、2台以上を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャー																					
		3ヶ月に1回	機械グループ マネージャー																					

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 324 231 436">適用モード</th> <th data-bbox="167 436 231 548">条件</th> <th data-bbox="167 548 231 772">要求される措置</th> <th data-bbox="167 772 231 884">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 324 311 436">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="231 436 311 548">A. 可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合</td> <td data-bbox="231 548 311 772">A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※3}。 及び A.2 機械グループマネージャは、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="231 772 311 884">4時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 324 391 436"></td> <td data-bbox="311 436 391 548">B. 可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が1系統未満である場合</td> <td data-bbox="311 548 391 772">B.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※3}。 及び B.2 機械グループマネージャは、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="311 772 391 884">10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 324 470 436">モード5及び6</td> <td data-bbox="391 436 470 548">C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="391 548 470 772">C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。</td> <td data-bbox="391 772 470 884">12時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 324 550 436"></td> <td data-bbox="470 436 550 548">A. 可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合</td> <td data-bbox="470 548 550 772">A.1 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャは、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td data-bbox="470 772 550 884">速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 及び A.2 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間		B. 可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が1系統未満である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 及び B.2 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	モード5及び6	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間		A. 可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
モード1、2、3及び4	A. 可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 及び A.2 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間																			
	B. 可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が1系統未満である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 及び B.2 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																			
モード5及び6	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間																			
	A. 可搬型低圧代替注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに																			
<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台、高圧注入ポンプ2台、充てん/高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2基及び原子炉補機冷却水ポンプ4台については、至近の記録簿により動作可能であることを確認する。</p> <p>※4：代替品の補充等</p>																						

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																											
<p>(なし)</p>	<p>2.8.3-4-4 代替再循環運転</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="343 425 805 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">代替再循環系</td> <td>(1)格納容器スプレインポンプ (RHRS-CSSSタイライン使用) による代替再循環系1系統以上が動作可能であること^{※1}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>(2)B余熱除去ポンプ (海水冷却) 及びB高压注入ポンプ (海水冷却) による高压代替再循環系、又はB余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環系が動作可能であること^{※1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">適用モード</td> <td>格納容器スプレインポンプ (RHRS-CSSSタイライン使用)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器再循環サンプ</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器再循環サンプスクリーン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>B余熱除去ポンプ (海水冷却)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>B高压注入ポンプ (海水冷却)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水大型ポンプ</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク (北側) (南側)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>空冷式非常用発電機</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク (ディーゼル発電機用)</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型燃料給油ポンプ</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む。）できること、又は運転中であることをいう。</p> <p>※2：「2.8.3-7-2 可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却及び代替冷却」において運転上の制限を定める。</p> <p>※3：「2.8.3-2.1-2 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「2.8.3-1.5-1 空冷式非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="1077 425 1204 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器再循環サンプ</td> <td>原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>機械グループ</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器再循環サンプスクリーン</td> <td></td> <td></td> <td>マネージャ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	代替再循環系	(1)格納容器スプレインポンプ (RHRS-CSSSタイライン使用) による代替再循環系1系統以上が動作可能であること ^{※1}	1台	(2)B余熱除去ポンプ (海水冷却) 及びB高压注入ポンプ (海水冷却) による高压代替再循環系、又はB余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環系が動作可能であること ^{※1}		適用モード	格納容器スプレインポンプ (RHRS-CSSSタイライン使用)	1台	原子炉格納容器再循環サンプ	1基	原子炉格納容器再循環サンプスクリーン	1台	B余熱除去ポンプ (海水冷却)	1台	B高压注入ポンプ (海水冷却)	1台	可搬型代替注水大型ポンプ	※2	燃料油貯蔵タンク (北側) (南側)	※3	タンクローリ	※3	空冷式非常用発電機	※4	燃料油貯蔵タンク (ディーゼル発電機用)	※4	可搬型燃料給油ポンプ	※4	項目	確認事項	頻度	担当	原子炉格納容器再循環サンプ	原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期検査時	機械グループ	原子炉格納容器再循環サンプスクリーン			マネージャ	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限	所要数																																											
代替再循環系	(1)格納容器スプレインポンプ (RHRS-CSSSタイライン使用) による代替再循環系1系統以上が動作可能であること ^{※1}	1台																																											
	(2)B余熱除去ポンプ (海水冷却) 及びB高压注入ポンプ (海水冷却) による高压代替再循環系、又はB余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環系が動作可能であること ^{※1}																																												
適用モード	格納容器スプレインポンプ (RHRS-CSSSタイライン使用)	1台																																											
	原子炉格納容器再循環サンプ	1基																																											
	原子炉格納容器再循環サンプスクリーン	1台																																											
	B余熱除去ポンプ (海水冷却)	1台																																											
	B高压注入ポンプ (海水冷却)	1台																																											
	可搬型代替注水大型ポンプ	※2																																											
	燃料油貯蔵タンク (北側) (南側)	※3																																											
	タンクローリ	※3																																											
	空冷式非常用発電機	※4																																											
	燃料油貯蔵タンク (ディーゼル発電機用)	※4																																											
可搬型燃料給油ポンプ	※4																																												
項目	確認事項	頻度	担当																																										
原子炉格納容器再循環サンプ	原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期検査時	機械グループ																																										
原子炉格納容器再循環サンプスクリーン			マネージャ																																										

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																
(なし)	(2)確認事項（続き）	新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 672 295 784">項目</th> <th data-bbox="231 784 295 1120">確認事項</th> <th data-bbox="231 1120 295 1344">頻度</th> <th data-bbox="231 1344 295 1456">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 784 295 896">格納容器スプレイポンプ</td> <td data-bbox="231 896 295 1120"> (1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が175m以上、容量が1,200m³/h以上であることを確認する。 (2)格納容器スプレイポンプ（RHRS-C S Sタイライク使用）連絡弁が開弁できることを確認する。 (3)施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (4)モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (5)モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 </td> <td data-bbox="231 1120 295 1344"> 定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回 </td> <td data-bbox="231 1344 295 1456"> 運転管理グループマネージャ 運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 896 295 1008">B余熱除去ポンプ</td> <td data-bbox="231 1008 295 1120"> (1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が107m以上、容量が681m³/h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*5。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4)モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する*5。 </td> <td data-bbox="231 1120 295 1344"> 定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回 </td> <td data-bbox="231 1344 295 1456"> 運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1008 295 1120">B高圧注入ポンプ</td> <td data-bbox="231 1120 295 1232"> (1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が482m³以上、容量が147m³/h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*5。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4)モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 </td> <td data-bbox="231 1232 295 1344"> 定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回 </td> <td data-bbox="231 1344 295 1456"> 運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） </td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	格納容器スプレイポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が175m以上、容量が1,200m ³ /h以上であることを確認する。 (2)格納容器スプレイポンプ（RHRS-C S Sタイライク使用）連絡弁が開弁できることを確認する。 (3)施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (4)モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (5)モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	運転管理グループマネージャ 運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当）	B余熱除去ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が107m以上、容量が681m ³ /h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*5。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4)モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する*5。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当）	B高圧注入ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が482m ³ 以上、容量が147m ³ /h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*5。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4)モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当）	<p>※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>
項目	確認事項	頻度	担当															
格納容器スプレイポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が175m以上、容量が1,200m ³ /h以上であることを確認する。 (2)格納容器スプレイポンプ（RHRS-C S Sタイライク使用）連絡弁が開弁できることを確認する。 (3)施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (4)モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (5)モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	運転管理グループマネージャ 運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当）															
B余熱除去ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が107m以上、容量が681m ³ /h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*5。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4)モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する*5。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当）															
B高圧注入ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が482m ³ 以上、容量が147m ³ /h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*5。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 (4)モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当） 運転管理グループマネージャ 発電長（2号炉担当）															

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 1008 327 1120">適用モード</th> <th data-bbox="295 896 327 1008">条件</th> <th data-bbox="295 537 327 896">要求される措置</th> <th data-bbox="295 425 327 537">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1008 391 1120">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="327 896 470 1008"> <p>A. 格納容器スプレイポンプ（RH）RS-CSSタライオン使用による代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>B. B余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>B. 余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>C. 条件B.の措置を完了時間内に達成できない場合</p> </td> <td data-bbox="327 537 470 896"> <p>A.1発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2発電長（2号炉担当）は、モード3にする。</p> <p>A.3発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</p> <p>B.1発電長（2号炉担当）は、1. 基のデューゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する⁸⁰。</p> <p>及び</p> <p>B.2発電長（2号炉担当）及び機械グループマネージャは、当該系統と同等な機能を保持重事故等対処設備⁸⁷が動作可能であることを確認する⁸⁸。</p> <p>及び</p> <p>B.3発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1発電長（2号炉担当）は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>C.2発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</p> </td> <td data-bbox="327 425 470 537"> <p>速やかに</p> <p>1. 2時間</p> <p>5. 6時間</p> <p>表251-3 C.2又は表251-3A.2の初回確認完了後 4時間</p> <p>7. 2時間</p> <p>3. 0日</p> <p>1. 2時間</p> <p>5. 6時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1008 550 1120">モード5及び6</td> <td data-bbox="486 896 630 1008"> <p>A. 格納容器スプレイポンプ（RH）RS-CSSタライオン使用による代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>又は</p> <p>B. 余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>又は</p> <p>B. 余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB高圧注入ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作不能である場合</p> </td> <td data-bbox="486 537 630 896"> <p>A.1発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</p> <p>及び</p> <p>A.3発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.4発電長（2号炉担当）及び機械グループマネージャは、当該系統と同等な機能を保持重事故等対処設備⁸⁷が動作可能であることを確認する⁸⁸。</p> </td> <td data-bbox="486 425 630 537"> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> </td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	<p>A. 格納容器スプレイポンプ（RH）RS-CSSタライオン使用による代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>B. B余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>B. 余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>C. 条件B.の措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A.1発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2発電長（2号炉担当）は、モード3にする。</p> <p>A.3発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</p> <p>B.1発電長（2号炉担当）は、1. 基のデューゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する⁸⁰。</p> <p>及び</p> <p>B.2発電長（2号炉担当）及び機械グループマネージャは、当該系統と同等な機能を保持重事故等対処設備⁸⁷が動作可能であることを確認する⁸⁸。</p> <p>及び</p> <p>B.3発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1発電長（2号炉担当）は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>C.2発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</p>	<p>速やかに</p> <p>1. 2時間</p> <p>5. 6時間</p> <p>表251-3 C.2又は表251-3A.2の初回確認完了後 4時間</p> <p>7. 2時間</p> <p>3. 0日</p> <p>1. 2時間</p> <p>5. 6時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	モード5及び6	<p>A. 格納容器スプレイポンプ（RH）RS-CSSタライオン使用による代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>又は</p> <p>B. 余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>又は</p> <p>B. 余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB高圧注入ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作不能である場合</p>	<p>A.1発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</p> <p>及び</p> <p>A.3発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.4発電長（2号炉担当）及び機械グループマネージャは、当該系統と同等な機能を保持重事故等対処設備⁸⁷が動作可能であることを確認する⁸⁸。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	<p>A. 格納容器スプレイポンプ（RH）RS-CSSタライオン使用による代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>B. B余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>B. 余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>C. 条件B.の措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A.1発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2発電長（2号炉担当）は、モード3にする。</p> <p>A.3発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</p> <p>B.1発電長（2号炉担当）は、1. 基のデューゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する⁸⁰。</p> <p>及び</p> <p>B.2発電長（2号炉担当）及び機械グループマネージャは、当該系統と同等な機能を保持重事故等対処設備⁸⁷が動作可能であることを確認する⁸⁸。</p> <p>及び</p> <p>B.3発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1発電長（2号炉担当）は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>C.2発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</p>	<p>速やかに</p> <p>1. 2時間</p> <p>5. 6時間</p> <p>表251-3 C.2又は表251-3A.2の初回確認完了後 4時間</p> <p>7. 2時間</p> <p>3. 0日</p> <p>1. 2時間</p> <p>5. 6時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>											
モード5及び6	<p>A. 格納容器スプレイポンプ（RH）RS-CSSタライオン使用による代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>又は</p> <p>B. 余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>又は</p> <p>B. 余熱除去ポンプ（海水冷却）及びB高圧注入ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作不能である場合</p>	<p>A.1発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</p> <p>及び</p> <p>A.3発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.4発電長（2号炉担当）及び機械グループマネージャは、当該系統と同等な機能を保持重事故等対処設備⁸⁷が動作可能であることを確認する⁸⁸。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>											

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(なし)</p>	<p>※6：残りのディーゼル発電機1基及び原子炉補機冷却水ポンプ4台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：B売てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による売てん注入系及び可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。</p> <p>※8：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																												
<p>(なし)</p>	<p>表283-5 1次冷却系統の減圧をするための設備</p> <p>283-5-1 加圧器逃がし弁による減圧</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="399 425 590 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)及び蓄電池(重大事故等対処用)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧系</td> <td>窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)及び蓄電池(重大事故等対処用)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること</td> <td>8本*1</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>モード1、2及び3</td> <td>窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)蓄電池(重大事故等対処用)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1セット8本（A系統4本、B系統4本）</p> <p>※2：「283-1.5-3 蓄電池(重大事故等対処用)からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="718 425 813 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)</td> <td>モード1、2及び3において、ポンプ1次回圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="861 425 1165 1120"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2及び3</td> <td>A. 窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)又は蓄電池(重大事故等対処用)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧系が動作不能である場合 B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 発電機(2号炉担当)は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する*3。 及び A.2 電気・制御グループマネージャーは、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。 A.3 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電機(2号炉担当)は、モード3にする。及び B.2 発電機(2号炉担当)は、モード4にする。</td> <td>4時間 7.2時間 10日 1.2時間 3.6時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：残りのディーゼル発電機1基及び非常用直流電源については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※4：代替品の補充等</p>	項目	運転上の制限	所要数	窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)及び蓄電池(重大事故等対処用)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧系	窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)及び蓄電池(重大事故等対処用)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること	8本*1	適用モード	設備	※2	モード1、2及び3	窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)蓄電池(重大事故等対処用)		項目	確認事項	頻度	担当	窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)	モード1、2及び3において、ポンプ1次回圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャー	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2及び3	A. 窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)又は蓄電池(重大事故等対処用)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧系が動作不能である場合 B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電機(2号炉担当)は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する*3。 及び A.2 電気・制御グループマネージャーは、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。 A.3 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電機(2号炉担当)は、モード3にする。及び B.2 発電機(2号炉担当)は、モード4にする。	4時間 7.2時間 10日 1.2時間 3.6時間	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限	所要数																												
窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)及び蓄電池(重大事故等対処用)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧系	窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)及び蓄電池(重大事故等対処用)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること	8本*1																												
適用モード	設備	※2																												
モード1、2及び3	窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)蓄電池(重大事故等対処用)																													
項目	確認事項	頻度	担当																											
窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)	モード1、2及び3において、ポンプ1次回圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャー																											
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																											
モード1、2及び3	A. 窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)又は蓄電池(重大事故等対処用)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧系が動作不能である場合 B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電機(2号炉担当)は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する*3。 及び A.2 電気・制御グループマネージャーは、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。 A.3 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電機(2号炉担当)は、モード3にする。及び B.2 発電機(2号炉担当)は、モード4にする。	4時間 7.2時間 10日 1.2時間 3.6時間																											

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																														
(なし)	<p>表2.8.3-6 原子炉格納容器スプレイをするための設備</p> <p>2.8.3-6-1 原子炉格納容器スプレイ</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="422 436 571 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>原子炉格納容器スプレイ系^{※1}の1系総以上が動作可能であること^{※2}</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5及び6</td> <td>格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数 1台 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：より素除去薬品タンクを除く。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む。）できることをいう。 ※3：「2.8.3-1.4-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="730 436 1066 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びストライクにおける揚程が175m以上、容量が1,200m³/h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1, 2, 3及び4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>運転管理グループマネージャニ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>定期検査時</td> <td>発電長（2号炉担当）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電長（2号炉担当）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)モード5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電長（2号炉担当）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1} の1系総以上が動作可能であること ^{※2}	適用モード	設備	モード1, 2, 3, 4, 5及び6	格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク		所要数 1台 ※3	項目	確認事項	頻度	担当	格納容器スプレイポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びストライクにおける揚程が175m以上、容量が1,200m ³ /h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1, 2, 3及び4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期検査時	運転管理グループマネージャニ			定期検査時	発電長（2号炉担当）			1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）		(4)モード5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する本文を追加</p>
項目	運転上の制限																															
原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1} の1系総以上が動作可能であること ^{※2}																															
適用モード	設備																															
モード1, 2, 3, 4, 5及び6	格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク																															
	所要数 1台 ※3																															
項目	確認事項	頻度	担当																													
格納容器スプレイポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びストライクにおける揚程が175m以上、容量が1,200m ³ /h以上であることを確認する。 (2)施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (3)モード1, 2, 3及び4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期検査時	運転管理グループマネージャニ																													
		定期検査時	発電長（2号炉担当）																													
		1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）																													
	(4)モード5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）																													

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="295 430 774 1131"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合</td> <td>A.1 発電機長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。</td> <td>速やかに 1.2時間 5.6時間</td> </tr> <tr> <td>モード5及び6</td> <td>A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合</td> <td>A.1 発電機長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する^{※5}。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：中間受槽を水源とした可搬型低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。</p>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 発電機長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。	速やかに 1.2時間 5.6時間	モード5及び6	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 発電機長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 発電機長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。	速やかに 1.2時間 5.6時間											
モード5及び6	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 発電機長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 。	速やかに 速やかに 速やかに											

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																				
<p>(なし)</p>	<p>2.8.3-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ - 余熱除去ポンプ(RHRS-CSSSタイライ使用) による代替原子炉格納容器スプレイ系一</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="375 430 561 1124"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>余熱除去ポンプ(RHRS-CSSSタイライ使用)による代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5及び6</td> <td>余熱除去ポンプ (RHRS-CSSSタイライ使用)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取扱用水タンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「2.8.3-1.4-3 燃料取扱用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="670 430 992 1124"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びアストラインにおける揚程が107m以上、容量が681m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>運転管理グループマネージャ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)施設等により固定されている非使用中心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電長(2号炉担当)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)モード1, 2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*2。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電長(2号炉担当)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)モード4, 5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する*2。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電長(2号炉担当)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	項目	運転上の制限	代替原子炉格納容器スプレイ系	余熱除去ポンプ(RHRS-CSSSタイライ使用)による代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	適用モード	設備	モード1, 2, 3, 4, 5及び6	余熱除去ポンプ (RHRS-CSSSタイライ使用)		燃料取扱用水タンク		所要数		1点		※1	項目	確認事項	頻度	担当	余熱除去ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びアストラインにおける揚程が107m以上、容量が681m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	運転管理グループマネージャ		(2)施設等により固定されている非使用中心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電長(2号炉担当)		(3)モード1, 2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*2。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)		(4)モード4, 5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する*2。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																																					
代替原子炉格納容器スプレイ系	余熱除去ポンプ(RHRS-CSSSタイライ使用)による代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること																																					
適用モード	設備																																					
モード1, 2, 3, 4, 5及び6	余熱除去ポンプ (RHRS-CSSSタイライ使用)																																					
	燃料取扱用水タンク																																					
	所要数																																					
	1点																																					
	※1																																					
項目	確認事項	頻度	担当																																			
余熱除去ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びアストラインにおける揚程が107m以上、容量が681m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	運転管理グループマネージャ																																			
	(2)施設等により固定されている非使用中心冷却系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電長(2号炉担当)																																			
	(3)モード1, 2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*2。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)																																			
	(4)モード4, 5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する*2。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)																																			

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="295 430 815 1126"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2及び3</td> <td>A. 余熱除去ポンプ(RHRS-C、SSタイイン使用)による代替原子炉格納容器スプレイスが動作不能である場合</td> <td>A.1 発電機長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード4にする。</td> <td>速やかに 1.2時間 3.6時間</td> </tr> <tr> <td>モード4、5及び6</td> <td>A. 余熱除去ポンプ(RHRS-C、SSタイイン使用)による代替原子炉格納容器スプレイスが動作不能である場合</td> <td>A.1 発電機長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：中間受槽を水源とした可搬型低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスをいう。 ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。</p>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2及び3	A. 余熱除去ポンプ(RHRS-C、SSタイイン使用)による代替原子炉格納容器スプレイスが動作不能である場合	A.1 発電機長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード4にする。	速やかに 1.2時間 3.6時間	モード4、5及び6	A. 余熱除去ポンプ(RHRS-C、SSタイイン使用)による代替原子炉格納容器スプレイスが動作不能である場合	A.1 発電機長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード1、2及び3	A. 余熱除去ポンプ(RHRS-C、SSタイイン使用)による代替原子炉格納容器スプレイスが動作不能である場合	A.1 発電機長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード4にする。	速やかに 1.2時間 3.6時間											
モード4、5及び6	A. 余熱除去ポンプ(RHRS-C、SSタイイン使用)による代替原子炉格納容器スプレイスが動作不能である場合	A.1 発電機長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに											

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																
(なし)	<p>2.8.3-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ — 常設低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="375 436 606 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>常設低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>常設低圧代替注水ポンプ</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電機</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5及び6</td> <td>可搬型燃料給油ポンプ</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水タンク</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「2.8.3-1.5-1 空冷式非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。 ※2：「2.8.3-1.4-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。 ※3：「2.8.3-1.4-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="766 436 981 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設低圧代替注水ポンプ</td> <td>(1) ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び原子炉格納容器圧力0.8 MPaにおいて原子炉格納容器スプレイ（流量130m³/h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2) モード1, 2, 3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1回 1ヶ月に 1回</td> <td>運転管理/ループマネージャー 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	代替原子炉格納容器スプレイ系	常設低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	1点	適用モード	常設低圧代替注水ポンプ	※1		空冷式非常用発電機	※1		燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）	※1	モード1, 2, 3, 4, 5及び6	可搬型燃料給油ポンプ	※1		燃料取替用水タンク	※2		復水タンク	※3	項目	確認事項	頻度	担当	常設低圧代替注水ポンプ	(1) ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び原子炉格納容器圧力0.8 MPaにおいて原子炉格納容器スプレイ（流量130m ³ /h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2) モード1, 2, 3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 1回 1ヶ月に 1回	運転管理/ループマネージャー 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当）	<p>新規制基礎を隔まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限	所要数																																
代替原子炉格納容器スプレイ系	常設低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	1点																																
適用モード	常設低圧代替注水ポンプ	※1																																
	空冷式非常用発電機	※1																																
	燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）	※1																																
モード1, 2, 3, 4, 5及び6	可搬型燃料給油ポンプ	※1																																
	燃料取替用水タンク	※2																																
	復水タンク	※3																																
項目	確認事項	頻度	担当																															
常設低圧代替注水ポンプ	(1) ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び原子炉格納容器圧力0.8 MPaにおいて原子炉格納容器スプレイ（流量130m ³ /h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2) モード1, 2, 3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 1回 1ヶ月に 1回	運転管理/ループマネージャー 発電長（2号炉担当） 発電長（2号炉担当）																															

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 414 319 526">適用モード</th> <th data-bbox="295 526 319 772">条件</th> <th data-bbox="295 772 319 1086">要求される措置</th> <th data-bbox="295 1086 319 1220">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="319 414 375 526">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="319 526 375 772">A. 常設低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスが動作不能である場合</td> <td data-bbox="319 772 375 1086">A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※4}。 及び A.2 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対応設備^{※5}が動作可能であることを確認する^{※6}。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="319 1086 375 1220">4時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 414 422 526">モード5及び6</td> <td data-bbox="375 526 422 772">B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 常設低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスが動作不能である場合</td> <td data-bbox="375 772 422 1086">B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の限有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対応設備^{※5}が動作可能であることを確認する^{※6}。</td> <td data-bbox="375 1086 422 1220">1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 常設低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスが動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。 及び A.2 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード5及び6	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 常設低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスが動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の限有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。	1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	A. 常設低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスが動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。 及び A.2 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間											
モード5及び6	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 常設低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスが動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の限有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。	1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに											
	<p>※4： 残りの格納容器スプレイポンプ1台、余熱除去ポンプ2台、高圧注入ポンプ2台、充てん/高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2基及び原子炉補機冷却水ポンプ4台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※5： 中間受槽を水源とした可搬型低圧代替注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスをいう。 ※6： 「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対応設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する補充措置が完了していることを含む。</p>													

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

(なし)

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

表2.8.3-7 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備

2.8.3-7-1 原子炉格納容器内自然対流冷却

(1)運転上の制限

項目	運転上の制限
原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉格納冷却系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること
適用モード	設 備
	A, B格納容器再循環ユニット
	A, B原子炉補機冷却水ポンプ
	原子炉補機冷却水サージタンク
	蒸発ポンプ（原子炉補機冷却水サージタンク用）
モード1, 2, 3, 4, 5及び6	A, B原子炉補機冷却海水ポンプ
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度（SA））
	所要数
	2基
	2台
	2基
	2本
	2台
	※1

※1：「2.8.3-1.6-1 計装設備」において運転上の制限を定める。

(2)確認事項

項目	確認事項	頻 度	担 当
A, B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	機械グループマネージャー
A, B原子炉補機冷却水ポンプ	(1)施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電長（2号炉担当）
原子炉補機冷却水サージタンク	モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	切替の都度	発電長（2号炉担当）
蒸発ポンプ(原子炉補機冷却水サージタンク用)	モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、ポンプ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
A, B原子炉補機冷却海水ポンプ	(1)施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	3ヶ月に1回	機械グループマネージャー
	定期検査時	発電長（2号炉担当）	

新規制基礎を隔まえた運転上の制限に関する条文を追加

備考

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 1019 319 1120">適用モード</th> <th data-bbox="295 873 319 1019">条件</th> <th data-bbox="295 537 319 873">要求される措置</th> <th data-bbox="295 425 319 537">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="319 1019 375 1120">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="319 873 375 1019">A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合</td> <td data-bbox="319 537 375 873">A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="319 425 375 537">4時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1019 399 1120">モード5及び6</td> <td data-bbox="375 873 399 1019">B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合</td> <td data-bbox="375 537 399 873">B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非排水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 発電機長（2号炉担当）は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。</td> <td data-bbox="375 425 399 537">1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード5及び6	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非排水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 発電機長（2号炉担当）は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。	1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間											
モード5及び6	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非排水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 発電機長（2号炉担当）は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。	1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに											

※2：残りの格納容器スプレイポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※3：余熱除去ポンプ（RHRS-CSSタイライン使用）による代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。
 ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																										
<p>(なし)</p>	<p>2.8.3-7-2 可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="343 425 598 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系及び代替補機冷却系</td> <td>可搬型代替注水大型ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型代替注水大型ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A. B格納容器再循環ユニット</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ト入口温度/出口温度（SA）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>モード1、2、3、4、5及び6</p> <p>※1：海水供給系とは、可搬型代替注水大型ポンプから海水管接続口までをいう。 ※2：「2.8.3-1.3-1 大気への拡散抑制、航空機燃焼火災への消滅火」の可搬型代替注水大型ポンプとは別に所要数を確保する。 ※3：「2.8.3-7-1 原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限を定める。 ※4：「2.8.3-2.1-2 燃料油貯蔵タンク、タンクローリ」による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「2.8.3-1.6-1 許容設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="869 425 1045 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水大型ポンプ</td> <td>(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び格納容器再循環ユニット通水及び対機冷却（652.5m³/h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)モード1、2、3、4、5及び6において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>機械グループ マネージャ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>機械グループ マネージャ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系及び代替補機冷却系	可搬型代替注水大型ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	適用モード	設 備		可搬型代替注水大型ポンプ		A. B格納容器再循環ユニット		燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）		タンクローリ		可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット）		ト入口温度/出口温度（SA）		所要数		1台×2※2		※3		※4		※4		※5	項目	確認事項	頻度	担当	可搬型代替注水大型ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び格納容器再循環ユニット通水及び対機冷却（652.5m ³ /h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)モード1、2、3、4、5及び6において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャ			3ヶ月に1回	機械グループ マネージャ	<p>新規制基礎を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																																											
可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系及び代替補機冷却系	可搬型代替注水大型ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること																																											
適用モード	設 備																																											
	可搬型代替注水大型ポンプ																																											
	A. B格納容器再循環ユニット																																											
	燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）																																											
	タンクローリ																																											
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット）																																											
	ト入口温度/出口温度（SA）																																											
	所要数																																											
	1台×2※2																																											
	※3																																											
	※4																																											
	※4																																											
	※5																																											
項目	確認事項	頻度	担当																																									
可搬型代替注水大型ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び格納容器再循環ユニット通水及び対機冷却（652.5m ³ /h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)モード1、2、3、4、5及び6において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャ																																									
		3ヶ月に1回	機械グループ マネージャ																																									

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 1025 319 1120">適用モード</th> <th data-bbox="295 884 319 1025">条件</th> <th data-bbox="295 537 319 884">要求される措置</th> <th data-bbox="295 436 319 537">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="319 1025 375 1120">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="319 884 375 1025"> A. 動作可能な可搬型代替注水大型ポンプによる注水供給系が2系統未満である場合 </td> <td data-bbox="319 537 375 884"> A.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のダイーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する^{※6}。 及び A.2 機械グループマネージャは、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 </td> <td data-bbox="319 436 375 537">4時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1025 430 1120">モード5及び6</td> <td data-bbox="375 884 430 1025"> B. 動作可能な可搬型代替注水大型ポンプによる注水供給系が1系統未満である場合 及び C. 条件A.及びB.の措置を完了時間内に達成できない場合 </td> <td data-bbox="375 537 430 884"> A.3 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のダイーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する^{※6}。 及び B.2 機械グループマネージャは、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 </td> <td data-bbox="375 436 430 537">10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="430 1025 486 1120">モード5及び6</td> <td data-bbox="430 884 486 1025"> A. 動作可能な可搬型代替注水大型ポンプによる注水供給系が2系統未満である場合 </td> <td data-bbox="430 537 486 884"> A.1 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 </td> <td data-bbox="430 436 486 537">速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1025 542 1120">モード5及び6</td> <td data-bbox="486 884 542 1025"> A. 動作可能な可搬型代替注水大型ポンプによる注水供給系が2系統未満である場合 </td> <td data-bbox="486 537 542 884"> A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャは、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。 </td> <td data-bbox="486 436 542 537">速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な可搬型代替注水大型ポンプによる注水供給系が2系統未満である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のダイーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。 及び A.2 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	4時間	モード5及び6	B. 動作可能な可搬型代替注水大型ポンプによる注水供給系が1系統未満である場合 及び C. 条件A.及びB.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.3 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のダイーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。 及び B.2 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	10日	モード5及び6	A. 動作可能な可搬型代替注水大型ポンプによる注水供給系が2系統未満である場合	A.1 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	モード5及び6	A. 動作可能な可搬型代替注水大型ポンプによる注水供給系が2系統未満である場合	A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに	<p>新規制基礎を隔まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な可搬型代替注水大型ポンプによる注水供給系が2系統未満である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のダイーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。 及び A.2 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	4時間																			
モード5及び6	B. 動作可能な可搬型代替注水大型ポンプによる注水供給系が1系統未満である場合 及び C. 条件A.及びB.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.3 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のダイーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。 及び B.2 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	10日																			
モード5及び6	A. 動作可能な可搬型代替注水大型ポンプによる注水供給系が2系統未満である場合	A.1 機械グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに																			
モード5及び6	A. 動作可能な可搬型代替注水大型ポンプによる注水供給系が2系統未満である場合	A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに																			

※6：残りのダイーゼル発電機1基、原子炉補機冷却海水ポンプ4台及び原子炉補機冷却水ポンプ4台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※7：代替品の補充等

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																											
<p>(なし)</p>	<p>表283-8 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）をすするための設備</p> <p>283-8-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="399 425 798 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉補機冷却海水ポンプ又は復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系</td> <td>(1) モード1, 2, 3, 4及び5（1次冷却系満水）において、A, B原子炉補機冷却海水ポンプ及び復水タンクによる補助給水系への供給が可能であること</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>(2) モード1, 2及び3において、タービン動補助給水ポンプが起動可能であること（現場手動含む）※1</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>(3) モード1, 2, 3, 4及び5（1次冷却系満水）において、電動補助給水ポンプ1系統※2が動作可能であること※3</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">適用モード</td> <td>A, B原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動入口弁（手動）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>復水タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>空冷式非常用発電機</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型燃料給油ポンプ</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	原子炉補機冷却海水ポンプ又は復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1) モード1, 2, 3, 4及び5（1次冷却系満水）において、A, B原子炉補機冷却海水ポンプ及び復水タンクによる補助給水系への供給が可能であること	1台	(2) モード1, 2及び3において、タービン動補助給水ポンプが起動可能であること（現場手動含む）※1	2台	(3) モード1, 2, 3, 4及び5（1次冷却系満水）において、電動補助給水ポンプ1系統※2が動作可能であること※3	1台	適用モード	A, B原子炉補機冷却海水ポンプ	1台	電動補助給水ポンプ	2台	タービン動補助給水ポンプ	1台	タービン動補助給水ポンプ起動入口弁（手動）	1台	復水タンク	※4	空冷式非常用発電機	※5	燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）	※5	可搬型燃料給油ポンプ	※5	<p>新規制基礎を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限	所要数																											
原子炉補機冷却海水ポンプ又は復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1) モード1, 2, 3, 4及び5（1次冷却系満水）において、A, B原子炉補機冷却海水ポンプ及び復水タンクによる補助給水系への供給が可能であること	1台																											
	(2) モード1, 2及び3において、タービン動補助給水ポンプが起動可能であること（現場手動含む）※1	2台																											
	(3) モード1, 2, 3, 4及び5（1次冷却系満水）において、電動補助給水ポンプ1系統※2が動作可能であること※3	1台																											
適用モード	A, B原子炉補機冷却海水ポンプ	1台																											
	電動補助給水ポンプ	2台																											
	タービン動補助給水ポンプ	1台																											
	タービン動補助給水ポンプ起動入口弁（手動）	1台																											
	復水タンク	※4																											
	空冷式非常用発電機	※5																											
	燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）	※5																											
可搬型燃料給油ポンプ	※5																												
	<p>※1：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</p> <p>※2：1系統とは、電動補助給水ポンプ2台をいう。</p> <p>※3：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることという。</p> <p>※4：「283-1.4-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>※5：「283-1.5-1 空冷式非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p>																												

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(なし)</p>	<p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="287 403 1037 1456"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B原子炉補機給冷却水ポンプ</td> <td> <p>(1)施設等により固定されている原子炉補機給冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2)モード1、2、3、4及び5（1次冷却系排水）において、ポンプ又は原子炉補機給冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> </td> <td> <p>定期検査時</p> <p>切替の都度</p> </td> <td> <p>発電長（2号炉担当）</p> <p>発電長（2号炉担当）</p> </td> </tr> <tr> <td>補助給水系</td> <td> <p>(1)施設等により固定されていない補助給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2)電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びアストラインにおける揚程が950m以上、容量が110m³/h以上であることを確認する。</p> <p>(3)タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びアストラインにおける揚程が950m以上、容量が250m³/h以上であることを確認する。</p> <p>(4)モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(5)モード4及び5（1次冷却系排水）において、2台以上の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(6)モード1、2及び3において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※6}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> </td> <td> <p>定期検査時</p> <p>定期検査時</p> <p>定期検査時</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p> </td> <td> <p>発電長（2号炉担当）</p> <p>運転管理グループマネージャ</p> <p>運転管理グループマネージャ</p> <p>発電長（2号炉担当）</p> <p>発電長（2号炉担当）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	A、B原子炉補機給冷却水ポンプ	<p>(1)施設等により固定されている原子炉補機給冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2)モード1、2、3、4及び5（1次冷却系排水）において、ポンプ又は原子炉補機給冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p>	<p>定期検査時</p> <p>切替の都度</p>	<p>発電長（2号炉担当）</p> <p>発電長（2号炉担当）</p>	補助給水系	<p>(1)施設等により固定されていない補助給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2)電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びアストラインにおける揚程が950m以上、容量が110m³/h以上であることを確認する。</p> <p>(3)タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びアストラインにおける揚程が950m以上、容量が250m³/h以上であることを確認する。</p> <p>(4)モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(5)モード4及び5（1次冷却系排水）において、2台以上の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(6)モード1、2及び3において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※6}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p>	<p>定期検査時</p> <p>定期検査時</p> <p>定期検査時</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p>	<p>発電長（2号炉担当）</p> <p>運転管理グループマネージャ</p> <p>運転管理グループマネージャ</p> <p>発電長（2号炉担当）</p> <p>発電長（2号炉担当）</p>	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	確認事項	頻度	担当											
A、B原子炉補機給冷却水ポンプ	<p>(1)施設等により固定されている原子炉補機給冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2)モード1、2、3、4及び5（1次冷却系排水）において、ポンプ又は原子炉補機給冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p>	<p>定期検査時</p> <p>切替の都度</p>	<p>発電長（2号炉担当）</p> <p>発電長（2号炉担当）</p>											
補助給水系	<p>(1)施設等により固定されていない補助給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2)電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びアストラインにおける揚程が950m以上、容量が110m³/h以上であることを確認する。</p> <p>(3)タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びアストラインにおける揚程が950m以上、容量が250m³/h以上であることを確認する。</p> <p>(4)モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(5)モード4及び5（1次冷却系排水）において、2台以上の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(6)モード1、2及び3において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※6}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p>	<p>定期検査時</p> <p>定期検査時</p> <p>定期検査時</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p>	<p>発電長（2号炉担当）</p> <p>運転管理グループマネージャ</p> <p>運転管理グループマネージャ</p> <p>発電長（2号炉担当）</p> <p>発電長（2号炉担当）</p>											

※6：モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることを確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2及び3</td> <td>A.タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が動作不能である場合</td> <td>A.1発電機長(2号炉担当)は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する**7。 及び A.2発電機長(2号炉担当)は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2発電機長(2号炉担当)は、モード4にする。</td> <td>4時間 7.2時間 1.2時間 3.6時間 4時間</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A.A及びB原子炉補機冷却海水ポンプが動作不能である場合</td> <td>A.1発電機長(2号炉担当)は、復水タンクの水量が930m³以上を満足していることを確認する。 及び A.2発電機長(2号炉担当)は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。</td> <td>7.2時間 1.2時間 5.6時間 4時間</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A.電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が動作不能である場合</td> <td>A.1発電機長(2号炉担当)は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する**8。 及び A.2発電機長(2号炉担当)は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。</td> <td>7.2時間 1.2時間 5.6時間 4時間</td> </tr> <tr> <td>モード5(1次冷却系補水)</td> <td>A.電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が動作不能である場合</td> <td>A.1発電機長(2号炉担当)は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。</td> <td>5.6時間 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2及び3	A.タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が動作不能である場合	A.1発電機長(2号炉担当)は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する**7。 及び A.2発電機長(2号炉担当)は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2発電機長(2号炉担当)は、モード4にする。	4時間 7.2時間 1.2時間 3.6時間 4時間	モード1、2、3及び4	A.A及びB原子炉補機冷却海水ポンプが動作不能である場合	A.1発電機長(2号炉担当)は、復水タンクの水量が930m ³ 以上を満足していることを確認する。 及び A.2発電機長(2号炉担当)は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。	7.2時間 1.2時間 5.6時間 4時間	モード1、2、3及び4	A.電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が動作不能である場合	A.1発電機長(2号炉担当)は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する**8。 及び A.2発電機長(2号炉担当)は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。	7.2時間 1.2時間 5.6時間 4時間	モード5(1次冷却系補水)	A.電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が動作不能である場合	A.1発電機長(2号炉担当)は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。	5.6時間 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
モード1、2及び3	A.タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が動作不能である場合	A.1発電機長(2号炉担当)は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する**7。 及び A.2発電機長(2号炉担当)は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2発電機長(2号炉担当)は、モード4にする。	4時間 7.2時間 1.2時間 3.6時間 4時間																			
モード1、2、3及び4	A.A及びB原子炉補機冷却海水ポンプが動作不能である場合	A.1発電機長(2号炉担当)は、復水タンクの水量が930m ³ 以上を満足していることを確認する。 及び A.2発電機長(2号炉担当)は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。	7.2時間 1.2時間 5.6時間 4時間																			
モード1、2、3及び4	A.電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が動作不能である場合	A.1発電機長(2号炉担当)は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する**8。 及び A.2発電機長(2号炉担当)は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。	7.2時間 1.2時間 5.6時間 4時間																			
モード5(1次冷却系補水)	A.電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が動作不能である場合	A.1発電機長(2号炉担当)は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。	5.6時間 速やかに																			

※7：残りの余熱除去ポンプ1台、加圧器減がし弁3台、ディーゼル発電機2基、非常用直流電源、原子炉補機冷却海水ポンプ4台及び原子炉補機冷却水ポンプ4台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※8：残りの余熱除去ポンプ1台、加圧器減がし弁3台、ディーゼル発電機2基、原子炉補機冷却水ポンプ4台及び原子炉補機冷却水ポンプ4台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																										
<p>(なし)</p>	<p>表2.8.3-9-9 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）をすするための設備</p> <p>2.8.3-9-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="399 430 587 1124"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁による蒸気放出系</td> <td>手動での開弁ができること（現場手動含む。）</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td> <td>主蒸気逃がし弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="641 430 734 1124"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する（現場手動含む。）</td> <td>定期検査時</td> <td>電気・制御/ルーヴマニージャヤ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="788 430 1085 1124"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が手動で開弁できない場合（現場手動含む。） B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 発電機（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。 及び A.2 発電機（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する*2。 及び B.1 発電機（2号炉担当）は、モード3にする*3。 及び B.2 発電機（2号炉担当）は、モード4にする*4。 及び B.3 発電機（2号炉担当）は、余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する*5。</td> <td>4時間 7.2時間 1.2時間 3.6時間 モード4到達後速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：残りの余熱除去ポンプ1台、加圧器逃がし弁3台、ディーゼル発電機2基、非常用直流電源、原子炉補機冷却海水ポンプ4台及び原子炉補機冷却水ポンプ4台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	手動での開弁ができること（現場手動含む。）	適用モード	設備	モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	主蒸気逃がし弁		4個	項目	確認事項	頻度	担当	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する（現場手動含む。）	定期検査時	電気・制御/ルーヴマニージャヤ	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	A. 主蒸気逃がし弁1個が手動で開弁できない場合（現場手動含む。） B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電機（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。 及び A.2 発電機（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する*2。 及び B.1 発電機（2号炉担当）は、モード3にする*3。 及び B.2 発電機（2号炉担当）は、モード4にする*4。 及び B.3 発電機（2号炉担当）は、余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する*5。	4時間 7.2時間 1.2時間 3.6時間 モード4到達後速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																											
主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	手動での開弁ができること（現場手動含む。）																											
適用モード	設備																											
モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	主蒸気逃がし弁																											
	4個																											
項目	確認事項	頻度	担当																									
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する（現場手動含む。）	定期検査時	電気・制御/ルーヴマニージャヤ																									
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																									
モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	A. 主蒸気逃がし弁1個が手動で開弁できない場合（現場手動含む。） B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電機（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。 及び A.2 発電機（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する*2。 及び B.1 発電機（2号炉担当）は、モード3にする*3。 及び B.2 発電機（2号炉担当）は、モード4にする*4。 及び B.3 発電機（2号炉担当）は、余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する*5。	4時間 7.2時間 1.2時間 3.6時間 モード4到達後速やかに																									

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																				
<p>(なし)</p>	<p>表283-10 水蒸爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>283-10-1 水蒸速度低減</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="399 403 734 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水蒸速度低減</td> <td>(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること</td> <td>5基</td> </tr> <tr> <td>(2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>(3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること</td> <td>1.3個</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること</td> <td>1.3個</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>静的触媒式水素再結合装置</td> <td>5基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気式水素燃焼装置</td> <td>1.3個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> <td>1.3個</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>空冷式非常用発電機</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型燃料給油ポンプ</td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「283-15-1 空冷式非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p>	項目	設備	所要数	水蒸速度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること	5基	(2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	5個	(3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること	1.3個	(4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	1.3個	適用モード	設備	所要数		静的触媒式水素再結合装置	5基		静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	5個		電気式水素燃焼装置	1.3個		電気式水素燃焼装置動作監視装置	1.3個	モード1、2、3、4、5及び6	空冷式非常用発電機	※1		燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）	※1		可搬型燃料給油ポンプ	※1	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	設備	所要数																																				
水蒸速度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること	5基																																				
	(2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	5個																																				
	(3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること	1.3個																																				
	(4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	1.3個																																				
適用モード	設備	所要数																																				
	静的触媒式水素再結合装置	5基																																				
	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	5個																																				
	電気式水素燃焼装置	1.3個																																				
	電気式水素燃焼装置動作監視装置	1.3個																																				
モード1、2、3、4、5及び6	空冷式非常用発電機	※1																																				
	燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用）	※1																																				
	可搬型燃料給油ポンプ	※1																																				

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																								
(なし)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 981 288 1122">項目</th> <th data-bbox="268 645 288 981">確認事項</th> <th data-bbox="268 555 288 645">頻度</th> <th data-bbox="268 434 288 555">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 981 416 1122">静的軸様式水素再結合装置</td> <td data-bbox="295 645 416 981">(1)装置の点検により動作可能であることを確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="295 555 416 645">定期検査時 1ヶ月に1回</td> <td data-bbox="295 434 416 555">機械/ループマネージャ 機械/ループマネージャ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 981 544 1122">静的軸様式水素再結合装置動作監視装置</td> <td data-bbox="422 645 544 981">(1)装置の機能を確認する。</td> <td data-bbox="422 555 544 645">定期検査時</td> <td data-bbox="422 434 544 555">電気・制御/ループマネージャ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 981 592 1122">電気式水素燃焼装置</td> <td data-bbox="550 645 592 981">(2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。 (1)装置の点検により動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="550 555 592 645">1ヶ月に1回</td> <td data-bbox="550 434 592 555">発電長(2号炉担当)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 981 671 1122">電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> <td data-bbox="598 645 671 981">(1)装置の機能を確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="598 555 671 645">定期検査時 1ヶ月に1回</td> <td data-bbox="598 434 671 555">電気・制御/ループマネージャ 電気・制御/ループマネージャ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 981 719 1122"></td> <td data-bbox="678 645 719 981">(1)装置の機能を確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td data-bbox="678 555 719 645">定期検査時 1ヶ月に1回</td> <td data-bbox="678 434 719 555">電気・制御/ループマネージャ 発電長(2号炉担当)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	静的軸様式水素再結合装置	(1)装置の点検により動作可能であることを確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	機械/ループマネージャ 機械/ループマネージャ	静的軸様式水素再結合装置動作監視装置	(1)装置の機能を確認する。	定期検査時	電気・制御/ループマネージャ	電気式水素燃焼装置	(2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。 (1)装置の点検により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)	電気式水素燃焼装置動作監視装置	(1)装置の機能を確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	電気・制御/ループマネージャ 電気・制御/ループマネージャ		(1)装置の機能を確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	電気・制御/ループマネージャ 発電長(2号炉担当)	<p>新種別基礎を隔まえた運転上の制限に関する条を追加</p>
項目	確認事項	頻度	担当																							
静的軸様式水素再結合装置	(1)装置の点検により動作可能であることを確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	機械/ループマネージャ 機械/ループマネージャ																							
静的軸様式水素再結合装置動作監視装置	(1)装置の機能を確認する。	定期検査時	電気・制御/ループマネージャ																							
電気式水素燃焼装置	(2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。 (1)装置の点検により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)																							
電気式水素燃焼装置動作監視装置	(1)装置の機能を確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	電気・制御/ループマネージャ 電気・制御/ループマネージャ																							
	(1)装置の機能を確認する。 (2)モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	電気・制御/ループマネージャ 発電長(2号炉担当)																							

※2：ループ室内及びドーム部を除く。

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(なし)</p>	<p>(3)要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="295 425 1101 1131"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合 B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 D. 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。及び A.2 機械グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 C.1 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D.1 発電機長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素再結合装置又は電気式水素燃焼装置が動作する環境にないことを確認する※4。及び D.2 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>4時間 その後の1.2時間に1.2時間 速やかに 1.2時間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>モード5及び6</td> <td>A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上又は電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 又は 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 各マネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非過水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合 B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 D. 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。及び A.2 機械グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 C.1 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D.1 発電機長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素再結合装置又は電気式水素燃焼装置が動作する環境にないことを確認する※4。及び D.2 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	4時間 その後の1.2時間に1.2時間 速やかに 1.2時間 速やかに	モード5及び6	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上又は電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 又は 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	A.1 各マネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非過水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合 B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 D. 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。及び A.2 機械グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 C.1 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D.1 発電機長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素再結合装置又は電気式水素燃焼装置が動作する環境にないことを確認する※4。及び D.2 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	4時間 その後の1.2時間に1.2時間 速やかに 1.2時間 速やかに											
モード5及び6	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上又は電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 又は 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合	A.1 各マネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非過水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに											

※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※4：原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい率等を確認する。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考									
<p>(なし)</p>	<p>283-10-2 水素濃度監視</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="306 430 703 1126"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素濃度監視</td> <td>可搬型格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系 1系統*1が動作可能であること</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>可搬型格納容器水素濃度計測装置 可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 窒素ポンプ（可搬型格納容器水素濃度計測装置用） 可搬型代替注水大型ポンプ 燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側） タンクローリ 空冷式非常用発電機 燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用） 可搬型燃料給油ポンプ</td> <td>1台 1台 1台 1本 ※2 ※3 ※3 ※4 ※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>モード1、2、3、4、5及び6</p> <p>※1：1系統とは、可搬型格納容器水素濃度計測装置1個、可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ1台、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置1台及び窒素ポンプ（可搬型格納容器水素濃度計測装置用）1本をいう。</p> <p>※2：「283-7-2 可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却」において運転上の制限を定める。</p> <p>※3：「283-21-2 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「283-1b-1 空冷式非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	水素濃度監視	可搬型格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系 1系統*1が動作可能であること	1個	適用モード	可搬型格納容器水素濃度計測装置 可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 窒素ポンプ（可搬型格納容器水素濃度計測装置用） 可搬型代替注水大型ポンプ 燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側） タンクローリ 空冷式非常用発電機 燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用） 可搬型燃料給油ポンプ	1台 1台 1台 1本 ※2 ※3 ※3 ※4 ※4	<p>新規制基礎を隔まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限	所要数									
水素濃度監視	可搬型格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系 1系統*1が動作可能であること	1個									
適用モード	可搬型格納容器水素濃度計測装置 可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 窒素ポンプ（可搬型格納容器水素濃度計測装置用） 可搬型代替注水大型ポンプ 燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側） タンクローリ 空冷式非常用発電機 燃料油貯蔵タンク（ディーゼル発電機用） 可搬型燃料給油ポンプ	1台 1台 1台 1本 ※2 ※3 ※3 ※4 ※4									

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
<p>(なし)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 981 288 1122">項目</th> <th data-bbox="268 645 288 981">確認事項</th> <th data-bbox="268 544 288 645">頻度</th> <th data-bbox="268 432 288 544">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="288 981 379 1122">可搬型格納容器水蒸気度計測装置</td> <td data-bbox="288 645 379 981">(1)装置の機能を確認する。</td> <td data-bbox="288 544 379 645">定期検査時</td> <td data-bbox="288 432 379 544">電気・制御ゾ ルーブマネー ジャー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 981 443 1122">可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ</td> <td data-bbox="379 645 443 981">(2)モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 (1)ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="379 544 443 645">3ヶ月に 1回</td> <td data-bbox="379 432 443 544">電気・制御ゾ ルーブマネー ジャー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 981 571 1122">可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置</td> <td data-bbox="443 645 571 981">(2)モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。 (1)装置を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="443 544 571 645">定期検査時</td> <td data-bbox="443 432 571 544">電気・制御ゾ ルーブマネー ジャー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 981 699 1122">窒素ポンプ(可搬型格納容器水蒸気度計測装置用)</td> <td data-bbox="571 645 699 981">(2)モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、窒素ポンプ(可搬型格納容器水蒸気度計測装置用)1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="571 544 699 645">3ヶ月に 1回</td> <td data-bbox="571 432 699 544">電気・制御ゾ ルーブマネー ジャー</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬型格納容器水蒸気度計測装置	(1)装置の機能を確認する。	定期検査時	電気・制御ゾ ルーブマネー ジャー	可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ	(2)モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 (1)ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	電気・制御ゾ ルーブマネー ジャー	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	(2)モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。 (1)装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	電気・制御ゾ ルーブマネー ジャー	窒素ポンプ(可搬型格納容器水蒸気度計測装置用)	(2)モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、窒素ポンプ(可搬型格納容器水蒸気度計測装置用)1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	電気・制御ゾ ルーブマネー ジャー	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	確認事項	頻度	担当																			
可搬型格納容器水蒸気度計測装置	(1)装置の機能を確認する。	定期検査時	電気・制御ゾ ルーブマネー ジャー																			
可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ	(2)モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 (1)ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	電気・制御ゾ ルーブマネー ジャー																			
可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	(2)モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。 (1)装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	電気・制御ゾ ルーブマネー ジャー																			
窒素ポンプ(可搬型格納容器水蒸気度計測装置用)	(2)モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、窒素ポンプ(可搬型格納容器水蒸気度計測装置用)1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	電気・制御ゾ ルーブマネー ジャー																			

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 1019 319 1120">適用モード</th> <th data-bbox="295 873 319 1008">条件</th> <th data-bbox="295 537 319 862">要求される措置</th> <th data-bbox="295 425 319 526">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1019 367 1120">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="327 873 438 1008"> A. 可搬型格納容器 水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合 </td> <td data-bbox="327 537 478 862"> A.1 発電長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※5。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。 及び A.3 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 </td> <td data-bbox="327 425 367 526">4時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1019 566 1120">モード5及び6</td> <td data-bbox="526 873 718 1008"> B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 可搬型格納容器 水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合 </td> <td data-bbox="526 537 718 862"> B.1 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。及び A.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。及び A.3 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤビテイ低水位）の場合、1次冷却系の限有水を回復する措置を開始する。及び A.4 発電長（2号炉担当）は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。 </td> <td data-bbox="526 425 718 526"> 1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに </td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 可搬型格納容器 水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※5。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。 及び A.3 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード5及び6	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 可搬型格納容器 水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。及び A.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。及び A.3 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤビテイ低水位）の場合、1次冷却系の限有水を回復する措置を開始する。及び A.4 発電長（2号炉担当）は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。	1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	A. 可搬型格納容器 水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※5。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。 及び A.3 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間											
モード5及び6	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 可搬型格納容器 水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。及び A.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。及び A.3 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤビテイ低水位）の場合、1次冷却系の限有水を回復する措置を開始する。及び A.4 発電長（2号炉担当）は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する※7。	1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに											

※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※6：静的触媒式水素再結合装置動作監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置をいう。
 ※7：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																															
<p>(なし)</p>	<p>表283-1-1 水蒸機発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>283-1-1-1 水蒸機排出</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="399 425 694 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水蒸機排出</td> <td>(1)アニュラス空気浄化系1系統以上が動作可能であること※1</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>(2)蒸機ポンベ(アニュラス空気浄化ファン兼用)が動作可能であること※2</td> <td>1基 1本※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">適用モード</td> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化系フィルタユニット</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>蒸機ポンベ(アニュラス空気浄化ファン兼用)</td> <td>1本※2</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5及び6</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電機</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型燃料給排ポンプ</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む。)できること、又は運転中であることをいう。 ※2：1セット1本 ※3：「283-1.5-1 空冷式非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="853 425 1173 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">アニュラス空気浄化ファン</td> <td>(1)ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に動作することを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>運転管理グループマネージャ</td> </tr> <tr> <td>(2)モード1, 2, 3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電長(2号炉担当)</td> </tr> <tr> <td>(3)モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電長(2号炉担当)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アニュラス空気浄化系フィルタユニット</td> <td>蒸機ポンベ(アニュラス空気浄化ファン兼用)が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>機械グループマネージャ</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気・制御グループマネージャ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	項目	設備	所要数	水蒸機排出	(1)アニュラス空気浄化系1系統以上が動作可能であること※1	1台	(2)蒸機ポンベ(アニュラス空気浄化ファン兼用)が動作可能であること※2	1基 1本※2	適用モード	アニュラス空気浄化ファン	1台	アニュラス空気浄化系フィルタユニット	1基	蒸機ポンベ(アニュラス空気浄化ファン兼用)	1本※2	モード1, 2, 3, 4, 5及び6	※3		空冷式非常用発電機	※3		燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用)	※3		可搬型燃料給排ポンプ	※3	項目	確認事項	頻度	担当	アニュラス空気浄化ファン	(1)ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に動作することを確認する。	定期検査時	運転管理グループマネージャ	(2)モード1, 2, 3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)	(3)モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)	アニュラス空気浄化系フィルタユニット	蒸機ポンベ(アニュラス空気浄化ファン兼用)が95%以上であることを確認する。	定期検査時	機械グループマネージャ	モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	設備	所要数																																															
水蒸機排出	(1)アニュラス空気浄化系1系統以上が動作可能であること※1	1台																																															
	(2)蒸機ポンベ(アニュラス空気浄化ファン兼用)が動作可能であること※2	1基 1本※2																																															
適用モード	アニュラス空気浄化ファン	1台																																															
	アニュラス空気浄化系フィルタユニット	1基																																															
	蒸機ポンベ(アニュラス空気浄化ファン兼用)	1本※2																																															
	モード1, 2, 3, 4, 5及び6	※3																																															
	空冷式非常用発電機	※3																																															
	燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用)	※3																																															
	可搬型燃料給排ポンプ	※3																																															
項目	確認事項	頻度	担当																																														
アニュラス空気浄化ファン	(1)ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に動作することを確認する。	定期検査時	運転管理グループマネージャ																																														
	(2)モード1, 2, 3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)																																														
	(3)モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)																																														
アニュラス空気浄化系フィルタユニット	蒸機ポンベ(アニュラス空気浄化ファン兼用)が95%以上であることを確認する。	定期検査時	機械グループマネージャ																																														
	モード1, 2, 3, 4, 5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ																																														

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 1019 319 1131">適用モード</th> <th data-bbox="295 884 319 1019">条件</th> <th data-bbox="295 548 319 884">要求される措置</th> <th data-bbox="295 436 319 548">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1019 375 1131">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="327 884 422 1019">A. アニュラス空気浄化系全てが動作不能である場合</td> <td data-bbox="327 548 422 884">A.1 発電長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び A.3 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。</td> <td data-bbox="327 436 375 548">速やかに 1.2時間 5.6時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1019 454 1131"></td> <td data-bbox="422 884 534 1019">B. 窒素ポンプ(アニュラス空気浄化ファイン用)が動作不能である場合</td> <td data-bbox="422 548 534 884">B.1 発電長(2号炉担当)は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}。 及び B.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 電気・制御グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="422 436 534 548">4時間 7.2時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1019 566 1131"></td> <td data-bbox="534 884 582 1019">C. 条件B.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="534 548 582 884">C.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び C.2 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。</td> <td data-bbox="534 436 582 548">1.2時間 5.6時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1019 630 1131">モード5及び6</td> <td data-bbox="582 884 694 1019">A. アニュラス空気浄化系全てが動作不能である場合 又は 窒素ポンプ(アニュラス空気浄化ファイン用)が動作不能である場合</td> <td data-bbox="582 548 694 884">A.1 発電長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャピタリ底水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャは、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</td> <td data-bbox="582 436 694 548">速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. アニュラス空気浄化系全てが動作不能である場合	A.1 発電長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び A.3 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。	速やかに 1.2時間 5.6時間		B. 窒素ポンプ(アニュラス空気浄化ファイン用)が動作不能である場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 及び B.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 電気・制御グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間		C. 条件B.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び C.2 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	モード5及び6	A. アニュラス空気浄化系全てが動作不能である場合 又は 窒素ポンプ(アニュラス空気浄化ファイン用)が動作不能である場合	A.1 発電長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャピタリ底水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャは、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
モード1、2、3及び4	A. アニュラス空気浄化系全てが動作不能である場合	A.1 発電長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び A.3 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。	速やかに 1.2時間 5.6時間																			
	B. 窒素ポンプ(アニュラス空気浄化ファイン用)が動作不能である場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 及び B.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 電気・制御グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間																			
	C. 条件B.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び C.2 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間																			
モード5及び6	A. アニュラス空気浄化系全てが動作不能である場合 又は 窒素ポンプ(アニュラス空気浄化ファイン用)が動作不能である場合	A.1 発電長(2号炉担当)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャピタリ底水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャは、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																			

※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※6：代替品の補正等

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																								
<p>(なし)</p>	<p>表2.8.3-1.2 使用済燃料ピットの冷却等のための設備</p> <p>2.8.3-1.2-1 可搬型代替注水中型ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="399 425 566 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水中型ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系</td> <td>可搬型代替注水中型ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系2系統^{※1}が動作可能であること</td> <td>1台×2^{※2,※3}</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td>可搬型代替注水中型ポンプ燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）タンクローリ</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、可搬型代替注水中型ポンプ1台をいう。</p> <p>※2：「2.8.3-1.4-1 海（海水取水路）、1号炉取水路」から中間受槽への供給」の可搬型代替注水中型ポンプとは別に所要数を確保する。</p> <p>※3：可搬型代替注水中型ポンプ動作不能時は、「2.8.3-1.2-2 使用済燃料ピットへのスプレイス」及び「2.8.3-1.4-2 海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から復水タンクへの供給」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「2.8.3-2.1-2 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="861 425 1021 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水中型ポンプ</td> <td>(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び復水タンクと使用済燃料ピットへの供給（155m³/h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)ポンプを起動し、動作可能^{※5}であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>機械グループ マネージャー</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>機械グループ マネージャー</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：動作可能とは、基準となる1台の可搬型代替注水中型ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の保管状態（外觀点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p>	項目	運転上の制限	所要数	可搬型代替注水中型ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系	可搬型代替注水中型ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系2系統 ^{※1} が動作可能であること	1台×2 ^{※2,※3}	適用モード	設備	※4	使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	可搬型代替注水中型ポンプ燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）タンクローリ	※4	項目	確認事項	頻度	担当	可搬型代替注水中型ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び復水タンクと使用済燃料ピットへの供給（155m ³ /h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)ポンプを起動し、動作可能 ^{※5} であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャー			3ヶ月に1回	機械グループ マネージャー	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限	所要数																								
可搬型代替注水中型ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系	可搬型代替注水中型ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系2系統 ^{※1} が動作可能であること	1台×2 ^{※2,※3}																								
適用モード	設備	※4																								
使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	可搬型代替注水中型ポンプ燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）タンクローリ	※4																								
項目	確認事項	頻度	担当																							
可搬型代替注水中型ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び復水タンクと使用済燃料ピットへの供給（155m ³ /h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)ポンプを起動し、動作可能 ^{※5} であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャー																							
		3ヶ月に1回	機械グループ マネージャー																							

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																												
<p>(なし)</p>	<p>2.8.3-1.2-2 使用済燃料ピットへのスプレイス</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="343 425 558 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピットへのスプレイス</td> <td colspan="2">使用済燃料ピットへのスプレイス系2系統※1が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td>可搬型代替注水中型ポンプ</td> <td>1台×2※2※3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットスプレイヘッド</td> <td>2基×2</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）、タンクローリ</td> <td>※4 ※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、可搬型代替注水中型ポンプ1台及び使用済燃料ピットスプレイヘッド2基をいう。</p> <p>※2：「2.8.3-1.4-1 海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から中間受槽への供給」の可搬型代替注水中型ポンプとは別に所要数を確保する。</p> <p>※3：「2.8.3-1.2-1 可搬型代替注水中型ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系」及び「2.8.3-1.4-2 海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から復水タンクへの供給」の運転上の制限も確保する。</p> <p>※4：「2.8.3-2.1-2 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="853 425 1093 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水中型ポンプ</td> <td>(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び2基の使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ（ヘッド流量155m³/hヘッド圧力0.7MPa）に必要な警報、容量以上であることを確認する。 (2)ポンプを起動し、動作可能※5であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>機械グループ マネージャー</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットスプレイヘッド</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回 3ヶ月に1回</td> <td>機械グループ マネージャー 機械グループ マネージャー</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：動作可能とは、基準となる1台の可搬型代替注水中型ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の位置状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p>	項目	運転上の制限		使用済燃料ピットへのスプレイス	使用済燃料ピットへのスプレイス系2系統※1が動作可能であること		適用モード	設備	所要数	使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	可搬型代替注水中型ポンプ	1台×2※2※3	使用済燃料ピットスプレイヘッド	2基×2	燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）、タンクローリ	※4 ※4	項目	確認事項	頻度	担当	可搬型代替注水中型ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び2基の使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ（ヘッド流量155m ³ /hヘッド圧力0.7MPa）に必要な警報、容量以上であることを確認する。 (2)ポンプを起動し、動作可能※5であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャー	使用済燃料ピットスプレイヘッド	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 3ヶ月に1回	機械グループ マネージャー 機械グループ マネージャー	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																													
使用済燃料ピットへのスプレイス	使用済燃料ピットへのスプレイス系2系統※1が動作可能であること																													
適用モード	設備	所要数																												
使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	可搬型代替注水中型ポンプ	1台×2※2※3																												
	使用済燃料ピットスプレイヘッド	2基×2																												
	燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）、タンクローリ	※4 ※4																												
項目	確認事項	頻度	担当																											
可搬型代替注水中型ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び2基の使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ（ヘッド流量155m ³ /hヘッド圧力0.7MPa）に必要な警報、容量以上であることを確認する。 (2)ポンプを起動し、動作可能※5であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャー																											
使用済燃料ピットスプレイヘッド	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 3ヶ月に1回	機械グループ マネージャー 機械グループ マネージャー																											

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）
 敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

備考

新制御基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加

2.8.3-1.2-3 使用済燃料ピットの監視

項目	設備	所要数	運用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位計	1個	使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、使用済燃料ピット水位がPL 6.75m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計（AM）及び使用済燃料ピット温度計（AM）の機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー			
	使用済燃料ピット温度計	1個			A.2 電気・制御グループマネージャーは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。		速やかに			使用済燃料ピット水位計（AM）及び使用済燃料ピット温度計（AM）が動作不能でないことを指示楯により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	使用済燃料ピット状態監視カメラ	1個			A.3 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する。 ^{※4}		速やかに			使用済燃料ピット状態監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	使用済燃料ピット水位計（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム ^{※2} 含む。）	2個			A.1 発電長（2号炉担当）は、使用済燃料ピット水位がPL 6.75m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。		速やかに			使用済燃料ピット水位計（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む。）の機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
	使用済燃料ピット水位計（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム ^{※2} 含む。）	2個			A.2 電気・制御グループマネージャーは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。		速やかに			使用済燃料ピット水位計（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む。）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャー
	使用済燃料ピット周辺線量率計	2個			A.3 発電長（2号炉担当）及び炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する。 ^{※4}		速やかに			使用済燃料ピット周辺線量率計の機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
空冷式非常用発電機												
燃料油貯蔵タンク（ダイヤル発電機用）												
可搬型燃料給油ポンプ												

※1：所要数毎に個別の条件が適用される。
 ※2：使用済燃料ピット水位計（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む。）が動作可能であれば動作不能とはみなさない。
 ※3：使用済燃料ピット監視装置用空気供給システムは、1セット1個。
 ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
 ※5：代替品の補充等。

(なし)

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																								
<p>(なし)</p>	<p>表283-13 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>283-13-1 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への消滅火</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="391 425 654 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器及びエアユラス部への放水 燃料取扱種（使用済燃料ピット内燃料等）への放水 航空機燃料火災への消滅火</td> <td>可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲による放水系1系統*1が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td>可搬型代替注水大型ポンプ 放水砲 燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側） タンクローリー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台※2 1台 ※3 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、可搬型代替注水大型ポンプ1台及び放水砲1台をいう。</p> <p>※2：「283-7-2 可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却」の可搬型代替注水大型ポンプとは別に所要数を確保する。</p> <p>※3：「283-21-2 燃料油貯蔵タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="861 425 1085 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水大型ポンプ</td> <td>(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び放水砲による原子炉建屋への放水（ヘッダ流量1200m³/h、ヘッド圧力1.1MPa）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>機械グループ マネージャー</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台以上が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回 3ヶ月に1回</td> <td>機械グループ マネージャー 機械グループ マネージャー</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器及びエアユラス部への放水 燃料取扱種（使用済燃料ピット内燃料等）への放水 航空機燃料火災への消滅火	可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲による放水系1系統*1が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	可搬型代替注水大型ポンプ 放水砲 燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側） タンクローリー		所要数		1台※2 1台 ※3 ※3	項目	確認事項	頻度	担当	可搬型代替注水大型ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び放水砲による原子炉建屋への放水（ヘッダ流量1200m ³ /h、ヘッド圧力1.1MPa）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャー	放水砲	1台以上が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 3ヶ月に1回	機械グループ マネージャー 機械グループ マネージャー	<p>新規制基礎を隔まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																									
原子炉格納容器及びエアユラス部への放水 燃料取扱種（使用済燃料ピット内燃料等）への放水 航空機燃料火災への消滅火	可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲による放水系1系統*1が動作可能であること																									
適用モード	設備																									
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	可搬型代替注水大型ポンプ 放水砲 燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側） タンクローリー																									
	所要数																									
	1台※2 1台 ※3 ※3																									
項目	確認事項	頻度	担当																							
可搬型代替注水大型ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び放水砲による原子炉建屋への放水（ヘッダ流量1200m ³ /h、ヘッド圧力1.1MPa）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャー																							
放水砲	1台以上が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 3ヶ月に1回	機械グループ マネージャー 機械グループ マネージャー																							

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 427 320 533">適用モード</th> <th data-bbox="300 533 320 875">条件</th> <th data-bbox="300 875 320 1122">要求される措置</th> <th data-bbox="300 1122 320 1346">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 427 379 533">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="320 533 379 875">A. 放水系が動作不能である場合</td> <td data-bbox="320 875 379 1122">A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能^{※4}であること、使用済燃料ピット水位がEL 6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A.2 機械グループマネージャは、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="320 1122 379 1346">4時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 427 438 533">モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="379 533 438 875">B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 放水系が動作不能である場合</td> <td data-bbox="379 875 438 1122">B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水本を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャは、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</td> <td data-bbox="379 1122 438 1346">7.2時間 1.0日 1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能 ^{※4} であること、使用済燃料ピット水位がEL 6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A.2 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 放水系が動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水本を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	7.2時間 1.0日 1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規措置を隔まえた運転上の制限に関する条を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能 ^{※4} であること、使用済燃料ピット水位がEL 6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A.2 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間											
モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 放水系が動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水本を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	7.2時間 1.0日 1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに											
<p>※4：残りの格納容器スプレイポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：代替品の補充等</p>														

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																												
(なし)	<p>2.8.3-1.3-2 海洋への拡散抑制</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="343 430 619 1126"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海洋への拡散抑制</td> <td>(1)シルトフェンス(浦底湾側)及び小型船舶 (2)所要の原子炉補機冷却海水系放出ライン隔離弁が閉止可能であること</td> <td>(1)シルトフェンス(浦底湾側)及び小型船舶の所要数が使用可能であること (2)所要の原子炉補機冷却海水系放出ライン隔離弁が閉止可能であること</td> <td>2組※1 1隻 2個 ※2 ※2 ※2</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>シルトフェンス(浦底湾側) 小型船舶 原子炉補機冷却海水系放出ライン隔離弁 空冷式非常用発電機 燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用) 可搬型燃料給油ポンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</p> <p>※1：取水口付近：2組(幅約440m分、幅約520m分) 1号炉放水口付近：2組(幅約20m分、幅約40m分) ※2：「2.8.3-1.5-1 空冷式非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="758 430 928 1126"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルトフェンス(浦底湾側)</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>安全・防災グループマネージャ</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td></td> <td></td> <td>ジャニ</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系放出ライン隔離弁</td> <td>弁が閉止可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>電気・制御グループマネージャ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備	運転上の制限	所要数	海洋への拡散抑制	(1)シルトフェンス(浦底湾側)及び小型船舶 (2)所要の原子炉補機冷却海水系放出ライン隔離弁が閉止可能であること	(1)シルトフェンス(浦底湾側)及び小型船舶の所要数が使用可能であること (2)所要の原子炉補機冷却海水系放出ライン隔離弁が閉止可能であること	2組※1 1隻 2個 ※2 ※2 ※2	適用モード	シルトフェンス(浦底湾側) 小型船舶 原子炉補機冷却海水系放出ライン隔離弁 空冷式非常用発電機 燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用) 可搬型燃料給油ポンプ			項目	確認事項	頻度	担当	シルトフェンス(浦底湾側)	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ	小型船舶			ジャニ	原子炉補機冷却海水系放出ライン隔離弁	弁が閉止可能であることを確認する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	<p>新規制基礎を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	設備	運転上の制限	所要数																											
海洋への拡散抑制	(1)シルトフェンス(浦底湾側)及び小型船舶 (2)所要の原子炉補機冷却海水系放出ライン隔離弁が閉止可能であること	(1)シルトフェンス(浦底湾側)及び小型船舶の所要数が使用可能であること (2)所要の原子炉補機冷却海水系放出ライン隔離弁が閉止可能であること	2組※1 1隻 2個 ※2 ※2 ※2																											
適用モード	シルトフェンス(浦底湾側) 小型船舶 原子炉補機冷却海水系放出ライン隔離弁 空冷式非常用発電機 燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用) 可搬型燃料給油ポンプ																													
項目	確認事項	頻度	担当																											
シルトフェンス(浦底湾側)	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ																											
小型船舶			ジャニ																											
原子炉補機冷却海水系放出ライン隔離弁	弁が閉止可能であることを確認する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ																											

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 78 303 324">適用モード</th> <th data-bbox="231 324 303 1019">条件</th> <th data-bbox="231 1019 303 1892">要求される措置</th> <th data-bbox="231 1892 303 2128">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="303 78 383 324">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="303 324 383 1019">A. シルトフエンス（浦底湾側）又は小型船舶が所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="303 1019 383 1892">A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能^{※1}であること、使用済燃料ピット水位がEL 6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="303 1892 383 2128">4時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 78 462 324">モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="383 324 462 1019">B. 原子炉補機冷却海水系放出ライント断離弁1個以上が閉止不能である場合 C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="383 1019 462 1892">B.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能^{※1}であること、使用済燃料ピット水位がEL 6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び B.2 電気・制御グループマネージャは、当該設備を閉止可能な状態に復旧する。 C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。</td> <td data-bbox="383 1892 462 2128">4時間 7.2時間 1.2時間 5.6時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="462 78 542 324">モード5、6</td> <td data-bbox="462 324 542 1019">A. シルトフエンス（浦底湾側）又は小型船舶が所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="462 1019 542 1892">A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 安全・防災グループマネージャは、代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</td> <td data-bbox="462 1892 542 2128">速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. シルトフエンス（浦底湾側）又は小型船舶が所要数を満足していない場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能 ^{※1} であること、使用済燃料ピット水位がEL 6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	4時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	B. 原子炉補機冷却海水系放出ライント断離弁1個以上が閉止不能である場合 C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能 ^{※1} であること、使用済燃料ピット水位がEL 6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び B.2 電気・制御グループマネージャは、当該設備を閉止可能な状態に復旧する。 C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	4時間 7.2時間 1.2時間 5.6時間	モード5、6	A. シルトフエンス（浦底湾側）又は小型船舶が所要数を満足していない場合	A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加
適用モード	条件	要求される措置	完了時間															
モード1、2、3及び4	A. シルトフエンス（浦底湾側）又は小型船舶が所要数を満足していない場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能 ^{※1} であること、使用済燃料ピット水位がEL 6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	4時間															
モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	B. 原子炉補機冷却海水系放出ライント断離弁1個以上が閉止不能である場合 C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能 ^{※1} であること、使用済燃料ピット水位がEL 6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び B.2 電気・制御グループマネージャは、当該設備を閉止可能な状態に復旧する。 C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	4時間 7.2時間 1.2時間 5.6時間															
モード5、6	A. シルトフエンス（浦底湾側）又は小型船舶が所要数を満足していない場合	A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに															

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																												
<p>(なし)</p>	<p>表283-1.4 重大事故等の取束に必要な水の供給設備</p> <p>283-1.4-1 海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から中間受槽への供給</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="399 425 590 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から中間受槽への供給</td> <td>可搬型代替注水中型ポンプによる中間受槽への供給系2系統*1が動作可能であること</td> <td>1個×2</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>中間受槽</td> <td>1台×2*2</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>可搬型代替注水中型ポンプ 燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側） タンクローリ</td> <td>※3 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、中間受槽1個、可搬型代替注水中型ポンプ1台をいう。</p> <p>※2：「283-1.2-1 可搬型代替注水中型ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系」「283-1.2-2 使用済燃料ピットへのスプレイス」及び「283-1.4-2 海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から復水タンクへの供給」の可搬型代替注水中型ポンプとは別に所要数を確保する。</p> <p>※3：「283-2.1-2 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="845 425 1069 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間受槽</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>安全・防災グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水中型ポンプ</td> <td>(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び海から中間受槽への供給（流量130m³/h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>機械グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>機械グループマネージャー</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：動作可能とは、基準となる1台の可搬型代替注水中型ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の保管状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p>	項目	運転上の制限	所要数	海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から中間受槽への供給	可搬型代替注水中型ポンプによる中間受槽への供給系2系統*1が動作可能であること	1個×2	適用モード	中間受槽	1台×2*2	モード1、2、3、4、5及び6	可搬型代替注水中型ポンプ 燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側） タンクローリ	※3 ※3	項目	確認事項	頻度	担当	中間受槽	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャー	可搬型代替注水中型ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び海から中間受槽への供給（流量130m ³ /h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	機械グループマネージャー			3ヶ月に1回	機械グループマネージャー	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限	所要数																												
海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から中間受槽への供給	可搬型代替注水中型ポンプによる中間受槽への供給系2系統*1が動作可能であること	1個×2																												
適用モード	中間受槽	1台×2*2																												
モード1、2、3、4、5及び6	可搬型代替注水中型ポンプ 燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側） タンクローリ	※3 ※3																												
項目	確認事項	頻度	担当																											
中間受槽	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャー																											
可搬型代替注水中型ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び海から中間受槽への供給（流量130m ³ /h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	機械グループマネージャー																											
		3ヶ月に1回	機械グループマネージャー																											

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 78 295 324">適用モード</th> <th data-bbox="231 324 295 862">条件</th> <th data-bbox="231 862 295 1892">要求される措置</th> <th data-bbox="231 1892 295 2130">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 78 343 324">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="295 324 343 862">A. 動作可能な中間受槽への供給系が2系統未満である場合</td> <td data-bbox="295 862 343 1892"> A.1 発電機長(2号炉担当)は、燃料取扱用水タンクの水量が1,800㎥以上であることを確認する。 及び A.2 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 </td> <td data-bbox="295 1892 343 2130">4時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 78 391 324">モード5及び6</td> <td data-bbox="343 324 391 862">B. 動作可能な中間受槽への供給系が1系統未満である場合</td> <td data-bbox="343 862 391 1892"> B.1 発電機長(2号炉担当)は、燃料取扱用水タンクの水量が1,800㎥以上であることを確認する。 及び B.2 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 </td> <td data-bbox="343 1892 391 2130">4時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 78 438 324">モード5及び6</td> <td data-bbox="391 324 438 862">C. 条件A、又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="391 862 438 1892"> C.1 発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び C.2 発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。 </td> <td data-bbox="391 1892 438 2130">1.2時間 5.6時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 78 486 324">モード5及び6</td> <td data-bbox="438 324 486 862">A. 動作可能な中間受槽への供給系が2系統未満である場合</td> <td data-bbox="438 862 486 1892"> A.1 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャピライ低水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。 </td> <td data-bbox="438 1892 486 2130">速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な中間受槽への供給系が2系統未満である場合	A.1 発電機長(2号炉担当)は、燃料取扱用水タンクの水量が1,800㎥以上であることを確認する。 及び A.2 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード5及び6	B. 動作可能な中間受槽への供給系が1系統未満である場合	B.1 発電機長(2号炉担当)は、燃料取扱用水タンクの水量が1,800㎥以上であることを確認する。 及び B.2 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード5及び6	C. 条件A、又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び C.2 発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	モード5及び6	A. 動作可能な中間受槽への供給系が2系統未満である場合	A.1 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャピライ低水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な中間受槽への供給系が2系統未満である場合	A.1 発電機長(2号炉担当)は、燃料取扱用水タンクの水量が1,800㎥以上であることを確認する。 及び A.2 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間																			
モード5及び6	B. 動作可能な中間受槽への供給系が1系統未満である場合	B.1 発電機長(2号炉担当)は、燃料取扱用水タンクの水量が1,800㎥以上であることを確認する。 及び B.2 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間																			
モード5及び6	C. 条件A、又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び C.2 発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間																			
モード5及び6	A. 動作可能な中間受槽への供給系が2系統未満である場合	A.1 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャピライ低水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに																			

※5：代替品の補正等

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																								
<p>(なし)</p>	<p>2.8.3-1.4-2 海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から復水タンクへの供給</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="347 430 513 1124"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から復水タンクへの供給</td> <td>可搬型代替注水中型ポンプによる復水タンクへの供給系2系統*1が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>可搬型代替注水中型ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>所要数 1台×2※3※4 ※4</p> <p>※1：1系統とは、可搬型代替注水中型ポンプ1台をいう。 ※2：「2.8.3-1.4-1 海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から中間受槽への供給」の可搬型代替注水中型ポンプとは別に所要数を確保する。 ※3：可搬型代替注水中型ポンプ動作不能時は、「2.8.3-1.2-1 可搬型代替注水中型ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系」及び「2.8.3-1.2-2 使用済燃料ピットへのスプレイ系」の運転上の制限も確認する。 ※4：「2.8.3-2.1-2 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="810 430 967 1124"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水中型ポンプ</td> <td>(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び復水タンクと使用済燃料ピットへの供給（155m³/h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)ポンプを起動し、動作可能※5であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>機械グループ マネージャー</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>機械グループ マネージャー</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：動作可能とは、基準となる1台の可搬型代替注水中型ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の保管状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p>	項目	運転上の制限	海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から復水タンクへの供給	可搬型代替注水中型ポンプによる復水タンクへの供給系2系統*1が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5及び6	可搬型代替注水中型ポンプ		燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）		タンクローリ	項目	確認事項	頻度	担当	可搬型代替注水中型ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び復水タンクと使用済燃料ピットへの供給（155m ³ /h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)ポンプを起動し、動作可能※5であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャー			3ヶ月に1回	機械グループ マネージャー	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																									
海（海水ポンプピット、1号炉取水路）から復水タンクへの供給	可搬型代替注水中型ポンプによる復水タンクへの供給系2系統*1が動作可能であること																									
適用モード	設備																									
モード1、2、3、4、5及び6	可搬型代替注水中型ポンプ																									
	燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）																									
	タンクローリ																									
項目	確認事項	頻度	担当																							
可搬型代替注水中型ポンプ	(1)ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び復水タンクと使用済燃料ピットへの供給（155m ³ /h）に必要な揚程、容量以上であることを確認する。 (2)ポンプを起動し、動作可能※5であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャー																							
		3ヶ月に1回	機械グループ マネージャー																							

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 1019 319 1131">適用モード</th> <th data-bbox="295 873 319 1019">条件</th> <th data-bbox="295 537 319 873">要求される措置</th> <th data-bbox="295 425 319 537">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="319 1019 375 1131">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="319 873 375 1019">A. 動作可能な復水タンクへの供給系が2系統未満である場合</td> <td data-bbox="319 537 375 873">A.1 発電機長（2号炉担当）は、復水タンクの水量が930m³以上であることを確認する。 及び A.2 機械グループマネージャは、代替措置[※]を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="319 425 375 537">4時間 10日 30日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1019 430 1131"></td> <td data-bbox="375 873 430 1019">B. 動作可能な復水タンクへの供給系が1系統未満である場合</td> <td data-bbox="375 537 430 873">B.1 発電機長（2号炉担当）は、復水タンクの水量が930m³以上であることを確認する。 及び B.2 機械グループマネージャは、代替措置[※]を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="375 425 430 537">4時間 72時間 10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="430 1019 454 1131"></td> <td data-bbox="430 873 454 1019">C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="430 537 454 873">C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。</td> <td data-bbox="430 425 454 537">12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1019 510 1131">モード5及び6</td> <td data-bbox="454 873 510 1019">A. 動作可能な復水タンクへの供給系が2系統未満である場合</td> <td data-bbox="454 537 510 873">A.1 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非注水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャは、代替措置[※]を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</td> <td data-bbox="454 425 510 537">速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な復水タンクへの供給系が2系統未満である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、復水タンクの水量が930m ³ 以上であることを確認する。 及び A.2 機械グループマネージャは、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 30日		B. 動作可能な復水タンクへの供給系が1系統未満である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、復水タンクの水量が930m ³ 以上であることを確認する。 及び B.2 機械グループマネージャは、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日		C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間	モード5及び6	A. 動作可能な復水タンクへの供給系が2系統未満である場合	A.1 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非注水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャは、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な復水タンクへの供給系が2系統未満である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、復水タンクの水量が930m ³ 以上であることを確認する。 及び A.2 機械グループマネージャは、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 30日																			
	B. 動作可能な復水タンクへの供給系が1系統未満である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、復水タンクの水量が930m ³ 以上であることを確認する。 及び B.2 機械グループマネージャは、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日																			
	C. 条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間																			
モード5及び6	A. 動作可能な復水タンクへの供給系が2系統未満である場合	A.1 機械グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非注水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 機械グループマネージャは、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																			

※6：代替品の補充等

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																
(なし)	<p>2.8.3-1.4-3 燃料取替用水タンク</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="343 430 534 1126"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク（有効水量）</td> <td>1,860m³以上であること*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6（キャビティ依水位）</td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>1,860m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては、第2.8.3条に定める水源及び炉心注入手段等が確保されていることを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="746 430 821 1126"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>水量を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電長(2号炉担当)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="874 430 1316 1126"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A.燃料取替用水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合 B.条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 発電長（2号炉担当）は、復水タンクの水量が930m³以上を満足していることを確認する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。 B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。</td> <td>1時間 1時間 1.2時間 5.6時間</td> </tr> <tr> <td>モード5及び6（キャビティ低位）</td> <td>A.燃料取替用水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電長（2号炉担当）は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の水を抜きを行っている場合は、抜きを中止する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	燃料取替用水タンク（有効水量）	1,860m ³ 以上であること*1		適用モード	設備		モード1、2、3、4、5及び6（キャビティ依水位）	燃料取替用水タンク	1,860m ³	項目	確認事項	頻度	担当	燃料取替用水タンク	水量を確認する。	1週間に1回	発電長(2号炉担当)	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A.燃料取替用水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合 B.条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、復水タンクの水量が930m ³ 以上を満足していることを確認する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。 B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	1時間 1時間 1.2時間 5.6時間	モード5及び6（キャビティ低位）	A.燃料取替用水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の水を抜きを行っている場合は、抜きを中止する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基礎を踏まえた運転上の制限に関する条を追加</p>
項目	運転上の制限	所要数																																
燃料取替用水タンク（有効水量）	1,860m ³ 以上であること*1																																	
適用モード	設備																																	
モード1、2、3、4、5及び6（キャビティ依水位）	燃料取替用水タンク	1,860m ³																																
項目	確認事項	頻度	担当																															
燃料取替用水タンク	水量を確認する。	1週間に1回	発電長(2号炉担当)																															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																															
モード1、2、3及び4	A.燃料取替用水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合 B.条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、復水タンクの水量が930m ³ 以上を満足していることを確認する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。 B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	1時間 1時間 1.2時間 5.6時間																															
モード5及び6（キャビティ低位）	A.燃料取替用水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の水を抜きを行っている場合は、抜きを中止する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低位）の場合、1次冷却系の保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																															

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																
(なし)	<p>2.8.3-1.4-4 復水タンク</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="347 430 534 1126"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク（有効水量）</td> <td>930m³以上であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>復水タンク</td> <td>930m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="587 430 662 1126"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク</td> <td>水量を確認する。</td> <td>1日に1回</td> <td>発電長(2号炉担当)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="715 430 1157 1126"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 発電長(2号炉担当)は、燃料取扱用水タンクの水量が1,860m³以上を満足していることを確認する。及び A.2 発電長(2号炉担当)は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。 B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。</td> <td>4時間 7.2時間 1.2時間</td> </tr> <tr> <td>モード5及び6</td> <td>A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電長(2号炉担当)は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。及び A.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。及び A.3 発電長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非働水)又はモード6(キヤピテイ低水位)の場合、1次系限有水を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	復水タンク（有効水量）	930m ³ 以上であること		適用モード	設備		モード1、2、3、4、5及び6	復水タンク	930m ³	項目	確認事項	頻度	担当	復水タンク	水量を確認する。	1日に1回	発電長(2号炉担当)	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電長(2号炉担当)は、燃料取扱用水タンクの水量が1,860m ³ 以上を満足していることを確認する。及び A.2 発電長(2号炉担当)は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。 B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。	4時間 7.2時間 1.2時間	モード5及び6	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電長(2号炉担当)は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。及び A.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。及び A.3 発電長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非働水)又はモード6(キヤピテイ低水位)の場合、1次系限有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限	所要数																																
復水タンク（有効水量）	930m ³ 以上であること																																	
適用モード	設備																																	
モード1、2、3、4、5及び6	復水タンク	930m ³																																
項目	確認事項	頻度	担当																															
復水タンク	水量を確認する。	1日に1回	発電長(2号炉担当)																															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																															
モード1、2、3及び4	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電長(2号炉担当)は、燃料取扱用水タンクの水量が1,860m ³ 以上を満足していることを確認する。及び A.2 発電長(2号炉担当)は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。 B.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。及び B.2 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。	4時間 7.2時間 1.2時間																															
モード5及び6	A. 復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電長(2号炉担当)は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。及び A.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。及び A.3 発電長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非働水)又はモード6(キヤピテイ低水位)の場合、1次系限有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																															

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																			
(なし)	<p>表2.8.3-1.5 電源設備</p> <p>2.8.3-1.5-1 空冷式非常用発電機からの給電</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="399 425 606 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空冷式非常用発電機からの給電</td> <td>空冷式非常用発電機による電源系1系統※1※2が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5, 6</td> <td>空冷式非常用発電機</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用) (有効油量) 可搬型燃料給油ポンプ</td> <td>201kl以上※3 1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統には、空冷式非常用発電機へ給油を行うための燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用)及び可搬型燃料給油ポンプを含む。</p> <p>※2：1系統とは、モード1, 2, 3, 4, 5及び6において空冷式非常用発電機3台、モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外で使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間において空冷式非常用発電機1台をいう。</p> <p>※3：燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用)4基の燃料の合計値</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="829 425 1133 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空冷式非常用発電機</td> <td>(1)空冷式非常用発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>電気・制御/ループマネージャ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)空冷式非常用発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電気・制御/ループマネージャ</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用)</td> <td>油量を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電気・制御/ループマネージャ</td> </tr> <tr> <td>可搬型燃料給油ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気・制御/ループマネージャ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	空冷式非常用発電機からの給電	空冷式非常用発電機による電源系1系統※1※2が動作可能であること		適用モード	設備		モード1, 2, 3, 4, 5, 6	空冷式非常用発電機	3点	及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用) (有効油量) 可搬型燃料給油ポンプ	201kl以上※3 1台	項目	確認事項	頻度	担当	空冷式非常用発電機	(1)空冷式非常用発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。	定期検査時	電気・制御/ループマネージャ		(2)空冷式非常用発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	電気・制御/ループマネージャ	燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用)	油量を確認する。	1ヶ月に1回	電気・制御/ループマネージャ	可搬型燃料給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御/ループマネージャ	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限	所要数																																			
空冷式非常用発電機からの給電	空冷式非常用発電機による電源系1系統※1※2が動作可能であること																																				
適用モード	設備																																				
モード1, 2, 3, 4, 5, 6	空冷式非常用発電機	3点																																			
及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用) (有効油量) 可搬型燃料給油ポンプ	201kl以上※3 1台																																			
項目	確認事項	頻度	担当																																		
空冷式非常用発電機	(1)空冷式非常用発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。	定期検査時	電気・制御/ループマネージャ																																		
	(2)空冷式非常用発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	電気・制御/ループマネージャ																																		
燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用)	油量を確認する。	1ヶ月に1回	電気・制御/ループマネージャ																																		
可搬型燃料給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御/ループマネージャ																																		

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 1019 319 1120">適用モード</th> <th data-bbox="295 873 319 1008">条件</th> <th data-bbox="295 537 319 862">要求される措置</th> <th data-bbox="295 425 319 526">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1019 375 1120">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="327 873 375 1008">A. 空冷式非常用発電機からの電源系が動作不能である場合</td> <td data-bbox="327 537 375 862">A.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※4。 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 電気・制御グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="327 425 375 526">4時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1019 422 1120">モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="383 873 422 1008">B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 空冷式非常用発電機からの電源系が動作不能である場合</td> <td data-bbox="383 537 422 862">B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 電気・制御グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤビレイ低水位）の場合、1次系残有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 電気・制御グループマネージャは、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td data-bbox="383 425 422 526">7.2時間 1.0日 1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 空冷式非常用発電機からの電源系が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※4。 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 電気・制御グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 空冷式非常用発電機からの電源系が動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 電気・制御グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤビレイ低水位）の場合、1次系残有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 電気・制御グループマネージャは、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	7.2時間 1.0日 1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	A. 空冷式非常用発電機からの電源系が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※4。 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 電気・制御グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間											
モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 空冷式非常用発電機からの電源系が動作不能である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 A.1 電気・制御グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤビレイ低水位）の場合、1次系残有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 電気・制御グループマネージャは、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	7.2時間 1.0日 1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに											

※4：残りのディーゼル発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※5：代替品の補充等

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																										
<p>(なし)</p>	<p>2.8.3-1.5-2 電源車からの給電</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="343 425 534 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車からの給電</td> <td>電源車による電源系2系統*1が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5, 6 及び8使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td>電源車 燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用) タンクローリ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2 ※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、電源車1台をいう。</p> <p>※2：「2.8.3-1.5-1 空冷式非常用発電機からの給電」において「運転上の制限」を定める。</p> <p>※3：「2.8.3-2.1-2 燃料油貯蔵タンク、タンクローリ」による燃料補給設備「において「運転上の制限」を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="718 425 877 1120"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>(1)発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異状がないことを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気・制御グループマネージャ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気・制御グループマネージャ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	電源車からの給電	電源車による電源系2系統*1が動作可能であること	適用モード	設備	モード1, 2, 3, 4, 5, 6 及び8使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	電源車 燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用) タンクローリ		所要数		1台×2 ※2		※3	項目	確認事項	頻度	担当	電源車	(1)発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異状がないことを確認する。	1年に1回	電気・制御グループマネージャ		(2)発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ	<p>新規制基礎を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																											
電源車からの給電	電源車による電源系2系統*1が動作可能であること																											
適用モード	設備																											
モード1, 2, 3, 4, 5, 6 及び8使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	電源車 燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用) タンクローリ																											
	所要数																											
	1台×2 ※2																											
	※3																											
項目	確認事項	頻度	担当																									
電源車	(1)発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異状がないことを確認する。	1年に1回	電気・制御グループマネージャ																									
	(2)発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ																									

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 78 295 324">適用モード</th> <th data-bbox="231 324 295 772">条件</th> <th data-bbox="231 772 295 1220">要求される措置</th> <th data-bbox="231 1220 295 1892">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 78 391 324">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="295 324 391 772">A. 動作可能な電源車からの電源系が2系統未満である場合</td> <td data-bbox="295 772 391 1220"> A.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※4、及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6、及び A.3 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 </td> <td data-bbox="295 1220 391 1892">4時間 10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 78 486 324"></td> <td data-bbox="391 324 486 772">B. 動作可能な電源車からの電源系が1系統未満である場合</td> <td data-bbox="391 772 486 1220"> B.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※4、及び B.2 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6、及び B.3 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 </td> <td data-bbox="391 1220 486 1892">30日 4時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 78 582 324">モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="486 324 582 772">C. 条件A.又はB.の措置を完了できない場合</td> <td data-bbox="486 772 582 1220"> C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。、及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。 </td> <td data-bbox="486 1220 582 1892">12時間 5.6時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 78 678 324"></td> <td data-bbox="582 324 678 772">A. 動作可能な電源車からの電源系が2系統未満である場合</td> <td data-bbox="582 772 678 1220"> A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。、及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。、及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。、及び A.4 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6、 </td> <td data-bbox="582 1220 678 1892">速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な電源車からの電源系が2系統未満である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※4、及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6、及び A.3 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日		B. 動作可能な電源車からの電源系が1系統未満である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※4、及び B.2 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6、及び B.3 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日 4時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	C. 条件A.又はB.の措置を完了できない場合	C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。、及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 5.6時間		A. 動作可能な電源車からの電源系が2系統未満である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。、及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。、及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。、及び A.4 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6、	速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基礎を隔まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な電源車からの電源系が2系統未満である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※4、及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6、及び A.3 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日																			
	B. 動作可能な電源車からの電源系が1系統未満である場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※4、及び B.2 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6、及び B.3 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日 4時間																			
モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	C. 条件A.又はB.の措置を完了できない場合	C.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。、及び C.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 5.6時間																			
	A. 動作可能な電源車からの電源系が2系統未満である場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。、及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。、及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。、及び A.4 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6、	速やかに 速やかに 速やかに																			

※4：残りのディーゼル発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※5：空冷式非常用発電機をいう。
 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																								
<p>(なし)</p>	<p>2.8.3-1.5-3 蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用） による所内常設蓄電式直流電源からの給電</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="395 436 630 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電</td> <td>(1)蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）からの電源系1系統が1が動作可能であること (2)蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が2が動作可能であること</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td>蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）1組をいう。 ※2：1系統とは、蓄電池（重大事故等対処用）1組をいう。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="790 436 965 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td>蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認すること</td> <td>定期検査時</td> <td>電気・制御グループマネージャ</td> </tr> <tr> <td>蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td>蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）の浮動充電時の蓄電池端子電圧が126V以上であることを確認すること</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電長（2号炉担当）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電	(1)蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）からの電源系1系統が1が動作可能であること (2)蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が2が動作可能であること	1組	適用モード	蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）	1組	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	蓄電池（重大事故等対処用）	1組	項目	確認事項	頻度	担当	蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認すること	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）の浮動充電時の蓄電池端子電圧が126V以上であることを確認すること	1週間に1回	発電長（2号炉担当）	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限	所要数																								
蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電	(1)蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）からの電源系1系統が1が動作可能であること (2)蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が2が動作可能であること	1組																								
適用モード	蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）	1組																								
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	蓄電池（重大事故等対処用）	1組																								
項目	確認事項	頻度	担当																							
蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認すること	定期検査時	電気・制御グループマネージャ																							
蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全上重要な設備に供給する蓄電池）及び蓄電池（重大事故等対処用）の浮動充電時の蓄電池端子電圧が126V以上であることを確認すること	1週間に1回	発電長（2号炉担当）																							

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
(なし)	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 1019 319 1120">適用モード</th> <th data-bbox="295 873 319 1008">条件</th> <th data-bbox="295 537 319 862">要求される措置</th> <th data-bbox="295 436 319 526">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1019 375 1120">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="327 873 470 1008"> <p>A. 蓄電池(安全上重要な設備)に供給する蓄電池)又は蓄電池(重大事故等対処用)からの給電が不能である場合</p> </td> <td data-bbox="327 537 566 862"> <p>A.1 発電機長(2号炉担当)は、1基のダイゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する^{※3}。 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する^{※5}。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)及び電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> </td> <td data-bbox="327 436 375 526">4時間 7.2時間 30日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1019 758 1120">モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="574 873 774 1008"> <p>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 蓄電池(安全上重要な設備)に供給する蓄電池)又は蓄電池(重大事故等対処用)からの給電が不能である場合</p> </td> <td data-bbox="574 537 805 862"> <p>B.1 発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。 A.1 発電機長(2号炉担当)及び電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)はモード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する^{※5}。</p> </td> <td data-bbox="574 436 758 526">1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	<p>A. 蓄電池(安全上重要な設備)に供給する蓄電池)又は蓄電池(重大事故等対処用)からの給電が不能である場合</p>	<p>A.1 発電機長(2号炉担当)は、1基のダイゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する^{※3}。 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する^{※5}。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)及び電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	4時間 7.2時間 30日	モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	<p>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 蓄電池(安全上重要な設備)に供給する蓄電池)又は蓄電池(重大事故等対処用)からの給電が不能である場合</p>	<p>B.1 発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。 A.1 発電機長(2号炉担当)及び電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)はモード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する^{※5}。</p>	1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	<p>A. 蓄電池(安全上重要な設備)に供給する蓄電池)又は蓄電池(重大事故等対処用)からの給電が不能である場合</p>	<p>A.1 発電機長(2号炉担当)は、1基のダイゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する^{※3}。 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する^{※5}。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)及び電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	4時間 7.2時間 30日											
モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	<p>B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 蓄電池(安全上重要な設備)に供給する蓄電池)又は蓄電池(重大事故等対処用)からの給電が不能である場合</p>	<p>B.1 発電機長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び B.2 発電機長(2号炉担当)は、モード5にする。 A.1 発電機長(2号炉担当)及び電気・制御グループマネージャは、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長(2号炉担当)はモード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長(2号炉担当)は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系の保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する^{※5}。</p>	1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに											

※3：残りのダイゼル発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※4：空缶式非常用発電機をいう。
 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																														
<p>(なし)</p>	<p>2.8.3-1.5-4 電源車及び充電器（重大事故等対処用）からの給電</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="347 430 577 1124"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車及び充電器（重大事故等対処用）からの給電</td> <td>電源車及び充電器（重大事故等対処用）からの直流電源系1系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td>充電器（重大事故等対処用） 電源車 燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用) タンクローリー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「2.8.3-1.5-2 電源車からの給電」において運転上の制限を定める。 ※2：「2.8.3-2.1-2 燃料油貯蔵タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="737 430 874 1124"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充電器(重大事故等対処用)</td> <td>充電器（重大事故等対処用）が健全であること を確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>電気・制御ゾ ループマネー ジャー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>充電器出力電圧が浮動充電時において126V以 上であることを確認する。</td> <td>1週間に 1回</td> <td>発電員(2号 炉担当)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	電源車及び充電器（重大事故等対処用）からの給電	電源車及び充電器（重大事故等対処用）からの直流電源系1系統が動作可能であること	適用モード	設備	モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	充電器（重大事故等対処用） 電源車 燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用) タンクローリー		所要数		1個		※1		※2		※2	項目	確認事項	頻度	担当	充電器(重大事故等対処用)	充電器（重大事故等対処用）が健全であること を確認する。	定期検査時	電気・制御ゾ ループマネー ジャー		充電器出力電圧が浮動充電時において126V以 上であることを確認する。	1週間に 1回	発電員(2号 炉担当)	<p>新規制基礎を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																															
電源車及び充電器（重大事故等対処用）からの給電	電源車及び充電器（重大事故等対処用）からの直流電源系1系統が動作可能であること																															
適用モード	設備																															
モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	充電器（重大事故等対処用） 電源車 燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用) タンクローリー																															
	所要数																															
	1個																															
	※1																															
	※2																															
	※2																															
項目	確認事項	頻度	担当																													
充電器(重大事故等対処用)	充電器（重大事故等対処用）が健全であること を確認する。	定期検査時	電気・制御ゾ ループマネー ジャー																													
	充電器出力電圧が浮動充電時において126V以 上であることを確認する。	1週間に 1回	発電員(2号 炉担当)																													

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																
<p>(なし)</p>	<p>(3)要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 1019 319 1131">適用モード</th> <th data-bbox="295 873 319 1008">条件</th> <th data-bbox="295 537 319 862">要求される措置</th> <th data-bbox="295 436 319 526">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1019 375 1131">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="327 873 422 1008">A. 動作可能な充電器（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合</td> <td data-bbox="327 537 502 862">A.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のディゼール発電機を起動し、動作可能であることを確認する※4。 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="327 436 375 526">4時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1019 582 1131">モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="550 873 582 1008">B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="550 537 582 862">B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。</td> <td data-bbox="550 436 582 526">1.2時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="598 873 726 1008">A. 動作可能な充電器（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合</td> <td data-bbox="598 537 742 862">A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の限有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。</td> <td data-bbox="598 436 742 526">5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な充電器（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のディゼール発電機を起動し、動作可能であることを確認する※4。 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	1.2時間		A. 動作可能な充電器（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の限有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。	5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間															
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な充電器（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、1基のディゼール発電機を起動し、動作可能であることを確認する※4。 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間															
モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電機長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5にする。	1.2時間															
	A. 動作可能な充電器（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次冷却系の限有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 電気・制御グループマネージャは、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。	5.6時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに															

※4：残りのディゼール発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※5：空冷式非常用発電機をいう。

※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

注) 下線は改正事項に含まない。

備考

新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加

表283-16 計装設備

283-16-1 計装設備

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉圧力容器内の温度	① 1次冷却材高温側温度(広域)	① 主要パラメータの他ループ ② 1次冷却材低温側温度(広域)	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 及び A.1 発電長(2号炉担当)は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
	② 1次冷却材低温側温度(広域)	① 主要パラメータの他ループ ② 1次冷却材高温側温度(広域)	1							
	③ 1次冷却材高温側温度(広域)	① 主要パラメータの他検出器 ^{※4} ② 1次冷却材高温側温度(広域) ③ 1次冷却材低温側温度(広域)	1							
	④ 1次冷却材低温側温度(広域)	① 主要パラメータの他検出器 ^{※4} ② 1次冷却材高温側温度(広域) ③ 1次冷却材低温側温度(広域)	1							
原子炉圧力容器内の圧力	① 1次冷却材圧力	① 主要パラメータの他チャンネル ② 1次冷却材高温側温度(広域) ③ 1次冷却材低温側温度(広域)	1	モード1、2、3、4、5及び6	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 及び B.1 発電長(2号炉担当)は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.2 発電長(2号炉担当)は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
	④ 1次冷却材低温側温度(広域)	① 主要パラメータの他チャンネル ② 1次冷却材圧力	1							
原子炉圧力容器内の水位	① 加圧器水位 ^{※4}	① 主要パラメータの他チャンネル ② 1次冷却材圧力	1	モード1、2、3、4、5及び6	C. 1つの機能を確保する全ての計器が動作不能である場合 及び C.1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
	② 1次冷却材圧力	① 主要パラメータの他チャンネル ② 原子炉容器水位 ③ 1次冷却材圧力 ④ 1次冷却材高温側温度(広域)	1							
	③ 1次冷却材高温側温度(広域)	① 主要パラメータの他チャンネル ② 原子炉容器水位 ③ 1次冷却材圧力 ④ 1次冷却材低温側温度(広域)	1							
原子炉容器水位	① 加圧器水位	① 主要パラメータの他チャンネル ② 1次冷却材圧力 ③ 1次冷却材高温側温度(広域) ④ 1次冷却材低温側温度(広域)	1	モード1、2、3、4、5及び6	D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合 及び D.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び D.2 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
	② 1次冷却材圧力	① 主要パラメータの他チャンネル ② 原子炉容器水位 ③ 1次冷却材圧力 ④ 1次冷却材高温側温度(広域) ⑤ 1次冷却材低温側温度(広域)	1							
1次冷却材ループ水位 ^{※4}	① 1次冷却材高温側温度(広域)	① 主要パラメータの他チャンネル ② 1次冷却材低温側温度(広域)	1	モード1、2、3、4、5及び6	E. モード5及び6において条件A、又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 及び E.1 発電長(2号炉担当)は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 及び E.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
	② 1次冷却材低温側温度(広域)	① 主要パラメータの他チャンネル ② 1次冷却材高温側温度(広域)	1							

※1：プラント起動に伴う計器校正及び真空ベント時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※3：特に定める場合を除き、チャンネル毎に個別の条件が適用される。

※4：()は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(なし)

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

注) 下線は改正事項に含まない。

備考

新規規制基準を隔まえた運転上の制限に関する条文を追加

分類	機 能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※5}			確認事項				
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当		
原子炉圧力容器への注水量	ほう酸注入ライン流量	①主要パラメータの軸チャンネル	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー		
		②燃料取扱替用水タンク水位				A.2 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。						
		③加圧器水位				及び						
	高圧注入ポンプ出口流量	④原子炉容器水位	A.3 発電長（2号炉担当）は、当該計器を動作可能な状態にする。			速やかに						
		⑤格納容器再循環サンプ水位（広域）	及び			30日						
	高圧注入ポンプ出口流量	①主要パラメータの軸チャンネル	1			B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。				速やかに	動作不能でないことを指示板により確認する。
		②燃料取扱替用水タンク水位					B.2 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。					
高圧注入ポンプ出口流量	③加圧器水位	1	及び	B.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。	30日							
	④原子炉容器水位											
高圧注入ポンプ出口流量	⑤格納容器再循環サンプ水位（広域）	1	C. 1つの機能を確保する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に回復する。	72時間							
	①燃料取扱替用水タンク水位											
高圧注入ポンプ出口流量	②加圧器水位	1	D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	12時間							
	③原子炉容器水位			D.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。		56時間						
高圧注入ポンプ出口流量	④原子炉容器水位	1	E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。	速やかに							
	⑤格納容器再循環サンプ水位（広域）			E.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。		速やかに						
〔完てんライン流量〕 ^{※4}	①燃料取扱替用水タンク水位	1										
〔蓄圧タンク圧力〕 ^{※4}	②加圧器水位											
〔蓄圧タンク水位〕 ^{※4}	③原子炉容器水位											
	④格納容器再循環サンプ水位（広域）											

※1： フラント起動に伴う計器校正及び既設ベント時に計器保護のため隔離している場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。
 ※2： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
 ※3： 特に定める場合を除き、チャンネル毎に個別の条件が適用される。
 ※4： () は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(なし)

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前） 敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後） 敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

備考

新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加

分類	機 能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項			
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
原子炉格納容器への注水量	格納容器スプレイ積算流量	①燃料取扱替用水タンク水位 ②取水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位（広域）	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー	
	高圧低圧代替注水ポンプ出口積算流量	①燃料取扱替用水タンク水位 ②取水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位（広域）	1			A.2 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				
	ほう酸注入ライン流量	①主要パラメータの他チャンネル ②燃料取扱替用水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位（広域）	1			A.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。	30日				
	高圧注入ポンプ出口流量	①主要パラメータの他チャンネル ②燃料取扱替用水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位（広域）	1			B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。				速やかに
	余熱除去ライン流量	①主要パラメータの他チャンネル ②燃料取扱替用水タンク水位 ③格納容器再循環サンプ水位（広域）	1			B.2 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				
	〔赤てんライン流量〕 ^{※4}	①燃料取扱替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1			B.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。	30日				
〔格納容器スプレイ流量〕 ^{※5}	①格納容器スプレイ積算流量 ②燃料取扱替用水タンク水位 ③取水タンク水位 ④格納容器再循環サンプ水位（広域）	1	C. 1つの機能を確保する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間						
	①格納容器スプレイ積算流量 ②燃料取扱替用水タンク水位 ③取水タンク水位 ④格納容器再循環サンプ水位（広域）	1	D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び D.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	12時間 56時間						
原子炉格納容器内の温度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器圧力 ③原子炉格納容器圧力(AM)	1	E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※6} 。	速やかに						
原子炉格納容器内の圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉格納容器圧力(AM) ③格納容器内温度	1		E.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷媒材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに						
原子炉格納容器圧力(AM)	①格納容器圧力 ②格納容器内温度	1									

※1： フラント起動に伴う計器校正及び真空ベント時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。
 ※2： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
 ※3： 特に定める場合を除き、チャンネル毎に個別の条件が適用される。
 ※4： 「」は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(なし)

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前） 敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後） 敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉格納容器内水位	格納容器再循環サンプ水位(広域)	①主要パラメータの値チャンネル	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電長(2号炉担当)は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ
		及び A.2 発電長(2号炉担当)は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。								
	②格納容器再循環サンプ水位(狭域)	1	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合		B.1 発電長(2号炉担当)は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	3.0日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)
	③原子炉下部キャビティ水位				及び B.2 発電長(2号炉担当)は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。					
	④燃料取扱用水タンク水位				及び B.3 電気・制御グループマネージャは、当該計器を動作可能な状態にする。					
⑤格納容器スプレイ積算流量	1	C. 1つの機能を確保する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間	定期検査時	電気式水素燃焼装置動作監視装置の機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャ		
⑥常設低圧代替注水ポンプ出口積算流量			C.2 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。							
原子炉下部キャビティ水位	①格納容器再循環サンプ水位(広域)	1	D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	1.2時間	速やかに	5.6時間	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
②燃料取扱用水タンク水位	③格納容器スプレイ積算流量			D.2 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。						
原子炉格納容器水位	①燃料取扱用水タンク水位	1	E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電長(2号炉担当)は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※4} 。	速やかに	3.0日	定期検査時	定期検査時	電気・制御グループマネージャ	
②格納容器スプレイ積算流量	③常設低圧代替注水ポンプ出口積算流量			E.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。						
原子炉格納容器内水素濃度	①主要パラメータの予備	1								
②燃料取扱用水タンク水位	③格納容器スプレイ積算流量									

(なし)

※1：プラント起動に伴う計器校正及び異常イベント時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。
 ※2：代替パラメータに配属する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
 ※3：特に定める場合を除き、チャンネル係に個別の条件が適用される。
 ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前） 敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉内の水素濃度	原子炉水素濃度	①主要パラメータの原子炉水素濃度	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 及び A.2 発電機（2号が担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講ずる。 及び A.3 電気・制御グループマネージャは、当該計器を動作可能な状態にする。	A.1 発電機（2号が担当）は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 発電機（2号が担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講ずる。 及び A.3 電気・制御グループマネージャは、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指図により確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ 発電機（2号が担当）
					B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 及び B.2 発電機（2号が担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講ずる。 及び B.3 電気・制御グループマネージャは、当該計器を動作可能な状態にする。	B.1 発電機（2号が担当）は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 発電機（2号が担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講ずる。 及び B.3 電気・制御グループマネージャは、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	格納容器水素濃度計が動作可能であることを確認する。 格納容器水素濃度計の機能確認を実施する。	3ヶ月に1回 1年に1回	電気・制御グループマネージャ 電気・制御グループマネージャ
					C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気・制御グループマネージャは、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間			電気・制御グループマネージャ
					D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電機（2号が担当）は、モード3にする。 及び D.2 発電機（2号が担当）は、モード5にする。	12時間 56時間			
					E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電機（2号が担当）は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※4} 。 及び E.2 発電機（2号が担当）は、1次冷卻材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			

(なし)

※1： フロント起動に伴う計器校正及び放熱バント時に計器保護のため開催している場合等は、運転上の制限を満足しないとはならない。
 ※2： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
 ※3： 特に定める場合を除き、チャンネル毎に個別の条件が適用される。
 ※4： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前） 敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後） 敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉格納容器内の燃料線基準	格納容器エアモニタ（高レンジ）	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器エアモニタ（低レンジ）	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
						及び A.2 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
	及び A.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。	3.0日								
	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに							
格納容器エアモニタ（低レンジ）	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器エアモニタ（高レンジ）	1	B.2 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	及び B.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。	3.0日					
				C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間				
格納容器地下1階エアモニタ ^{※4} 〔炉内計装区域エアモニタ〕 ^{※4} 〔格納容器じんあいモニタ〕 ^{※4} 〔格納容器ガスモニタ〕 ^{※4} 〔格納容器排気ガスモニタ〕 ^{※4}	①格納容器エアモニタ（低レンジ）	1	D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	1.2時間					
				D.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	5.6時間					
				E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。	速やかに				
				E.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに					

※1： プラント起動に伴う計器校正及び真実ベント時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。
 ※2： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
 ※3： 物に定める場合を除き、チャンネル毎に個別の条件が適用される。
 ※4： () は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(なし)

備考

新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加

注) 下線は改正事項に含まない。

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項				
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
未臨界の維持又は監視	出力領域中性子束	①主要パラメータの他チャンネル	1	モード1及び2	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー		
		A.2 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。										
	②中間領域中性子束 ③1次冷卻材高温側温度（広域） ④1次冷卻材低温側温度（広域） ⑤ほう酸タンク水位	1	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合		B.1 発電長（2号炉担当）は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。				1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）
	B.2 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。											
中間領域中性子束	①主要パラメータの他チャンネル ②出力領域中性子束 ③中性子源領域中性子束 ^{※5} ④ほう酸タンク水位	1	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間							
〔中間領域起動率〕 ^{※4}	①中間領域中性子束 ②中性子源領域中性子束 ^{※5}			1		D. モード1及び2において多相（D又はC）の措置を完了時間内に達成できない場合		D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	1.2時間			

(なし)

※1： フラント起動に伴う計器校正及び異常イベント時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。
 ※2： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
 ※3： 特に定める場合を除き、チャンネル毎に個別の条件が適用される。
 ※4： 「」は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5： P-B以上において、中性子源領域中性子束は電断切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前） 敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後） 敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	未臨界の維持又は監視	中性子源領域中性子束			①主要パラメータの他チャンネル ②中間領域中性子束 ③ほう酸タンク水位	1	モード2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 発電長（2号炉担当）は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。
〔中性子源領域起動率〕 ^{※4}	①中性子源領域中性子束 ^{※5} ②中間領域中性子束	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 発電長（2号炉担当）は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。 D. モード3、4及び5において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合 D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び D.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。 E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※6} 。 及び E.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに 30日 7.2時間 1.2時間 5.6時間 速やかに 速やかに					

^{※1}： プラント起動に伴う計器校正及び真空バント時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。
^{※2}： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
^{※3}： 特に定める場合を除き、チャンネル毎に個別の条件が適用される。
^{※4}： 「1」は多様性検査設備を示す。多様性検査設備は運転上の制限を適用しない。
^{※5}： P-6以上において、中性子源領域中性子束は電照切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。
^{※6}： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(なし)

備考

新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前） 敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後） 敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

備考

新規制措置を隔まえた運転上の制限に関する条文を追加

(なし)

分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
最終ヒートシシンの確保	格納容器圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉格納容器圧力(AM) ③格納容器内温度	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不策である場合	A.1 発電長(2号炉担当)は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 発電長(2号炉担当)は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不策である場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、当該計器が故障状態であることを確認する。 及び B.2 発電長(2号炉担当)は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)
	原子炉補機冷却水サージタンク圧力(AM) ^{*4}	①原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能の動作不能状態に復旧する。	3.0日	格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャー
	格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)	①格納容器内温度	1		D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。 及び D.2 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。	速やかに	原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャー
	主蒸気ライン圧力	①主要パラメータの他チャンネル又は他ループ ②1次冷却材低温側温度(広域) ③1次冷却材高温側温度(広域)	1		E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電長(2号炉担当)は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{*5} 。 及び E.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)の機能確認を実施する。	1年に1回	電気・制御グループマネージャー
	蒸気発生器水位(狭域)	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位(広域) ③1次冷却材低温側温度(広域) ④1次冷却材高温側温度(広域)	1				7.2時間	原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)の機能確認を実施する。	1年に1回	電気・制御グループマネージャー
	蒸気発生器水位(広域)	①蒸気発生器水位(狭域) ②1次冷却材低温側温度(広域) ③1次冷却材高温側温度(広域)	1				1.2時間	原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)の機能確認を実施する。	1年に1回	電気・制御グループマネージャー
	蒸気発生器水位(広域)	①蒸気発生器水位(狭域) ②1次冷却材低温側温度(広域) ③1次冷却材高温側温度(広域)	1				5.6時間	原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)の機能確認を実施する。	1年に1回	電気・制御グループマネージャー
	補助給水流量	①炉水タンク水位 ②蒸気発生器水位(広域) ③蒸気発生器水位(狭域) ④補助給水流量	1					原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)の機能確認を実施する。	1年に1回	電気・制御グループマネージャー
	(主蒸気流量) ^{*4}	①(主要パラメータの他チャンネル) ^{*4} ②1次蒸気ライン圧力 ③蒸気発生器水位(狭域) ④蒸気発生器水位(広域) ⑤補助給水流量	1					原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)の機能確認を実施する。	1年に1回	電気・制御グループマネージャー

※1： プラント起動に伴う計器校正及び度々ベント時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみない。
 ※2： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
 ※3： 特に定める場合を除き、チャンネル毎に個別の条件が適用される。
 ※4： () は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5： 移動中の燃料を所定の位置に移転することを妨げるものではない。

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）
 敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）
 敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項																		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																
格納容器バイパスの監視	蒸気発生器水位(狭域)	①主要パラメータの他チャンネル	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電長(2号炉担当)は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー																
		②蒸気発生器水位(広域)				A.2 発電長(2号炉担当)は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに																			
	主蒸気ライン圧力	①主要パラメータの他チャンネル	1			B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電長(2号炉担当)は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。				速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電長(2号炉担当)												
		②補助給水流量					B.2 発電長(2号炉担当)は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。				3.0日															
	1次冷却材圧力	①主要パラメータの他チャンネル	1				C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合				C.1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能を動作可能な状態に復旧する。				7.2時間											
		②蒸気発生器水位(狭域)									C.2 発電長(2号炉担当)は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。				速やかに											
	〔排水器排気ガスモニタ〕 ^{※4} 〔蒸気発生器ブローダウン水モニタ〕 ^{※4} 〔高感度型蒸気管モニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器水位(狭域)	1								D. モード1、2、3及び4において条件A、B及びCの措置を完了時間内に達成できない場合				D.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。				1.2時間							
		②主蒸気ライン圧力													D.2 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。				5.6時間							
	〔排気筒ガスモニタ〕 ^{※4} 〔安全補機室排気ガスモニタ〕 ^{※4} 〔一般補機室排気ガスモニタ〕 ^{※4} 〔周辺補機排気ガスモニタ〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力	1												E. モード5及び6において条件A、又はBの措置を完了時間内に達成できない場合				E.1 発電長(2号炉担当)は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。				速やかに			
		②加圧器水位																	E.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。				速やかに			
〔補強環サンブタンク水位〕 ^{※4} 〔原子炉燃料サンブタンク水位〕 ^{※4} 〔余熱除去ポンプ出口圧力〕 ^{※4}	①蒸気発生器水位(狭域)	1	E. モード5及び6において条件A、又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電長(2号炉担当)は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。	速やかに																					
	②主蒸気ライン圧力			E.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに																					
〔加圧器減がシタンク圧力〕 ^{※4} 〔加圧器減がシタンク水位〕 ^{※4} 〔加圧器減がシタンク温度〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力	1		E. モード5及び6において条件A、又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電長(2号炉担当)は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。	速やかに																				
	②加圧器水位				E.2 発電長(2号炉担当)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに																				

(なし)

※1：プラント起動に伴う計器校正及び真空ポンプ時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
 ※3：特に定める場合を除き、チャンネル毎に個別の条件が適用される。
 ※4：()は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

注) 下線は改正事項に含まない。

備考

新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加

分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
水源の確保	燃料取替用水タンク水位	①主要パラメータの飽和チャンネル	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	電気・制御グループマネージャー
		及び A.2 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることを運転員に明確に分かるような措置を講じる。								
		及び A.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。								
②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 発電長（2号炉担当）は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。	速やかに	動作不能でないことを指針により確認する。	1ヶ月に1回	発電長（2号炉担当）			
③格納容器スプレイ積算流量			及び B.2 発電長（2号炉担当）は、当該計器が故障状態であることを運転員に明確に分かるような措置を講じる。							
④ほう酸注入ライン流量			及び B.3 電気・制御グループマネージャーは、当該計器を動作可能な状態にする。							
⑤高圧注入ポンプ出口流量	1	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気・制御グループマネージャーは、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間						
⑥余熱除去ライン流量			D. モード1、2、3及び4において条件A. 又はB. 又はC. の措置を完了時間内に達成できない場合					D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	1.2時間	
⑦常設低圧体積注水ポンプ出口積算流量								及び D.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。		5.6時間
⑧中性子源領域中性子束 ^{※4}	1	E. モード5及び6において条件A. 又はB. の措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電長（2号炉担当）は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。	速やかに						
⑨中性子源領域中性子束			及び E.2 発電長（2号炉担当）は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。					速やかに		

※1：プラント起動に伴う計器校正及び異常イベント時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみさない。
 ※2：代替パラメータに取替する場合は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
 ※3：特に定める場合を除き、チャンネル毎に個別の条件が適用される。
 ※4：P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみさない。
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(なし)

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

備考

新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

2.8.3-1.6-2 可搬型計測器

設 備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項		
			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
可搬型計測器	温度、圧力、水位及び流量計測用 9個	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な可搬型計測器又は可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態にする。	3.0日	機能検査を実施する。	1年に1回	電気・制御グループマネージャ
	又は A.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。			3.0日	動作可能であることを確認する。			
	圧力、水位及び流量計測用 2.9個			B.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。	1.2時間			
				及び B.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	5.6時間			
		モード5及び6	A. 動作可能な可搬型計測器又は可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態にする。	速やかに			
				又は A.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに			

※1：所要数毎に個別の条件が適用される。
 ※2：代替品の補充等

2.8.3-1.6-3 記録機能

設 備	所要数・系統数	適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項		
			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
緊急時データ伝送システム（SPDS）	1系列	モード1、2、3、4、5及び6	A. 緊急時データ伝送システム（SPDS）が動作不能である場合	A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態にする。	速やかに	動作可能であることを確認する。	1か月に1回	安全・防災グループマネージャ
				又は A.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに			
SPDSデータ表示装置	1台		A. 動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合	A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態にする。	速やかに	動作可能であることを確認する。	1か月に1回	安全・防災グループマネージャ
				又は A.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに			
可搬型温度計測装置	可搬型温度計測装置格納容器再循環ユニット入口温度計 と出口温度（SA）用1式 ^{※3}		A. 動作可能な可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態にする。	速やかに	機能検査を実施する。	1年に1回	電気・制御グループマネージャ
				又は A.2 電気・制御グループマネージャは、代替手段 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに	動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ

※1：所要数・系統数毎に個別の条件が適用される。
 ※2：代替品の補充又は所要の確認対象ハロメータを記録し、連絡する要員を確保すること等を行う。
 ※3：1式とは、データロガー3台及びデータコレクタ1台をいう。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

(なし)

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

(なし)

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

表283-17 中央制御室

283-17-1 居住性の確保及び汚染の持ち込み防止

(1)運転上の制限

項目	運転上の制限	所要数
中央制御室非常用循環系居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1)中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること	1台
	(2)代燃空気(窒素)を使用した中央制御室非常用循環系が動作可能であること*1	1台
	(3)可搬型照明(SA) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台
適用モード	中央制御室非常用循環ファン	1台
	中央制御室空調ファン	1台
	中央制御室循環ファン	1台
	中央制御室非常用循環ファン	1基
	窒素ボンベ(中央制御室換気系ダンプ用)	2本*2
	可搬型照明(SA)	9個
	酸素濃度計	1個
	二酸化炭素濃度計	1個
	窒素ボンベ非常用発電機	※3
	燃料油貯蔵タンク(ディーゼル発電機用)	※3
可搬型燃料給油ポンプ	※3	

※1：窒素ボンベ(中央制御室換気系ダンプ用)を含む。

※2：1セット2本

※3：「283-15-1 空冷式非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。

(2)確認事項

項目	確認事項	頻度	担当
中央制御室非常用循環ファン	(1)ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	運転管理グループマネージャ
	(2)中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回 定期検査時	発電長(2号炉担当) 機械グループマネージャ
中央制御室非常用循環ファン	窒素ボンベ(中央制御室換気系ダンプ用)の圧力が95%以上であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ

新規制基礎を隔まえた運転上の制限に関する条文を追加

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

備考

(なし)

(2)確認事項（続き）

項目	確認事項	頻度	担当
可搬型照明 (SA)	可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャー
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャー
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャー

(3)要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1, 2, 3及び4	A. 中央制御室非常用電源系の全ての系統が動作不能である場合 B. 代替空気（緊急）系統が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※1} 。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電長（2号炉担当）は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※1} 。 及び B.2 電気・制御グループマネージャーは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 電気・制御グループマネージャーは、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間 4時間
	C. 使用可能な可搬型照明 (SA)、酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満たしていない場合 D. 条件 A、B、又は C. の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 安全・防災グループマネージャーは、使用可能な可搬型照明 (SA)、酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計の所要数を満たせる。 又は C.2 安全・防災グループマネージャーは、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 D.1 発電長（2号炉担当）は、モード3にする。 及び D.2 発電長（2号炉担当）は、モード5にする。	10日 10日 1.2時間 5.6時間

新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置（続き）</p> <table border="1" data-bbox="295 425 853 1131"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 425 375 526">適用モード</th> <th data-bbox="295 526 375 862">条件</th> <th data-bbox="295 862 375 1131">要求される措置</th> <th data-bbox="295 1131 375 1198">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="375 425 614 526">モード5・6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="375 526 614 862">A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合又は代替空気（窒素）系統が動作不能である場合</td> <td data-bbox="375 862 614 1131">A.1 発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤピテイ低水位）の場合、1次冷却系の低水位を回復する措置を開始する。 及び A.4 発電長（2号炉担当）及び電気・制御グループマネージャは、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</td> <td data-bbox="375 1131 614 1198">速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="614 425 853 526">B. 使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満たしていない場合</td> <td data-bbox="614 526 853 862"></td> <td data-bbox="614 862 853 1131">B.1 発電長（2号炉担当）及び放射線・化学管理グループマネージャは、使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を開始する。 及び B.2 発電長（2号炉担当）及び放射線・化学管理グループマネージャは、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</td> <td data-bbox="614 1131 853 1198">速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード5・6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合又は代替空気（窒素）系統が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤピテイ低水位）の場合、1次冷却系の低水位を回復する措置を開始する。 及び A.4 発電長（2号炉担当）及び電気・制御グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	B. 使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満たしていない場合		B.1 発電長（2号炉担当）及び放射線・化学管理グループマネージャは、使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を開始する。 及び B.2 発電長（2号炉担当）及び放射線・化学管理グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに	<p>新規制基礎を隔まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード5・6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合又は代替空気（窒素）系統が動作不能である場合	A.1 発電長（2号炉担当）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤピテイ低水位）の場合、1次冷却系の低水位を回復する措置を開始する。 及び A.4 発電長（2号炉担当）及び電気・制御グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに 速やかに											
B. 使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満たしていない場合		B.1 発電長（2号炉担当）及び放射線・化学管理グループマネージャは、使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を開始する。 及び B.2 発電長（2号炉担当）及び放射線・化学管理グループマネージャは、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに											
<p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録簿により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：代替品の補充等</p>														

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）
敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）
敦賀発電所原子炉及び添付（第2編2号炉）

備考		新規制措置を施さなかった運転上の制限に関する条文を追加																																																																																																																	
<p>表283-18 監視測定設備</p> <p>283-18-1 監視測定設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th rowspan="2">所要数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">条件</th> <th rowspan="2">措置</th> <th rowspan="2">完了時間</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射性物質の濃度及び放射線量の測定</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>10台</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 放射線・化学管理グループマネージャーは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A.2 放射線・化学管理グループマネージャーは、代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td>可搬型ガスト・よう素サンプラ</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>速やかに</td> <td>可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型放射線測定装置の機能確認を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型放射線測定装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td>α線サーベイメータ</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td></td> <td></td> <td colspan="9">「283-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。</td> </tr> <tr> <td>風向、風速その他の気象条件の測定</td> <td>可搬型気象観測設備</td> <td>1台</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 放射線・化学管理グループマネージャーは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A.2 放射線・化学管理グループマネージャーは、代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> <td>可搬型気象観測装置の機能確認を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：所要数ごとに個別の条件が適用される。 ※2：代替品の補充等</p>												項目	設備	所要数	適用モード	条件	措置	完了時間	確認事項			項目	頻度	担当	放射性物質の濃度及び放射線量の測定	可搬型モニタリングポスト	10台	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 放射線・化学管理グループマネージャーは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A.2 放射線・化学管理グループマネージャーは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに	可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線・化学管理グループマネージャー	可搬型ガスト・よう素サンプラ	2台				速やかに	可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学管理グループマネージャー	NaIシンチレーションサーベイメータ	2台						可搬型放射線測定装置の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線・化学管理グループマネージャー	ZnSシンチレーションサーベイメータ	2台						可搬型放射線測定装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学管理グループマネージャー	α線サーベイメータ	2台						電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線・化学管理グループマネージャー	電離箱サーベイメータ	1台						電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学管理グループマネージャー	小型船舶			「283-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。									風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測設備	1台	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 放射線・化学管理グループマネージャーは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A.2 放射線・化学管理グループマネージャーは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに	可搬型気象観測装置の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線・化学管理グループマネージャー								可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学管理グループマネージャー
項目	設備	所要数	適用モード	条件	措置	完了時間	確認事項																																																																																																												
							項目	頻度	担当																																																																																																										
放射性物質の濃度及び放射線量の測定	可搬型モニタリングポスト	10台	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 放射線・化学管理グループマネージャーは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A.2 放射線・化学管理グループマネージャーは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに	可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線・化学管理グループマネージャー																																																																																																										
	可搬型ガスト・よう素サンプラ	2台				速やかに	可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学管理グループマネージャー																																																																																																										
	NaIシンチレーションサーベイメータ	2台						可搬型放射線測定装置の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線・化学管理グループマネージャー																																																																																																									
	ZnSシンチレーションサーベイメータ	2台						可搬型放射線測定装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学管理グループマネージャー																																																																																																									
	α線サーベイメータ	2台						電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線・化学管理グループマネージャー																																																																																																									
	電離箱サーベイメータ	1台						電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学管理グループマネージャー																																																																																																									
小型船舶			「283-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。																																																																																																																
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測設備	1台	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 放射線・化学管理グループマネージャーは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A.2 放射線・化学管理グループマネージャーは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに	可搬型気象観測装置の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線・化学管理グループマネージャー																																																																																																										
							可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学管理グループマネージャー																																																																																																										
<p>(なし)</p>																																																																																																																			

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																
<p>(なし)</p>	<p>表2.8.3-1.9 緊急時対策所</p> <p>2.8.3-1.9-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="399 425 614 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>緊急時対策所用発電機からの給電系統2系統^{※1}が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td>緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 緊急時対策所用発電機燃料貯蔵タンク（右列油量）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1基×2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>44kL以上×2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、緊急時対策所用発電機1基、緊急時対策所用発電機給油ポンプ1台及び緊急時対策所用発電機燃料貯蔵タンク1基（44kL以上）をいう。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="742 425 1029 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>(1)発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 (2)発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査毎 1ヶ月に1回</td> <td>電気・制御グループマネージャ 安全・防災グループマネージャ</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機給油ポンプ</td> <td>給油ポンプを起動し、運転状態に異常がないことを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>安全・防災グループマネージャ</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機燃料貯蔵タンク</td> <td>油量を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>安全・防災グループマネージャ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	緊急時対策所用発電機	緊急時対策所用発電機からの給電系統2系統 ^{※1} が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 緊急時対策所用発電機燃料貯蔵タンク（右列油量）		所要数		1基×2		1台×2		44kL以上×2	項目	確認事項	頻度	担当	緊急時対策所用発電機	(1)発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 (2)発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査毎 1ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ 安全・防災グループマネージャ	緊急時対策所用発電機給油ポンプ	給油ポンプを起動し、運転状態に異常がないことを確認する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ	緊急時対策所用発電機燃料貯蔵タンク	油量を確認する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																																	
緊急時対策所用発電機	緊急時対策所用発電機からの給電系統2系統 ^{※1} が動作可能であること																																	
適用モード	設備																																	
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 緊急時対策所用発電機燃料貯蔵タンク（右列油量）																																	
	所要数																																	
	1基×2																																	
	1台×2																																	
	44kL以上×2																																	
項目	確認事項	頻度	担当																															
緊急時対策所用発電機	(1)発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 (2)発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査毎 1ヶ月に1回	電気・制御グループマネージャ 安全・防災グループマネージャ																															
緊急時対策所用発電機給油ポンプ	給油ポンプを起動し、運転状態に異常がないことを確認する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ																															
緊急時対策所用発電機燃料貯蔵タンク	油量を確認する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ																															

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="311 436 981 1131"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 動作可能な緊急時対策所用発電機が2系統未満である場合</td> <td>A.1 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、緊急時対策所用発電機2系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>30日 30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 動作可能な緊急時対策所用発電機が1系統未満である場合</td> <td>B.1 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、緊急時対策所用発電機1系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日 10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C. 条件A.、又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 発電機(2号炉相当)は、モード3にする。 及び C.2 発電機(2号炉相当)は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td>A. 動作可能な緊急時対策所用発電機が2系統未満である場合**</td> <td>A.1 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、緊急時対策所用発電機2系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な緊急時対策所用発電機が2系統未満である場合	A.1 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、緊急時対策所用発電機2系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日 30日		B. 動作可能な緊急時対策所用発電機が1系統未満である場合	B.1 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、緊急時対策所用発電機1系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日		C. 条件A.、又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電機(2号炉相当)は、モード3にする。 及び C.2 発電機(2号炉相当)は、モード5にする。	12時間 56時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	A. 動作可能な緊急時対策所用発電機が2系統未満である場合**	A.1 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、緊急時対策所用発電機2系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な緊急時対策所用発電機が2系統未満である場合	A.1 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、緊急時対策所用発電機2系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日 30日																			
	B. 動作可能な緊急時対策所用発電機が1系統未満である場合	B.1 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、緊急時対策所用発電機1系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日																			
	C. 条件A.、又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電機(2号炉相当)は、モード3にする。 及び C.2 発電機(2号炉相当)は、モード5にする。	12時間 56時間																			
モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	A. 動作可能な緊急時対策所用発電機が2系統未満である場合**	A.1 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、緊急時対策所用発電機2系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 電気・制御グループマネージャ及び安全・防災グループマネージャは、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに 速やかに																			

※2：代替品の補充等

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																				
<p>(なし)</p>	<p>2.8.3-1.9-2 居住性の確保</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="367 421 726 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化系</td> <td>(1)緊急時対策所空気浄化系1系統以上*1が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）の所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備</td> <td>(3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>居住性確保設備</td> <td>(4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td>緊急時対策所非常用給気ファン 1台 緊急時対策所排気ファン 1台 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 1基 緊急時対策所加圧設備 388本 酸素濃度計 1個 二酸化炭素濃度計 1個 緊急時対策所エリアモニタ 1台 可搬型モニタリングポスト（加圧判断用） ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、緊急時対策所非常用給気ファン1台、緊急時対策所排気ファン1台及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基をいう。</p> <p>※2：「2.8.3-1.8-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="853 430 1348 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化系</td> <td>(1)緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのよう素除去効率（総合除去効率）が99.75%（有機よう素）以上及び99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。 (2)緊急時対策所空気浄化系（ファン及びフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>機械グループ マネージャー</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備</td> <td>緊急時対策所加圧設備の所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>安全・防災グループ マネージャー</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>緊急時対策所加圧設備の所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>安全・防災グループ マネージャー</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>安全・防災グループ マネージャー</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 (1)機能確認を実施する。 (2)緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回 1年に1回 3ヶ月に1回</td> <td>安全・防災グループ マネージャー 電気・制御グループ マネージャー 安全・防災グループ マネージャー</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	緊急時対策所空気浄化系	(1)緊急時対策所空気浄化系1系統以上*1が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）の所要数が使用可能であること	緊急時対策所加圧設備	(3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	居住性確保設備	(4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること	適用モード	設備	モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	緊急時対策所非常用給気ファン 1台 緊急時対策所排気ファン 1台 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 1基 緊急時対策所加圧設備 388本 酸素濃度計 1個 二酸化炭素濃度計 1個 緊急時対策所エリアモニタ 1台 可搬型モニタリングポスト（加圧判断用） ※2	項目	確認事項	頻度	担当	緊急時対策所空気浄化系	(1)緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのよう素除去効率（総合除去効率）が99.75%（有機よう素）以上及び99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。 (2)緊急時対策所空気浄化系（ファン及びフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャー	緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所加圧設備の所要数が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループ マネージャー	酸素濃度計	緊急時対策所加圧設備の所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループ マネージャー	二酸化炭素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループ マネージャー	緊急時対策所エリアモニタ	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 (1)機能確認を実施する。 (2)緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 1年に1回 3ヶ月に1回	安全・防災グループ マネージャー 電気・制御グループ マネージャー 安全・防災グループ マネージャー	<p>新規制基礎を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																																					
緊急時対策所空気浄化系	(1)緊急時対策所空気浄化系1系統以上*1が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）の所要数が使用可能であること																																					
緊急時対策所加圧設備	(3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること																																					
居住性確保設備	(4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること																																					
適用モード	設備																																					
モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	緊急時対策所非常用給気ファン 1台 緊急時対策所排気ファン 1台 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 1基 緊急時対策所加圧設備 388本 酸素濃度計 1個 二酸化炭素濃度計 1個 緊急時対策所エリアモニタ 1台 可搬型モニタリングポスト（加圧判断用） ※2																																					
項目	確認事項	頻度	担当																																			
緊急時対策所空気浄化系	(1)緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのよう素除去効率（総合除去効率）が99.75%（有機よう素）以上及び99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。 (2)緊急時対策所空気浄化系（ファン及びフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	1年に1回	機械グループ マネージャー																																			
緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所加圧設備の所要数が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループ マネージャー																																			
酸素濃度計	緊急時対策所加圧設備の所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループ マネージャー																																			
二酸化炭素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループ マネージャー																																			
緊急時対策所エリアモニタ	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 (1)機能確認を実施する。 (2)緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 1年に1回 3ヶ月に1回	安全・防災グループ マネージャー 電気・制御グループ マネージャー 安全・防災グループ マネージャー																																			

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																								
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 1025 331 1120">適用モード</th> <th data-bbox="316 878 331 1025">条 件</th> <th data-bbox="316 542 331 878">要求される措置</th> <th data-bbox="316 430 331 542">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1025 411 1120">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="331 878 411 1025">A. 緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="331 542 411 878">A.1 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置⁸³を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</td> <td data-bbox="331 430 411 542">速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 878 491 1025">B. 緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</td> <td data-bbox="411 542 491 878">B.1 安全・防災グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置⁸³を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td data-bbox="411 430 491 542">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="491 878 571 1025">C. 緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="491 542 571 878">C.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置⁸³を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td data-bbox="491 430 571 542">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="571 878 651 1025">D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="571 542 651 878">D.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は D.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置⁸³を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td data-bbox="571 430 651 542">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="651 878 730 1025">E. 条件 B、C、又は D の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="651 542 730 878">E.1 発電機(2号炉相当)は、モード3にする。 及び E.2 発電機(2号炉相当)は、モード5にする。</td> <td data-bbox="651 430 730 542">12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置 ⁸³ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに		B. 緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合	B.1 安全・防災グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ⁸³ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日		C. 緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合	C.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ⁸³ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日		D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は D.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ⁸³ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日		E. 条件 B、C、又は D の措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電機(2号炉相当)は、モード3にする。 及び E.2 発電機(2号炉相当)は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間																							
モード1、2、3及び4	A. 緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置 ⁸³ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに																							
	B. 緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合	B.1 安全・防災グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ⁸³ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																							
	C. 緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合	C.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ⁸³ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																							
	D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は D.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ⁸³ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																							
	E. 条件 B、C、又は D の措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電機(2号炉相当)は、モード3にする。 及び E.2 発電機(2号炉相当)は、モード5にする。	12時間 56時間																							

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="311 1025 327 1131">適用モード</th> <th data-bbox="311 873 327 1025">条件</th> <th data-bbox="311 548 327 873">要求される措置</th> <th data-bbox="311 436 327 548">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1025 470 1131">モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="327 873 470 1025"> <p>A. 緊急時対策所内リアモニタが所要数を満足していない場合</p> </td> <td data-bbox="327 548 470 873"> <p>A.1 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</p> </td> <td data-bbox="327 436 470 548">速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="486 873 630 1025"> <p>B. 緊急時対策所内気浄化系の全てが動作不能である場合</p> </td> <td data-bbox="486 548 630 873"> <p>B.1 安全・防災グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</p> </td> <td data-bbox="486 436 630 548">速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="646 873 790 1025"> <p>C. 緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</p> </td> <td data-bbox="646 548 790 873"> <p>C.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>C.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</p> </td> <td data-bbox="646 436 790 548">速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="805 873 949 1025"> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p> </td> <td data-bbox="805 548 949 873"> <p>D.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>D.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</p> </td> <td data-bbox="805 436 949 548">速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	<p>A. 緊急時対策所内リアモニタが所要数を満足していない場合</p>	<p>A.1 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</p>	速やかに		<p>B. 緊急時対策所内気浄化系の全てが動作不能である場合</p>	<p>B.1 安全・防災グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</p>	速やかに		<p>C. 緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</p>	<p>C.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>C.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</p>	速やかに		<p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p>	<p>D.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>D.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</p>	速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
モード5、6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	<p>A. 緊急時対策所内リアモニタが所要数を満足していない場合</p>	<p>A.1 電気・制御グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 電気・制御グループマネージャは、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</p>	速やかに																			
	<p>B. 緊急時対策所内気浄化系の全てが動作不能である場合</p>	<p>B.1 安全・防災グループマネージャは、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</p>	速やかに																			
	<p>C. 緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</p>	<p>C.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>C.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</p>	速やかに																			
	<p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p>	<p>D.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>D.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</p>	速やかに																			

※3：代替品の補充等

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）
 敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）
 敦賀発電所原子炉及び添付（第2編2号炉）
 敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉）

備考

新規制基礎を隔まえた運転上の制限に関する条文を追加

表283-20 通信連絡を行うために必要な設備

283-20-1 通信連絡			所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項						
項目	設備	所要数・系統数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
通信連絡設備	衛星携帯電話設備	14台	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な衛星携帯電話設備、無線連絡設備又は携帯型通話設備が所要数を満足していない場合	A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日 ^{※4}	衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ			
				又は	A.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日						
	無線連絡設備	8台	C. 緊急時データ伝送システム(S.P.D.S.) ^{※3} が動作不能である場合	B. 動作可能なS.P.D.S.データ表示装置 ^{※3} が所要数を満足していない場合	B.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日						
				又は	B.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日						
	携帯型通話設備	18台	E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間以内に達成できない場合	D. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備が動作不能である場合	D.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日 ^{※4}				無線連絡設備の通話確認を実施する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ
				又は	D.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日						
	S.P.D.S.データ表示装置	1台	E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間以内に達成できない場合	E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間以内に達成できない場合	E.1 発電長(2号炉担当)は、モード3にする。	12時間及び				携帯型通話設備の通話確認を実施する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ
緊急時データ伝送システム(S.P.D.S.)	1系列 ^{※1}	E.2 発電長(2号炉担当)は、モード5にする。		56時間								
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	1系列 ^{※1}					S.P.D.S.データ表示装置の伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ				
						緊急時データ伝送システム(S.P.D.S.)の伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ				
						統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の通話通信確認を実施する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ				

(なし)

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

(なし)

2.8.3-20-1 通信連絡（続き）

項目	設備	所要数・系統数	運用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
通信連絡設備	衛星携帯電話設備	1.4台	モード5、6及び使用済燃料ドットに燃料を貯蔵している期間	A.動作可能な衛星携帯電話設備、無線連絡設備又は携帯型通話設備が所要数を満足していない場合 又は B.動作可能なSPDSデータ表示装置 ^{※3} が所要数を満足していない場合	A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 B.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は B.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^{※4} 連やかに	衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ
	無線連絡設備	8台				連やかに	無線連絡設備の通話確認を実施する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ
	携帯型通話設備	1.8台		C.緊急時データ伝送システム（SPDS） ^{※3} が動作不能である場合	C.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は C.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^{※4} 連やかに	携帯型通話設備の通話確認を実施する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ
	SPDSデータ表示装置	1台				連やかに ^{※4} 連やかに	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ
	緊急時データ伝送システム（SPDS）	1系列 ^{※1}		D.統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備が動作不能である場合	D.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は D.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^{※4} 連やかに	緊急時データ伝送システム（SPDS）の伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ
統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備	1系列 ^{※1}					連やかに	統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備の通話通信確認を実施する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ

※1：緊急時データ伝送システム（SPDS）については、A系、B系のいずれかが動作可能であることをいう。統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IPFAXのいずれかにより通信可能であることをいう。
 ※2：設備ごとに個別の条件が適用される。
 ※3：オーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、代替手段を確保したうえで計画的保守及び機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
 ※4：衛星携帯電話設備、緊急時データ伝送システム（SPDS）、及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。
 ※5：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。
 ※6：緊急時データ伝送システム（SPDS）の代替手段は、あらかじめ確認対象パラメータを定め、記録、連絡要員を確保すること等、原子炉主任技術者の確認を得た措置をいう。

備考
 新規制措置を隔まえた運転上の制限に関する条文を追加

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																						
<p>(なし)</p>	<p>表283-21 その他の設備</p> <p>283-21-1 アクセスルートの確保</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="399 430 590 1126"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセスルートの確保</td> <td>ブルドーザ及びホイールローダの所要数を使用可能であること。</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5, 6 及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td>ブルドーザ ホイールローダ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数 1台 1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="638 430 798 1126"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>安全・防災グループマネージャ</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>安全・防災グループマネージャ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アクセスルートの確保	ブルドーザ及びホイールローダの所要数を使用可能であること。	適用モード	設備	モード1, 2, 3, 4, 5, 6 及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	ブルドーザ ホイールローダ		所要数 1台 1台	項目	確認事項	頻度	担当	ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ	ホイールローダ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																							
アクセスルートの確保	ブルドーザ及びホイールローダの所要数を使用可能であること。																							
適用モード	設備																							
モード1, 2, 3, 4, 5, 6 及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	ブルドーザ ホイールローダ																							
	所要数 1台 1台																							
項目	確認事項	頻度	担当																					
ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ																					
ホイールローダ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャ																					

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 427 320 1126">適用モード</th> <th data-bbox="300 456 320 875">条件</th> <th data-bbox="300 533 320 1171">要求される措置</th> <th data-bbox="300 622 320 712">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 427 368 1126">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="320 456 368 875">A. 所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="320 533 368 1171">A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は A.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td data-bbox="320 622 368 712">10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 427 416 1126">モード5、6及び使用済燃料貯蔵に照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="368 456 416 875">B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="368 533 416 1171">B.1 差電長(2号炉相当)は、モード3にする。及び B.2 差電長(2号炉相当)は、モード5にする。 A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。及び A.2 差電長(2号炉相当)は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っていい場合、水抜きを中止する。及び A.3 差電長(2号炉相当)は、モード5(1次系冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系限有水を回復する措置を開始する。及び A.4 安全・防災グループマネージャは、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</td> <td data-bbox="368 622 416 712">12時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は A.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	モード5、6及び使用済燃料貯蔵に照射済燃料を貯蔵している期間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 所要数を満足していない場合	B.1 差電長(2号炉相当)は、モード3にする。及び B.2 差電長(2号炉相当)は、モード5にする。 A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。及び A.2 差電長(2号炉相当)は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っていい場合、水抜きを中止する。及び A.3 差電長(2号炉相当)は、モード5(1次系冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系限有水を回復する措置を開始する。及び A.4 安全・防災グループマネージャは、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	12時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は A.2 安全・防災グループマネージャは、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日											
モード5、6及び使用済燃料貯蔵に照射済燃料を貯蔵している期間	B. 条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合 A. 所要数を満足していない場合	B.1 差電長(2号炉相当)は、モード3にする。及び B.2 差電長(2号炉相当)は、モード5にする。 A.1 安全・防災グループマネージャは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。及び A.2 差電長(2号炉相当)は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っていい場合、水抜きを中止する。及び A.3 差電長(2号炉相当)は、モード5(1次系冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系限有水を回復する措置を開始する。及び A.4 安全・防災グループマネージャは、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	12時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに											

※1：代替品の補充等

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																
<p>(なし)</p>	<p>2.8.3-2.1-2 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備</p> <p>(1)運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="343 430 614 1124"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備</td> <td>(1)燃料油貯蔵タンク（北側）の有効油量が98kL以上あること (2)燃料油貯蔵タンク（南側）の有効油量が97kL以上あること (3)タンクローリの所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク（北側）（有効油量） 98kL以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク（南側）（有効油量） 97kL以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリ 3台※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：重大事故等対処設備の連続定停運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。</p> <p>(2)確認事項</p> <table border="1" data-bbox="721 430 874 1124"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）</td> <td>油量を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>安全・防災グループマネージャー</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>安全・防災グループマネージャー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="928 430 1289 1124"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1, 2, 3及び4</td> <td>A.燃料油貯蔵タンク（北側）又は（南側）の油量が運転上の制限を満足していない場合 B.タンクローリの所要数を満足していない場合 C.条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1安全・防災グループマネージャーは、当該燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。 C.1安全・防災グループマネージャーは、代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は C.2安全・防災グループマネージャーは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 D.1発電長（2号炉担当）は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※3}を動作不能^{※4}とみなす。</td> <td>4.8時間 4.8時間 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備	(1)燃料油貯蔵タンク（北側）の有効油量が98kL以上あること (2)燃料油貯蔵タンク（南側）の有効油量が97kL以上あること (3)タンクローリの所要数が使用可能であること	適用モード	モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間		燃料油貯蔵タンク（北側）（有効油量） 98kL以上		燃料油貯蔵タンク（南側）（有効油量） 97kL以上		タンクローリ 3台※1	項目	確認事項	頻度	担当	燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）	油量を確認する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャー	タンクローリ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャー	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1, 2, 3及び4	A.燃料油貯蔵タンク（北側）又は（南側）の油量が運転上の制限を満足していない場合 B.タンクローリの所要数を満足していない場合 C.条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1安全・防災グループマネージャーは、当該燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。 C.1安全・防災グループマネージャーは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は C.2安全・防災グループマネージャーは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 D.1発電長（2号炉担当）は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※3} を動作不能 ^{※4} とみなす。	4.8時間 4.8時間 速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
項目	運転上の制限																																	
燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備	(1)燃料油貯蔵タンク（北側）の有効油量が98kL以上あること (2)燃料油貯蔵タンク（南側）の有効油量が97kL以上あること (3)タンクローリの所要数が使用可能であること																																	
適用モード	モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間																																	
	燃料油貯蔵タンク（北側）（有効油量） 98kL以上																																	
	燃料油貯蔵タンク（南側）（有効油量） 97kL以上																																	
	タンクローリ 3台※1																																	
項目	確認事項	頻度	担当																															
燃料油貯蔵タンク（北側）、（南側）	油量を確認する。	1ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャー																															
タンクローリ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	安全・防災グループマネージャー																															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																															
モード1, 2, 3及び4	A.燃料油貯蔵タンク（北側）又は（南側）の油量が運転上の制限を満足していない場合 B.タンクローリの所要数を満足していない場合 C.条件A.又はB.の措置を完了時間内に達成できない場合	A.1安全・防災グループマネージャーは、当該燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。 C.1安全・防災グループマネージャーは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は C.2安全・防災グループマネージャーは、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 D.1発電長（2号炉担当）は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※3} を動作不能 ^{※4} とみなす。	4.8時間 4.8時間 速やかに																															

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>(なし)</p>	<p>(3) 要求される措置（続き）</p> <table border="1" data-bbox="295 430 896 1126"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 430 319 739">適用モード</th> <th data-bbox="295 739 319 1126">条件</th> <th data-bbox="295 1126 319 2130">要求される措置</th> <th data-bbox="295 2130 319 2195">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="319 430 375 739">モード5及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="319 739 375 1126">A. 燃料油貯蔵タンク（北側）又は（南側）の油量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td data-bbox="319 1126 375 2130">A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次始動系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</td> <td data-bbox="319 2130 375 2195">速やかに</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 430 399 739"></td> <td data-bbox="375 739 399 1126">B. タンクローリイの所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="375 1126 399 2130">B.1 安全・防災クルーメンバーは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 及び B.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 及び B.4 安全・防災クルーメンバーは、代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。</td> <td data-bbox="375 2130 399 2195">速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：代替品の補充等</p> <p>※3：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 <u>燃料油貯蔵タンク（北側）：可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型低圧代替注水ポンプ、ホイールローダ</u> <u>燃料油貯蔵タンク（南側）：可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、小型船舶、ブルドーザ、タンクローリ</u> <u>タンクローリ：可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型低圧代替注水ポンプ、ホイールローダ、小型船舶、ブルドーザ、タンクローリ、電源車</u></p> <p>※4：当該可搬型設備の運転上の制限は、個別に適用される。</p>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード5及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンク（北側）又は（南側）の油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次始動系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに		B. タンクローリイの所要数を満足していない場合	B.1 安全・防災クルーメンバーは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 及び B.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 及び B.4 安全・防災クルーメンバーは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに	<p>新規制基準を踏まえた運転上の制限に関する条文を追加</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間											
モード5及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンク（北側）又は（南側）の油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電機長（2号炉担当）は、当該燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 及び A.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次始動系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに											
	B. タンクローリイの所要数を満足していない場合	B.1 安全・防災クルーメンバーは、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 発電機長（2号炉担当）は、モード5及び6において1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 及び B.3 発電機長（2号炉担当）は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 及び B.4 安全・防災クルーメンバーは、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て開始する。	速やかに											

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(1) 1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施) 第2.8.3条 モード4及び5において1次冷却系の耐圧・漏えい検査^{*1}を実施する場合、表2.8.3-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表2.8.3-2で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 第1項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の昇温開始^{*2}から適用を除外する前までに、表2.8.3-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{*3}。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後、表2.8.3-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する^{*4}。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表2.8.3-3の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系の耐圧・漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※2：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却系の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※3：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>(1) 1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施) 第2.8.4条 モード4及び5において1次冷却系の耐圧・漏えい検査^{*1}を実施する場合、表2.8.4-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表2.8.4-2で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 第1項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の昇温開始^{*2}から適用を除外する前までに、表2.8.4-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{*3}。</p> <p>(2) 発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後、表2.8.4-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する^{*4}。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表2.8.4-3の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系の耐圧・漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※2：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却系の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※3：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>条番号及び表番号の変更 表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)</p> <p>第2.8.4条 モード4及び5において安全注入系逆止弁漏えい検査^{※1}を実施する場合、表2.8.4-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表2.8.4-2で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 第1項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉停止後の1次冷却系の降温過程において検査を実施する場合、発電長（2号炉担当）は、モード3となつてから適用を除外する前までに、表2.8.4-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{※2}。</p> <p>(2) 1次冷却系を昇温させて検査を実施する場合又は1次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の昇温開始^{※3}から適用を除外する前までに、表2.8.4-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{※2}。</p> <p>(3) 発電長（2号炉担当）は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表2.8.4-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する^{※4}。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表2.8.4-3の措置を講じる。</p> <p>※1：安全注入系逆止弁漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※2：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。以下、本条において同じ。</p> <p>※3：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却系の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)</p> <p>第2.8.5条 モード4及び5において安全注入系逆止弁漏えい検査^{※1}を実施する場合、表2.8.5-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表2.8.5-2で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 第1項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉停止後の1次冷却系の降温過程において検査を実施する場合、発電長（2号炉担当）は、モード3となつてから適用を除外する前までに、表2.8.5-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{※2}。</p> <p>(2) 1次冷却系を昇温させて検査を実施する場合又は1次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、発電長（2号炉担当）は、1次冷却系の昇温開始^{※3}から適用を除外する前までに、表2.8.5-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{※2}。</p> <p>(3) 発電長（2号炉担当）は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表2.8.5-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する^{※4}。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表2.8.5-3の措置を講じる。</p> <p>※1：安全注入系逆止弁漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※2：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。以下、本条において同じ。</p> <p>※3：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却系の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>条番号及び表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p> <p>表番号の変更</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																						
<p>表2.8.5-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用を除外する運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表2.3.3-3 第1項、第2項及び第3項</td> </tr> <tr> <td>表2.3.7条 余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> <tr> <td>第2.3.8条 (1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能又は運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること</td> </tr> <tr> <td>第2.4.3条（加圧器安全弁） 全てが動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.4.5条 （低圧過加圧防護） (1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.2条 （非常用炉心冷却系—モード4—） (3) エアロロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.5条 （原子炉格納容器） (1) 2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.6条 （原子炉格納容器スプレイス） 2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.7条（アニュラス空気浄化系） アニュラスの機能が健全であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.8条（アニュラス）</td> </tr> </tbody> </table>	適用を除外する運転上の制限	表2.3.3-3 第1項、第2項及び第3項	表2.3.7条 余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	第2.3.8条 (1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能又は運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること	第2.4.3条（加圧器安全弁） 全てが動作可能であること	第2.4.5条 （低圧過加圧防護） (1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること	第2.5.2条 （非常用炉心冷却系—モード4—） (3) エアロロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること	第2.5.5条 （原子炉格納容器） (1) 2系統が動作可能であること	第2.5.6条 （原子炉格納容器スプレイス） 2系統が動作可能であること	第2.5.7条（アニュラス空気浄化系） アニュラスの機能が健全であること	第2.5.8条（アニュラス）	<p>表2.8.5-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用を除外する運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表2.3.3-3 第1項、第2項及び第3項</td> </tr> <tr> <td>表2.3.7条 余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> <tr> <td>第2.3.8条 (1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能又は運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること</td> </tr> <tr> <td>第2.4.3条（加圧器安全弁） 全てが動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.4.5条 （低圧過加圧防護） (1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.2条 （非常用炉心冷却系—モード4—） (3) エアロロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.5条 （原子炉格納容器） (1) 2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.6条 （原子炉格納容器スプレイス） 2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.7条（アニュラス空気浄化系） アニュラスの機能が健全であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.8条（アニュラス）</td> </tr> </tbody> </table>	適用を除外する運転上の制限	表2.3.3-3 第1項、第2項及び第3項	表2.3.7条 余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	第2.3.8条 (1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能又は運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること	第2.4.3条（加圧器安全弁） 全てが動作可能であること	第2.4.5条 （低圧過加圧防護） (1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること	第2.5.2条 （非常用炉心冷却系—モード4—） (3) エアロロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること	第2.5.5条 （原子炉格納容器） (1) 2系統が動作可能であること	第2.5.6条 （原子炉格納容器スプレイス） 2系統が動作可能であること	第2.5.7条（アニュラス空気浄化系） アニュラスの機能が健全であること	第2.5.8条（アニュラス）	<p>表番号の変更</p>
適用を除外する運転上の制限																								
表2.3.3-3 第1項、第2項及び第3項																								
表2.3.7条 余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること																								
第2.3.8条 (1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能又は運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること																								
第2.4.3条（加圧器安全弁） 全てが動作可能であること																								
第2.4.5条 （低圧過加圧防護） (1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること																								
第2.5.2条 （非常用炉心冷却系—モード4—） (3) エアロロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること																								
第2.5.5条 （原子炉格納容器） (1) 2系統が動作可能であること																								
第2.5.6条 （原子炉格納容器スプレイス） 2系統が動作可能であること																								
第2.5.7条（アニュラス空気浄化系） アニュラスの機能が健全であること																								
第2.5.8条（アニュラス）																								
適用を除外する運転上の制限																								
表2.3.3-3 第1項、第2項及び第3項																								
表2.3.7条 余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること																								
第2.3.8条 (1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能又は運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること																								
第2.4.3条（加圧器安全弁） 全てが動作可能であること																								
第2.4.5条 （低圧過加圧防護） (1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること																								
第2.5.2条 （非常用炉心冷却系—モード4—） (3) エアロロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること																								
第2.5.5条 （原子炉格納容器） (1) 2系統が動作可能であること																								
第2.5.6条 （原子炉格納容器スプレイス） 2系統が動作可能であること																								
第2.5.7条（アニュラス空気浄化系） アニュラスの機能が健全であること																								
第2.5.8条（アニュラス）																								
<p>表2.8.4-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用を除外する運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表2.3.3-3 第1項、第2項及び第3項</td> </tr> <tr> <td>表2.3.7条 余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> <tr> <td>第2.3.8条 (1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能又は運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること</td> </tr> <tr> <td>第2.4.3条（加圧器安全弁） 全てが動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.4.5条 （低圧過加圧防護） (1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.2条 （非常用炉心冷却系—モード4—） (3) エアロロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.5条 （原子炉格納容器） (1) 2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.6条 （原子炉格納容器スプレイス） 2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.7条（アニュラス空気浄化系） アニュラスの機能が健全であること</td> </tr> <tr> <td>第2.5.8条（アニュラス）</td> </tr> </tbody> </table>	適用を除外する運転上の制限	表2.3.3-3 第1項、第2項及び第3項	表2.3.7条 余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	第2.3.8条 (1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能又は運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること	第2.4.3条（加圧器安全弁） 全てが動作可能であること	第2.4.5条 （低圧過加圧防護） (1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること	第2.5.2条 （非常用炉心冷却系—モード4—） (3) エアロロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること	第2.5.5条 （原子炉格納容器） (1) 2系統が動作可能であること	第2.5.6条 （原子炉格納容器スプレイス） 2系統が動作可能であること	第2.5.7条（アニュラス空気浄化系） アニュラスの機能が健全であること	第2.5.8条（アニュラス）	<p>表2.8.5-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系</td> <td>余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上あること）のうち2系統以上が動作可能な状態であること^{※5}</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること (1) エアロロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器スプレイス 2系統が動作可能な状態であること アニュラス空気浄化系 アニュラス</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1 次冷却系	余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上あること）のうち2系統以上が動作可能な状態であること ^{※5}	非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること (1) エアロロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること	原子炉格納容器	原子炉格納容器スプレイス 2系統が動作可能な状態であること アニュラス空気浄化系 アニュラス	<p>表番号の変更 記載の適正化</p>			
適用を除外する運転上の制限																								
表2.3.3-3 第1項、第2項及び第3項																								
表2.3.7条 余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること																								
第2.3.8条 (1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能又は運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること																								
第2.4.3条（加圧器安全弁） 全てが動作可能であること																								
第2.4.5条 （低圧過加圧防護） (1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること																								
第2.5.2条 （非常用炉心冷却系—モード4—） (3) エアロロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること																								
第2.5.5条 （原子炉格納容器） (1) 2系統が動作可能であること																								
第2.5.6条 （原子炉格納容器スプレイス） 2系統が動作可能であること																								
第2.5.7条（アニュラス空気浄化系） アニュラスの機能が健全であること																								
第2.5.8条（アニュラス）																								
項目	運転上の制限																							
1 次冷却系	余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上あること）のうち2系統以上が動作可能な状態であること ^{※5}																							
非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること (1) エアロロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること																							
原子炉格納容器	原子炉格納容器スプレイス 2系統が動作可能な状態であること アニュラス空気浄化系 アニュラス																							
<p>表2.8.4-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系</td> <td>余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上あること）のうち2系統以上が動作可能な状態であること^{※5}</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること (1) エアロロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器スプレイス 2系統が動作可能な状態であること アニュラス空気浄化系 アニュラス</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1 次冷却系	余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上あること）のうち2系統以上が動作可能な状態であること ^{※5}	非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること (1) エアロロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること	原子炉格納容器	原子炉格納容器スプレイス 2系統が動作可能な状態であること アニュラス空気浄化系 アニュラス	<p>表2.8.5-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合</td> <td>A.1 当該項目を満足させる措置を開始する。 A.2 1次冷却材の温度及び圧力を上昇する措置を中止する。 A.3 モード5にする。</td> <td>速やかに 速やかに 2.0時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当該項目を満足させる措置を開始する。 A.2 1次冷却材の温度及び圧力を上昇する措置を中止する。 A.3 モード5にする。	速やかに 速やかに 2.0時間	<p>表番号の変更</p>								
項目	運転上の制限																							
1 次冷却系	余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上あること）のうち2系統以上が動作可能な状態であること ^{※5}																							
非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること (1) エアロロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること																							
原子炉格納容器	原子炉格納容器スプレイス 2系統が動作可能な状態であること アニュラス空気浄化系 アニュラス																							
条件	要求される措置	完了時間																						
A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当該項目を満足させる措置を開始する。 A.2 1次冷却材の温度及び圧力を上昇する措置を中止する。 A.3 モード5にする。	速やかに 速やかに 2.0時間																						

※5：動作可能な状態であることは、ポンプ、ファンが手動起動できること、又は運転中であることをいう。以下、本条において同じ。

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第2.8.5.5条 各マナージャーは、運転上の制限を満足していることを第3節（運転上の制限）第2.1.9条（停止余剰）から第2.8.4.4条（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施）の第2項（以下、本条、第2.8.6条（運転上の制限を満足しない場合）及び第2.8.7条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）において「この規定第2編第2項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p>2. この規定第2編第2項で定める頻度及び第3節（運転上の制限）第2.1.9条（停止余剰）から第2.8.4条（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施）の第3項（以下、本編の各条において「この規定第2編第3項」という。）の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表2.8.5に定める範囲内で短縮することができる^{※1}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない^{※1}。</p> <p>3. 各マナージャーは、この規定第2編第2項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第2編第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4. 各マナージャーは、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第2編第2項で定める頻度（期間）以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度（期間）より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各マナージャーは、この規定第2編第2項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>6. 各マナージャーは、この規定第2編第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していないとはみなさない。ただし、第2.8.6条（運転上の制限を満足しない場合）で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各マナージャー（発電長（2号炉担当）は除く。）が第2.8.6条（運転上の制限を満足しない場合）、第2.8.7条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）、この規定第2編第2項及びこの規定第2編第3項に基づいて行う発電長（2号炉担当）への通知は、その時点での当直業務を担当している発電長（2号炉担当）への通知をいう。</p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第2.8.6.6条 各マナージャーは、運転上の制限を満足していることを第3節（運転上の制限）第2.1.9条（停止余剰）から第2.8.5.5条（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施）の第2項（以下、本条、第2.8.7条（運転上の制限を満足しない場合）及び第2.8.8条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）において「この規定第2編第2項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p>2. この規定第2編第2項で定める頻度及び第3節（運転上の制限）第2.1.9条（停止余剰）から第2.8.5.5条（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施）の第3項（以下、本編の各条において「この規定第2編第3項」という。）の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表2.8.6に定める範囲内で短縮することができる^{※1}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない^{※1}。</p> <p>3. 各マナージャーは、この規定第2編第2項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第2編第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4. 各マナージャーは、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第2編第2項で定める頻度（期間）以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度（期間）より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各マナージャーは、この規定第2編第2項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>6. 各マナージャーは、この規定第2編第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していないとはみなさない。ただし、第2.8.7条（運転上の制限を満足しない場合）で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各マナージャー（発電長（2号炉担当）は除く。）が第2.8.7条（運転上の制限を満足しない場合）、第2.8.8条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）、この規定第2編第2項及びこの規定第2編第3項に基づいて行う発電長（2号炉担当）への通知は、その時点での当直業務を担当している発電長（2号炉担当）への通知をいう。</p> <p>8. 各マナージャーは、この規定第2編第2項で定める運転上の制限を満足していること、この確認を実施する場において、前記事項が複数の条文中で同一である場合、各条文中に列挙して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>9. 発電運営グループマナージャー及び電気・制御グループマナージャーは、定期試験の判定に用いる計器（ストップウォッチを除く。）を正しく校正し、その状態を維持するための措置を講じることにより、正しい校正に基づいて設定を行う。ストップウォッチについては、調達先に正しく校正させ、その状態を維持するための措置（シール貼付けによる。）を講じさせる。</p> <p>10. 原子炉主任技術者は、第8項の規定により定期試験の判定に用いる計器（ストップウォッチを除く。）が正しい校正に基づいて設定される場合、当該計器を正しく校正する作業の最終確認試験及</p>	<p>条番号の変更 条番号の変更 条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更 条番号の変更 条番号の変更</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>条番号の変更 条番号の変更 条番号の変更</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>項番号の変更</p> <p>項番号の変更</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																								
<p>び正しい校正の状態を維持するための措置（シール貼付けの方法によるものに限る。）に立会い、かつ、校正記録及びその根拠資料並びに正しい校正の状態を維持するための措置（管理的手法によるものに限る。）に係る記録を確認することにより、当該計器が正しい校正に基づいて設定されていることを確認し、その旨を発電運営グループマネージャ又は電気・制御グループマネージャに通知する。発電運営グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャは、原子炉主任技術者が確認した結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>また、原子炉主任技術者は、当該計器が正しい校正に基づいて設定されていることが確認できない場合、その旨を発電運営グループマネージャ又は電気・制御グループマネージャに通知する。</p> <p>10. 原子炉主任技術者は、定期試験前に、定期試験の判定に用いる計器（ストップウォッチを含む）が正しい校正に基づいて設定がなされていることを確認し、その旨を発電長（2号炉担当）に通知する。発電長（2号炉担当）は、原子炉主任技術者から当該通知を受けた場合に限り、定期試験を実施する。</p> <p>また、原子炉主任技術者は、当該計器が正しい校正に基づいた設定がなされていることを確認できない場合、その旨を発電運営グループマネージャ又は電気・制御グループマネージャに通知する。</p> <p>11. 発電運営グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャは、原子炉主任技術者から第9項又は第10項の規定により定期試験の判定に用いる計器について正しい校正に基づいて設定がなされていることが確認できない旨の通知を受けた場合は、第8項の規定により正しい校正に基づいて設定を行う。</p> <p>※1：第2節（運転上の留意事項）で定められた頻度にも適用する。</p>	<p>び正しい校正の状態を維持するための措置（シール貼付けの方法によるものに限る。）に立会い、かつ、校正記録及びその根拠資料並びに正しい校正の状態を維持するための措置（管理的手法によるものに限る。）に係る記録を確認することにより、当該計器が正しい校正に基づいて設定されていることを確認し、その旨を発電運営グループマネージャ又は電気・制御グループマネージャに通知する。発電運営グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャは、原子炉主任技術者が確認した結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>また、原子炉主任技術者は、当該計器が正しい校正に基づいて設定されていることが確認できない場合、その旨を発電運営グループマネージャ又は電気・制御グループマネージャに通知する。</p> <p>11. 原子炉主任技術者は、定期試験前に、定期試験の判定に用いる計器（ストップウォッチを含む）が正しい校正に基づいて設定がなされていることを確認し、その旨を発電長（2号炉担当）に通知する。発電長（2号炉担当）は、原子炉主任技術者から当該通知を受けた場合に限り、定期試験を実施する。</p> <p>また、原子炉主任技術者は、当該計器が正しい校正に基づいた設定がなされていることを確認できない場合、その旨を発電運営グループマネージャ又は電気・制御グループマネージャに通知する。</p> <p>12. 発電運営グループマネージャ及び電気・制御グループマネージャは、原子炉主任技術者から第10項又は第11項の規定により定期試験の判定に用いる計器について正しい校正に基づいて設定がなされていることが確認できない旨の通知を受けた場合は、第9項の規定により正しい校正に基づいて設定を行う。</p> <p>※1：第2節（運転上の留意事項）で定められた頻度にも適用する。</p> <p>※2：第2.8.7条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p>	<p>項番号の変更</p> <p>項番号の変更</p> <p>項番号の変更</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>表番号の変更</p>																																																								
<p>表2.8.5.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>この規定第2編第2項又はこの規定第2編第3項で定める頻度</td> <td>延長できる時間</td> </tr> <tr> <td>15分に1回</td> <td>3分</td> </tr> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>1.5分</td> </tr> <tr> <td>4時間に1回</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>8時間に1回</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>24時間に1回</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>3日に1回</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>23日</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月に1回</td> <td>46日</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	備考	この規定第2編第2項又はこの規定第2編第3項で定める頻度	延長できる時間	15分に1回	3分	1時間に1回	1.5分	4時間に1回	1時間	8時間に1回	2時間	12時間に1回	3時間	24時間に1回	6時間	毎日1回	所定の直の時間帯で確認する。	3日に1回	1日	1週間に1回	2日	1ヶ月に1回	7日	3ヶ月に1回	23日	6ヶ月に1回	46日	<p>表2.8.6.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>この規定第2編第2項又はこの規定第2編第3項で定める頻度</td> <td>延長できる時間</td> </tr> <tr> <td>15分に1回</td> <td>3分</td> </tr> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>1.5分</td> </tr> <tr> <td>4時間に1回</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>8時間に1回</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>24時間に1回</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>3日に1回</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>23日</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月に1回</td> <td>46日</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	備考	この規定第2編第2項又はこの規定第2編第3項で定める頻度	延長できる時間	15分に1回	3分	1時間に1回	1.5分	4時間に1回	1時間	8時間に1回	2時間	12時間に1回	3時間	24時間に1回	6時間	毎日1回	所定の直の時間帯で確認する。	3日に1回	1日	1週間に1回	2日	1ヶ月に1回	7日	3ヶ月に1回	23日	6ヶ月に1回	46日	<p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>
頻度	備考																																																									
この規定第2編第2項又はこの規定第2編第3項で定める頻度	延長できる時間																																																									
15分に1回	3分																																																									
1時間に1回	1.5分																																																									
4時間に1回	1時間																																																									
8時間に1回	2時間																																																									
12時間に1回	3時間																																																									
24時間に1回	6時間																																																									
毎日1回	所定の直の時間帯で確認する。																																																									
3日に1回	1日																																																									
1週間に1回	2日																																																									
1ヶ月に1回	7日																																																									
3ヶ月に1回	23日																																																									
6ヶ月に1回	46日																																																									
頻度	備考																																																									
この規定第2編第2項又はこの規定第2編第3項で定める頻度	延長できる時間																																																									
15分に1回	3分																																																									
1時間に1回	1.5分																																																									
4時間に1回	1時間																																																									
8時間に1回	2時間																																																									
12時間に1回	3時間																																																									
24時間に1回	6時間																																																									
毎日1回	所定の直の時間帯で確認する。																																																									
3日に1回	1日																																																									
1週間に1回	2日																																																									
1ヶ月に1回	7日																																																									
3ヶ月に1回	23日																																																									
6ヶ月に1回	46日																																																									

注) 下線及び変更箇所表示部は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第2.8.6条 運転上の制限を満足しない場合は、各マナージャーが第3節（運転上の制限）第21.9条（停止余熱）から第2.8.4.4条（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施）の第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各マナージャーは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各マナージャーは、この規定第2編第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各マナージャーは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>4. 各マナージャーは、運転上の制限を満足していないと判断した時点（要求される措置に対する完了時間の起点）から、要求される措置を開始する。なお、要求される措置の運用方法については、表2.8.6の例に準拠するものとする。</p> <p>5. 運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第3項で定めるいずれの条項にも該当しない場合、発電長（2号炉担当）は、1.3時間以内にモード3、3.7時間以内にモード4、5.7時間以内にモード5へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなつた場合、もしくは運転上の制限を満足していると判断した場合は、モードの移行を完了させる必要はない。</p> <p>6. 発電長（2号炉担当）は、要求される措置を実施するにあたり、この要求される措置に記載がある場合を除き、原子炉熱出力の上昇及び原子炉起動状態へ近づくとモードへの移行を行ってはならない。</p> <p>7. 各マナージャーは、運転上の制限を満足していない期間は、要求される措置がある場合を除き、当該条文の第2項で定める事項を実施する必要はない。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかつた事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>8. 運転上の制限を満足していると判断するにあたり、当該条文の第2項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は、これを当該条文の第2項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>9. 要求される措置を実施した場合、その内容が当該条文の第2項で定める事項の一部又は全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文の第2項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>10. 各マナージャーは、運転上の制限を満足しない場合において、要求される措置の完了時間内に、当該運転上の制限を満足していると判断した場合、もしくは当該運転上の制限が適用されるモードでなくなつた場合は、この要求される措置に記載がある場合を除き、それ以後その要求される措置を継続して実施する必要はない。</p> <p>11. 各マナージャーは、運転上の制限を満足しない場合となった後において、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告するとともに発電長（2号炉担当）に通知する。発電長（2号炉担当）は、原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくとモードへの移行</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第2.8.7条 運転上の制限を満足しない場合は、各マナージャーが第3節（運転上の制限）第21.9条（停止余熱）から第2.8.5.5条（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施）の第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各マナージャーは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各マナージャーは、この規定第2編第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各マナージャーは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>4. 各マナージャーは、運転上の制限を満足していないと判断した時点（要求される措置に対する完了時間の起点）から、要求される措置を開始する。なお、要求される措置の運用方法については、表2.8.7の例に準拠するものとする。</p> <p>5. 運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第3項で定めるいずれの条項にも該当しない場合、発電長（2号炉担当）は、1.3時間以内にモード3、3.7時間以内にモード4、5.7時間以内にモード5へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなつた場合、もしくは運転上の制限を満足していると判断した場合は、モードの移行を完了させる必要はない。</p> <p>6. 発電長（2号炉担当）は、要求される措置を実施するにあたり、この要求される措置に記載がある場合を除き、原子炉熱出力の上昇及び原子炉起動状態へ近づくとモードへの移行を行ってはならない。</p> <p>7. 各マナージャーは、運転上の制限を満足していない期間は、要求される措置がある場合を除き、当該条文の第2項で定める事項を実施する必要はない。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかつた事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>8. 運転上の制限を満足していると判断するにあたり、当該条文の第2項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は、これを当該条文又は他の条文の第2項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>9. 要求される措置を実施した場合、その内容が当該条文の第2項で定める事項の一部又は全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文又は他の条文の第2項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>10. 各マナージャーは、運転上の制限を満足しない場合となった後において、要求される措置の完了時間内に、当該運転上の制限を満足していると判断した場合、もしくは当該運転上の制限が適用されるモードでなくなつた場合は、この要求される措置に記載がある場合を除き、それ以後その要求される措置を継続して実施する必要はない。</p> <p>11. 各マナージャーは、運転上の制限を満足しない場合となった後において、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告するとともに発電長（2号炉担当）に通知する。発電長（2号炉担当）は、原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくとモードへの移行</p>	<p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p> <p>重大事故等対処設備の運用の明確化</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

を行う場合は、原子炉主任技術者の確認を得る。
 12. 要求される措置を実施するにあたり、緊急を要する場合、発電長（2号炉担当）は、他のマネージャークの所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を所管マネージャーに連絡する。

表2.8.6

条 件	要求される措置	完了時間
A. 機能Xが確認できない場合 及び A2. 機能Xを確認する。 又は B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。	A1. 機能Xの代替機能を確認する。 及び A2. 機能Xを確認する。 B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。	1時間、 その後の8時間 に1回 3日 8時間 8時間
C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合	C1. 機能Xを確認する。 又は C2. 機能Yを確認する。	1時間 1時間
D. 条件A、B、又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. モード3にする。 及び D2. モード4にする。	1.2時間 3.6時間

- 要求される措置A1及びA2。（又は要求される措置B1もしくはB2。）の完了時間の起点は、いずれも条件A（又はB。）であると判断した時点（運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ）である。また、要求される措置C1及びC2並びにD1及びD2の完了時間の起点は、いずれも条件C又はDに移行した時点である。
- 条件B。（機能Yが確認できない場合）であると判断した場合、要求される措置B1又はB2を実施するが、いずれの措置も8時間以内に達成することが困難と判断した場合は、8時間を待たずに条件Dに移行することができる。この時、要求される措置D1及びD2の完了時間の起点は条件Dに移行した時点である。
- 要求される措置A1を1時間以内に達成できない場合又はその後の8時間毎の確認ができない場合は、条件Dへ移行する。この時、要求される措置D1及びD2の実施と並行して要求される措置A1及びA2を実施し、要求される措置A1が要求される措置A2の完了時間である3日以内に達成できなければ、その時点で要求される措置D1及びD2の実施要求はなく、原子炉熱出力は条件Dへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置A2を3日以内（起点は最初に条件Aであると判断した時点）に達成させる。
- (3)において、要求される措置A2を3日以内に達成できない場合は、その時点から条件Dへ移行する。この時、要求される措置D1及びD2の完了時間の起点は、改めて条件Dに移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。

(以下、省略)

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

を行う場合は、原子炉主任技術者の確認を得る。
 12. 要求される措置を実施するにあたり、緊急を要する場合、発電長（2号炉担当）は、他のマネージャークの所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を所管マネージャーに連絡する。

表2.8.7

条 件	要求される措置	完了時間
A. 機能Xが確認できない場合 及び A2. 機能Xを確認する。 又は B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。	A1. 機能Xの代替機能を確認する。 及び A2. 機能Xを確認する。 B1. 機能Yを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を30%未満にする。	1時間、 その後の8時間 に1回 3日 8時間 8時間
C. 機能Xが確認できない場合 及び 機能Yが確認できない場合	C1. 機能Xを確認する。 又は C2. 機能Yを確認する。 D1. モード3にする。 及び D2. モード4にする。	1時間 1.2時間 3.6時間

- 要求される措置A1及びA2。（又は要求される措置B1もしくはB2。）の完了時間の起点は、いずれも条件A（又はB。）であると判断した時点（運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ）である。また、要求される措置C1及びC2並びにD1及びD2の完了時間の起点は、いずれも条件C又はDに移行した時点である。
- 条件B。（機能Yが確認できない場合）であると判断した場合、要求される措置B1又はB2を実施するが、いずれの措置も8時間以内に達成することが困難と判断した場合は、8時間を待たずに条件Dに移行することができる。この時、要求される措置D1及びD2の完了時間の起点は条件Dに移行した時点である。
- 要求される措置A1を1時間以内に達成できない場合又はその後の8時間毎の確認ができない場合は、条件Dへ移行する。この時、要求される措置D1及びD2の実施と並行して要求される措置A1及びA2を実施し、要求される措置A1が要求される措置A2の完了時間である3日以内に達成できなければ、その時点で要求される措置D1及びD2の実施要求はなく、原子炉熱出力は条件Dへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置A2を3日以内（起点は最初に条件Aであると判断した時点）に達成させる。
- (3)において、要求される措置A2を3日以内に達成できない場合は、その時点から条件Dへ移行する。この時、要求される措置D1及びD2の完了時間の起点は、改めて条件Dに移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。

(以下、省略)

備考

表番号の変更

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）</p> <p>第2.8.7条 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する*1。なお、運用方法については、表2.8.6の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて点検・保修を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する*1。</p> <p>3. 第1項及び第2項の実施については、第2.8.6条（運転上の制限を満足しない場合）第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4. 各マネージャーは、第1項又は第2項に基づき点検・保修を行う場合、関係マネージャーと協議し実施する。</p> <p>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6. 第1項を実施する場合、各マネージャーは、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置*2を順次実施し、その全てが終了した時点から2.4時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>7. 第1項又は第2項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第2.8.6条（運転上の制限を満足しない場合）第3項、第7項、第8項、第9項及び第10項に準拠する。</p> <p>8. 各マネージャーは、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、又は第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9. 各マネージャーは、運転上の制限外へ移行した場合及び運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>10. 各マネージャーは、第2項に基づき点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：この規定第2編第2項に基づき確認として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）</p> <p>第2.8.8条 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する*1。なお、運用方法については、表2.8.7の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて点検・保修を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する*1。</p> <p>3. 各マネージャーは、表2.8.8で定める設備について、保安計画に基づき定期的にを行う点検・保修を実施する場合は、回表に定める点検時の措置を実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項及び第3項の実施については、第2.8.7条（運転上の制限を満足しない場合）第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各マネージャーは、第1項、第2項又は第3項に基づき点検・保修を行う場合、関係マネージャーと協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項及び第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第1項を実施する場合、各マネージャーは、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置*2を順次実施し、その全てが終了した時点から2.4時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8. 第1項、第2項は第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第2.8.7条（運転上の制限を満足しない場合）第3項、第7項、第8項、第9項及び第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各マネージャーは、第1項若しくは第3項の場合において要求される措置若しくは点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合、又は第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各マネージャーは、運転上の制限外へ移行した場合及び運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>11. 各マネージャーは、第2項に基づき点検・保修及び第3項において、完了時間を越えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：この規定第2編第2項に基づき確認として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>条番号の変更</p> <p>表番号の変更</p> <p>新規制基準を踏まえた計画的な点検・保守運用の明確化</p> <p>条番号及び項目番号の変更</p> <p>新規制基準を踏まえた計画的な点検・保守運用の明確化</p> <p>項番号の変更</p> <p>新規制基準を踏まえた計画的な点検・保守運用の明確化</p> <p>項番号の変更</p> <p>新規制基準を踏まえた計画的な点検・保守運用の明確化</p> <p>項番号の変更</p> <p>新規制基準を踏まえた計画的な点検・保守運用の明確化</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

備考	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）		敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）																																																		
<p>新規制基準を踏まえた計画的な点検・保守運用の明確化</p>	<p>表288</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第288条適用時期</th> <th>点検時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第266条の2</td> <td>放水ピット逆流防止設備</td> <td>モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外</td> <td>・使用済燃料ピット水位がEL.6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。</td> <td>点検前^{※3} その後の毎日1回</td> </tr> <tr> <td>第271条</td> <td>外部電源</td> <td>モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間</td> <td>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※4}する。</td> <td>点検前^{※3} その後の毎日1回 点検前^{※3} 点検期間が完了時間(30日)を超えて点検を実施する場合は、その後の1か月に1回</td> </tr> <tr> <td>第283条(283-12-3)</td> <td>使用済燃料ピット温度計(AM) 使用済燃料ピット状態監視カメラ</td> <td>使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外</td> <td>・使用済燃料ピット水位がEL.6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。</td> <td>点検前^{※3} その後の1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>第283条(283-15-3)</td> <td>蓄電池(重大事故等対処用)</td> <td>モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外</td> <td>・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・空冷式非常用発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。</td> <td>点検前^{※3} 点検前^{※3}</td> </tr> <tr> <td>第283条(283-15-4)</td> <td>充電器(重大事故等対処用)</td> <td>モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外</td> <td>・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・空冷式非常用発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・点検対象外の燃料貯蔵タンクが運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>点検前^{※3} 点検前^{※3} 点検前^{※3} その後の毎日1回</td> </tr> <tr> <td>第283条(283-17-1)</td> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外</td> <td>・使用済燃料ピット水位がEL.6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。</td> <td>点検前^{※3} その後の毎日1回</td> </tr> <tr> <td>第283条(283-19-1)</td> <td>緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</td> <td>モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外</td> <td>・代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 ・点検対象外の緊急時対策所用発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。</td> <td>点検前^{※3} 点検前^{※3}</td> </tr> <tr> <td>第283条(283-21-2)</td> <td>燃料油貯蔵タンク(北側) 燃料油貯蔵タンク(南側)</td> <td>モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外</td> <td>・使用済燃料ピット水位がEL.6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。</td> <td>点検前^{※3} その後の毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>				関連条文	点検対象設備	第288条適用時期	点検時の措置	実施頻度	第266条の2	放水ピット逆流防止設備	モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外	・使用済燃料ピット水位がEL.6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の毎日1回	第271条	外部電源	モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認 ^{※4} する。	点検前 ^{※3} その後の毎日1回 点検前 ^{※3} 点検期間が完了時間(30日)を超えて点検を実施する場合は、その後の1か月に1回	第283条(283-12-3)	使用済燃料ピット温度計(AM) 使用済燃料ピット状態監視カメラ	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外	・使用済燃料ピット水位がEL.6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回	第283条(283-15-3)	蓄電池(重大事故等対処用)	モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・空冷式非常用発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前 ^{※3} 点検前 ^{※3}	第283条(283-15-4)	充電器(重大事故等対処用)	モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・空冷式非常用発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・点検対象外の燃料貯蔵タンクが運転上の制限を満足していることを確認する。	点検前 ^{※3} 点検前 ^{※3} 点検前 ^{※3} その後の毎日1回	第283条(283-17-1)	中央制御室非常用循環フィルタユニット	モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外	・使用済燃料ピット水位がEL.6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の毎日1回	第283条(283-19-1)	緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク	モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外	・代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 ・点検対象外の緊急時対策所用発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前 ^{※3} 点検前 ^{※3}	第283条(283-21-2)	燃料油貯蔵タンク(北側) 燃料油貯蔵タンク(南側)	モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外	・使用済燃料ピット水位がEL.6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の毎日1回	<p>(なし)</p>			
関連条文	点検対象設備	第288条適用時期	点検時の措置	実施頻度																																																	
第266条の2	放水ピット逆流防止設備	モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外	・使用済燃料ピット水位がEL.6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の毎日1回																																																	
第271条	外部電源	モード1, 2, 3, 4, 5, 6及び使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 ・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認 ^{※4} する。	点検前 ^{※3} その後の毎日1回 点検前 ^{※3} 点検期間が完了時間(30日)を超えて点検を実施する場合は、その後の1か月に1回																																																	
第283条(283-12-3)	使用済燃料ピット温度計(AM) 使用済燃料ピット状態監視カメラ	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外	・使用済燃料ピット水位がEL.6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回																																																	
第283条(283-15-3)	蓄電池(重大事故等対処用)	モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・空冷式非常用発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前 ^{※3} 点検前 ^{※3}																																																	
第283条(283-15-4)	充電器(重大事故等対処用)	モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・空冷式非常用発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。 ・点検対象外の燃料貯蔵タンクが運転上の制限を満足していることを確認する。	点検前 ^{※3} 点検前 ^{※3} 点検前 ^{※3} その後の毎日1回																																																	
第283条(283-17-1)	中央制御室非常用循環フィルタユニット	モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外	・使用済燃料ピット水位がEL.6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の毎日1回																																																	
第283条(283-19-1)	緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク	モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外	・代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 ・点検対象外の緊急時対策所用発電機が動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前 ^{※3} 点検前 ^{※3}																																																	
第283条(283-21-2)	燃料油貯蔵タンク(北側) 燃料油貯蔵タンク(南側)	モード1, 2, 3, 4, 5及び6以外	・使用済燃料ピット水位がEL.6.78m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の毎日1回																																																	

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(なし)</p>	<p>※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から2.4時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基²⁰を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第288条適用時期が使用済燃料ピットに照射済燃料を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：代替品の補充等</p> <p>※6：モード1、2、3、及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p>	<p>新規制基準を踏まえた計画的な点検・保守運用の明確化</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(運転上の制限に関する記録) 第2.8.8条 発電長（2号炉担当）は、モードを変更した場合は、運転日誌に変更した時刻及びモードを記録する。</p> <p>2. 発電長（2号炉担当）は、各マネージャからの運転上の制限を満足しない場合に係る通知を受けた場合、又は自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合は、運転上の制限を満足していないと判断した時刻、当該運転上の制限、要求される措置の実施結果（保修作業結果を含む。）、運転上の制限を満足しているかと判断した時刻を運転日誌に記録する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、各マネージャからの運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、又は自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、運転上の制限外へ移行した時刻、当該運転上の制限、要求される措置又は安全措置の実施結果、運転上の制限外から復帰しているかと判断した時刻、点検・保修の内容を運転日誌に記録する。</p>	<p>(運転上の制限に関する記録) 第2.8.9条 発電長（2号炉担当）は、モードを変更した場合は、運転日誌に変更した時刻及びモードを記録する。</p> <p>2. 発電長（2号炉担当）は、各マネージャからの運転上の制限を満足しない場合に係る通知を受けた場合、又は自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合は、運転上の制限を満足していないと判断した時刻、当該運転上の制限、要求される措置の実施結果（保修作業結果を含む。）、運転上の制限を満足しているかと判断した時刻を運転日誌に記録する。</p> <p>3. 発電長（2号炉担当）は、各マネージャからの運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、又は自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、運転上の制限外へ移行した時刻、当該運転上の制限、要求される措置又は安全措置の実施結果、運転上の制限外から復帰しているかと判断した時刻、点検・保修の内容を運転日誌に記録する。</p>	<p>条番号の変更</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>第4節 異常時の措置 （異常時の基本的な対応） 第2.8.9.9条 発電長（2号炉担当）は、原子炉施設に次の各号に示す事象が発生した場合、発電室長に報告する。 (1) 原子炉の自動トリップ信号が発信した場合*1 (2) 原子炉が自動トリップすべき事象が発生したと判断されるにもかかわらず、自動トリップ信号が発信しない場合 (3) 原子炉を手動トリップした場合*1 2. 発電長（2号炉担当）は、使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合、発電室長に報告する。 3. 発電室長は、第1項又は第2項の報告を受けた場合、関係する各室長に、その原因調査及び対応措置を指示するとともに、所長及び原子炉主任技術者に報告する。 4. 関係する各室長は、第3項の指示を受けた場合、原因調査及び対応措置を実施するとともに、その結果を発電室長に報告する。 5. 発電室長は、第4項の報告を受けた場合、原因及び対応措置について所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、発電長（2号炉担当）に連絡*2する。 6. 第1項の異常の原因が、第2.9.1条（異常取束後の措置）第3項に該当する場合は、第3項から第5項を省略することができる。 ※1：予定された検査又は確認による場合を除く。 ※2：この場合の発電長への連絡は、その時点での当直業務を担当している発電長（2号炉担当）への連絡をいう。</p> <p>（異常時の措置） 第2.9.0条 発電長（2号炉担当）は、第2.8.9.9条（異常時の基本的な対応）第1項に該当する事象が発生した場合は、その状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。 2. 発電長（2号炉担当）は、第1項の必要な措置を講じるにあたっては、添付2-1に示す「異常時の運転操作基準」に従って実施する。なお、使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいを抑制するために、燃料取扱棟空気浄化系の動作状況の確認等必要な措置を講じる。 3. 第2.8.9.9条（異常時の基本的な対応）第1項に該当する事象が発生してから発電長（2号炉担当）がその取束を判断するまでの期間は、第3節（運転上の制限）は適用されない。 4. 発電長（2号炉担当）は、第3項の判断を行うにあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。 5. 第2.8.9.9条（異常時の基本的な対応）第1項の異常の原因が、第2.9.1条（異常取束後の措置）第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。</p>	<p>第4節 異常時の措置 （異常時の基本的な対応） 第2.9.0条 発電長（2号炉担当）は、原子炉施設に次の各号に示す事象が発生した場合、発電室長に報告する。 (1) 原子炉の自動トリップ信号が発信した場合*1 (2) 原子炉が自動トリップすべき事象が発生したと判断されるにもかかわらず、自動トリップ信号が発信しない場合 (3) 原子炉を手動トリップした場合*1 2. 発電長（2号炉担当）は、使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合、発電室長に報告する。 3. 発電室長は、第1項又は第2項の報告を受けた場合、関係する各室長に、その原因調査及び対応措置を指示するとともに、所長及び原子炉主任技術者に報告する。 4. 関係する各室長は、第3項の指示を受けた場合、原因調査及び対応措置を実施するとともに、その結果を発電室長に報告する。 5. 発電室長は、第4項の報告を受けた場合、原因及び対応措置について所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、発電長（2号炉担当）に連絡*2する。 6. 第1項の異常の原因が、第2.9.2条（異常取束後の措置）第3項に該当する場合は、第3項から第5項を省略することができる。 ※1：予定された検査又は確認による場合を除く。 ※2：この場合の発電長への連絡は、その時点での当直業務を担当している発電長（2号炉担当）への連絡をいう。</p> <p>（異常時の措置） 第2.9.1条 発電長（2号炉担当）は、第2.9.0条（異常時の基本的な対応）第1項に該当する事象が発生した場合は、その状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。 2. 発電長（2号炉担当）は、第1項の必要な措置を講じるにあたっては、添付2-1に示す「異常時の運転操作基準」に従って実施する。なお、使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいを抑制するために、燃料取扱棟空気浄化系の動作状況の確認等必要な措置を講じる。 3. 第2.9.0条（異常時の基本的な対応）第1項に該当する事象が発生してから発電長（2号炉担当）がその取束を判断するまでの期間は、第3節（運転上の制限）は適用されない。 4. 発電長（2号炉担当）は、第3項の判断を行うにあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。 5. 第2.9.0条（異常時の基本的な対応）第1項の異常の原因が、第2.9.2条（異常取束後の措置）第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。</p>	<p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（異常収束後の措置） 第291条 発電長（2号炉担当）は、第289条（異常時の基本的な対応）第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていること及び各モードに応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。 2. 発電長（2号炉担当）は、第289条（異常時の基本的な対応）第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。 3. 発電長（2号炉担当）は、第289条（異常時の基本的な対応）第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)又は(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。 (1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合又は波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合。 (2) 第217条（地震・火災発生時の対応）第3項の措置として原子炉をトリップさせた場合。</p> <p>第299条 ～ 第299条 欠番</p>	<p>（異常収束後の措置） 第292条 発電長（2号炉担当）は、第290条（異常時の基本的な対応）第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていること及び各モードに応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。 2. 発電長（2号炉担当）は、第290条（異常時の基本的な対応）第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。 3. 発電長（2号炉担当）は、第290条（異常時の基本的な対応）第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)又は(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。 (1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合又は波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合。 (2) 第217条（火災発生時の体制の整備）及び第217条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）の措置として原子炉をトリップさせた場合。</p> <p>第293条 ～ 第299条 欠番</p>	<p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>新規制基準を踏まえた運用の明確化</p> <p>条番号の変更</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第301条 炉心・燃料グループマネージャは、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵ピット又は使用済燃料ピット（以下、本編において「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 新燃料取扱クレーン、新燃料エレベーター又は使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第301条 炉心・燃料グループマネージャは、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵ピット又は使用済燃料ピット（以下、本編において「貯蔵施設」という。）に貯蔵し、1ヶ月に1回以上^{※1}、巡視点検により、貯蔵状態等に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないことを確認すること</p> <p>(3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(4) 新燃料取扱クレーン、新燃料エレベーター又は使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(5) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p>(6) 新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p>	<p>新規制基準を踏まえた確認事項の追加</p> <p>新規制基準を踏まえた確認事項の追加</p> <p>項番号の変更</p> <p>項番号の変更</p> <p>項番号の変更</p> <p>新規制基準を踏まえた確認事項の追加</p> <p>新規制基準を踏まえた確認事項の追加</p>

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(燃料の検査)</p> <p>第302条 炉心・燃料グループマネージャは、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャは、定期検査を行うために原子炉を停止する場合の1次冷却材中のより素131の増加量の測定結果等から、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えい又は漏えいの疑い有りと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャは、第1項又は第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち使用済燃料ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 炉心・燃料グループマネージャは、第1項又は第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ビットクレーンを使用する。</p>	<p>(燃料の検査)</p> <p>第302条 炉心・燃料グループマネージャは、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャは、定期検査を行うために原子炉を停止する場合の1次冷却材中のより素131の増加量の測定結果等から、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えい又は漏えいの疑い有りと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャは、第1項又は第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち使用済燃料ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 炉心・燃料グループマネージャは、第1項又は第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ビットクレーンを使用すること</p> <p>(2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 使用済燃料ビットクレーン使用時の吊鉤の重量及び吊上げ上限高さを管理すること</p>	<p>新規制基準を踏まえた遵守事項の追加</p> <p>新規制基準を踏まえた遵守事項の追加</p> <p>新規制基準を踏まえた遵守事項の追加</p>
<p>(燃料の取替等)</p> <p>第303条 炉心・燃料グループマネージャは、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法及び体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電管理室長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。</p> <p>(1) 停止余裕</p> <p>(2) 燃料棒最大線出力密度</p> <p>(3) 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>(4) $F^{N,XY}$</p> <p>(5) 減速材温度係数</p> <p>(6) 最大反応度添加率</p> <p>(7) 制御棒クラスタ落下時のワースト及び $F^{N,XY}$</p> <p>(8) 制御棒クラスタ飛出し時のワースト及び F^0</p> <p>3. 所長は、前項の通知を受け、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャに指示する。炉心・燃料グループマネージャは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>4. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ発電管理室長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。所長は、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャに指示する。炉心・燃料グループマネージャは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足</p>	<p>(燃料の取替等)</p> <p>第303条 炉心・燃料グループマネージャは、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法及び体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電管理室長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。</p> <p>(1) 停止余裕</p> <p>(2) 燃料棒最大線出力密度</p> <p>(3) 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>(4) $F^{N,XY}$</p> <p>(5) 減速材温度係数</p> <p>(6) 最大反応度添加率</p> <p>(7) 制御棒クラスタ落下時のワースト及び $F^{N,XY}$</p> <p>(8) 制御棒クラスタ飛出し時のワースト及び F^0</p> <p>3. 所長は、前項の通知を受け、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャに指示する。炉心・燃料グループマネージャは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>4. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ発電管理室長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。所長は、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャに指示する。炉心・燃料グループマネージャは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足</p>	

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>5. 発電長（2号炉担当）は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと</p> <p>(2) 新燃料取扱クレーン、新燃料エレベータ、燃料取替クレーン、燃料移送装置又は使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>第304条、第305条 欠番</p> <p>（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第306条 炉心・燃料グループマネージャは、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットに貯蔵すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p>	<p>していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>5. 発電長（2号炉担当）は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと</p> <p>(2) 新燃料取扱クレーン、新燃料エレベータ、燃料取替クレーン、燃料移送装置又は使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること</p> <p>第304条、第305条 欠番</p> <p>（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第306条 炉心・燃料グループマネージャは、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットに貯蔵し、1ヶ月に1回以上、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(5) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p>(6) 使用済燃料の貯蔵に際し、使用済燃料の落下を防止する措置を講じること</p> <p>(7) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること</p> <p>(8) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること</p> <p>(9) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ゾックの空き容量を確保されていることを、(1)に定める巡視点検時に確認すること</p>	<p>新規制基準を踏まえた遵守事項の追加 新規制基準を踏まえた遵守事項の追加</p> <p>新規制基準を踏まえた遵守事項の追加 新規制基準を踏まえた遵守事項の追加 項番号の変更 項番号の変更 新規制基準を踏まえた遵守事項の追加 新規制基準を踏まえた遵守事項の追加 新規制基準を踏まえた遵守事項の追加 新規制基準を踏まえた遵守事項の追加</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第307条 炉心・燃料グループマナーは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレームを使用すること</p> <p>2. 炉心・燃料グループマナーは、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレームを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3. 炉心・燃料グループマナーは、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所には法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマナーは、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマナーは、管理区域内で第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 炉心・燃料グループマナーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第307条 炉心・燃料グループマナーは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレームを使用すること</p> <p>2. 炉心・燃料グループマナーは、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレームを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>(5) 使用済燃料の運搬に際し、使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーム使用時の吊钩の重量及び吊上げ上限高さを管理すること</p> <p>3. 炉心・燃料グループマナーは、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所には法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマナーは、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマナーは、管理区域内で第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 炉心・燃料グループマナーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>新規制基準を踏まえた遵守事項の追加</p> <p>新規制基準を踏まえた遵守事項の追加</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																												
<p>表3.1.3</p> <table border="1" data-bbox="295 1720 686 2027"> <tr><td>タンク点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td></tr> <tr><td>配管点検等</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td></tr> <tr><td>空調点検等</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td></tr> <tr><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> <tr><td>燃料取扱用水タンク水の回収時</td></tr> </table> <p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第3.1.4条 放射線・化学管理グループマネージャは、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下、本編において「汚染のおそれのない管理区域」という。）</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付2-2に示す区域とする。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャは、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線・化学管理グループマネージャはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャは、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p> <p>(保全区域)</p> <p>第3.1.8条 保全区域は、添付2-3に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャは、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	燃料取扱用水タンク水の回収時	<p>表3.1.3</p> <table border="1" data-bbox="295 817 686 1124"> <tr><td>タンク点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td></tr> <tr><td>配管点検等</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td></tr> <tr><td>空調点検等</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td></tr> <tr><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> <tr><td>燃料取扱用水タンク水の回収時</td></tr> </table> <p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第3.1.4条 放射線・化学管理グループマネージャは、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下、本編において「汚染のおそれのない管理区域」という。）</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付2-4に示す区域とする。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャは、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線・化学管理グループマネージャはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャは、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p> <p>(保全区域)</p> <p>第3.1.8条 保全区域は、添付2-5に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャは、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	燃料取扱用水タンク水の回収時	<p>添付番号の変更</p> <p>添付番号の変更</p>
タンク点検等																														
ポンプ点検等																														
バルブ点検等																														
配管点検等																														
ケーブル点検等																														
空調点検等																														
計測器類点検等																														
監視カメラ点検等																														
扉・シャッター修理他作業																														
清掃作業																														
建物補修																														
搬出入作業																														
物品の仮置																														
燃料取扱用水タンク水の回収時																														
タンク点検等																														
ポンプ点検等																														
バルブ点検等																														
配管点検等																														
ケーブル点検等																														
空調点検等																														
計測器類点検等																														
監視カメラ点検等																														
扉・シャッター修理他作業																														
清掃作業																														
建物補修																														
搬出入作業																														
物品の仮置																														
燃料取扱用水タンク水の回収時																														

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>第8章 保守管理 （保守管理計画） 第328条 保守管理を実施するにあたり、次の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（IEAC4209-2007）」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標 （1）社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 （2）さらに、第328条の2に定める長期保守管理方針を策定又は変更した場合には、長期保守管理方針に使い、保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。 （3）組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 （1）重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 （2）重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 （3）「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、本編において「技術基準規則」という。）」に規定される設備 （4）炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 （5）その他自ら定める設備</p> <p>5. 保全重要度の設定 組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。</p>	<p>第8章 保守管理 （保守管理計画） 第328条 保守管理を実施するにあたり、次の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（IEAC4209-2007）」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標 （1）社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 （2）さらに、第328条の2に定める長期保守管理方針を策定又は変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。 （3）組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 （1）重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 （2）重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 （3）「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、本編において「技術基準規則」という。）」に規定される設備 （4）設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可又は認可を受けた設備 （5）多様性拡張設備※1 （6）炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 （7）その他自ら定める設備 ※1：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備として使用される。</p> <p>5. 保全重要度の設定 組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。</p>	<p>新規制基準を踏まえた保全対象範囲の追加</p> <p>新規制基準を踏まえた保全対象範囲の追加 番号の変更 番号の変更 新規制基準を踏まえた保全対象範囲の追加</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、P、S_Aから得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、P、S_Aから得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。 ① 7,000 臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数 ② 7,000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数 b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。 ① 予防可能故障 (MPFF) 回数 ② 非待機 (UA) 時間*1 (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。 b) 系統レベルの保全活動管理指標 ① 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 ② 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績、並びに第4章運転管理第3節（運転上の制限）第219条から第234条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。 (3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 組織は、監視計画に依り保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>*1：非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>7. 保全計画の策定 (1) 組織は、4.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p>	<p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重大事故等対処設備に該当すること、又は重要度分類指針の重要度に基づき、<u>進歩論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>進歩論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。 ① 7,000 臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数 ② 7,000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数 b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。 ① 予防可能故障 (MPFF) 回数 ② 非待機 (UA) 時間*2 (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。 b) 系統レベルの保全活動管理指標 ① 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 ② 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績、並びに第4章運転管理第3節（運転上の制限）第219条から第235条第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。 (3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 組織は、監視計画に依り保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>*2：非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>7. 保全計画の策定 (1) 組織は、4.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p>	<p>新規制基準を踏まえた重大事故等対処設備の保全重要度の異なる事項を追加記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>注釈番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>注釈番号の変更</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。このうち、安全上重要な機器等^{※2}の補修、取替え及び改造については、法令に基づく必要な手続き^{※4}の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 検査及び試験の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 検査及び試験の実施時期</p> <p>※2：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構築物をいう。（以下、本条及び第341条において同じ。）</p> <p>※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条及び第341条において同じ。）</p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p>	<p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。このうち、安全上重要な機器等^{※3}の補修、取替え及び改造については、法令に基づく必要な手続き^{※4}の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 検査及び試験の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 検査及び試験の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構築物をいう。（以下、本条及び第341条において同じ。）</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条及び第341条において同じ。）</p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p>	<p>注釈番号の変更</p> <p>注釈番号の変更</p> <p>注釈番号の変更</p> <p>注釈番号の変更</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a) 工事計画</p> <p>b) 設計管理</p> <p>c) 調達管理</p> <p>d) 工事管理</p> <p>(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p>なお、安全上重要な機器等の点検・補修等について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構造物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※1}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができないう場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{※1}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(3) 安全上重要な機器等の点検・補修等であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※1: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) 組織は、以下のa)及びb)の場合には、不適管理を行ったうえで、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a) 点検・補修等を実施した構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができないう場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、(1)a)及びb)の場合の不適管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p>	<p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a) 工事計画</p> <p>b) 設計管理</p> <p>c) 調達管理</p> <p>d) 工事管理</p> <p>(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p>なお、安全上重要な機器等の点検・補修等について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構造物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができないう場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(3) 安全上重要な機器等の点検・補修等であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※5: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) 組織は、以下のa)及びb)の場合には、不適管理を行ったうえで、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a) 点検・補修等を実施した構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができないう場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、(1)a)及びb)の場合の不適管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p>	<p>注釈番号の変更</p> <p>注釈番号の変更</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)</p> <p>第328条の2 所長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物^{※1}について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号の結果に基づき10年間に実施すべき長期保守管理方針の策定</p> <p>2. 所長は、原子炉を運転することができている期間の延長の認可を申請する場合は、前項に定める機器及び構造物^{※1}について、営業運転を開始した日以降40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号の結果に基づき延長する期間（延長する期間が10年を超えない場合は10年間）に実施すべき長期保守管理方針の策定</p> <p>3. 所長は、第211条の2（原子炉の運転期間）に定める原子炉の運転期間を変更する場合は、その他第1項(1)又は第2項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、第1項(1)又は第2項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に關し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が<u>的確に把握される箇所を除く。</u></p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)</p> <p>第328条の2 所長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物^{※1}並びに<u>常設重大事故等対処設備^{※2}</u>について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号の結果に基づき10年間に実施すべき長期保守管理方針の策定</p> <p>2. 所長は、原子炉を運転することができている期間の延長の認可を申請する場合は、前項に定める機器及び構造物^{※1}について、営業運転を開始した日以降40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号の結果に基づき延長する期間（延長する期間が10年を超えない場合は10年間）に実施すべき長期保守管理方針の策定</p> <p>3. 所長は、第211条の2（原子炉の運転期間）に定める原子炉の運転期間を変更する場合は、その他第1項(1)又は第2項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、第1項(1)又は第2項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に關し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が<u>的確に把握される箇所を除く。</u></p> <p>※2：「<u>常設重大事故等対処設備</u>」とは、<u>実用発電用原子炉及びその附属施設</u>の位置、構造及び設備の<u>基盤に関する規則第43条第2項の設備</u>をいう。</p> <p>常設重大事故等対処設備の用語の定義を追加</p>	<p>常設重大事故等対処設備を長期保守管理方針に追加</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																												
<p>第9章 非常時の措置 （原子力防災組織） 第320条 安全・防災グループマネージャーは、原子力災害に係る非常事態（以下、本編において「非常事態」という。）が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。 2. 災害対策本部の本部長は、所長とする。ただし、安全・防災グループマネージャーは、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。 3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p>	<p>第9章 非常時の措置 （原子力防災組織） 第329条 安全・防災グループマネージャーは、原子力災害に係る非常事態（以下、本編において「非常事態」という。）が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、図329に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。 2. 発電所災害対策本部の本部長は、所長とする。ただし、安全・防災グループマネージャーは、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。 3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</p>	<p>新規制基準を踏まえた防災体制図の追加 記載の適正化</p>																												
<p>図329</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">本部</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">作業班</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">組織</th> <th style="width: 25%;">構成</th> <th style="width: 25%;">主たる任務</th> <th style="width: 35%;">組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>○ 原子力防災管理者（所長）</td> <td>・ 原発外活動の統括 ・ 身長の決定</td> <td>情報班 ○ 安全管理室</td> </tr> <tr> <td>本部副代理</td> <td>○ 副原子力防災管理者</td> <td>・ 本部長の補佐</td> <td>広報班 ○ 総務室 ○ 情報</td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>○ 発電所原子炉主任技術者</td> <td>・ 本部長への要員見守 ・ 各班長への動言又は協力</td> <td>庶務班 ○ 総務室 ○ 情報</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>○ 各班長（一部マネージャー）</td> <td>・ 本部長への要員見守 ・ 各班長への動言又は協力</td> <td>情報安全班 ○ 総務室 ○ 情報</td> </tr> <tr> <td>本部補助員</td> <td>○ 本部員が指名する者</td> <td>・ 本部員の補助</td> <td>技術班 ○ 安全管理室</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（非常事態の宣言）</p> <p>第335条 所長は、非常事態が発生した場合は、その旨を宣言して、原子力防災組織の要員を招集し、発電所に災害対策本部を設置する。</p>			本部		作業班		組織	構成	主たる任務	組織	本部長	○ 原子力防災管理者（所長）	・ 原発外活動の統括 ・ 身長の決定	情報班 ○ 安全管理室	本部副代理	○ 副原子力防災管理者	・ 本部長の補佐	広報班 ○ 総務室 ○ 情報	原子炉主任技術者	○ 発電所原子炉主任技術者	・ 本部長への要員見守 ・ 各班長への動言又は協力	庶務班 ○ 総務室 ○ 情報	本部員	○ 各班長（一部マネージャー）	・ 本部長への要員見守 ・ 各班長への動言又は協力	情報安全班 ○ 総務室 ○ 情報	本部補助員	○ 本部員が指名する者	・ 本部員の補助	技術班 ○ 安全管理室
本部		作業班																												
組織	構成	主たる任務	組織																											
本部長	○ 原子力防災管理者（所長）	・ 原発外活動の統括 ・ 身長の決定	情報班 ○ 安全管理室																											
本部副代理	○ 副原子力防災管理者	・ 本部長の補佐	広報班 ○ 総務室 ○ 情報																											
原子炉主任技術者	○ 発電所原子炉主任技術者	・ 本部長への要員見守 ・ 各班長への動言又は協力	庶務班 ○ 総務室 ○ 情報																											
本部員	○ 各班長（一部マネージャー）	・ 本部長への要員見守 ・ 各班長への動言又は協力	情報安全班 ○ 総務室 ○ 情報																											
本部補助員	○ 本部員が指名する者	・ 本部員の補助	技術班 ○ 安全管理室																											
<p>（非常事態の宣言）</p> <p>第335条 所長は、非常事態が発生した場合は、その旨を宣言して、原子力防災組織の要員を招集し、発電所に災害対策本部を設置する。</p>																														
<p>（非常事態の宣言）</p> <p>第335条 所長は、非常事態が発生した場合は、その旨を宣言して、原子力防災組織の要員を招集し、発電所に災害対策本部を設置する。</p>																														

注) 下線及び変更箇所表示部は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(所員への保安教育)</p> <p>第339条 総務グループマネージャは、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表339-1、2、3の実施方針及び具体的な保安教育の内容を定める「力量設定管理要項」に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>2. 総務グループマネージャは、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条（原子炉施設保安運営委員会）第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>3. 各室長は、第1項の保安教育実施計画及び「力量設定管理要項」に基づき、保安教育を実施するとともに、総務グループマネージャは、年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4. 総務グループマネージャは、具体的な保安教育の見直し頻度を定める「力量設定管理要項」に基づき、具体的な保安教育の内容について見直しを行う。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第339条 総務グループマネージャは、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表339-1、2、3の実施方針及び具体的な保安教育の内容を定める「力量設定管理要項」に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>2. 総務グループマネージャは、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条（原子炉施設保安運営委員会）第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>3. 各室長は、第1項の保安教育実施計画及び「力量設定管理要項」に基づき、保安教育を実施するとともに、総務グループマネージャは、年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4. 総務グループマネージャは、具体的な保安教育の見直し頻度を定める「力量設定管理要項」に基づき、具体的な保安教育の内容について見直しを行う。</p>	<p>(変更なし)</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p>第340条 各マネージャーは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合は、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表340の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各マネージャーは、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力企業が行う場合は、当該業務に従事する協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表340の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 各マネージャーは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行わせる場合は、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表339-1、2、3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p>	<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p>第340条 各マネージャーは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合は、当該業務に従事する協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表340の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各マネージャーは、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力企業が行う場合は、当該業務に従事する協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表340の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 各マネージャーは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行わせる場合は、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表339-1、2、3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>4. 各マネージャーは、重大事故等発生時及び大規模根拠発生時における原子炉施設の保金のための活動に関する業務の補助を協力企業に行わせる場合は、当該業務に従事する協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表339-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>5. 各マネージャーは、原子炉施設に関する作業のうち、火災発生時、内部溢水発生時及びその他自然災害発生時における業務の補助を協力企業が表339-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>6. 各マネージャーは、第3項、第4項及び第5項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、毎年度、実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>協力企業従業員の重大事故等発生時及び大規模根拠発生時に備えた保安教育の実施確認を追加</p> <p>項番号の変更並びに第4項及び第5項の追加による変更</p>

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																																																																																																																																
<p>第11章 記録及び報告 (記録) 第341条 各室長及び各マネージャーは、表341-1、表341-3、表341-4及び表341-5に定める保安に関する記録を作成し、保存する。(ただし、表341-1のうち、1.及び2.の記録は保存のみとする。)なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 組織は、表341-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表341-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合*</th> <th>検査の都度</th> <th>検査の都度</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td></td> <td>検査の都度</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期検査の結果</td> <td></td> <td>検査の都度</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視又は点検の結果並びにその担当者の氏名</td> <td></td> <td>毎日1回</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名*2 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)</td> <td></td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td></td> <td>評価の都度</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>6. 熱出力</td> <td></td> <td>原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>7. 炉心の温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>8. 炉心入口温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>9. 冷却材入口温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>10. 冷却材出口温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>11. 冷却材圧力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>12. 冷却材流量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>13. 制御棒位置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>14. 再結合装置内の温度 (1) 静的触媒式水素再結合装置温度 (2) 置式水素燃焼装置温度</td> <td></td> <td>運転中*3 1時間毎</td> <td></td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>15. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td> <td></td> <td>モード1及びモード2において毎日1回</td> <td></td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*	検査の都度	検査の都度	保存期間	1. 使用前検査の結果		検査の都度	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間	2. 定期検査の結果		検査の都度	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間	3. 原子炉施設の巡視又は点検の結果並びにその担当者の氏名		毎日1回	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名*2 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)		保守管理の実施の都度	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名		評価の都度	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	6. 熱出力		原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して		10年間	7. 炉心の温度				10年間	8. 炉心入口温度				10年間	9. 冷却材入口温度				10年間	10. 冷却材出口温度				10年間	11. 冷却材圧力				10年間	12. 冷却材流量				10年間	13. 制御棒位置				10年間	14. 再結合装置内の温度 (1) 静的触媒式水素再結合装置温度 (2) 置式水素燃焼装置温度		運転中*3 1時間毎		1年間	15. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量		モード1及びモード2において毎日1回		1年間	<p>第11章 記録及び報告 (記録) 第341条 各室長及び各マネージャーは、表341-1、表341-3、表341-4及び表341-5に定める保安に関する記録を作成し、保存する。(ただし、表341-1のうち、1.及び2.の記録は保存のみとする。)なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 組織は、表341-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表341-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合*</th> <th>検査の都度</th> <th>検査の都度</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td></td> <td>検査の都度</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期検査の結果</td> <td></td> <td>検査の都度</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視又は点検の結果並びにその担当者の氏名</td> <td></td> <td>毎日1回</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名*2 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)</td> <td></td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td></td> <td>評価の都度</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>6. 熱出力</td> <td></td> <td>原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>7. 炉心の温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>8. 炉心入口温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>9. 冷却材入口温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>10. 冷却材出口温度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>11. 冷却材圧力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>12. 冷却材流量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>13. 制御棒位置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>14. 再結合装置内の温度 (1) 静的触媒式水素再結合装置温度 (2) 置式水素燃焼装置温度</td> <td></td> <td>運転中*3 1時間毎</td> <td></td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>15. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td> <td></td> <td>モード1及びモード2において毎日1回</td> <td></td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*	検査の都度	検査の都度	保存期間	1. 使用前検査の結果		検査の都度	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間	2. 定期検査の結果		検査の都度	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間	3. 原子炉施設の巡視又は点検の結果並びにその担当者の氏名		毎日1回	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名*2 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)		保守管理の実施の都度	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名		評価の都度	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	6. 熱出力		原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して		10年間	7. 炉心の温度				10年間	8. 炉心入口温度				10年間	9. 冷却材入口温度				10年間	10. 冷却材出口温度				10年間	11. 冷却材圧力				10年間	12. 冷却材流量				10年間	13. 制御棒位置				10年間	14. 再結合装置内の温度 (1) 静的触媒式水素再結合装置温度 (2) 置式水素燃焼装置温度		運転中*3 1時間毎		1年間	15. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量		モード1及びモード2において毎日1回		1年間	<p>新規制基準を踏まえた記録の追加 記録の番号の変更</p>
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*	検査の都度	検査の都度	保存期間																																																																																																																																																														
1. 使用前検査の結果		検査の都度	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間																																																																																																																																																														
2. 定期検査の結果		検査の都度	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間																																																																																																																																																														
3. 原子炉施設の巡視又は点検の結果並びにその担当者の氏名		毎日1回	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																																																																																														
4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名*2 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)		保守管理の実施の都度	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																																																																																														
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名		評価の都度	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																																																																																																																																																														
6. 熱出力		原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して		10年間																																																																																																																																																														
7. 炉心の温度				10年間																																																																																																																																																														
8. 炉心入口温度				10年間																																																																																																																																																														
9. 冷却材入口温度				10年間																																																																																																																																																														
10. 冷却材出口温度				10年間																																																																																																																																																														
11. 冷却材圧力				10年間																																																																																																																																																														
12. 冷却材流量				10年間																																																																																																																																																														
13. 制御棒位置				10年間																																																																																																																																																														
14. 再結合装置内の温度 (1) 静的触媒式水素再結合装置温度 (2) 置式水素燃焼装置温度		運転中*3 1時間毎		1年間																																																																																																																																																														
15. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量		モード1及びモード2において毎日1回		1年間																																																																																																																																																														
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*	検査の都度	検査の都度	保存期間																																																																																																																																																														
1. 使用前検査の結果		検査の都度	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間																																																																																																																																																														
2. 定期検査の結果		検査の都度	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間																																																																																																																																																														
3. 原子炉施設の巡視又は点検の結果並びにその担当者の氏名		毎日1回	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																																																																																														
4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名*2 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)		保守管理の実施の都度	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																																																																																														
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名		評価の都度	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																																																																																																																																																														
6. 熱出力		原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して		10年間																																																																																																																																																														
7. 炉心の温度				10年間																																																																																																																																																														
8. 炉心入口温度				10年間																																																																																																																																																														
9. 冷却材入口温度				10年間																																																																																																																																																														
10. 冷却材出口温度				10年間																																																																																																																																																														
11. 冷却材圧力				10年間																																																																																																																																																														
12. 冷却材流量				10年間																																																																																																																																																														
13. 制御棒位置				10年間																																																																																																																																																														
14. 再結合装置内の温度 (1) 静的触媒式水素再結合装置温度 (2) 置式水素燃焼装置温度		運転中*3 1時間毎		1年間																																																																																																																																																														
15. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量		モード1及びモード2において毎日1回		1年間																																																																																																																																																														

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 (第2編2号炉及び添付(第2編2号炉))

敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更前)		敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更後)		備考
15. 記録(実用炉規則第67条に基づく記録) 記録すべき場合*1 配置又は配置替えの 都度	保存期間 取出後10年間	16. 原子炉内における燃料体の配置 配置又は配置替えの 都度	記録すべき場合*1 配置又は配置替えの 都度	記録の番号の変更 (以下、同じ)
17. 運転開始前の点検結果 開始の都度	1年間	17. 運転開始前の点検結果 開始の都度	1年間	
18. 運転停止後の点検結果 停止の都度	1年間	18. 運転停止後の点検結果 停止の都度	1年間	
19. 運転開始日時 その都度	1年間	19. 運転開始日時 その都度	1年間	
20. 運転到達日時 その都度	1年間	20. 運転到達日時 その都度	1年間	
21. 緊急しや断日時 その都度	1年間	21. 緊急しや断日時 その都度	1年間	
22. 運転停止日時 その都度	1年間	22. 運転停止日時 その都度	1年間	
23. 警報装置から発せられた警報*2の内容 その都度	1年間	23. 警報装置から発せられた警報*2の内容 その都度	1年間	
24. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの 者の交代の日時及び交代時の引継事項	1年間	24. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの 者の交代の日時及び交代時の引継事項	1年間	
25. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 配置又は配置替えの 都度	5年間	25. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 配置又は配置替えの 都度	5年間	
26. 使用済燃料の引出し時における放射能の量 抽出しの都度	10年間	26. 使用済燃料の引出し時における放射能の量 抽出しの都度	10年間	
27. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 挿入前及び取出後	取出後10年間	27. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 挿入前及び取出後	取出後10年間	
28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物 の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量 当量率	10年間	28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物 の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量 当量率	10年間	
29. 放射性廃棄物の排気口又は非気密設備及び排水口 又は排水監視設備における放射性物質の1日間及 び3月間についての平均濃度	10年間	29. 放射性廃棄物の排気口又は非気密設備及び排水口 又は排水監視設備における放射性物質の1日間及 び3月間についての平均濃度	10年間	
30. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当 量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃 度及び放射性物質によって汚染された物の表面の 放射性物質の密度	10年間	30. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当 量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃 度及び放射性物質によって汚染された物の表面の 放射性物質の密度	10年間	
31. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の 線量、女子*3の放射線業務従事者の4月1日、7 月1日、10月1日及び11月1日を始期とする各3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実 を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあ っては出産までの間毎月1日を始期とする1月間 の線量	※5	31. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の 線量、女子*3の放射線業務従事者の4月1日、7 月1日、10月1日及び11月1日を始期とする各3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実 を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあ っては出産までの間毎月1日を始期とする1月間 の線量	※6	注釈番号の変更
32. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシー ベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を 含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	※5	32. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシー ベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を 含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	※6	注釈番号の変更
33. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の前年度 における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原 子力規制委員会が定める5年間における当該年度 の前年度までの放射線被ばくの経歴	※5	33. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の前年度 における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原 子力規制委員会が定める5年間における当該年度 の前年度までの放射線被ばくの経歴	※6	注釈番号の変更
34. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別 の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその 運搬の日時及び経路	1年間	34. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別 の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその 運搬の日時及び経路	1年間	
35. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射 性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性 廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化 した場合には当該容器の数量及び比重並びにその 廃棄の日、場所及び方法	※6	35. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射 性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性 廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化 した場合には当該容器の数量及び比重並びにその 廃棄の日、場所及び方法	※7	注釈番号の変更

(注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

備考	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）
<p>表341-2*1</p> <p>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</p> <p>第203条（品質保証計画）4. 2 文書化に関する要求事項4. 2.</p> <p>1 一般 に定める次の文書及び記録</p> <p>1. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>2. 品質マネジメントシステムの一次文書</p> <p>(1) 第203条に定める品質保証計画</p> <p>(2) 品質保証規程</p> <p>3. 品質マネジメントシステムの二次文書</p> <p>(1) 原子力施設の重要度分類基準要項</p> <p>(2) 品質管理要項</p> <p>(3) 文書取扱要項</p> <p>(4) 品質記録管理要項</p> <p>(5) 品質目標及び品質保証計画管理要項</p> <p>(6) 品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項</p> <p>(7) マネジメントレビュー要項</p> <p>(8) 力量設定管理要項</p> <p>(9) 運転責任者の合否判定等業務等に関する要項</p> <p>(10) 原子炉主任技術者の選任及び職務要項</p> <p>(11) 作業環境測定管理要項</p> <p>(12) 運転管理業務要項</p> <p>(13) 燃料管理業務要項</p> <p>(14) 放射性廃棄物管理業務要項</p> <p>(15) 放射線管理業務要項</p> <p>(16) 保守管理業務要項</p> <p>(17) 原子力災害対策業務要項</p> <p>(18) コンプライアンス・安全文化醸成活動要項</p> <p>(19) 官庁申請手続取扱要項</p> <p>(20) 対外約束事項管理要項</p> <p>(21) 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項</p> <p>(22) 官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項</p> <p>(23) 事故・故障時等対応要項</p> <p>(24) 設計管理要項</p> <p>(25) 調達管理要項</p> <p>(26) 重要設備取引先登録要項</p> <p>(27) 組織外所有物管理要項</p> <p>(28) 予備品・貯蔵品取扱要項</p> <p>(29) 内部監査要項</p> <p>(30) 業務プロセスレビュー要項</p> <p>(31) 試験・検査管理要項</p> <p>(32) 不適合管理要項</p> <p>(33) 原子力施設情報公開ライブラリー「ニュース」登録管理要項</p> <p>(34) データ分析要項</p> <p>(35) 根本原因分析実施要項</p>	<p>表341-2*2</p> <p>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</p> <p>第203条（品質保証計画）4. 2 文書化に関する要求事項4. 2.</p> <p>1 一般 に定める次の文書及び記録</p> <p>1. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>2. 品質マネジメントシステムの一次文書</p> <p>(1) 第203条に定める品質保証計画</p> <p>(2) 品質保証規程</p> <p>3. 品質マネジメントシステムの二次文書</p> <p>(1) 原子力施設の重要度分類基準要項</p> <p>(2) 品質管理要項</p> <p>(3) 文書取扱要項</p> <p>(4) 品質記録管理要項</p> <p>(5) 品質目標及び品質保証計画管理要項</p> <p>(6) 品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項</p> <p>(7) マネジメントレビュー要項</p> <p>(8) 力量設定管理要項</p> <p>(9) 運転責任者の合否判定等業務等に関する要項</p> <p>(10) 原子炉主任技術者の選任及び職務要項</p> <p>(11) 作業環境測定管理要項</p> <p>(12) 運転管理業務要項</p> <p>(13) 燃料管理業務要項</p> <p>(14) 放射性廃棄物管理業務要項</p> <p>(15) 放射線管理業務要項</p> <p>(16) 保守管理業務要項</p> <p>(17) 原子力災害対策業務要項</p> <p>(18) コンプライアンス・安全文化醸成活動要項</p> <p>(19) 官庁申請手続取扱要項</p> <p>(20) 対外約束事項管理要項</p> <p>(21) 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項</p> <p>(22) 官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項</p> <p>(23) 事故・故障時等対応要項</p> <p>(24) 設計管理要項</p> <p>(25) 調達管理要項</p> <p>(26) 重要設備取引先登録要項</p> <p>(27) 組織外所有物管理要項</p> <p>(28) 予備品・貯蔵品取扱要項</p> <p>(29) 内部監査要項</p> <p>(30) 業務プロセスレビュー要項</p> <p>(31) 試験・検査管理要項</p> <p>(32) 不適合管理要項</p> <p>(33) 原子力施設情報公開ライブラリー「ニュース」登録管理要項</p> <p>(34) データ分析要項</p> <p>(35) 根本原因分析実施要項</p>	<p>注釈番号の変更</p> <p>新規則基準を踏まえた社内規程の追加 記録の番号の変更（以下、同じ）</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（報告） 第342条 発電室長及び各マネージャーは、次に定める事項に該当する場合は該当するおそれがある と判断した場合には、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第286条（運転上の制限を満足しない場合）） (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第 309条（放射性液体廃棄物の管理）又は第310条（放射性気体廃棄物の管理）） (3) 外部放射線に係る線量率等に異常が認められた場合（第322条（外部放射線に係る線量当 量率等の測定）） (4) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事態が生じた場合 (5) 第289条（異常時の基本的な対応）第1項又は第2項に定める異常が発生した場合 2. 所長は、第1項の報告を受けた場合には、社長に報告する。 3. 第1項(1)に定める事項に該当する場合は、直ちに原子力規制委員会に報告する。 4. 本条に規定される報告については、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより行う。</p>	<p>（報告） 第342条 発電室長及び各マネージャーは、次に定める事項に該当する場合は該当するおそれがある と判断した場合には、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第287条（運転上の制限を満足しない場合）） (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第 309条（放射性液体廃棄物の管理）又は第310条（放射性気体廃棄物の管理）） (3) 外部放射線に係る線量率等に異常が認められた場合（第322条（外部放射線に係る線量当 量率等の測定）） (4) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事態が生じた場合 (5) 第290条（異常時の基本的な対応）第1項又は第2項に定める異常が発生した場合 2. 所長は、第1項の報告を受けた場合には、社長に報告する。 3. 第1項(1)に定める事項に該当する場合は、直ちに原子力規制委員会に報告する。 4. 本条に規定される報告については、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより行う。</p>	<p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p>

注) 下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第2編2号炉及び添付（第2編2号炉））

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
	<p>附 則（ ． ． ． ） <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 <u>2.</u> 本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定（第3項を除く。）については、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 <u>3.</u> 第2.8.3条（重大事故等対処設備）のうち、原子炉圧力容器キャビティ水位監視装置に係る規定については、原子炉の運転モード5の期間における使用前検査終了日から適用する。 <u>4.</u> 第2.1.2条（原子炉の運転員等の確保）、第2.1.7条（火災発生時の体制の整備）、第2.1.7条の2（内部溜水発生時の体制の整備）、第2.1.7条の3（その他自然災害発生時の体制の整備）、第2.1.7条の5（重大事故等発生時の体制の整備）及び第2.1.7条の6（大規模相模発生時の体制の整備）については、原子炉に燃料を装荷するまでに、各体制が整備されたことを所長が確認した日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 <u>5.</u> 本規定施行後、2号炉の初回の原子炉起動前までに、第2.1.7条の5（重大事故等発生時の体制の整備）第4項(2)に定める成立性の確認訓練を実施する。</p>	

注) 下線は改正事項に含まない。